

横浜市生活環境の 保全等に関する条例 関係規程集

令和6年4月1日

条例・施行規則・指針・指導基準等

横浜市

目 次

条例・施行規則

横浜市生活環境の保全等に関する条例・施行規則	1
横浜市生活環境の保全等に関する条例附則	90
横浜市生活環境の保全等に関する条例別表	96
横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則附則	98

施行規則 別表

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則 別表第1から別表第18	106
-----------------------------------	-----

指針

環境への負荷の低減に関する指針（事業所の配慮すべき事項）	169
環境への負荷の低減に関する指針（飲食店等がにおいて配慮すべき事項）	172
化学物質の適正な管理に関する指針	173
環境の保全に係る組織体制の整備に関する指針	177
夜間における営業に係る騒音の防止に関する指針	179
自動車等の排出ガスの抑制に関する指針	181
建築物環境配慮指針	183
温室効果ガスの排出の抑制に関する指針	184
生活騒音防止に関する配慮すべき指針	194
土地の形質の変更に伴う公害の防止に関する指針	196
汚染土壌処理業許可申請前対策指針	198
低炭素電気の普及の促進に関する指針	201

指導基準等

小規模焼却炉等の排煙による大気汚染の防止に関する指導基準	202
小規模固定型内燃機関及びガスタービンの排煙による大気汚染の防止に関する指導基準	203
石綿排出作業による大気汚染の防止に関する指導基準	204
焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策指導基準	208
工事排水による公共用水域の水質汚濁の防止に関する指導基準	212
屋外作業に伴う騒音及び振動による公害の防止に関する指導基準	213
掘削作業による地盤沈下の防止に関する指導基準	215
小規模揚水施設に係る地下水の採取による地盤沈下の防止に関する指導基準	216
横浜市建築物環境性能表示基準	217
悪臭に関する評価方法	223
二酸化炭素排出量の算定方法	224
環境保全協定の締結の手続に関する実施細目	225

条例・施行規則

公布 平成14年12月25日横浜市条例第58号
 改正 平成16年 3月 5日横浜市条例第12号
 平成16年12月24日横浜市条例第73号
 平成18年12月25日横浜市条例第75号
 平成21年 3月 5日横浜市条例第 7号
 平成24年 2月24日横浜市条例第16号
 平成26年 6月 5日横浜市条例第37号
 平成30年12月25日横浜市条例第75号
 平成31年 2月25日横浜市条例第 9号
 令和 3年 3月 5日横浜市条例第 8号

公布 平成15年 3月 7日横浜市規則第 17号
 改正 平成16年 4月 1日横浜市規則第 46号
 平成16年 4月 1日横浜市規則第 49号
 平成16年 6月25日横浜市規則第 76号
 平成17年 3月25日横浜市規則第 34号
 平成18年 3月31日横浜市規則第 84号
 平成18年 9月29日横浜市規則第133号
 平成19年 5月25日横浜市規則第 67号
 平成19年 6月25日横浜市規則第 79号
 平成20年10月 3日横浜市規則第 88号
 平成21年 3月31日横浜市規則第 47号
 平成21年 6月 5日横浜市規則第 67号
 平成22年 3月25日横浜市規則第 13号
 平成22年 6月25日横浜市規則第 51号
 平成23年 3月31日横浜市規則第 38号
 平成24年 2月15日横浜市規則第 5号
 平成24年 9月25日横浜市規則第 83号
 平成25年 1月25日横浜市規則第 4号
 平成25年 6月25日横浜市規則第 65号
 平成26年 3月31日横浜市規則第 37号
 平成26年 9月25日横浜市規則第 64号
 平成26年11月25日横浜市規則第 73号
 平成27年 5月25日横浜市規則第 63号
 平成27年10月15日横浜市規則第 80号
 平成28年 6月24日横浜市規則第 84号
 平成28年11月25日横浜市規則第106号
 平成29年 3月31日横浜市規則第 32号
 平成30年 5月25日横浜市規則第 49号
 平成31年 3月29日横浜市規則第 26号
 令和元年 6月25日横浜市規則第 9号
 令和 2年 3月25日横浜市規則第 24号
 令和 3年 7月21日横浜市規則第 49号
 令和 4年 6月24日横浜市規則第 51号
 令和 5年 5月 2日横浜市規則第 45号
 令和 6年 3月15日横浜市規則第 12号
 令和 6年 3月29日横浜市規則第 28号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）
 第2章 指定事業所の設置等の手続等
 第1節 指定事業所の設置の許可等（第3条—第15条）
 第2節 削除
 第3節 環境管理事業所（第18条—第24条）
 第3章 事業所における公害の防止
 第1節 大気汚染及び悪臭の防止（第25条—第27条）
 第2節 水質汚濁の防止（第28条—第30条）
 第3節 騒音及び振動の防止（第31条—第34条）
 第4章 指定事業所等に対する命令等（第35条—第37条）
 第5章 事業所における環境への負荷の低減等
 第1節 環境への負荷の低減（第38条・第39条）
 第2節 化学物質の適正な管理（第40条—第44条の2）
 第3節 環境の保全に係る組織体制の整備（第45条・第46条）
 第6章 特定行為の制限等

目次

第1章 総則（第1条—第5条の3）
 第2章 指定事業所の設置等の手続等
 第1節 指定事業所の設置の許可等（第6条—第22条）
 第2節 削除
 第3節 環境管理事業所（第25条—第30条）
 第3章 事業所における公害の防止
 第1節 大気汚染及び悪臭の防止（第31条—第33条）
 第2節 水質汚濁の防止（第34条—第37条）
 第3節 騒音及び振動の防止（第38条—第41条）
 第4章 事業所における環境への負荷の低減等（第42条）
 第5章 特定行為の制限等

- 第1節 屋外燃焼行為の制限（第47条）
- 第2節 炭化水素系物質の発散の防止（第48条・第49条）
- 第3節 船舶からの排煙の排出の制限（第50条）
- 第4節 拡声機騒音の規制（第51条）
- 第5節 飲食店等における夜間騒音の防止（第51条の2—第60条）
- 第7章 地下水、土壌及び地盤環境の保全
 - 第1節 地下水の水質の浄化対策（第61条—第61条の5）
 - 第2節 土地の形質の変更に伴う公害の防止（第62条—第62条の3）
 - 第2節の2 特定有害物質による土壌の汚染の防止等（第63条—第69条の8）
 - 第2節の3 ダイオキシン類による土壌の汚染の防止等（第70条—第70条の9）
 - 第3節 地下水の採取による地盤の沈下の防止（第71条—第82条）
- 第8章 特定行為等に係る公害の防止
 - 第1節 特定小規模施設の排煙による大気汚染の防止（第83条—第88条）
 - 第2節 石綿排出作業による大気汚染の防止（第89条—第95条）
 - 第3節 焼却施設の解体工事による大気汚染の防止（第96条—第101条）
 - 第4節 工事排水による水質汚濁の防止（第102条—第107条）
 - 第5節 屋外作業に伴う騒音及び振動による公害の防止（第108条—第113条）
 - 第6節 掘削作業による地盤沈下の防止（第114条—第120条）
 - 第7節 小規模揚水施設に係る地下水の採取による地盤沈下の防止（第121条—第127条）
- 第9章 自動車の使用に伴う環境への負荷の低減
 - 第1節 自動車の使用に伴う環境への負荷の低減（第128条—第134条）
 - 第2節 削除
 - 第3節 自動車の駐車時における原動機の停止等（第138条—第141条）
- 第9章の2 建築物の建築に係る環境への負荷の低減（第141条の2—第141条の13）
- 第10章 地球環境の保全
 - 第1節 温室効果ガスの排出の抑制等（第142条—第145条）
 - 第2節 削除
 - 第3節 再生可能エネルギーの導入（第146条の2—第146条の4）
 - 第4節 低炭素電気の普及の促進（第146条の5—第146条の9）
- 第11章 日常生活における環境の保全
 - 第1節 日常生活に伴う騒音等の防止（第147条）
 - 第2節 日常生活等に伴う水質汚濁の防止（第148条）
- 第12章 非常時の措置（第149条・第149条の2）
- 第13章 環境保全協定の締結（第150条）
- 第14章 雑則（第151条—第158条）

- 第1節 屋外燃焼行為の制限（第43条）
- 第2節 炭化水素系物質の発散の防止（第44条・第45条）
- 第3節 船舶からの排煙の排出の制限（第46条）
- 第4節 拡声機騒音の規制（第47条—第48条の2）
- 第5節 飲食店等における夜間騒音の防止（第49条—第53条）
- 第6章 地下水、土壌及び地盤環境の保全
 - 第1節 地下水の水質の浄化対策（第54条—第56条）
 - 第2節 土地の形質の変更に伴う公害の防止（第57条・第58条）
 - 第2節の2 特定有害物質による土壌の汚染の防止等（第59条—第59条の56）
 - 第2節の3 ダイオキシン類による土壌の汚染の防止等（第60条—第60条の9）
 - 第3節 地下水の採取による地盤沈下の防止（第61条—第67条）
- 第7章 特定行為等に係る公害の防止
 - 第1節 特定小規模施設の排煙による大気汚染の防止（第68条—第69条）
 - 第2節 石綿排出作業による大気汚染の防止（第70条—第72条の5）
 - 第3節 焼却施設の解体工事による大気汚染の防止（第73条・第74条）
 - 第4節 工事排水による水質汚濁の防止（第75条）
 - 第5節 屋外作業に伴う騒音及び振動による公害の防止（第76条）
 - 第6節 掘削作業による地盤沈下の防止（第77条—第79条）
 - 第7節 小規模揚水施設に係る地下水の採取による地盤沈下の防止（第80条—第82条）
- 第8章 自動車の使用に伴う環境への負荷の低減
 - 第1節 自動車の使用に伴う環境への負荷の低減（第83条・第84条）
 - 第2節 削除
 - 第3節 自動車の駐車時における原動機の停止等（第87条・第88条）
- 第8章の2 建築物の建築に係る環境への負荷の低減（第88条の2—第88条の9）
- 第9章 地球環境の保全
 - 第1節 温室効果ガスの排出の抑制等（第89条—第89条の4）
 - 第2節 削除
 - 第3節 再生可能エネルギーの導入（第90条の2—第90条の4）
 - 第4節 低炭素電気の普及の促進（第90条の5—第90条の7）
- 第10章 非常時の措置（第91条）
- 第11章 環境保全協定の締結（第92条）
- 第12章 雑則（第93条・第94条）

第15章 罰則（第159条—第165条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例（平成7年3月横浜市条例第17号。以下「基本条例」という。）の趣旨にのっとり、事業所の設置についての規制、事業活動及び日常生活における環境の保全のための措置その他の環境への負荷の低減を図るために必要な事項を定めることにより、現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活環境を保全することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 基本条例第2条第1号に規定する環境への負荷をいう。
- (2) 公害 基本条例第2条第2号に規定する公害をいう。
- (3) 事業所 工場及び事業場をいう。
- (4) 指定作業 別表に掲げる作業で規則で定めるものをいう。
- (5) 指定施設 指定作業を行うために事業所に配置される施設（装置及び設備を含む。）で規則で定めるものをいう。
- (6) 指定事業所 排煙、粉じん、悪臭、排水、騒音又は振動を発生させることにより公害を生じさせるおそれがある事業所（臨時的又は仮設的な事業所を除く。）で指定作業を行うものをいう。
- (7) 指定外事業所 事業所のうち、指定事業所以外の事業所をいう。
- (8) 化学物質 急性毒性物質、慢性毒性物質、発がん性物質等人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある元素又は化合物で医薬品、医薬部外品及び放射性物質以外のものをいう。
- (9) 自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいう。
- (10) 温室効果ガス 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第3項に規定する物質をいう。
- (11) 温室効果ガスの排出 地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第4項に規定する温室効果ガスの排出をいう。
- (12) 排煙 次に掲げる物質をいう。
 - ア 燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物
 - イ 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生する窒素酸化物
 - ウ 燃料その他の物の燃焼、製造、加工若しくは使用又は受入れ、保管若しくは出荷に伴い発生し、又は発散する炭化水素系物質
 - エ 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん
 - オ 物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、塩化水素その他の人の健康又は生活環境に係る被害を

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年12月横浜市条例第58号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

（指定作業）

第3条 条例第2条第4号に規定する規則で定める作業は、別表第1の条例別表の作業の欄に掲げる作業ごとに同表の作業の内容の欄に掲げる作業（当該作業の一部のみを行う場合のその作業又は当該作業と密接に関連する作業を含む。）とする。

（指定施設）

第3条の2 条例第2条第5号に規定する規則で定める施設は、別表第1の条例別表の作業の欄に掲げる作業ごとに同表の施設の欄に掲げる施設とする。

（排煙指定物質）

第4条 条例第2条第12号オに規定する規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- (1) カドミウム及びその化合物

生ずるおそれがある物質（アからウまでに掲げる場合の当該物質を除く。）で規則で定めるもの（以下「排煙指定物質」という。）

- カ 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。）
- キ 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生する物質及び二次的に生成される物質のうち、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で規則で定めるもの
- (13) 粉じん 物の破碎、選別その他の機械的処理、堆積若しくは運搬又は動力を用いる土石の採取若しくは土地の形状の変更に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。
- (14) 排水 事業所から直接公共用水域（水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 2 条第 1 項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。）に排出され、又は事業所において若しくは事業所以外の場所において地下に浸透することとなる水その他の液体をいう。
- (15) 排水指定物質 カドミウム、シアン、トリクロロエチレンその他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で規則で定めるものをいう。
- (16) 地下浸透禁止物質 排水指定物質のうち地下に浸透することにより人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものその他の規則で定める物質をいう。
- (17) 特定有害物質 土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 2 条第 1 項に規定する特定有害物質をいう。
- (18) 住居系地域 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域をいう。
- (19) 建築物 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。
- (20) 建築物等 建築物その他の工作物をいう。

- (2) 塩素及び塩化水素
 - (3) ふっ素、^{ふっ}弗化水素及び^{ふっ}弗化珪素
 - (4) 鉛及びその化合物
 - (5) アンモニア
 - (6) シアン化合物
 - (7) 窒素酸化物
 - (8) 二酸化硫黄
 - (9) 硫化水素
- （粒子状物質）

第 5 条 条例第 2 条第 12 号キに規定する規則で定める物質は、ばいじん並びに硫黄酸化物、窒素酸化物及び塩化水素から生成される粒子状の物質（第 84 条第 3 項を除き、以下「粒子状物質」という。）とする。

（排水指定物質）

第 5 条の 2 条例第 2 条第 15 号に規定する規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- (1) カドミウム及びその化合物
- (2) シアン化合物
- (3) 有機燐化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（以下「パラチオン」という。）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（以下「メチルパラチオン」という。）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（以下「メチルジメトン」という。）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（以下「E P N」という。）に限る。）
- (4) 鉛及びその化合物
- (5) クロム及びその化合物
- (6) 砒素及びその化合物
- (7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
- (8) ポリ塩化ビフェニル
- (9) トリクロロエチレン
- (10) テトラクロロエチレン
- (11) ジクロロメタン
- (12) 四塩化炭素
- (13) 1, 2—ジクロロエタン
- (14) 1, 1—ジクロロエチレン
- (15) シス—1, 2—ジクロロエチレン
- (16) 1, 1, 1—トリクロロエタン
- (17) 1, 1, 2—トリクロロエタン
- (18) 1, 3—ジクロロプロペン
- (19) テトラメチルチウラムジスルフィド（以下「チウラム」という。）
- (20) 2—クロロ—4, 6—ビス（エチルアミノ）—s—トリアジン（以下「シマジン」という。）
- (21) S—4—クロロベンジル=N, N—ジエチルチオカルバマート（以下「チオベンカルブ」という。）
- (22) ベンゼン
- (23) セレン及びその化合物

第2章 指定事業所の設置等の手続等

第1節 指定事業所の設置の許可等

(設置の許可)

第3条 指定事業所は、市長の許可を受けた後でなければ設置してはならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書類を市長に提出しなければならない。ただし、規則で定める場合にあつては、その一部を省略することができる。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 指定事業所の名称及び所在地
- (3) 指定事業所の業種
- (4) 指定事業所の敷地の境界線
- (5) 指定事業所の周辺の状況
- (6) 指定事業所の敷地内における建物等の配置及び構造
- (7) 指定作業の種類及び工程
- (8) 指定施設の種類及びその種類ごとの数並びに指定施設ごとの規模、能力、構造、用途、配置及び使用時間
- (9) 原材料、燃料及び用水の種類及び使用量
- (10) 指定事業所における用水及び排水の系統
- (11) 排水の排出先
- (12) 生コンクリートプラントその他の規則で定める施設を設置する指定事業所にあつては、自動車の出入口の位置
- (13) 不飽和ポリエステル樹脂の塗布の作業を行う指定事業所にあつては、その作業の方法
- (14) 公害の防止の方法に関する計画
- (15) その他規則で定める事項

- (24) ほう素及びその化合物
 - (25) ふっ素及びその化合物
 - (26) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
 - (27) ダイオキシン類
 - (28) フェノール類
 - (29) 銅及びその化合物
 - (30) 亜鉛及びその化合物
 - (31) 鉄及びその化合物（溶解性のものに限る。）
 - (32) マンガン及びその化合物（溶解性のものに限る。）
 - (33) ニッケル及びその化合物
 - (34) 1, 4-ジオキサソ
- (地下浸透禁止物質)

第5条の3 条例第2条第16号に規定する規則で定める物質は、前条第1号から第4号まで、第6号から第14号まで、第16号から第27号まで及び第34号に掲げる物質（同条第26号に掲げる物質にあつてはし尿その他生活に起因する下水、家畜排泄物及び肥料の施用に係るものを除き、同条第27号に掲げる物質にあつては別表第11に定めるダイオキシン類の規制基準の適用を受ける事業所の排水に係るものに限る。）並びに六価クロム化合物、1, 2-ジクロロエチレン及び塩化ビニルモノマーとする。

第2章 指定事業所の設置等の手続等

第1節 指定事業所の設置の許可等

(自動車の出入口の位置を記載する施設)

第6条 条例第3条第2項第12号に規定する規則で定める施設は、生コンクリートプラントとする。ただし、容量が0.3立方メートル未満の生コンクリートプラント及び生コンクリートプラントを設置する指定事業所内でコンクリート二次製品を製造するためにのみ設置される当該生コンクリートプラントを除く。

(設置許可申請書の記載事項)

第7条 条例第3条第2項第15号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 指定事業所における事業内容
- (2) その他市長が必要と認める事項

(設置許可申請書等)

第8条 条例第3条第2項に規定する書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 指定事業所設置許可申請書（第1号様式）
- (2) 指定事業所概要書（第2号様式）
- (3) 公害防止方法概要書（第3号様式）

第9条 削除

3 前項第14号の計画は、当該指定事業所に係る同項第3号から第13号までに掲げる事項をあらかじめ十分に検討して、当該指定事業所において生ずるおそれがあると認められる公害（地盤の沈下によるものを除く。以下この節において同じ。）について総合的な防止の方法を講じようとするものでなければならない。

（許可の基準等）

第4条 市長は、前条第1項の許可の申請があった場合には、速やかにこれを審査するものとし、その内容が次のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えてはならない。

- (1) 第25条第1項、第28条第1項又は第31条第1項の規制基準に適合しないと認めるとき。
- (2) 第26条第2項、第29条第1項若しくは第2項又は第32条第2項の規定に違反すると認めるとき。
- (3) 前条第2項第12号の規則で定める施設を設置する指定事業所にあつては、当該指定事業所の接する道路その他周辺の状況が規則で定める基準に適合していないと認めるとき。

2 市長は、前項の審査に当たっては、当該指定事業所に係る物的設備及び事業活動の全般を包括して体系的に、かつ、当該指定事業所において生ずるおそれがある公害を総合して多角的に検討するものとする。

（許可の条件）

第5条 市長は、第3条第1項の許可には、公害の防止上必要な限度において、条件を付することができる。

（表示板の掲示）

第6条 第3条第1項の許可を受けた者（別表の61の項に掲げる作業（当該作業の一部分のみを行う場合のその作業又は当該作業と密接に関連する作業を含む。）を行う指定施設のみを設置する者を除く。）は、当該指定事業所を設置しようとする場所において公衆の見やすい箇所に、当該指定事業所の名称、許可年月日その他の規則で定める事項を記載した表示板を掲示しなければならない。当該指定事業所が設置された後においても、同様とする。

2 前項の表示板を掲示した者は、当該表示板に記載した事項に変更が生じた場合には、遅滞なく、当該記載した事項を書き換えなければならない。

3 第1項の表示板を掲示した者は、当該指定事業所を廃したとき、当該指定事業所が指定事業所に該当しなくなったとき、第14条第1項の規定により許可を取り消されたとき、又は当該指定事業所の設置の計画を中止したときは、速やかに、表示板を撤去しなければならない。

4 市長は、前3項の規定に違反している者があると認めるときは、その者に対し、第1項の規定による掲示、第2項の規定による書換え又は前項の規定による撤去をするよう勧告することができる。

（事業開始等の届出）

第7条 第3条第1項の許可を受けた者は、当該指定事業所に係る事業を開始したとき（当該指定事業所に係る一部の指定施設を使用して事業を開始した場合を含む。）は、その日から起算して14日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の場合において、一部の指定施設を使用して事業を

（生コンクリートプラント等を設置する指定事業所の周辺の状況に係る基準）

第10条 条例第4条第1項第3号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 自動車の出入口が2車線以上の道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいう。以下同じ。）で、歩道と車道との区別があり、かつ、舗装がなされているものに接していること。
- (2) 自動車の出入口が道路に接する部分の状況が当該出入口の接する道路の交通に支障を及ぼさないものであること。

2 前項各号に掲げる基準は、市長が特に認める第6条に規定する生コンクリートプラントについては、適用しない。

（表示板の掲示事項）

第11条 条例第6条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 指定事業所の名称及び所在地
- (2) 条例第3条第1項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号
- (3) 指定事業所に係る公害防止担当部課等及び連絡先

2 条例第6条第1項の規定による表示板の掲示は、表示板（第4号様式）により行うものとする。

（事業開始等届出書）

第12条 条例第7条の規定による届出は、指定事業所事業開始等届出書（第5号様式）により行うものとする。

開始した者は、当該指定事業所に係る全ての指定施設の設置の工事が完了したときは、その日から起算して14日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(変更の許可)

第8条 第3条第1項の許可を受けた者は、当該指定事業所に係る同条第2項第4号及び第6号から第15号までに掲げる事項の変更のうち、公害の防止上重要なものとして規則で定める変更をしようとするとき（当該指定事業所が第18条第1項の規定により認定された環境管理事業所である場合にあっては、これらの事項の変更のうち公害の防止上特に重要なものとして規則で定める変更をしようとするときに限る。）は、市長の許可を受けた後でなければ当該変更をしてはならない。

2 前項の許可を受けた者は、当該許可に基づき当該許可に係る変更をしたときは、その日から起算して14日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る変更の計画を中止したときは、その日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

4 第4条及び第5条の規定は、第1項の許可について準用する。

(変更の許可)

第13条 条例第8条第1項に規定する公害の防止上重要なものとして規則で定める変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定作業の追加
- (2) 指定施設の設置（形式、規模及び能力が同一である施設と交換して設置する場合を除く。）
- (3) 指定施設の構造の変更（規模又は能力の変更を伴う場合（指定施設が指定施設に該当しなくなる場合を除く。）に限る。）
- (4) 指定施設の配置の変更（指定事業所から発生する騒音又は振動が増大する場合に限る。）
- (5) 指定施設の使用時間の変更（別表第13又は別表第14に定める許容限度のより小さい数値が適用されることとなる場合に限る。）
- (6) 指定施設に係る燃料の種類又は使用量の変更
- (7) 別表第1の51の項に掲げる廃棄物焼却炉において焼却する物の種類又は量の変更
- (8) 別表第1の68の項に掲げる貯蔵施設において保管する物質の変更
- (9) 排煙指定物質、地下浸透禁止物質及び別表第4の2の(1)の表に掲げる物質を含有する原材料又は触媒その他の消耗資材の新たな使用
- (10) 排水の系統の変更
- (11) 排水の排出先の変更（第18条第1項第1号エに掲げる場合を除く。）
- (12) 指定作業を行う建物の設置、移設、除却又は規模若しくは構造の変更
- (13) 公害の防止のための装置（建物その他の工作物であつて公害の防止の用に供するものを含む。）の設置、構造の変更（規模又は能力の変更を伴う場合に限る。）、使用方法の変更、使用の廃止又は除却
- (14) 指定事業所の敷地の境界線の変更（指定施設と敷地の境界線までの距離が短くなることにより敷地境界線上での騒音又は振動が増大する場合に限る。）
- (15) 指定事業所（第6条の施設を設置するものに限る。）における自動車の出入口の位置の変更（出入口が異なる道路に接することとなる場合に限る。）

2 条例第8条第1項に規定する公害の防止上特に重要なものとして規則で定める変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 前項第7号及び第15号に掲げる変更
- (2) 指定作業（別表第1の51の項に掲げる廃棄物焼却炉及び第6条の施設に係るものに限る。）の追加
- (3) 指定施設（別表第1の51の項に掲げる廃棄物焼却炉及び第6条の施設に限る。）の設置（形式、規模及び能力が同一である施設と交換して設置する場合を除く。）
- (4) 指定施設（別表第1の51の項に掲げる廃棄物焼却炉に限る。）の構造の変更（規模又は能力の変更を伴う場合（指定施設が指定施設に該当しなくなる場合を除く。）に限る。）
- (5) 指定施設（別表第1の51の項に掲げる廃棄物焼却炉

第9条 削除

(変更の届出)

第10条 第3条第1項の許可を受けた者は、当該指定事業所に係る同条第2項第1号から第3号までに掲げる事項の変更をしたとき、又は同項第4号及び第6号から第15号までに掲げる事項の変更のうち規則で定める変更をしたときは、その日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- に限る。)に係る燃料の種類又は使用量の変更
- (6) 公害の防止のための装置(建物その他の工作物であつて公害の防止の用に供するものを含み、別表第1の51の項に掲げる廃棄物焼却炉に係るものに限る。)の設置、構造の変更(規模又は能力の変更を伴う場合に限る。)、使用方法の変更、使用の廃止又は除却
- 3 条例第8条第1項の規定による許可の申請は、次に掲げる書類により行うものとする。ただし、第3号に掲げる書類は、前2項に掲げる変更をすることにより公害の防止の方法を変更することとならない場合には、その提出を省略することができる。
- (1) 指定事業所に係る変更許可申請書(第6号様式)
 - (2) 指定事業所に係る変更概要書(第7号様式)
 - (3) 公害防止方法変更概要書(第8号様式)
- (変更完了届出書)

第14条 条例第8条第2項の規定による届出は、指定事業所に係る変更完了届出書(第9号様式)により行うものとする。

(変更計画中止届出書)

第15条 条例第8条第3項の規定による届出は、指定事業所に係る変更計画中止届出書(第10号様式)により行うものとする。

第16条及び第17条 削除

(変更の届出)

第18条 条例第10条に規定する規則で定める変更は、次の各号に掲げる事業所の区分に応じ、当該各号に定める変更とする。

- (1) 指定事業所(条例第18条第1項の規定により認定された環境管理事業所(以下「環境管理事業所」という。)を除く。) 次に掲げる変更
 - ア 指定作業の一部の廃止(指定事業所の廃止に伴う廃止を除く。)
 - イ 指定施設の使用の廃止又は除却(指定事業所の排水量の変更により指定施設が指定施設に該当しなくなった場合を含み、指定事業所の廃止に伴う使用の廃止又は除却を除く。)
 - ウ 指定施設の構造の変更(規模又は能力の変更を伴う場合で指定施設が指定施設に該当しなくなったときに限る。)
 - エ 排水の排出先の変更(下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第3号に規定する公共下水道であつて、同条第6号に規定する終末処理場(以下「終末処理場」という。)を設置している水路への変更(当該変更により指定事業所が指定事業所に該当しなくなった場合を除く。)に限る。)
 - オ 指定事業所の敷地の境界線の変更(第13条第1項第14号に掲げる場合を除く。)
 - カ 不飽和ポリエステル樹脂の塗布の作業の方法の変更
- (2) 環境管理事業所 次に掲げる変更
 - ア 指定作業の追加(第13条第2項第2号に掲げる場

(承継)

第11条 第3条第1項の許可を受けた者から当該指定事業所の全部を譲り受け、又は借り受けた者は、当該指定事業所に係る当該許可を受けた者の地位を承継する。

2 第3条第1項の許可を受けた者について相続、合併又は分割(当該指定事業所の全部を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該指定事業所の全部を承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

3 前2項の規定により第3条第1項の許可を受けた者の地

合を除く。)

イ 指定施設の設置(形式、規模及び能力が同一である施設と交換して設置する場合又は第13条第2項第3号に掲げる場合を除く。)

ウ 指定施設の構造の変更(第13条第2項第4号に掲げる場合を除き、規模又は能力の変更を伴う場合(指定施設が指定施設に該当しなくなった場合を除く。)に限る。)

エ 指定施設に係る燃料の種類又は使用量の変更(第13条第2項第5号に掲げる場合を除く。)

オ 排煙指定物質、地下浸透禁止物質及び別表第4の2の(1)の表に掲げる物質を含有する原材料又は触媒その他の消耗資材の新たな使用

カ 排水の系統の変更

キ 第13条第2項第6号に掲げる場合を除くほか、公害の防止のための装置(建物その他の工作物であって公害の防止の用に供するものを含む。)の設置、構造の変更(規模又は能力の変更を伴う場合に限る。)、使用方法の変更、使用の廃止又は除却

ク 指定事業所の敷地の境界線の変更

2 条例第10条の規定による届出は、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定める書類により行うものとする。

(1) 条例第3条第2項第1号から第3号まで及び前項第1号に掲げる変更 指定事業所に係る変更届出書(第13号様式)

(2) 前項第2号に掲げる変更 次に掲げる書類

ア 指定事業所に係る変更届出書

イ 指定事業所に係る変更概要書

ウ 公害防止方法変更概要書

3 第1項第2号に掲げる変更をすることにより公害の防止の方法を変更することとならない場合においては、前項第2号ウに掲げる書類は、その提出を省略することができる。(指定事業所の変更手続に関する特例)

第19条 条例第3条第1項の規定による許可を受けた者が条例第36条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により当該指定事業所における排煙、粉じん、悪臭、排水、騒音若しくは振動の処理の方法、施設等の構造又は作業の方法の改善、施設等の除却、原材料等の撤去その他必要な措置をとるべきことを命ぜられたことにより当該指定事業所に係る事項を変更することとなった場合においては、第13条から第15条まで及び前条の規定は、適用しない。

(地位承継届出書)

第20条 条例第11条第3項の規定による届出は、指定事業所に係る地位承継届出書(第14号様式)により行うものとする。

位を承継した者は、その承継があった日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(廃止等の届出)

第12条 第3条第1項の許可を受けた者は、当該指定事業所を廃止したとき(第14条の規定による取消しによる場合を除く。)、当該指定事業所が指定事業所に該当しなくなったとき(この条例又は第2条第4号若しくは第5号の規則の改正により該当しなくなった場合を除く。)、又は当該指定事業所の設置の計画を中止したときは、その日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。(許可の失効)

第13条 前条の届出があったとき、又は当該指定事業所がこの条例若しくは第2条第4号若しくは第5号の規則の改正により指定事業所に該当しなくなったときは、当該指定事業所に係る第3条第1項の許可は、その効力を失う。第8条第3項の届出があった場合の同条第1項の許可についても、同様とする。(許可の取消し)

第14条 市長は、第3条第1項の許可を受けた者が次のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消すことができる。

- (1) 詐欺その他不正な手段により第3条第1項又は第8条第1項の許可を受けたとき。
- (2) 第8条第1項の規定に違反して変更をしたとき。
- (3) 第26条第2項、第29条第1項又は第32条第2項の規定に違反したとき。
- (4) 第36条の規定による改善命令等に違反したとき。
- (5) 当該指定事業所に係る事業を許可の日から起算して1年以内に開始せず、又は1年以上引き続き休止している場合で、当該事業を開始し、又は再開する見込みがないとき。

2 市長は、第8条第1項の許可を受けた者が許可の日から起算してその許可に係る変更1年以内に着手せず、又は当該変更を1年以上中断しているときは、同項の許可を取り消すことができる。

(経過措置)

第15条 この条例又は第2条第4号若しくは第5号の規則の改正により一の事業所が指定事業所となった際現に当該指定事業所を設置している者(設置の工事を行っている者を含む。)は、当該指定事業所について、第3条第1項の許可を受けたものとみなす。

2 前項の規定により第3条第1項の許可を受けたものとみなされた者(以下「既設の事業者」という。)は、当該事業所が指定事業所となった日から起算して3月以内(当該期間内に第8条第1項の許可の申請をする場合にあっては、当該申請をする日まで)に、第3条第2項第1号から第14号までに掲げる事項その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

3 既設の事業者が、前項の期間内に同項の届出をしなかった場合は、当該期間経過の時に於いて、当該指定事業所に係る第3条第1項の許可は、取り消されたものとみなす。

4 既設の事業者については、第6条の規定は、当該事業所が指定事業所となった日から起算して3月間は適用しな

(指定事業所廃止等届出書)

第21条 条例第12条の規定による届出は、指定事業所廃止等届出書(第15号様式)により行うものとする。

(既設の指定事業所に係る届出)

第22条 条例第15条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 指定事業所における事業内容
- (2) その他市長が必要と認める事項

2 条例第15条第2項の規定による届出は、次に掲げる書類により行うものとする。

- (1) 指定事業所現況届出書(第16号様式)
- (2) 指定事業所概要書
- (3) 公害防止方法概要書

い。

5 既設の事業者については、第7条の規定は、適用しない。

第2節 削除

第16条及び第17条 削除

第3節 環境管理事業所

(環境管理事業所の認定)

第18条 市長は、環境の保全に関する方針の策定、目標の設定、計画の作成及び実施並びに体制の整備並びにこれらの監査(次項第3号において「環境管理・監査」という。)を行い、並びに大気汚染、水質汚濁等の防止等生活環境を保全するための取組を総合的かつ継続的に推進している指定事業所で規則で定める基準に適合するものを、当該指定事業所の設置者の申請に基づき、環境管理事業所として認定することができる。

2 前項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 指定事業所の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 指定事業所の名称及び所在地
- (3) 指定事業所の環境管理・監査の体制
- (4) 指定事業所の環境の保全に関する方針
- (5) 指定作業及び指定作業を行うために指定事業所に配置される施設の概要
- (6) その他規則で定める事項

3 第1項の認定の有効期間は、3年の範囲内で市長が定める期間とする。

(欠格事項)

第19条 指定事業所の設置者が、次のいずれかに該当すると

第2節 削除

第23条及び第24条 削除

第3節 環境管理事業所

(環境管理事業所の認定の基準)

第25条 条例第18条第1項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定事業所が、日本産業規格(以下「規格」という。)Q14001に定める環境マネジメントシステムを実施しているものとして、公益財団法人日本適合性認定協会又は同協会と同等と認められる外国の認定機関で市長が指定するものの認定を受けた環境マネジメントシステム審査登録機関に登録されていること。
- (2) 指定事業所において、条例第27条及び第30条に定めるところにより、排煙及び排水の測定がなされており、かつ、その結果が条例第25条第1項及び第28条第1項の規制基準に適合していること。
- (3) 指定事業所において、次に掲げる事故が発生した場合は、当該事故が発生した日から3年以上経過していること。
ア 硫黄酸化物、窒素酸化物、炭化水素系物質、ばいじん、排煙指定物質又は排水指定物質が指定事業所の外部に漏えいしたことにより、周辺住民等に対し健康被害又は経済的被害を及ぼしたものと認められる事故
イ 事故の発生原因、発生状況、措置状況等から判断して、事業所における環境に係る管理体制の重大な欠陥に起因したものと認められる事故
- (4) 施設等の構造又は作業の方法の改善、施設等の除却、原材料等の撤去その他の公害を除去するための措置が特に必要な指定事業所であると認められないこと。

(環境管理事業所認定申請書の記載事項等)

第26条 条例第18条第2項第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 前条第1号の登録をした環境マネジメントシステム審査登録機関の名称、登録番号、登録の有効期限及び登録の範囲
- (2) 第33条第1項の事業者にあつては、条例第27条の測定の結果(第33条第2項第2号に規定する窒素酸化物の濃度の常時測定の結果については、その概要)
- (3) 排水の量が第37条第1項に規定する量以上である事業者にあつては、条例第30条の測定の結果

(環境管理事業所認定申請書)

第27条 条例第18条第2項の規定による申請は、環境管理事業所認定申請書(第17号様式)により行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

- (1) 第25条第1号の登録を証する書面
- (2) 誓約書(第17号様式の2)

(欠格事項に係る法律)

第28条 条例第19条第1号に規定する規則で定める法律は、

きは、前条第1項の認定を受けることができない。

- (1) この条例又は環境の保全に関する法律若しくは条例で規則で定めるものの規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日の翌日から起算して3年を経過しない者であるとき。
- (2) 法人の場合にあつては、その役員のうち前号に該当する者があつたとき。
- (3) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）第24条の規定により過料の処分を受け、その処分を受けた日の翌日から起算して1年を経過しない者であるとき。

（環境管理事業所の公表）

第20条 市長は、第18条第1項の認定をしたときには、当該環境管理事業所に係る次に掲げる事項について公表するものとする。当該事項の内容に変更があつたときも、同様とする。

- (1) 名称及び所在地
- (2) 認定の有効期間
- (3) その他規則で定める事項

（変更の届出）

第21条 環境管理事業所の設置者は、当該環境管理事業所に係る第18条第2項第3号から第6号までに掲げる事項の変更をしたときは、その日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、環境管理事業所の設置者が前項の規定による届出をしていないときは、当該環境管理事業所の設置者に対し、同項の規定による届出をするよう勧告することができる。

（表示板の掲示）

第22条 環境管理事業所の設置者は、当該環境管理事業所に、環境管理事業所である旨の表示板を掲示することができる。

2 何人も、前項の規定により表示板を掲示するときを除き、同項の表示板又はこれと紛らわしい表示板を事業所に掲示してはならない。

3 市長は、前項の規定に違反して環境管理事業所である旨の表示板又はこれと紛らわしい表示板を掲示している者があると認めるときは、その者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。

（認定の失効）

次に掲げる法律とする。

- (1) 工業用水法（昭和31年法律第146号）
- (2) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- (3) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- (5) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- (6) 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- (7) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）
- (8) 振動規制法（昭和51年法律第64号）
- (9) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）
- (10) ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）
- (11) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）
- (12) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）
- (13) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）
- (14) 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）

（環境管理事業所の公表）

第29条 条例第20条の規定による公表は、環境管理事業所に係る同条第1号及び第2号に掲げる事項を記載した書面を、みどり環境局環境保全部環境管理課に備え置き、又はインターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

（環境管理事業所に係る変更届出書）

第30条 条例第21条第1項の規定による届出は、環境管理事業所に係る変更届出書（第18号様式）により行うものとする。

第 23 条 第 18 条第 1 項の認定は、次のいずれかに該当するときは、その効力を失う。

- (1) 認定の有効期間が満了したとき。
- (2) 当該環境管理事業所を廃止したとき。
- (3) 当該環境管理事業所が指定事業所に該当しなくなったとき。

(認定の取消し)

第 24 条 市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、第 18 条第 1 項の認定を取り消すものとする。

- (1) 環境管理事業所が、第 18 条第 1 項の基準に適合しなくなったとき。
- (2) 環境管理事業所の設置者が、第 19 条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) 詐欺その他の不正な手段により第 18 条第 1 項の認定を受けたとき。

第 3 章 事業所における公害の防止

第 1 節 大気汚染及び悪臭の防止

(大気汚染及び悪臭の防止に関する規制基準)

第 25 条 大気汚染及び悪臭の防止に関する規制基準は、次に定めるところによる。

- (1) 排煙に関する規制基準は、次に掲げる事項について規則で定める。
 - ア 硫黄酸化物の許容限度
 - イ 窒素酸化物の許容限度
 - ウ 炭化水素系物質の許容限度及び排出の方法並びに炭化水素系物質を取り扱う施設に備えるべき設備の基準
 - エ ばいじんの許容限度及びばいじんを発生する施設に備えるべき設備の基準
 - オ 排煙指定物質の許容限度及び排出の方法
 - カ ダイオキシンの許容限度
 - キ その他規則で定める物質の許容限度
- (2) 粉じんに関する規制基準は、粉じんを発生する作業の方法について、規則で定める。
- (3) 悪臭に関する規制基準は、事業所の構造及び悪臭を発生する作業の方法について、規則で定める。

2 事業者は、前項の規制基準を遵守しなければならない。

(住居系地域において禁止される行為)

第 26 条 市長は、住居系地域における生活環境を保全するために、著しい悪臭を発生する行為であり、かつ、その行為を禁止する以外には当該悪臭による公害を防止することが著しく困難であると認める行為を規則で指定することができる。

2 事業者は、住居系地域において、前項の規定により規則で指定された行為を行ってはならない。ただし、公害を生ずるおそれがない場合として市長が特に認めた場合は、この限りでない。

3 前項の規定は、一の行為が第 1 項の規定により規則で指定された行為となった際に当該行為を行っている者の当該行為については、規則で定める日から適用する。

(排煙の測定)

第 3 章 事業所における公害の防止

第 1 節 大気汚染及び悪臭の防止

(大気汚染及び悪臭の防止に関する規制基準)

第 31 条 条例第 25 条第 1 項第 1 号アの規制基準は、別表第 2 のとおりとする。

2 条例第 25 条第 1 項第 1 号イの規制基準は、別表第 3 のとおりとする。

3 条例第 25 条第 1 項第 1 号ウの規制基準は、別表第 4 のとおりとする。

4 条例第 25 条第 1 項第 1 号エの規制基準は、別表第 5 のとおりとする。

5 条例第 25 条第 1 項第 1 号オの規制基準は、別表第 6 のとおりとする。

6 条例第 25 条第 1 項第 1 号カの規制基準は、別表第 7 のとおりとする。

7 条例第 25 条第 1 項第 1 号キに規定する規則で定める物質は粒子状物質とし、同号キの規制基準は別表第 8 のとおりとする。

8 条例第 25 条第 1 項第 2 号の規制基準は、別表第 9 のとおりとする。

9 条例第 25 条第 1 項第 3 号の規制基準は、別表第 10 のとおりとする。

(住居系地域において禁止される行為)

第 32 条 条例第 26 条第 1 項の規定により規則で指定する行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 獣畜、魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器、^{げん} 臄若しくは羽毛を直接加工して行う皮革、油脂、にかわ、肥料又は飼料の製造

(2) フィッシュソリュブルを原料とする吸着飼料の製造

(3) 不飽和ポリエステル樹脂の塗布(建設工場の現場において行う行為を除く。)

(排煙の測定)

第27条 事業所において発生する排煙を大気中に排出する事業者のうち、排煙の排出による環境への影響が比較的大きいものとして規則で定める事業者は、規則で定めるところにより、排煙量及び排煙濃度を測定し、その結果を記録し、及び保存しておかなければならない。

第33条 条例第27条に規定する規則で定める事業者は、次に掲げる事業者とする。

- (1) 燃料（ガス燃料を除く。以下この号及び次項第1号において同じ。）の燃焼により硫黄酸化物（条例第2条第12号アに定める硫黄酸化物に限る。以下この条及び別表第2において同じ。）を発生する指定施設を使用する指定事業所の事業者及び燃料以外の物の燃焼により硫黄酸化物を発生する指定施設（排出ガス量（温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算した1時間当たりの排出ガスの最大量とする。以下同じ。）が10,000立方メートル未満であり、かつ、排煙脱硫設備を設置していない施設を除く。）を使用する指定事業所の事業者
- (2) 窒素酸化物（条例第2条第12号イに定める窒素酸化物に限る。以下この条及び別表第3において同じ。）を発生する排煙発生施設（大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設（以下「ばい煙発生施設」という。）、別表第1の51の2の項に掲げる施設（分別等処理施設を除き、バーナーの重油換算燃焼能力（燃焼することができる燃料の量を同表備考1に定める方法により重油の量に換算したものをいう。以下同じ。）が1時間当たり50リットル以上であるものに限る。）及び同表の54の項に掲げる廃ガス燃焼施設をいう。以下同じ。）
（ガスタービン、ディーゼルエンジン及びガスエンジンのうち専ら非常時において用いられるもの並びに大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち伝熱面積が10平方メートル未満のもの（以下「小型ボイラー」という。）で昭和63年3月1日前に設置されたものを除く。次項第2号において同じ。）を使用する指定事業所の事業者
- (3) 炭化水素系物質（条例第2条第12号ウに定める炭化水素系物質に限る。以下この条及び別表第4において同じ。）を排出する施設を使用する指定事業所の事業者で次に掲げるもの
 - ア 別表第1の68の項に掲げる出荷施設を使用する事業者
 - イ 炭化水素系物質のうち別表第4の2の(1)の表に掲げる物質（以下「炭化水素系特定物質」という。）を排出する指定施設を使用する事業者（資本金の額又は出資の総額が50,000,000円以下であって常時使用する従業員の数が300人以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の個人を除く。）
- (4) ばいじん（条例第2条第12号エに定めるばいじんに限る。以下この条及び別表第5において同じ。）を発生する排煙発生施設（同表に掲げる施設（小型ボイラーのうちガスを専焼させるもの、軽質液体燃料（灯油、軽油又はA重油をいう。以下同じ。）を専焼させるもの及びガスと軽質液体燃料を混焼させるものを除く。）に限る。）を使用する指定事業所の事業者
- (5) 排煙指定物質を排出する指定事業所の事業者（資本金の額又は出資の総額が50,000,000円以下であって常時使用する従業員の数が300人以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の個人を除く。）
- (6) ダイオキシン類（条例第2条第12号カに定めるダイ

オキシシン類に限る。以下この条及び別表第7において同じ。)が発生する施設(同表に掲げる施設に限る。)を使用する事業者

- 2 条例第27条の規定による排煙量及び排煙濃度の測定は、次に定めるところにより行わなければならない。
- (1) 硫黄酸化物にあつては、2月に1回以上次に掲げる方法により行うこと。
- ア 燃料の燃焼の場合(指定施設に排煙脱硫設備を設置している場合を除く。)は、燃料の使用量及び燃料中の硫黄含有率から硫黄酸化物の量を算定すること。この場合において、液体燃料(石油系のものに限る。)中の硫黄含有率は規格K2541-1から2541-7までに定める方法により、固体燃料中の硫黄含有率は規格M8813に定める全硫黄の定量方法により測定すること。ただし、他の方法により燃料中の硫黄含有量を確認することができる場合は、この限りでない。
- イ 燃料の燃焼の場合(指定施設に排煙脱硫設備を設置している場合に限る。)及び燃料以外の物の燃焼の場合は、規格Z8808に定める方法により排出ガス量を、規格K0103に定める方法により硫黄酸化物の濃度をそれぞれ測定して硫黄酸化物の量を算定すること。
- (2) 窒素酸化物にあつては、排煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出ガス量を規格Z8808に定める方法により、窒素酸化物の濃度を規格K0104に定める方法により、次に掲げる頻度でそれぞれ測定して、窒素酸化物の量を算定すること。
- ア 当該排出ガス量が40,000立方メートル以上の排煙発生施設(ウに掲げるものを除く。)においては、当該排出ガス量及び窒素酸化物の濃度を2月に1回以上それぞれ測定すること。ただし、当該排煙発生施設のうち、大気汚染防止法第5条の2第1項に規定する特定工場等に設置されるばい煙発生施設においては、当該排出ガス量を2月に1回以上及び窒素酸化物の濃度を常時測定すること。
- イ 当該排出ガス量が40,000立方メートル未満の排煙発生施設(ウに掲げるものを除く。)においては、当該排出ガス量及び窒素酸化物の濃度を6月に1回以上それぞれ測定すること。
- ウ 大気汚染防止法施行令別表第1の2の項に掲げるガス発生炉のうち、水蒸気改質方式の改質器であつて水素(温度が零度であつて、圧力が1気圧の状態に換算したものをいう。第4号イ(ウ)において同じ。)の製造能力が毎時1,000立方メートル未満の施設(気体状の燃料及び原料のみを使用するものに限る。)及び燃料電池用改質器においては、当該排出ガス量及び窒素酸化物の濃度を5年に1回以上それぞれ測定すること。
- (3) 炭化水素系物質にあつては、次に掲げる方法により行うこと。
- ア 別表第4の1に定める規制基準の適用を受ける出荷施設から排出する炭化水素系物質にあつては、同表の1に定める方法により、当該炭化水素系物質の濃度又は除去率を年2回以上測定すること。

- イ 炭化水素系特定物質（原材料等から判断して排出するおそれがあると認められるものに限る。）にあっては、別表第4の2に定める方法により、指定施設の排出口から大気中に排出される当該炭化水素系特定物質の濃度を年2回以上測定すること。
- (4) ばいじんにあっては、次に掲げる方法により行うこと。
- ア 排煙発生施設のうち廃棄物焼却炉においては、排出口から大気中に排出されるばいじんの量を別表第5の1に定める方法により、次に掲げる施設の規模に応じ、それぞれ次に定める頻度で測定すること。
- (ア) 1時間当たりの焼却能力が4トン以上の施設
2月に1回以上
- (イ) 1時間当たりの焼却能力が4トン未満の施設
6月に1回以上
- イ 排煙発生施設のうち別表第5の2に掲げる施設（小型ボイラーのうちガスを専焼させるもの、軽質液体燃料を専焼させるもの及びガスと軽質液体燃料を混焼させるものを除く。）においては、排出口から大気中に排出されるばいじんの濃度を同表の2に定める方法により、次に掲げる施設の種類又は規模に応じ、それぞれ次に定める頻度で測定すること。
- (ア) 排出口から大気中に排出される排出ガス量が40,000立方メートル以上の施設(ウ)に掲げるものを除く。) 2月に1回以上
- (イ) 排出口から大気中に排出される排出ガス量が40,000立方メートル未満の施設(ウ)に掲げるものを除く。) 6月に1回以上
- (ウ) 別表第5の2の表の51の項に掲げる施設（ガスを専焼させるものに限る。）、53の項に掲げる施設、54の項に掲げる施設（水蒸気改質方式の改質器であって水素の製造能力が毎時1,000立方メートル未満のもの（気体状の燃料及び原料のみを使用するものに限る。）及び燃料電池用改質器に限る。）、59の3の項に掲げる施設、64の項に掲げる施設、68の項に掲げる施設及び73の項に掲げる施設
5年に1回以上
- (5) 排煙指定物質（原材料等から判断して排出するおそれがあると認められるものに限る。）にあっては、別表第6の1に定める方法により、排出口から大気中に排出される排煙指定物質の濃度を年2回以上測定すること。
- (6) ダイオキシン類にあっては別表第7に定める方法により、年1回以上測定すること。
- 3 条例第27条の規定による記録は、3年間（5年に1回以上測定する施設にあっては、5年間）保存しておかなければならない。

第2節 水質の汚濁の防止

（水質の汚濁の防止に関する規制基準）

第28条 水質の汚濁の防止に関する規制基準は、次に掲げる事項について規則で定める。

- (1) 排水指定物質のうち、排出を防止すべきものとして規則で定める物質の種類ごとの許容限度

第2節 水質の汚濁の防止

（水質の汚濁の防止に関する規制基準）

第34条 条例第28条第1項に規定する規制基準は、別表第11及び別表第12のとおりとする。

- 2 条例第28条第1項第1号に規定する規則で定める物質の種類は、別表第11の左欄に掲げるとおりとする。

(2) 生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質
量その他の水の汚染状態を示す項目として規則で定め
る項目ごとの許容限度

2 事業者は、前項の規制基準を遵守しなければならない。

(地下浸透禁止物質を製造等する作業に係る水等の地下浸透
の禁止)

第 29 条 事業者は、地下浸透禁止物質又は地下浸透禁止物質
を製造し、使用し、処理し、若しくは保管する作業に係る
水その他の液体を地下に浸透させる方法で排出してはなら
ない。

2 前項の作業を行う事業者は、同項の作業に係る施設を設
置するとき(第 2 条第 16 号の規則の改正により新たに地下
浸透禁止物質が追加された場合にあつては、当該規則の施
行の日以後に施設を設置するとき)は、規則で定める構造
を有するものとしなければならない。

3 市長は、第 1 項の規定に違反している事業者に対し、排
出の中止又は排出の方法の変更を命ずることができる。

4 市長は、事業者が第 2 項の規定に違反していると認め
るときは、当該事業者に対し、期限を定めて、施設を同項の
規則で定める構造を有するものに改善するよう命ずること
ができる。

(排水の測定等)

第 30 条 排水を排出する事業者のうち、排水の量が規則で定
める量以上である事業者は、規則で定めるところにより、
排水の汚染状態及び量を測定し、その結果を記録し、及び
保存しておかなければならない。

第 3 節 騒音及び振動の防止

(騒音及び振動に関する規制基準)

第 31 条 騒音及び振動の防止に関する規制基準は、事業所
において発生する騒音及び振動の許容限度について、規則で
定める。

2 事業者は、前項の規制基準を遵守しなければならない。

(騒音に係る住居系地域において禁止される行為)

第 32 条 市長は、住居系地域における生活環境を保全するた
めに、著しい騒音を発生する行為であり、かつ、その行為
を禁止する以外には当該騒音による公害を防止することが
著しく困難であると認める行為を規則で指定することがで
きる。

2 事業者は、住居系地域において、前項の規定により規則
で指定された行為を行ってはならない。ただし、公害を生
ずるおそれがない場合として市長が特に認めた場合は、こ

3 条例第 28 条第 1 項第 2 号に規定する規則で定める項目
は、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質
量、水素イオン濃度、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、
大腸菌群数、外観及び臭気とする。

第 35 条 削除

(施設の構造基準)

第 36 条 条例第 29 条第 2 項に規定する規則で定める構造は、
次に掲げる構造とする。

(1) 床面が地下浸透禁止物質の地下浸透を適切に防止で
きるコンクリート、タイル等の不透水性材質であり、そ
の表面に地下浸透禁止物質若しくは地下浸透禁止物質
を含む水その他の液体の種類若しくは性状により必要
に応じて耐薬品性及び不浸透性のある材質で被覆がな
されていること又は条例第 29 条第 1 項の作業に係る施
設の下に地下浸透を防止することができる材質の受皿
を設置する等の地下浸透禁止物質の浸透を防止する措
置が執られていること。

(2) 取り扱う地下浸透禁止物質の量及び作業に応じ必要
な場合には、地下浸透禁止物質を取り扱う施設の周辺に
防液堤、側溝又はためますを設置する等地下浸透禁止物
質の流出を防止する措置がとられていること。

(排水の測定等)

第 37 条 条例第 30 条に規定する規則で定める量は、1 日当
たり 300 立方メートルとする。

2 条例第 30 条の規定による排水の汚染状態の測定は別表第
11 及び別表第 12 に定める方法により月 1 回以上(ダイオキ
シン類については、年 1 回以上)行うものとし、排水の量
の測定は当該指定事業所の量水計その他実情に応じた方法
により行うものとする。

3 市長が特に認めた指定事業所については、前項の規定に
かかわらず、同項の方法に代わる方法として市長が認めた
方法により測定することができる。

4 条例第 30 条の規定による記録は、3 年間保存しておかな
ければならない。

第 3 節 騒音及び振動の防止

(騒音及び振動に関する規制基準)

第 38 条 条例第 31 条第 1 項に規定する規制基準は、別表第
13 及び別表第 14 のとおりとする。

(騒音に係る住居系地域において禁止される行為)

第 39 条 条例第 32 条第 1 項の規定により規則で指定する行
為は、次に掲げる行為とする。

(1) 鍛造機(つちの重量が 250 キログラム以上のものに限
る。)の使用

(2) 板金(厚さが 0.5 ミリメートル未満の材料を用いて行
う行為、建設工事の現場において行う行為及び屋内にお
いて行う行為を除く。)

(3) 製缶(建設工事の現場において行う行為及び屋内にお

の限りでない。

- 3 前項の規定は、一の行為が第1項の規定により規則で指定された行為となった際に当該行為を行っている者の当該行為については、規則で定める日から適用する。

(騒音及び振動の測定)

第33条 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業専用地域及び工業地域(規則で定める地域に限る。)以外の地域内の指定事業所に係る第3条第1項又は第8条第1項の許可を受けた者で規則で定める指定施設を配置するものは、規則で定めるところにより、当該許可に係る当該指定施設の使用を開始した日から起算して30日以内に、当該施設から発生する騒音及び振動を測定し、その結果を記録し、及び測定した日から起算して30日以内に、その結果を市長に報告しなければならない。

いて行う行為を除く。)

- (4) 鉄骨又は橋りょうの組立て(建設工場の現場において行う行為及び屋内において行う行為を除く。)
 (5) 運行の用に供しなくなった自動車を解体することを専業とする者が屋外で行う当該自動車の解体

(騒音及び振動の測定)

第40条 条例第33条に規定する規則で定める地域は、金沢区鳥浜町、幸浦一丁目、幸浦二丁目、福浦一丁目、福浦二丁目及び福浦三丁目とする。

- 2 条例第33条に規定する規則で定める指定施設は、次に掲げるとおりとする。

(1) 騒音を測定しなければならないもの

- ア 圧延施設(製管施設を含む。)
 - イ ロール式バンディングマシン(原動機の定格出力が3.75キロワット以上であるものに限る。)
 - ウ 動力プレス機(加圧能力が294キロニュートン以上であるものに限る。)
 - エ セン断機(原動機の定格出力が3.75キロワット以上であるものに限る。)
 - オ 鍛造施設
 - カ ワイヤフォーミングマシン
 - キ ブラスト(密閉式のものを除く。)
 - ク タンブラー
 - ケ 破碎施設(原動機の定格出力が7.5キロワット以上であるものに限る。)
 - コ 摩砕施設(原動機の定格出力が7.5キロワット以上であるものに限る。)
 - サ 分別施設(原動機の定格出力が7.5キロワット以上であるものに限る。)
 - シ コンクリートプラント
 - ス アスファルトプラント
 - セ 製粉機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上であるものに限る。)
 - ソ バーカー
 - タ チッパー(原動機の定格出力が2.2キロワットを超えるものに限る。)
 - チ 碎木施設
 - ツ 動力のこぎり盤(原動機の定格出力が2.2キロワットを超えるものに限る。)
 - テ 動力かんな盤(原動機の定格出力が2.2キロワットを超えるものに限る。)
 - ト 動力印刷機(原動機の定格出力の合計が2.2キロワットを超えるものに限る。)
 - ナ 合成樹脂製品の成形施設(真空成形施設を除く。)
 - ニ 鋳造型施設
 - ヌ コルゲートマシン
- (2) 振動を測定しなければならないもの
- ア 動力プレス機(加圧能力が294キロニュートン以上であるものに限る。ただし、液圧プレス機にあっては、加圧能力が980キロニュートン以上であるものに限る。)
 - イ セン断機(原動機の定格出力が3.75キロワット以上であるものに限る。)

(騒音及び振動に係る製造事業者等の責務等)

第34条 施設又は機器で騒音その他の公害を生ずるおそれがあるものとして規則で定める施設又は機器を製造し、又は販売する事業者は、当該施設又は機器の見やすい箇所に当該施設又は機器から発生する音の大きさその他の公害の発生に係る事項を表示し、併せて当該施設又は機器に公害の防止上必要な使用上の注意書を添付して使用者に注意を促す等の措置をとることにより、当該施設又は機器の使用上発生する公害の防止に努めなければならない。

2 建築物等の設計又は建築物等に係る施設若しくは機器の設置の工事の委託を受けて設計又は工事をする事業者は、委託者に対し、騒音その他の公害を生ずるおそれがある施設又は機器について、適切な取付けの位置の選択、必要な防音工事の施工等について公害の防止上必要な助言をするものとする。

第4章 指定事業所等に対する命令等

(許可違反に対する措置命令)

第35条 市長は、第3条第1項の許可を受けることなく指定事業所を設置した者又は第8条第1項の許可を受けることなく同項の規則で定める変更をした者に対し、当該指定事業所に係る事業の全部又は一部の停止、施設の除却その他必要な措置をとることを命ずることができる。

(指定事業所に対する改善命令等)

第36条 市長は、指定事業所を設置している者が第25条第2項、第28条第2項又は第31条第2項の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、当該指定事業所における排煙、粉じん、悪臭、排水、騒音若しくは振動の処理の方法、施設等の構造若しくは作業の方法の改善、施設等の除却、原材料等の撤去その他必要な措置をとるべきことを命じ、又は当該指定事業所に係る事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定は、第5条(第8条第4項において準用する場合を含む。)の条件に違反している者について準用する。
(指定外事業所に対する改善命令等)

第37条 前条第1項の規定は、指定外事業所を設置している者について準用する。この場合において、同項中「違反していると認めるとき」とあるのは「違反している場合で、当該指定外事業所に係る事業活動に伴って公害が生じているとき」と、「指定事業所」とあるのは「指定外事業所」と読み替えるものとする。

第5章 事業所における環境への負荷の低減等

第1節 環境への負荷の低減

ウ 鍛造施設

エ 破砕施設(原動機の定格出力が7.5キロワット以上であるものに限る。)

オ 摩砕施設(原動機の定格出力が7.5キロワット以上であるものに限る。)

カ 分別施設(原動機の定格出力が7.5キロワット以上であるものに限る。)

(騒音及び振動に係る製造事業者等の責務等)

第41条 条例第34条第1項に規定する規則で定める施設又は機器は、空気調和機器又は冷凍機であつて原動機の定格出力が7.5キロワット以上であるものとする。

第4章 事業所における環境への負荷の低減等

(環境への負荷の低減)

第 38 条 事業者は、次条の指針に従い、事業活動を行うに当たり、環境への負荷を継続的に低減するため、事業内容、事業所の形態等に応じ、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(環境への負荷の低減に関する指針)

第 39 条 市長は、事業者が実施する環境への負荷の低減に係る取組を支援するため、環境への負荷の低減に関する指針を定め、これを公表しなければならない。

第 2 節 化学物質の適正な管理

(化学物質の適正な管理)

第 40 条 事業者は、次条の指針に従い、事業活動を行うに当たり、化学物質による環境の汚染を未然に防止するため、事業内容、事業所の形態等に応じ、化学物質の適正な管理に努めなければならない。

(化学物質の適正な管理に関する指針)

第 41 条 市長は、事業者が実施する化学物質の適正な管理に係る取組を支援するため、化学物質の適正な管理に関する指針を定め、これを公表しなければならない。

(化学物質の管理状況等に係る報告の徴収)

第 42 条 市長は、化学物質を取り扱う事業所のうち、環境への配慮が特に必要と認められる規則で定める事業所を設置する者に対し、化学物質に係る管理状況、取扱状況、受入量その他の規則で定める事項について、報告を求めることができる。

(化学物質の適正な管理に係る指導等)

第 43 条 市長は、前条の事業所を設置する者に対し、化学物質を適正に管理するため、第 41 条の指針に基づき、必要な指導及び助言を行うことができる。

(化学物質情報の提供)

第 44 条 市長は、事業者が実施する化学物質の適正な管理に係る取組に資するため、化学物質を適正に管理するための情報を収集し、及び整理するとともに、事業者に提供するよう努めるものとする。

2 市長は、化学物質に関する知識の普及を図るため、必要な情報を市民に提供するよう努めるものとする。

3 事業者は、取り扱う化学物質に係る管理の状況に関する情報を市民に提供するよう努めるものとする。

(化学物質の自主的な管理の推進)

第 44 条の 2 事業者は、事業活動を行うに当たり、当該事業所で製造し、使用し、処理し、排出し、又は保管する化学物質に関する情報の収集及び整理に努めなければならない。

第 3 節 環境の保全に係る組織体制の整備

(環境の保全に係る組織体制の整備)

第 45 条 事業者は、次条の指針に従い、事業活動を行うに当たり、環境への負荷を低減するため、事業内容、事業所の形態等に応じ、環境の保全に係る組織体制の整備に努めなければならない。

(環境の保全に係る組織体制の整備に関する指針)

第 46 条 市長は、事業者が実施する環境の保全に係る組織体

(化学物質の管理状況等に係る報告)

第 42 条 条例第 42 条に規定する規則で定める事業所は、次に掲げる事業所とする。

(1) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成 11 年法律第 86 号)第 5 条第 2 項の届出に係る事業所(届出に係る事業所であったものを含む。)

(2) その他市長が特に必要と認める事業所

2 条例第 42 条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第 5 条第 2 項の規定に基づき主務大臣に届け出た事項を除く。)とする。

(1) 化学物質に係る管理状況及び取扱状況

(2) 化学物質に係る排出量及び移動量

(3) 化学物質に係る受入量、保管量、使用量及び出荷量

(4) 前 2 号に掲げるものの削減の対策又は計画

(5) 災害又は事故による化学物質の漏出時の状況及び措置

(6) その他市長が必要と認める事項

制の整備を支援するため、環境の保全に係る組織体制の整備に関する指針を定め、これを公表しなければならない。

第6章 特定行為の制限等

第1節 屋外燃焼行為の制限

第47条 何人も、燃焼の際排煙又は悪臭を発生するおそれがある合成樹脂、ゴム、木材その他の物で規則で定めるものを、屋外において燃焼させてはならない。ただし、次に掲げる燃焼行為については、この限りでない。

- (1) 規則で定める焼却施設を用いる燃焼行為
- (2) 地域的慣習による催しに伴う燃焼行為その他の規則で定める燃焼行為（規則で定める物の燃焼に限る。）

2 前項第2号の燃焼行為を行う者は、みだりに当該燃焼行為を行ってはならない。

3 市長は、第1項の規定に違反して燃焼行為を行っている者に対し、当該行為の中止を命ずることができる。

第2節 炭化水素系物質の発散の防止

第48条 炭化水素系物質を車両（交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第2条第2号に規定する車両をいう。以下同じ。）で規則で定めるものにより運搬する事業者は、当該車両に係る積卸しの作業の際における当該物質の発散の防止に必要な設備で規則で定めるものを当該車両に設けなければならない。

2 市長は、前項の規定に違反して必要な設備を設けていない事業者に対し、必要な設備を設けるべきことを命ずることができる。

第5章 特定行為の制限等

第1節 屋外燃焼行為の制限

第43条 条例第47条第1項に規定する規則で定める物は、次に掲げる物及びこれらを含む物とする。

- (1) 合成樹脂
- (2) ゴム
- (3) 木材（伐採木及び木の枝を含む。）
- (4) 油脂類（鉱物油及び有機溶剤を含む。）
- (5) 布
- (6) 紙

2 条例第47条第1項第1号に規定する規則で定める焼却施設は、別表第5の1の廃棄物焼却炉に係る基準に適合する焼却施設とする。

3 条例第47条第1項第2号に規定する規則で定める燃焼行為は、次に掲げる燃焼行為とする。

- (1) 農林業者（日本標準産業分類（統計法（平成19年法律第53号）第28条第3項の規定により総務大臣が公示したものをいう。以下同じ。）に定める農業、林業（管理、補助的経済活動を行う事業所及び園芸サービス業を除く。）を営む者に限る。）が、自己の農業又は林業の作業に伴い行う燃焼行為
- (2) 日常生活を営む上で通常行われる燃焼行為であって軽微なもの
- (3) 屋外レジャーにおいて通常行われる燃焼行為であって軽微なもの
- (4) 教育活動の一環として通常行われる燃焼行為であって軽微なもの
- (5) 地域的慣習による催し又は宗教上の儀式行事に伴う燃焼行為
- (6) 消火訓練に伴う燃焼行為
- (7) 災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な燃焼行為

4 条例第47条第1項第2号に規定する規則で定める物は、次のとおりとする。

- (1) 前項第1号から第5号まで又は第7号の燃焼行為にあつては、第1項第3号及び第6号に掲げる物
- (2) 前項第6号の燃焼行為にあつては、第1項各号に掲げる物

第2節 炭化水素系物質の発散の防止

第44条 条例第48条第1項に規定する規則で定める車両は、揮発油を運搬するタンクローリーのうち別表第1の68の項に掲げる給油施設（蒸気返還方式接続設備以外の設備を設けることにより別表第4の1に定める規制基準に適合するものを除く。）において揮発油を注入する作業を行うタンクローリーとする。

2 条例第48条第1項に規定する規則で定める設備は、蒸気返還方式接続設備とする。

第49条 削除

第3節 船舶からの排煙の排出の制限

第50条 船舶を航行させる者は、横浜港の港湾区域において、当該船舶から規則で定める濃度以上の排煙を大気中に排出してはならない。

2 市長は、船舶を航行させる者が前項の規定に違反して船舶から規則で定める濃度以上の排煙を大気中に排出しているとき、又はそのおそれがあると認めるときは、その者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。

第4節 拡声機騒音の規制

第51条 何人も、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第1項に規定する航空機をいう。）から拡声機を使用して宣伝放送を行ってはならない。

2 前項に規定するもののほか、何人も、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院その他の特に静穏の保持を必要とする施設の周辺の区域で規則で定めるものにおいては、屋外において、又は屋内から屋外に向けて拡声機を使用して宣伝放送を行ってはならない。

3 前2項に規定するもののほか、屋外において、又は屋内から屋外に向けて拡声機を使用して宣伝放送を行う者は、拡声機の使用時間、音量等に関し規則で定める事項を遵守しなければならない。

4 前3項の規定は、宣伝放送のうち公共のためのもの又は営利を目的としないもので、規則で定めるものには、適用しない。

5 市長は、第2項又は第3項の規定に違反して宣伝放送を行っている者に対し、当該行為の中止を命ずることができる。

第45条 削除

第3節 船舶からの排煙の排出の制限

第46条 条例第50条第1項に規定する規則で定める濃度は、リングルマン濃度1度とする。ただし、総トン数が3,000トン未満の船舶については、この限りでない。

第4節 拡声機騒音の規制

（拡声機を使用する宣伝放送の禁止区域）

第47条 条例第51条第2項に規定する規則で定める区域は、次に掲げる施設の敷地の周囲50メートル以内の区域とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する乳児院及び保育所
- (3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有する診療所
- (4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

（拡声機を使用する宣伝放送を行う者の遵守事項）

第48条 条例第51条第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 午後9時から翌日の午前8時までの間は、拡声機を使用しないこと。
- (2) 拡声機から発する音量は、別表第13の表の午前8時から午後6時までの欄に掲げる数値の範囲内の音量とすること。この場合において、音量の測定は、拡声機から発する音を受ける者の居住する建物の敷地内において最も音量の大きい場所で行うものとする。

（拡声機騒音の規制が適用されない宣伝放送）

第48条の2 条例第51条第4項に規定する宣伝放送のうち公共のためのもの又は営利を目的としないもので、規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）の定めるところにより、選挙運動又は選挙における政治活動のために拡声機を使用するもの
- (2) 国又は地方公共団体の業務を行うために拡声機を使用するもの
- (3) 災害、事故等の警戒及び救助活動のために拡声機を使用するもの
- (4) 電気、ガス、水道又は電気通信の事業に関し、緊急の

第5節 飲食店等における夜間騒音の防止

(夜間における営業に係る騒音の防止に関する指針)

第51条の2 市長は、次条第1項に規定する飲食店営業若しくは第55条第1項に規定する夜間営業を営む者又は第60条第1項に規定する客用駐車施設等管理者が、午後11時から翌日の午前6時までの間(以下「夜間」という。)における営業に伴って発生する騒音を抑制する取組を支援するため、夜間における営業に係る騒音の防止に関する指針を定め、これを公表するものとする。

(飲食店における音響機器の使用時間の制限)

第52条 次に掲げる地域において食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条第1号に掲げる飲食店営業のうち、設備を設けて客に飲食させる飲食店営業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業に該当するものを除く。以下「飲食店営業」という。)を営む者は、その飲食店内の規則で定める音響機器(以下この条において「音響機器」という。)から発する音が外部に漏れない防音装置を講じた場合を除き、夜間においては、当該飲食店において音響機器を使用し、又は使用させてはならない。

- (1) 住居系地域
- (2) 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域
- (3) 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる用途地域以外の地域

2 市長は、前項各号に掲げる地域において飲食店営業を営む者が、夜間にその飲食店内において音響機器を使用し、又は使用させることにより、騒音による公害が生じていると認めるときは、当該飲食店営業を営む者に対し、夜間における当該音響機器の使用の停止を命じ、又は防音設備の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(飲食店営業に係る営業時間の制限)

第53条 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域(以下「住居専用地域」という。)において飲食店営業を営む者(規則で定める者を除く。次項において同じ。)は、その飲食店の付近の状況からみて騒音による公害が生ずるおそれがない場合を除き、午前零時から午前6時までの間(以下「深夜」という。)においては、営業を営んではならない。

2 市長は、住居専用地域において飲食店営業を営む者が、深夜において営業を営んでいることにより、騒音による公害が生じていると認めるときは、当該飲食店営業を営む者に対し、深夜における営業の停止を命ずることができる。

(飲食店に係る外部騒音の防止)

広報活動のために拡声機を使用するもの

- (5) 祭礼、運動会その他地域習慣となっている行事を行うために拡声機を使用するもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、公共のために拡声機を使用するもの又は営利を目的としないで拡声機を使用するもので市長が認めるもの

第5節 飲食店等における夜間騒音の防止

(使用時間の制限の対象となる音響機器)

第49条 条例第52条第1項に規定する規則で定める音響機器は、次に掲げる音響機器とする。

- (1) カラオケ機器(伴奏音楽を収録したビデオディスク、磁気テープその他これらに類するものを再生するなどし、これに合わせてマイクロホンを使って歌唱ができるような機能を有する装置をいう。)
- (2) ステレオセットその他の音声機器
- (3) 拡声装置
- (4) 録音・再生装置
- (5) 楽器
- (6) 有線ラジオ放送装置

(営業時間の制限から除外される飲食店営業を営む者)

第50条 条例第53条第1項に規定する規則で定める者は、次に掲げる飲食店営業を営む者とする。

- (1) 移動式店舗で移動しながら営む飲食店営業
- (2) 事業所において、その事業活動に従事する者に利用させるために営む飲食店営業
- (3) ホテル又は旅館の施設内において、その宿泊客のために営む飲食店営業

2 前項各号に掲げる飲食店営業を営む者のほか、元日の初もうで又は地域習慣となっている行事が行われる場合の当該初もうで又は行事が行われる地域において飲食店営業を営む者は、当該初もうで又は行事が行われる時間又は期間中に限り、条例第53条第1項に規定する規則で定める者とする。

第54条 住居専用地域以外の地域において飲食店営業を営む者は、深夜におけるその飲食店に係る外部騒音（当該飲食店の営業が誘因となって発生する当該飲食店の外部における人声、自動車の発着音、自動車の扉の開閉音等をいう。以下この条において同じ。）による公害が生ずることのないよう努めなければならない。

2 市長は、住居専用地域以外の地域において飲食店営業を営む者が、深夜において営業を営んでいることにより、その飲食店に係る外部騒音により公害が生じていると認めるときは、当該飲食店営業を営む者に対し、その営業時間を変更すべきことを勧告することができる。

3 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないで飲食店営業を営んでいるときは、当該飲食店営業を営む者に対し、その営業時間の変更を命ずることができる。

（夜間営業に係る届出）

第55条 小売業を営むための店舗の用に供される床面積（以下「店舗面積」という。）の合計が500平方メートルを超える一の店舗又は規則で定める業を営むための施設でその面積（以下「施設面積」という。）が規則で定める規模を超えるもの（以下「店舗等」という。）において、夜間における営業（以下「夜間営業」という。）を営もうとする者は、当該夜間営業を開始する日の30日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗において、夜間営業を営もうとするときは、この限りでない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 夜間営業を営む店舗等の名称及び所在地
- (3) 夜間営業を開始する日
- (4) 店舗面積又は施設面積
- (5) 開店及び閉店時刻
- (6) 夜間営業に伴って生ずるおそれがある騒音による公害の防止の方法に関する計画
- (7) その他規則で定める事項

2 前項の届出をした者は、同項第3号から第7号までに掲げる事項（同項第5号に掲げる事項にあっては、閉店時刻の繰上げを除く。）の変更をしようとするときは、その変更の日の30日前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

3 第1項の届出をした者は、同項第1号、第2号又は第5号に掲げる事項（同項第5号に掲げる事項にあっては、閉店時刻の繰上げに限る。）の変更をしたときは、その日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

4 第1項の届出をした者は、当該夜間営業を廃止したとき、又は同項に規定する者に該当しなくなったときは、その日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

（夜間営業に係る承継）

第56条 前条第1項の届出をした者について相続、合併又は分割（当該夜間営業を承継させるものに限る。）があったと

第51条 条例第55条第1項に規定する規則で定める業は、日本標準産業分類に定める次に掲げるものとする。

- (1) 音楽・映像記録物賃貸業（別掲を除く）
- (2) 一般公衆浴場業
- (3) その他の公衆浴場業
- (4) ボウリング場
- (5) ゲームセンター

2 条例第55条第1項に規定する規則で定める規模は、500平方メートルとする。

（夜間営業に係る届出）

3 条例第55条第1項第7号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 夜間営業を営む店舗等の敷地内における店舗等の位置
- (2) 夜間営業を営む店舗等の客用の駐車又は駐輪のための施設の位置及び収容台数並びに当該施設を利用できる時間帯
- (3) 荷さばきを行う場所及び時間帯
- (4) その他夜間営業に伴う騒音による公害の防止に必要な限度において市長が必要と認める事項

4 条例第55条第1項の規定による届出は、夜間営業開始届出書（第22号様式）により行うものとする。

5 条例第55条第2項の規定による届出は、夜間営業に係る変更計画届出書（第23号様式）により行うものとする。

6 条例第55条第3項の規定による届出は、夜間営業に係る変更届出書（第24号様式）により行うものとする。

7 条例第55条第4項の規定による届出は、夜間営業に係る廃止等届出書（第25号様式）により行うものとする。

（夜間営業に係る承継）

第52条 条例第56条第2項の規定による届出は、夜間営業に係る地位承継届出書（第26号様式）により行うものとする。

きは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該夜間営業を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

2 前項の規定により前条第1項の届出をした者の地位を承継した者は、その承継のあった日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(夜間営業に係る外部騒音の防止)

第57条 夜間営業を営む者は、夜間営業に係る外部騒音(当該営業が誘因となって発生するその店舗等の外部における人声、自動車の発着音、自動車の扉の開閉音等をいう。第59条において同じ。)による公害が生ずることのないよう努めなければならない。

第58条 削除

(夜間営業に係る指導、勧告及び改善命令)

第59条 市長は、第55条第1項又は第2項の届出をした者に対し、その夜間営業に係る外部騒音を防止するため、必要な指導及び助言を行うことができる。

2 市長は、夜間営業に係る外部騒音により公害が生じていると認めるときは、当該夜間営業を営む者に対し、その営業時間の変更その他必要な措置をとるよう勧告することができる。

3 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わないで夜間営業を営んでいるときは、当該夜間営業を営む者に対し、その営業時間の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(客用駐車施設等における外部騒音の防止)

第60条 規則で定める業を営むため、規則で定める規模以上の客用の駐車又は駐輪のための施設(以下「客用駐車施設等」という。)を管理する者(以下「客用駐車施設等管理者」という。)は、夜間における当該客用駐車施設等に係る外部騒音(当該営業が誘因となって発生する当該客用駐車施設等及びその外部における人声、自動車の発着音、自動車の扉の開閉音等をいう。以下この条において同じ。)による公害が生ずることのないよう努めなければならない。

2 市長は、客用駐車施設等管理者に対し、夜間における当該客用駐車施設等に係る外部騒音による公害の防止について、必要な指導及び助言を行うことができる。

3 市長は、夜間における当該客用駐車施設等に係る外部騒音による公害が生じていると認めるときは、当該客用駐車施設等管理者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。

第7章 地下水、土壌及び地盤環境の保全

第1節 地下水の水質の浄化対策

(汚染原因調査への協力)

第61条 市長は、地下浸透禁止物質による地下水の水質の汚濁(以下「地下水汚染」という。)があると認めるときは、その原因を調査するために必要な最小限度の規模に限り、他人の所有し、管理し、又は占有する土地の試掘等の調査を行うことについて、当該土地の所有者、管理者又は占有

る。

(客用駐車施設等における外部騒音の防止)

第53条 条例第60条第1項に規定する規則で定める業は、日本標準産業分類に定める次に掲げるものとする。

- (1) 卸売業、小売業(小売業に係るものに限る。)
- (2) 音楽・映像記録物賃貸業(別掲を除く)
- (3) 一般公衆浴場業
- (4) その他の公衆浴場業
- (5) ボウリング場
- (6) ゲームセンター

2 条例第60条第1項に規定する規則で定める規模は、音が外部に漏れない構造の部分を除く面積が1,000平方メートルであることとする。

第6章 地下水、土壌及び地盤環境の保全

第1節 地下水の水質の浄化対策

者（以下「所有者等」という。）に対し協力を求めることができる。

（事業者による調査）

第 61 条の 2 市長は、地下水の利用状況及び地下水汚染の状況等を勘案し、地下水汚染の防止に必要な限度において、地下水汚染の原因である可能性があると認められる土地において事業を行っている者又は事業を行っていた者で規則で定めるものに対し、地下水汚染の原因に係る調査を実施するよう指導することができる。

2 前項の指導を受けた者は、速やかに調査を実施し、その結果を市長に報告するよう努めるものとする。

（地下水の水質の浄化に係る措置及び勧告）

第 61 条の 3 地下水汚染の原因であることが認められた土地（以下「地下水汚染原因地」という。）において事業を行っている者（当該地下水汚染原因地において事業を行っている者が当該地下水汚染の原因者でないと認められる場合にあっては、規則で定める者）は、規則で定めるところにより、地下水の水質を浄化するための措置を講じなければならない。ただし、土壤汚染対策法第 7 条第 1 項第 1 号に規定する実施措置又は第 66 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する条例実施措置により地下水汚染の拡散の防止に係る措置が講じられるときは、この限りでない。

2 前項本文の規定により措置を講じた者は、その結果を速やかに市長に報告しなければならない。

3 市長は、第 1 項に規定する者が同項本文の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、地下水の利用状況、地下水汚染の状況等を勘案し、同項本文の措置を講ずるよう勧告することができる。

（地下水の水質の浄化に係る命令等）

第 61 条の 4 市長は、前条第 3 項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合で、当該勧告に係る地下水汚染により、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、規則で定めるところにより、その被害を防止するため必要な限度において、当該勧告を受けた者に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質を浄化するための措置を講ずるよう命ずることができる。

2 前項の規定による命令を受けた者が地下水汚染原因地の所有者等と異なる場合においては、当該地下水汚染原因地の所有者等は、同項の規定による命令があったときは、当該命令に係る措置に協力しなければならない。

（地下水調査記録等の管理）

第 61 条の 5 第 61 条の 2 第 2 項の規定により調査を実施した者又は第 61 条の 3 第 1 項本文の規定により措置を講じた者は、それぞれの記録を作成し、及び保存しておかなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項の記録を作成した時点において、同項に規定する者が地下水汚染の原因である可能性があると認められる土地又は地下水汚染原因地（以下「地下水汚染原因地等」という。）の全部又は一部を所有していない場合は、同項に規定する者は、当該記録をその時点において地下水汚染原因地等を所有している者に交付するとともに、当該地下水汚染原因地等を借り受けている者があ

（地下水汚染の原因に係る調査）

第 54 条 条例第 61 条の 2 第 1 項に規定する規則で定める者は、地下水汚染の原因である可能性があると認められる土地において、当該地下水汚染の原因である地下浸透禁止物質を製造し、使用し、処理し、又は保管する作業を行っていた者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）とする。

（地下水の水質の浄化に係る措置）

第 55 条 条例第 61 条の 3 第 1 項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 地下水汚染原因地において、当該地下水汚染の原因である地下浸透禁止物質を製造し、使用し、処理し、又は保管する作業を行っていた者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）

(2) 地下水汚染原因地において、条例第 62 条の 3 第 1 項の規定に違反して、同項に規定する汚染土壌（第 59 条の 16 第 1 項の基準（以下「土壌溶出量基準」という。）に適合しないもので、当該基準に適合しない特定有害物質が当該地下水汚染の原因であるものに限る。）を使用して埋立て、盛土その他の土地への土砂の堆積を行った者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）

2 条例第 61 条の 3 第 1 項の規定による地下水の水質を浄化するための措置は、地下水汚染原因地から当該地下水汚染の拡散を防止する措置とする。

（地下水の水質の浄化に係る命令等）

第 56 条 条例第 61 条の 4 第 1 項に規定する必要な限度は、地下水に含まれる地下浸透禁止物質の量について、別表第 15 の左欄に掲げる地下浸透禁止物質の種類ごとに同表の右欄に掲げる基準値（以下「地下水浄化基準」という。）を超える地下水に関し、次の各号に掲げる地下水の利用等の状態に応じて当該各号に定める地点（以下「測定点」という。）において、当該地下水に含まれる地下浸透禁止物質の量が地下水浄化基準を超えないこととする。ただし、同項の命令を 2 以上の者に対して行う場合は、当該命令に係る地下水の測定点における測定値が地下水浄化基準を超えないこととなるようにそれらの者に係る地下水汚染原因地における地下浸透禁止物質を含む水その他の液体の地下への浸透が当該地下水汚染の原因となると認められる程度に応じて市長が定める当該地下水に含まれる地下浸透禁止物質の量の削減目標（以下「削減目標」という。）を達成することとする。

(1) 人の飲用に供せられ、又は供せられることが確実にある場合（次号に掲げる場合を除く。） 井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口

(2) 水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年環境庁告示第 59 号。以下「環境庁告示第 59 号」という。）（地下浸透禁止物質に該当する物質に係るものに限る。）において定める基準及びダイオキシン類による大気の汚

るときは、当該記録の写しを当該地下水汚染原因地等を借り受けている者に交付しなければならない。

- 3 前2項の規定により第1項の記録の保存を行い、又は交付を受けた者は、地下水汚染原因地等の全部若しくは一部を譲渡しようとするとき、又は借り受けていた地下水汚染原因地等の全部若しくは一部を返還しようとするときあつては同項の記録を、地下水汚染原因地等の全部又は一部を貸与しようとするときあつては同項の記録の写しを、地下水汚染原因地等を譲渡し、若しくは返還し、又は貸与しようとする相手方に交付しなければならない。地下水汚染原因地等を譲り受け、又は地下水汚染原因地等の返還若しくは貸与を受けた者にあつても、同様とする。

第2節 土地の形質の変更に伴う公害の防止

(土地の形質の変更に伴う公害の防止)

第62条 土地の掘削等その他の土地の形質の変更(以下「土地の形質の変更」という。)を行おうとする者は、当該土地の土壤の汚染状態及び当該土地に埋め立てられた物の状態に配慮し、次条の指針に従い、汚染された土壤又は埋め立てられた物に起因する公害が発生しない方法により行うように努めなければならない。

(土地の形質の変更に伴う公害の防止に関する指針)

第62条の2 市長は、土地の形質の変更を行おうとする者の汚染された土壤又は埋め立てられた物に起因する公害の防止に係る取組を支援するため、土地の形質の変更に伴う公害の防止に関する指針を定め、これを公表しなければならない。

(汚染土壤による埋立て等の禁止等)

第62条の3 何人も、特定有害物質又はダイオキシン類による汚染状態が規則で定める基準に適合していない土壤(以下この条において「汚染土壤」という。)を使用して埋立て、盛土その他の土地への土砂の堆積(以下この条において「埋立て等」という。)を行ってはならない。ただし、次に掲げる行為にあつては、この限りでない。

- (1) 土壤汚染対策法(以下この項及び次節において「法」という。)第9条各号又は第66条の3各号に掲げる行為で、法第6条第1項又は第66条第1項の規定による指定に係る区域内において掘削した汚染土壤を当該区域内に埋め戻す行為
- (2) 法第11条第1項又は第67条第1項の規定による指定に係る区域内において掘削した汚染土壤を当該区域内に埋め戻す行為
- (3) 法第18条第1項第2号若しくは第3号又は第69条の3第1項第2号に規定する土地の形質の変更に使用する行為
- (4) 生活環境を保全するために必要な措置として規則で定める措置が講じられている行為

2 土地の所有者等は、前項の規定に違反することとなる埋立て等を行わせるために、その所有し、管理し、又は占有する土地を譲渡し、又は使用させてはならない。

3 市長は、第1項の規定に違反して汚染土壤による埋立て等が行われ、又は行われるおそれがあると認めるときは、

染、水質の汚濁及び土壤の汚染に係る環境基準について(平成11年環境庁告示第68号。以下「環境庁告示第68号」という。)において定める基準が確保されない公共用水域の水質の汚濁の主たる原因となり、又は原因となることが確実である場合 地下水の公共用水域への湧出口に近接する井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口

- 2 地下水浄化基準及び削減目標は、ダイオキシン類にあつては規格K0312に定める方法、ダイオキシン類以外の地下浸透禁止物質にあつては水質汚濁防止法施行規則第9条の4の規定に基づく環境大臣が定める測定方法(平成8年環境庁告示第55号)に定める方法により測定した場合における測定値によるものとする。

第2節 土地の形質の変更に伴う公害の防止

(土壤の汚染状態の基準)

第57条 条例第62条の3第1項の規則で定める基準は、土壤溶出量基準、第59条の16第2項の基準(以下「土壤含有量基準」という。)又は第60条の4の基準とする。

(生活環境を保全するために必要な措置)

第58条 条例第62条の3第1項第4号の規則で定める措置は、特定有害物質若しくはダイオキシン類又はこれらを含む固体若しくは液体の飛散、揮散、流出及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するための措置とする。

当該埋立て等を行い、若しくは行おうとする者又は当該埋立て等に係る土地の所有者等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

第2節の2 特定有害物質による土壌の汚染の防止等
(用語の定義)

第63条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土壌汚染状況調査 法第2条第2項に規定する土壌汚染状況調査をいう。
- (2) 指定調査機関 法第3条第8項に規定する指定調査機関をいう。
- (3) 特定有害物質使用等事業所 特定有害物質若しくは特定有害物質を含む固体若しくは液体の製造、使用、処理、保管若しくは貯蔵（以下「特定有害物質の使用等」という。）を行う事業所又は過去において特定有害物質の使用等を行った事業所をいう。

(特定有害物質の使用状況等の記録の管理等)

第64条 特定有害物質使用等事業所を設置している者は、規則で定めるところにより、当該特定有害物質使用等事業所における特定有害物質の使用状況その他の規則で定める事項を調査し、その結果を記録しなければならない。この場合において、特定有害物質使用等事業所を設置している者以外に当該特定有害物質使用等事業所の敷地である土地の所有者等があるときは、規則で定める期間ごとに、当該土地の所有者等に対し当該記録の写しを送付しなければならない。

- 2 前項の規定による記録をした者又は同項の規定により記録の写しを送付された者は、規則で定めるところにより、当該記録又はその写しを保存しなければならない。
- 3 前項の規定による保存を行う特定有害物質使用等事業所の敷地である土地の所有者等は、当該特定有害物質使用等事業所の敷地である土地又は敷地であった土地の全部又は一部を譲渡し、又は貸与しようとするときは、当該記録又はその写しを当該譲渡又は貸与に係る相手方に交付しなければならない。特定有害物質使用等事業所の敷地であった土地を譲り受けた者であっても、同様とする。
- 4 市長は、前3項の規定に違反している者があるときは、その者に対し、第1項の規定による調査、記録若しくは送付、第2項の規定による保存又は前項の規定による交付をするよう勧告することができる。

第2節の2 特定有害物質による土壌の汚染の防止等

(特定有害物質の使用状況等の記録の管理等)

第59条 条例第64条第1項の規定による調査は、次項各号に掲げる事項に係る資料の調査、関係者に対する聞き取り、現場の踏査その他の必要な調査を毎年1回以上行うとともに、当該事項に変更がある場合においては、その都度その状況の調査を行うものとする。

2 条例第64条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 特定有害物質使用等事業所の敷地の利用の状況の概要
- (2) 特定有害物質使用等事業所の敷地の造成の状況の概要
- (3) 事業活動の概要
- (4) 特定有害物質を含む原材料及び使用薬品等の種類、使用量、保管場所、保管方法、保管量、使用期間及び使用状況
- (5) 施設の破損、事故等による特定有害物質の漏出の有無、時期、場所及び漏出量
- (6) 特定有害物質を含む排水、廃棄物等の発生状況及び排出経路
- (7) 排水の処理施設及び廃棄物焼却炉その他の廃棄物処理施設の概要及び場所
- (8) 特定有害物質を含む廃棄物の埋立て等の有無、時期、場所及び量
- (9) 施設撤去時において特定有害物質が残存し、又は付着した装置等の解体方法及び解体場所
- (10) 地形、地質等の概要
- (11) その他市長が特に必要と認める事項

3 条例第64条第1項の規則で定める期間は、1年とする。ただし、特定有害物質使用等事業所を廃止し、又は特定有害物質使用等事業所の敷地であった土地の一部の利用の方法が変更され、当該特定有害物質使用等事業所の敷地以外の用に供されることとなったときは、当該土地の所有者等（条例第61条に規定する所有者等をいう。以下同じ。）に最後に記録の写しを送付された日から当該廃止又は変更が行われる日までの期間とする。

(廃止された特定有害物質使用等事業所の敷地であった土地等の調査)

第 64 条の 2 特定有害物質使用等事業所を設置していた者は、当該特定有害物質使用等事業所を廃止したときは、当該廃止した日から 30 日以内に、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。

2 廃止された特定有害物質使用等事業所の敷地であった土地の所有者等であって、当該特定有害物質使用等事業所を設置していたもの又は次項の規定により市長から通知を受けたものは、規則で定めるところにより、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、指定調査機関に土壤汚染状況調査の例により調査させて、その結果を市長に報告しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 当該土地について、法第 3 条第 1 項ただし書の規定による確認を受けた場合
- (2) 当該土地について、土壤汚染状況調査（法第 14 条第 3 項の規定により土壤汚染状況調査とみなされる調査及び土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 23 号）による改正前の法第 3 条第 1 項又は第 4 条第 1 項の規定による調査を含む。）が行われた場合（当該土壤汚染状況調査が行われた日から当該特定有害物質使用等事業所が廃止された日までの間に、当該土地において特定有害物質の使用等が行われた場合を除く。）
- (3) 規則で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて、土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の市長の確認を受けた場合

3 市長は、第 1 項の規定による届出を受けた場合その他特定有害物質使用等事業所が廃止されたことを知った場合において、当該特定有害物質使用等事業所を設置していた者以外に当該土地の所有者等があるときは、規則で定めるところにより、当該土地の所有者等に対し、当該特定有害物質使用等事業所が廃止された旨その他の規則で定める事項を通知するものとする。

4 市長は、第 2 項に規定する者が同項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、規則で定めるところにより、その者に対し、その報告を行い、又はその報告の

4 条例第 64 条第 2 項の規定による保存は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるまでの間行うものとする。

- (1) 条例第 64 条第 1 項の規定による記録をした者が当該特定有害物質使用等事業所の敷地である土地の所有者等である場合 当該土地の譲渡に係る同条第 3 項の規定による交付を行うまでの間
- (2) 条例第 64 条第 1 項の規定により記録の写しを送付された土地の所有者等である場合（前項ただし書に規定する場合に記録の写しを送付されたときを除く。） 新たに記録の写しを送付されるまでの間
- (3) 条例第 64 条第 1 項の規定により記録の写しを送付された土地の所有者等である場合（前項ただし書に規定する場合に記録の写しを送付されたときに限る。） 当該土地の譲渡に係る同条第 3 項の規定による交付を行うまでの間

(廃止された特定有害物質使用等事業所の敷地であった土地等の調査)

第 59 条の 2 条例第 64 条の 2 第 1 項（同条第 7 項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 特定有害物質使用等事業所の名称
- (3) 特定有害物質使用等事業所を廃止し、又は特定有害物質使用等事業所の敷地であった土地の一部の利用の方法を変更し当該特定有害物質使用等事業所の敷地以外の用に供することとなったこと（以下「特定有害物質使用等事業所の廃止等」という。）の理由
- (4) 特定有害物質使用等事業所の廃止等をした年月日
- (5) 特定有害物質使用等事業所の廃止等をした場所
- (6) 特定有害物質使用等事業所の廃止等に係る土地の所在地
- (7) 特定有害物質使用等事業所の廃止等の対象となる土地の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (8) その他市長が特に必要と認める事項

2 条例第 64 条の 2 第 2 項本文（同条第 7 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から起算して 120 日以内に行わなければならない。ただし、当該期間内に当該報告を行うことができない特別の事情があると認められるときは、市長は、当該土地の所有者等の申請により、その期限を延長することができる。

- (1) 当該土地の所有者等が当該特定有害物質使用等事業所の廃止等をした者である場合 当該特定有害物質使用等事業所の廃止等がされた日
- (2) 当該土地の所有者等が条例第 64 条の 2 第 3 項（同条第 7 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の通知を受けた者である場合 当該通知を受けた日
- (3) 条例第 64 条の 2 第 2 項第 3 号の確認が取り消された場合 第 59 条の 9 の通知を受けた日

3 条例第 64 条の 2 第 2 項本文の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した報告書により行うものとする。

内容を是正すべきことを命ずることができる。

- 5 第2項第3号の確認を受けた者は、当該確認に係る土地の利用の方法の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。
- 6 市長は、前項の規定による届出を受けた場合において、当該変更後の土地の利用の方法からみて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがないと認められないときは、当該確認を取り消すものとする。
- 7 前各項の規定は、特定有害物質使用等事業所を設置している者が当該特定有害物質使用等事業所の敷地であった土地の一部の利用の方法を変更し、当該特定有害物質使用等事業所の敷地以外の用に供することとなった場合について準用する。この場合において、第1項中「設置していた」とあるのは「設置している」と、「を廃止した」とあるのは「の敷地であった土地の一部の利用の方法を変更し、当該特定有害物質使用等事業所の敷地以外の用に供することとなった」と、「当該廃止した」とあるのは「当該変更した」と、第2項中「廃止された特定有害物質使用等事業所の敷地」とあるのは「特定有害物質使用等事業所の敷地の一部」と、「設置していた」とあるのは「設置している」と、「次項」とあるのは「第7項において読み替えて準用する次項」と、同項第2号中「が廃止された」とあるのは「の敷地であった土地の一部の利用の方法が変更され当該特定有害物質使用等事業所の敷地以外の用に供することとなった」と、第3項中「第1項」とあるのは「第7項において読み替えて準用する第1項」と、「が廃止された」とあるのは「の敷地であった土地の一部の利用の方法が変更され当該特定有害物質使用等事業所の敷地以外の用に供することとなった」と、「設置していた」とあるのは「設置している」と、第4項中「第2項」とあるのは「第7項において読み替えて準用する第2項」と、第5項中「第2項第3号」とあるのは「第7項において準用する第2項第3号」と、第6項中「前項」とあるのは「第7項において読み替えて準用する前項」と読み替えるものとする。
- 8 特定有害物質使用等事業所の敷地であった土地の所有者等が前項において準用する第2項の規定による報告をした場合における第2項の規定の適用については、同項中「であった土地」とあるのは、「であった土地（第7項において読み替えて準用するこの項の規定による報告に係る部分を除く。以下この条（第8項を除く。）において同じ。）とする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 特定有害物質使用等事業所の名称及び当該特定有害物質使用等事業所の廃止等に係る土地の所在地
 - (3) 特定有害物質使用等事業所の廃止等がされた年月日及び当該特定有害物質使用等事業所又は当該特定有害物質使用等事業所の敷地の一部であった土地において製造され、使用され、処理され、保管され、又は貯蔵されていた特定有害物質の種類その他の条例土壌汚染状況調査（条例第66条第1項第1号に規定する条例土壌汚染状況調査をいう。以下同じ。）の対象となる土地（以下「条例土壌汚染状況調査の対象地」という。）において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類
 - (4) 土壌その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果、当該分析を行った計量法（平成4年法律第51号）第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の条例土壌汚染状況調査の結果に関する事項
 - (5) 条例土壌汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称
 - (6) 条例土壌汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者（土壌汚染対策法（以下この節において「法」という。）第33条の技術管理者をいう。以下この節において同じ。）の氏名及び技術管理者証（土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成14年環境省令第23号）第1条第2項第3号の技術管理者証をいう。以下この節において同じ。）の交付番号
- 4 前項の報告書には、条例土壌汚染状況調査の対象地の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面を添付しなければならない。
- （人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認）
- 第59条の3** 条例第64条の2第2項第3号（同条第7項において準用する場合を含む。以下同じ。）の確認を受けようとする土地の所有者等は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 特定有害物質使用等事業所の名称及び当該特定有害物質使用等事業所の廃止等に係る土地の所在地
 - (3) 特定有害物質使用等事業所の廃止等がされた年月日及び当該特定有害物質使用等事業所又は当該特定有害物質使用等事業所の敷地の一部であった土地において製造され、使用され、処理され、保管され、又は貯蔵されていた特定有害物質の種類
 - (4) 確認を受けようとする土地の場所
 - (5) 確認を受けようとする土地について予定されている利用の方法
 - (6) その他市長が特に必要と認める事項
- 2 前項の申請書には、条例第64条の2第2項本文に規定する特定有害物質使用等事業所の敷地であった土地及び同項第3号の確認を受けようとする土地の場所を明らかにした図面を添付しなければならない。
- 3 市長は、第1項の申請に係る同項第4号の土地の場所が

次のいずれかに該当することが事実であると認められる場合に限り、当該土地の場所について、条例第64条の2第2項第3号の確認をするものとする。

- (1) 事業所(当該特定有害物質使用等事業所において事業の用に供されていた建築物が引き続き当該事業所において事業の用に供されるものに限る。)の敷地として利用されること。
 - (2) 当該特定有害物質使用等事業所において、事業の用に供されている建築物と当該事業所の設置者(その者が法人である場合にあっては、その代表者)の居住の用に供されている建築物とが同一のものであり、又は近接して設置されており、かつ、当該居住の用に供されている建築物が引き続き当該設置者の居住の用に供される場合において、当該居住の用に供されている建築物の敷地(これと一体として管理される土地を含む。)として利用されること。
- 4 条例第64条の2第2項第3号の確認を受けた土地の所有者等が当該確認に係る土地に関する権利を譲渡し、又は当該土地の所有者等について相続、合併若しくは分割(当該確認に係る土地に関する権利を承継させるものに限る。)があったときは、その権利を譲り受けた者又は相続人、合併若しくは分割後存続する法人若しくは合併若しくは分割により設立した法人は、当該土地の所有者等の地位を承継する。
- 5 前項の規定により土地の所有者等の地位を承継した者は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書により市長に届け出なければならない。
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 条例第64条の2第2項第3号の確認に係る土地の所在地及び当該確認を受けた年月日
 - (3) 承継した土地の場所
 - (4) 承継の年月日
 - (5) 被承継者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (6) 承継の原因
 - (7) その他市長が特に必要と認める事項
- (特定有害物質使用等事業所の廃止等の通知)
- 第59条の4** 条例第64条の2第3項の通知は、特定有害物質使用等事業所の廃止等がされた際の土地の所有者等(当該土地の所有者等から土地に関する権利を譲り受けた者その他の新たに土地の所有者等となった者が同条第2項の調査を行うことについて、当該特定有害物質使用等事業所の廃止等がされた際の土地の所有者等及び当該新たに土地の所有者等となった者が合意している場合にあっては、当該新たに土地の所有者等となった者)に対して行うものとする。
- (特定有害物質使用等事業所の廃止等に関し通知すべき事項)
- 第59条の5** 条例第64条の2第3項の規則で定める事項は、次のとおりとする。
- (1) 特定有害物質使用等事業所の廃止等がされた年月日及び当該特定有害物質使用等事業所又は当該特定有害

(土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査)

- 第 65 条** 土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の 30 日前までに、規則で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。
- (1) 法第 3 条第 7 項及び第 4 条第 1 項の規定による届出に係る行為
 - (2) 法第 9 条第 1 号及び第 2 号に掲げる行為
 - (3) 法第 11 条第 1 項の規定による指定に係る区域内における行為
 - (4) 特定有害物質使用等事業所の敷地である土地又は敷地であった土地以外の土地にあっては、その対象となる土地の面積が規則で定める規模未満の土地の形質の変更をする行為

物質使用等事業所の敷地の一部であった土地において製造され、使用され、処理され、保管され、又は貯蔵されていた特定有害物質の種類

- (2) 特定有害物質使用等事業所の名称及び当該特定有害物質使用等事業所の廃止等に係る土地の所在地
- (3) 条例第 64 条の 2 第 2 項の規定による報告を行うべき期限

(条例土壌汚染状況調査の結果の報告を行うべき旨又はその報告の内容を是正すべき旨の命令)

第 59 条の 6 条例第 64 条の 2 第 4 項 (同条第 7 項において準用する場合を含む。) に規定する命令は、相当の履行期限を定めて、書面により行うものとする。

(条例第 64 条の 2 第 2 項第 3 号の確認に係る土地の利用の方法の変更の届出)

第 59 条の 7 条例第 64 条の 2 第 5 項 (同条第 7 項において準用する場合を含む。) の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 条例第 64 条の 2 第 2 項第 3 号の確認に係る土地の所在地及び当該確認を受けた年月日
- (3) 利用の方法を変更しようとする土地の場所
- (4) 当該変更後の当該確認に係る土地の利用の方法
- (5) その他市長が特に必要と認める事項

2 前項の届出書には、条例第 64 条の 2 第 2 項本文に規定する特定有害物質使用等事業所の敷地であった土地及び同項第 3 号の確認を受けた土地の場所を明らかにした図面を添付しなければならない。

(条例第 64 条の 2 第 2 項第 3 号の確認の取消しを行う場所)

第 59 条の 8 条例第 64 条の 2 第 6 項 (同条第 7 項において準用する場合を含む。以下同じ。) の規定による同条第 2 項第 3 号の確認の取消しは、前条第 1 項第 3 号の土地の場所について行うものとする。

(条例第 64 条の 2 第 2 項第 3 号の確認の取消しの通知)

第 59 条の 9 市長は、条例第 64 条の 2 第 6 項の規定により同条第 2 項第 3 号の確認を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該確認に係る土地の所有者等に通知するものとする。

(条例第 65 条第 1 項の土地の形質の変更の届出)

第 59 条の 10 条例第 65 条第 1 項の届出は、次に掲げる図面及び書類を添付して行うものとする。

- (1) 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図
- (2) 土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合にあっては、登記事項証明書その他の当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面

第 59 条の 11 条例第 65 条第 1 項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 土地の形質の変更の対象となる土地の所在地
- (3) 土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ

- (5) 軽易な行為その他の行為であって、規則で定めるもの
- (6) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

2 前項に規定する者は、規則で定めるところにより、当該土地の所有者等の全員の同意を得て、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、指定調査機関に土壌汚染状況調査の例により調査させて、同項の規定による土地の形質の変更の届出に併せて、その結果を市長に提出することができる。

3 市長は、第1項の規定による土地の形質の変更の届出を受けた場合において、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして規則で定める基準に該当すると認めるときは、規則で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、指定調査機関に土壌汚染状況調査の例により調査させて、その結果を報告することを命ずることができる。ただし、前項の規定により当該土地の土壌汚染状況調査の例により調査した結果の提出があった場合は、この限りでない。

- (4) 土地の形質の変更の場所の全部又は一部が特定有害物質使用等事業所の敷地である土地である場合にあっては、当該特定有害物質使用等事業所の名称及び当該特定有害物質使用等事業所において製造され、使用され、処理され、保管され、又は貯蔵されていた特定有害物質の種類

- (5) その他市長が特に必要と認める事項

(条例第65条第1項の土地の形質の変更の届出の対象とならない土地の規模)

第59条の12 条例第65条第1項第4号の規則で定める規模は、2,000平方メートルとする。

(条例第65条第1項の土地の形質の変更の届出を要しない行為)

第59条の13 条例第65条第1項第5号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 次のいずれにも該当する行為

ア 土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外（当該土地の形質の変更の場所の全部が事業所の敷地内である場合にあっては、当該事業所の敷地外）へ搬出しないこと。

イ 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行わないこと。

- (2) 農業を営むために通常行われる行為であって、前号アに該当するもの

- (3) 林業の用に供する作業路網の整備であって、第1号アに該当するもの

- (4) 土壌又は地質に関する調査のための試料の採取を行うもの

- (5) 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下この節において「法施行規則」という。）第25条第5号の規定により市長が指定した土地において行われる土地の形質の変更

(条例土壌汚染状況調査の結果の提出に係る土地の所有者等の同意)

第59条の13の2 条例第65条第2項の規定による土地の所有者等の同意は、同条第1項の規定による届出に係る土地の形質の変更の場所を記載した書面により行うものとする。

(条例第65条第2項の調査の結果の提出)

第59条の13の3 条例第65条第2項の結果の提出は、次に掲げる事項を記載した報告書により行うものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- (2) 条例土壌汚染状況調査を行った場所

- (3) 条例土壌汚染状況調査において最大形質変更深さ（法施行規則第4条第4項に規定する最大形質変更深さをいう。以下同じ。）より1メートルを超える深さの位置について試料採取等（法施行規則第3条第2項に規定する試料採取等をいう。以下同じ。）の対象としなかった場合はその旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び当該深さの位置の土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類

- (4) 条例土壤汚染状況調査の対象地において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類
 - (5) 土壤その他の試料の採取を行った地点及び深さ、日時、当該試料の分析の結果、当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の条例土壤汚染状況調査の結果に関する事項
 - (6) 条例土壤汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称
 - (7) 条例土壤汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号
 - (8) 土地の形質の変更をしようとする者が条例土壤汚染状況調査に係る土地の所有者等でない場合にあっては、当該土地の所有者等の氏名又は名称
- 2 前項の報告書には、条例土壤汚染状況調査の対象地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面及び条例土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合は当該試料採取等の対象としなかった深さの位置を明らかにした図面を添付しなければならない。
(特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地の基準)

第59条の14 条例第65条第3項の規則で定める基準は、次のいずれかに該当することとする。

- (1) 土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないことが明らかである土地であること。
- (2) 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した土地であること。
- (3) 特定有害物質使用等事業所の敷地である土地であること。
- (4) 前2号に掲げる土地と同等程度に土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないおそれがある土地であること。

(条例第65条第1項に規定する届出に係る土地における条例土壤汚染状況調査の命令)

第59条の15 条例第65条第3項に規定する命令は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- (1) 条例第65条第3項に規定する調査の対象となる土地の場所及び特定有害物質の種類並びにその理由
- (2) 条例第65条第3項に規定する命令に係る報告を行うべき期限

(条例第65条第3項に規定する命令に係る報告)

第59条の15の2 条例第65条第3項に規定する命令に係る報告は、次に掲げる事項を記載した報告書により行うものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 条例第65条第3項に規定する命令を受けた年月日
- (3) 条例土壤汚染状況調査を行った場所
- (4) 条例土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等

(条例要措置区域の指定等)

第 66 条 市長は、土地が次の各号のいずれにも該当すると認める場合には、当該土地の区域を、その土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置（以下「汚染の除去等の措置」という。）を講ずることが必要な区域として指定するものとする。ただし、当該土地が法第 6 条第 4 項に規定する要措置区域（以下「要措置区域」という。）に含まれるときは、この限りでない。

- (1) 第 64 条の 2 第 2 項（同条第 7 項において読み替えて準用する場合を含む。）又は前条第 2 項若しくは第 3 項本文の規定による調査（以下「条例土壤汚染状況調査」という。）の結果、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が規則で定める基準に適合しないこと。
 - (2) 土壤の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして規則で定める基準に該当すること。
- 2 市長は、前項の規定による指定をするときは、規則で定めるところにより、その旨を告示しなければならない。
 - 3 第 1 項の規定による指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
 - 4 市長は、汚染の除去等の措置により、第 1 項の規定による指定に係る区域（以下「条例要措置区域」という。）の全部又は一部について同項の規定による指定の事由がなくなると認めるときは、当該条例要措置区域の全部又は一部について同項の規定による指定を解除するものとする。
 - 5 第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による解除について準用する。
 - 6 条例要措置区域の全部又は一部について、法第 6 条第 1 項の規定による指定がされた場合においては、当該条例要措置区域の全部又は一部について第 1 項の規定による指定

の対象としなかった場合はその旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び当該深さの位置の土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類

- (5) 条例土壤汚染状況調査の対象地において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類
 - (6) 土土壤その他の試料の採取を行った地点及び深さ、日時、当該試料の分析の結果、当該分析を行った計量法第 107 条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の条例土壤汚染状況調査の結果に関する事項
 - (7) 条例土壤汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称
 - (8) 条例土壤汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号
- 2 前項の報告書には、条例土壤汚染状況調査の対象地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面及び条例土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより 1 メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合は当該試料採取等の対象としなかった深さの位置を明らかにした図面を添付しなければならない。
(区域の指定に係る基準)

第 59 条の 16 条例第 66 条第 1 項第 1 号の規則で定める基準のうち土壤に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を法施行規則第 6 条第 3 項第 4 号の規定により環境大臣が定める方法により測定した結果が、法施行規則別表第 4 の上欄に掲げる特定有害物質の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件に該当することとする。

- 2 条例第 66 条第 1 項第 1 号の規則で定める基準のうち土壤に含まれる特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を法施行規則第 6 条第 4 項第 2 号の規定により環境大臣が定める方法により測定した結果が、法施行規則別表第 5 の上欄に掲げる特定有害物質の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件に該当することとする。

第 59 条の 17 条例第 66 条第 1 項第 2 号に規定する規則で定める基準は、次のいずれにも該当することとする。

- (1) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合しない土地にあつては、当該土地又はその周辺の土地にある地下水の流動、利用状況その他の状況等からみて、地下水汚染が生じているとすれば地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる区域に、次のいずれかの地点があること。
 - (イ) 地下水を人の飲用に供するために用い、又は用いることが確実である井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口
 - (イ) 地下水を水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 2 項に規定する水道事業（同条第 5 項に規定する水道用水供給事業者により供給される水道水のみをその用に供するものを除く。）、同条第 4 項に規定する水道用水供給事業又は同条第 6 項に規定する専用水道のための原水として取り入れるた

が解除されたものとする。この場合において、同条第2項の規定による公示が行われたときは、前項において準用する第2項の規定による解除の告示をしたものとみなす。

(条例汚染除去等計画の提出等)

第66条の2 市長は、前条第1項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において、条例要措置区域内の土地の所有者等に対し、当該条例要措置区域内において講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由、当該措置を講ずべき期限その他規則で定める事項を示して、次に掲げる事項を記載した計画（以下「条例汚染除去等計画」という。）を作成し、これを市長に提出すべきことを指示するものとする。ただし、当該土地の所有者等以外の者の行為によって当該土地の土壌の特定有害物質による汚染が生じたことが明らかな場合であって、その行為をした者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に汚染の除去等の措置を講じさ

めに用い、又は用いることが確実である取水施設の取水口

(ウ) 法施行規則第7条第1項に規定する地下水基準に適合しない地下水の湧出を主たる原因として、水質の汚濁に係る環境上の条件についての環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の基準が確保されない水質の汚濁が生じ、又は生ずることが確実である公共用水域の地点

イ 土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌含有量基準に適合しない土地にあつては、当該土地が人が立ち入ることができる土地であること。

(2) 条例第66条の2第4項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置（条例第66条第1項に規定する汚染の除去等の措置をいう。以下同じ。）が講じられていないこと。

(条例要措置区域の指定の告示)

第59条の18 条例第66条第2項（同条第5項において準用する場合を含む。）の条例要措置区域（同条第4項に規定する条例要措置区域をいう。以下同じ。）の指定（同条第5項において準用する場合にあつては、指定の解除）の告示は、次に掲げる事項を明示して、横浜市報に登載して行うものとする。

- (1) 当該指定をする旨（条例第66条第5項において準用する場合にあつては、当該指定の解除をする旨）
- (2) 当該条例要措置区域
- (3) 当該条例要措置区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
- (4) 当該条例要措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置（条例第66条第5項において準用する場合にあつては、当該条例要措置区域において講じられた条例実施措置（条例第66条の2第1項第1号に規定する条例実施措置をいう。以下同じ。））

2 前項第2号の条例要措置区域の明示については、次のいずれかによることとする。

- (1) 区名、町名及び地番
- (2) 一定の地物、施設若しくは工作物又はこれらからの距離及び方向
- (3) 平面図

(条例汚染除去等計画の作成及び提出の指示)

第59条の19 条例第66条の2第1項本文に規定する指示は、書面により行うものとする。

(条例汚染除去等計画の作成及び提出の指示において示す事項)

第59条の19の2 条例第66条の2第1項本文の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 汚染の除去等の措置を講ずべき条例要措置区域の場所
- (2) 条例汚染除去等計画（条例第66条の2第1項に規定する条例汚染除去等計画をいう。以下同じ。）を提出すべき期限

2 条例第66条の2第1項本文の措置を講ずべき期限は、汚染の除去等の措置を講ずべき条例要措置区域の場所、当該

せることが相当であると認められ、かつ、これを講じさせることについて当該土地の所有者等に異議がないときは、規則で定めるところにより、その行為をした者に対し、指示するものとする。

- (1) 市長により示された汚染の除去等の措置及びこれと同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置として規則で定めるもののうち、当該土地の所有者等（この項ただし書に規定するときにあつては、同項ただし書の規定により市長から指示を受けた者）が講じようとする措置（以下「条例実施措置」という。）
 - (2) 条例実施措置の着手予定時期及び完了予定時期
 - (3) その他規則で定める事項
- 2 市長は、前項の規定により市長から指示を受けた者が条例汚染除去等計画を提出しないときは、その者に対し、条例汚染除去等計画を提出すべきことを命ずることができる。
 - 3 条例汚染除去等計画の提出をした者は、第1項各号に掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしたときは、規則で定めるところにより、変更後の条例汚染除去等計画を市長に提出しなければならない。
 - 4 市長は、条例汚染除去等計画（条例汚染除去等計画の変更があつたときは、その変更後のもの。以下この項から第9項まで、次条第1号及び第66条の4において同じ。）の提出があつた場合において、当該条例汚染除去等計画に記載された条例実施措置が規則で定める技術的基準（次項において「技術的基準」という。）に適合していないと認めるときは、その提出があつた日から起算して30日以内に限り、当該提出をした者に対し、その変更を命ずることができる。
 - 5 市長は、条例汚染除去等計画の提出があつた場合において、当該条例汚染除去等計画に記載された条例実施措置が技術的基準に適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。この場合において、市長は、当該提出をした者に対し、遅滞なく、短縮後の期間を通知しなければならない。
 - 6 条例汚染除去等計画の提出をした者は、第4項に規定する期間（前項の規定による通知があつたときは、その通知に係る期間）を経過した後でなければ、条例実施措置を講じてはならない。
 - 7 条例汚染除去等計画の提出をした者は、当該条例汚染除去等計画に従つて条例実施措置を講じなければならない。
 - 8 市長は、条例汚染除去等計画の提出をした者が当該条例汚染除去等計画に従つて条例実施措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、当該条例実施措置を講ずべきことを命ずることができる。
 - 9 条例汚染除去等計画の提出をした者は、当該条例汚染除去等計画に記載された条例実施措置を講じたときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に報告しなければならない。

条例要措置区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態、当該条例要措置区域内の土地の所有者等の経理的基礎及び技術的能力等を勘案し、相当なものとなるよう示すものとする。

- 3 第1項第1号の条例要措置区域の場所は、当該条例要措置区域若しくはその周辺の土地の土壌又は当該条例要措置区域若しくはその周辺の土地にある地下水の特定有害物質による汚染状態等を勘案し、人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において示すものとする。
 - 4 第1項第2号の条例汚染除去等計画を提出すべき期限は、基準不適合土壌（法施行規則第3条の2第1号に規定する基準不適合土壌をいう。以下同じ。）のある範囲及び深さを把握するための調査に要する期間等を勘案し、相当なものとなるよう示すものとする。
- （土壌汚染を生じさせる行為をした者に対する指示）

第59条の20 条例第66条の2第1項ただし書に規定する指示は、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体を埋め、飛散させ、流出させ、又は地下へ浸透させる行為をした者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）に対して行うものとする。ただし、当該行為が次に掲げる行為に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項に規定する一般廃棄物処理基準に従つて行う同法第2条第2項に規定する一般廃棄物の埋立処分
 - (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準又は同法第12条の2第1項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準に従つて行う同法第2条第4項に規定する産業廃棄物の埋立処分
 - (3) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第10条第2項第4号に規定する基準に従つて行う同法第3条第6号に規定する廃棄物の排出
- 2 条例第66条の2第1項ただし書に規定する指示は、2以上の者に対して行う場合には、当該2以上の者が当該土地の土壌の特定有害物質による汚染を生じさせたと認められる程度を勘案して行うものとする。
 - 3 前2条の規定は、条例第66条の2第1項ただし書に規定する指示について準用する。この場合において、前条第2項中「当該条例要措置区域内の土地の所有者等」とあるのは、「当該土壌汚染を生じさせる行為をした者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）」と読み替えるものとする。
- （条例第66条の2第1項の規定により指示する汚染の除去等の措置及び指示された汚染の除去等の措置と同等以上の効果を有すると認められるもの）
- 第59条の21** 条例第66条の2第1項の規定により指示する汚染の除去等の措置は、法施行規則別表第6の上欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める措置とする。
- 2 条例第66条の2第1項第1号の規則で定める汚染の除去等の措置は、法施行規則別表第6の上欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める措置とする。
- （条例汚染除去等計画の記載事項）

第59条の22 条例第66条の2第1項第3号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 汚染の除去等の措置を講ずべき条例要措置区域の所在地
- (3) 条例実施措置を選択した理由
- (4) 法施行規則別表第8の1の項第2号、2の項、3の項、4の項第2号、5の項から7の項まで又は10の項第2号に規定するボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により、条例汚染除去等計画の作成のために必要な情報を把握した場合にあっては、土壌その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果、当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項
- (5) 条例土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壌について汚染の除去等の措置を講ずるときは、法施行規則第3条から第15条までに定める方法に準じた方法により、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査に係る土壌その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果、当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項
- (6) 土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が条例要措置区域内の帯水層に接する場合にあっては、基準不適合土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散、揮散又は流出（以下この節において「飛散等」という。）、地下への浸透及び地下水汚染の拡大を防止するために講ずる措置
- (7) 前号に定めるもののほか、基準不適合土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等を防止するために講ずる措置
- (8) 条例実施措置の施行中に基準不適合土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法
- (9) 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法
- (10) 土壌を掘削する範囲及び深さと地下水位との位置関係
- (11) 条例要措置区域外から搬入された土壌を使用する場合にあっては、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を把握するための法施行規則第6条第1項第2号に規定する土壌溶出量調査及び同号に規定する土壌含有量調査における試料採取の頻度並びに当該土壌の使用方法
- (12) 条例要措置区域の指定に係る条例土壌汚染状況調査と一の条例土壌汚染状況調査により指定された他の条例要措置区域から搬出された条例汚染土壌（条例第69条第1項に規定する条例汚染土壌をいう。以下同じ。）を使用する場合にあっては、当該他の条例要措置区域の

汚染状態及び当該条例汚染土壌の使用方法

- (13) 条例実施措置の種類に応じ、法施行規則別表第7の中欄に定める事項

(条例汚染除去等計画の提出)

第59条の22の2 条例汚染除去等計画には、次に掲げる図面を添付しなければならない。

- (1) 法施行規則別表第8の1の項第2号、2の項、3の項、4の項第2号、5の項から7の項まで又は10の項第2号に規定するボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により、条例汚染除去等計画の作成のために必要な情報を把握した場合にあっては、汚染の除去等の措置を講ずべき条例要措置区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面
- (2) 汚染の除去等の措置を講ずべき条例要措置区域の場所及び条例実施措置の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図
- (3) 条例土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壌について汚染の除去等の措置を講ずるときは、法施行規則第3条から第15条までに定める方法に準じた方法により、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面

(軽微な変更)

第59条の22の3 条例第66条の2第3項の規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 条例実施措置の着手予定時期の変更
- (2) 条例実施措置の完了予定時期に係る変更であって、条例第66条の2第1項本文の規定により市長が示した措置を講ずべき期限までのもの
- (3) 基準不適合土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透及び地下水汚染の拡大を防止するために講ずる措置を、当該措置と同等以上の効果を有する措置に変更するもの
- (4) 条例実施措置の種類に応じ、法施行規則別表第7の下欄に定める事項に係る変更

(変更後の条例汚染除去等計画の提出)

第59条の22の4 条例第66条の2第3項の変更後の条例汚染除去等計画の提出は、変更後の同条第1項各号に掲げる事項を記載した計画により行うものとする。

(条例汚染除去等計画の変更の命令)

第59条の22の5 条例第66条の2第4項に規定する命令は、相当の履行期限を定めて、書面により行うものとする。

(条例実施措置に係る技術的基準)

第59条の22の6 条例第66条の2第4項の規則で定める技術的基準は、法施行規則第39条に規定する技術的基準の例による。

(条例実施措置を講ずべき旨の命令)

第59条の23 条例第66条の2第8項に規定する命令は、相当の履行期限を定めて、書面により行うものとする。

(工事完了の報告及び条例実施措置完了の報告に係る手続)

第59条の23の2 条例第66条の2第9項に規定する報告は、次項から第5項までに定めるところにより行うものとする

- る。
- 2 次に掲げる措置の実施が完了した場合は、次項各号に掲げる事項を記載した報告書を提出するものとする。
 - (1) 法施行規則別表第8の2の項の原位置封じ込めに係る措置の実施のうち、同項の下欄イからチまでの実施が完了した場合
 - (2) 法施行規則別表第8の3の項の遮水工封じ込めに係る措置の実施のうち、同項の下欄イからチまでの実施が完了した場合
 - (3) 法施行規則別表第8の4の項の地下水汚染の拡大の防止に係る措置の実施のうち、同項の下欄第2号に掲げる透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡大の防止のイからハまでの実施が完了した場合
 - (4) 法施行規則別表第6の1の項から6の項までの上欄に掲げる土地に該当する条例要措置区域において条例実施措置を講じた場合であり、法施行規則別表第8の5の項の土壌汚染の除去に係る措置の実施のうち、同項の下欄第1号に掲げる基準不適合土壌の掘削による除去のイからニまでの実施が完了したとき又は同欄第2号に掲げる原位置での浄化による除去のイからハまでの実施が完了したとき
 - (5) 法施行規則別表第8の6の項の遮断工封じ込めに係る措置の実施のうち、同項の下欄イからチまでの実施が完了した場合
 - (6) 法施行規則別表第8の7の項の不溶化に係る措置の実施のうち、同項の下欄第1号に掲げる原位置不溶化のイからホまでの実施が完了した場合又は同欄第2号に掲げる不溶化埋め戻しのイからホまでの実施が完了した場合
 - 3 前項の報告書に記載する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 条例要措置区域の所在地
 - (3) 条例実施措置の種類
 - (4) 条例実施措置の着手時期及び前項各号に掲げる措置の実施が完了した時期
 - (5) 条例要措置区域外から搬入された土壌を使用した場合にあつては、法施行規則第40条第2項第3号に定める方法その他の方法により当該搬入された土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査の土壌の採取を行った地点及び日時、当該土壌の分析の結果、当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項
 - (6) 第59条の22の3第3号に規定する軽微な変更を行った場合にあつては、変更後の基準不適合土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透及び地下水汚染の拡大を防止するために講じた措置
 - (7) 条例実施措置の種類に応じ、法施行規則別表第9の中欄に定める工事完了の報告事項
 - 4 条例実施措置に係る全ての措置の実施が完了した場合は、次に掲げる事項を記載した報告書を提出するものとする。
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代

(条例要措置区域内における土地の形質の変更の禁止)

第 66 条の 3 条例要措置区域内においては、何人も、土地の形質の変更をしてはならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- (1) 前条第 1 項の規定により市長から指示を受けた者が条例汚染除去等計画に基づく条例実施措置として行う行為
- (2) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって、規則で定めるもの
- (3) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
(適用除外)

第 66 条の 4 第 65 条第 1 項の規定は、第 66 条の 2 第 1 項の規定により市長から指示を受けた者が条例汚染除去等計画に基づく条例実施措置として行う行為については、適用しない。

表者の氏名

- (2) 条例要措置区域の所在地
- (3) 条例実施措置の種類
- (4) 条例実施措置の着手時期及び条例実施措置に係る全ての措置の実施が完了した時期
- (5) 条例実施措置の種類の違いに応じ、法施行規則別表第 9 の下欄に定める措置完了の報告事項

5 第 2 項及び前項の報告書には、条例実施措置が講じられた条例要措置区域の場所及び条例実施措置の施行方法を明らかにした書類及び図面を添付しなければならない。
(条例要措置区域内における土地の形質の変更の禁止の例外)

第 59 条の 24 条例第 66 条の 3 第 2 号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 次のいずれにも該当しない行為
 - ア 条例実施措置を講ずるために設けられた構造物に変更を加えること。
 - イ 土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積の合計が 10 平方メートル以上であり、かつ、その深さが 50 センチメートル以上（地表から一定の深さまでに帯水層（その中にある地下水が飲用に適さないものとして法施行規則第 43 条第 1 号ロの規定により環境大臣が定める要件に該当するものを除く。）がない旨の市長の確認を受けた場合にあっては、当該一定の深さより 1 メートル浅い深さ以上）であること。
 - ウ 土地の形質の変更であって、その深さが 3 メートル以上（イの市長の確認を受けた場合にあっては、当該一定の深さより 1 メートル浅い深さ以上）であること。
- (2) 土壌汚染の状況その他の必要な情報を把握するために行う土壌の採取及び測定に係るボーリング又は観測井を設けるために行うボーリングであって、次のいずれにも該当するもの
 - ア 基準不適合土壌、特定有害物質若しくは特定有害物質を含む液体のボーリング孔への流出を防止するために必要な措置が講じられているもの
 - イ 掘削に当たって水等を用いる場合にあっては、当該水等により基準不適合土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等及び地下への浸透を防止するために必要な措置が講じられているもの
- (3) 条例実施措置と一体として行われる土地の形質の変更であって、その施行方法が法施行規則第 40 条第 2 項第 1 号の規定により環境大臣が定める基準に適合する旨の市長の確認を受けたもの
- (4) 次のいずれかに該当する条例要措置区域内における土地の形質の変更であって、その施行方法が前号の環境大臣が定める基準に適合する旨の市長の確認を受けたもの
 - ア 法施行規則別表第 6 の 1 の項の上欄に掲げる土地に該当する条例要措置区域であって、地下水の水質の測定が講じられているもの
 - イ 法施行規則別表第 6 の 1 の項から 4 の項まで及び 6 の項の上欄に掲げる土地（同表の 1 の項の上欄に掲

げる土地にあつては、土壤の第三種特定有害物質（法施行規則第4条第3項第2号ロに規定する第三種特定有害物質をいう。以下この節において同じ。）による汚染状態が第二溶出量基準（法施行規則第9条第1項第2号の第二溶出量基準をいう。以下この節において同じ。）に適合しない土地を除く。）に該当する条例要措置区域であつて、原位置封じ込め（法施行規則別表第6の2の項の中欄に規定する原位置封じ込めをいう。以下この条において同じ。）が講じられているもの（法施行規則別表第8の2の項の原位置封じ込めに係る措置の実施のうち、同項の下欄イからチまでの実施が完了しているものに限る。）

ウ 法施行規則別表第6の1の項から4の項まで及び6の項の上欄に掲げる土地（同表の1の項の上欄に掲げる土地にあつては、土壤の第三種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地を除く。）に該当する条例要措置区域であつて、遮水工封じ込め（法施行規則別表第6の2の項の中欄に規定する遮水工封じ込めをいう。以下この条において同じ。）が講じられているもの（法施行規則別表第8の3の項の遮水工封じ込めに係る措置の実施のうち、同項の下欄イからチまでの実施が完了しているものに限る。）

エ 法施行規則別表第6の1の項から6の項までの上欄に掲げる土地に該当する条例要措置区域であつて、地下水汚染の拡大の防止が講じられているもの

オ 土壤汚染の除去（法施行規則別表第6の2の項の下欄ロに規定する土壤汚染の除去をいう。）が講じられている条例要措置区域（法施行規則別表第8の5の項の土壤汚染の除去に係る措置の実施のうち、同項の下欄第1号に掲げる基準不適合土壤の掘削による除去のイからニまでの実施が完了しているもの又は同欄第2号に掲げる原位置での浄化による除去のイからハまで及びホの実施が完了しているものに限る。）

カ 法施行規則別表第6の1の項及び3の項から6の項までの上欄に掲げる土地（同表の1の項の上欄に掲げる土地にあつては、土壤の第一種特定有害物質（法施行規則第4条第3項第2号イに規定する第一種特定有害物質をいう。以下この条において同じ。）による汚染状態が土壤溶出量基準に適合しない土地を除く。）に該当する条例要措置区域であつて、遮断工封じ込め（法施行規則別表第6の3の項の下欄イに規定する遮断工封じ込めをいう。以下この条において同じ。）が講じられているもの（法施行規則別表第8の6の項の遮断工封じ込めに係る措置の実施のうち、同項の下欄イからチまでの実施が完了しているものに限る。）

キ 法施行規則別表第6の1の項及び4の項の上欄に掲げる土地（同表の1の項の上欄に掲げる土地にあつては、土壤の第一種特定有害物質又は第三種特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合しない土地及び土壤の第二種特定有害物質（法施行規則第4条第3項第2号ロに規定する第二種特定有害物質をいう。以下この節において同じ。）による汚染状態が

第二溶出量基準に適合しない土地を除く。)に該当する条例要措置区域であって、不溶化(法施行規則別表第6の4の項の下欄イに規定する不溶化をいう。)が講じられているもの(法施行規則別表第8の7の項の不溶化に係る措置の実施のうち、同項の下欄第1号に掲げる原位置不溶化のイからホまでの措置の実施が完了しているもの又は同欄第2号に掲げる不溶化埋め戻しのイからホまでの実施が完了しているものに限る。)

(土地の形質の変更の例外)

第59条の24の2 一の条例土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の条例要措置区域の間において、一の条例要措置区域から搬出された条例汚染土壌を他の条例要措置区域内の土地の形質の変更自ら使用し、又は他人に使用させる場合にあつては、当該土地の形質の変更は、当該条例汚染土壌が当該他の条例要措置区域に搬入された日から60日以内に終了するものとする。

(帯水層の深さに係る確認の申請)

第59条の25 第59条の24第1号イの確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - (2) 条例要措置区域の所在地
 - (3) 条例要措置区域の地下水位を観測するための井戸を設置した地点及び当該地点に当該井戸を設置した理由
 - (4) 前号の地下水位の観測の結果
 - (5) 観測された地下水位のうち最も浅いものにおける地下水を含む帯水層の深さ
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
- (1) 前項第3号の井戸の構造図
 - (2) 前項第3号の井戸を設置した地点を明らかにした当該条例要措置区域の図面
 - (3) 前項第5号の帯水層の深さを定めた理由を説明する書類
- 3 市長は、第1項の申請があつたときは、同項第3号の井戸を設置した地点及び当該地点に当該井戸を設置した理由並びに同項第4号の観測の結果からみて前項第3号の帯水層の深さを定めた理由が相当であると認められる場合に限り、第59条の24第1号イの確認をするものとする。
- 4 市長は、第59条の24第1号イの確認をする場合において、当該確認に係る地下水位及び帯水層の深さの変化を的確に把握するため必要があると認めるときは、当該確認に、当該地下水位及び帯水層の深さを市長に定期的に報告することその他の条件を付することができる。
- 5 市長は、第59条の24第1号イの確認をした後において、前項の報告その他の資料により当該確認に係る条例要措置区域において当該確認に係る深さまで帯水層が存在しないと認められなくなったとき、又は同項の報告がなかったときは、遅滞なく、当該確認を取り消し、その旨を当該確認を受けた者に通知するものとする。

(土地の形質の変更に係る確認の申請)

第59条の26 第59条の24第3号の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 土地の形質の変更(当該土地の形質の変更と一体として行われる条例実施措置を含む。以下この条において同じ。)を行う条例要措置区域の所在地
 - (3) 土地の形質の変更の種類
 - (4) 土地の形質の変更の場所
 - (5) 土地の形質の変更の施行方法
 - (6) 土地の形質の変更の着手予定日及び完了予定日
 - (7) 土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法
 - (8) 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
- (1) 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした条例要措置区域の図面
 - (2) 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図
- 3 市長は、第1項の申請があったときは、当該申請に係る土地の形質の変更が次の要件のいずれにも該当すると認められる場合に限り、第59条の24第3号の確認をするものとする。
- (1) 当該申請に係る土地の形質の変更とそれと一体として行われる条例実施措置との間に一体性が認められること。
 - (2) 当該申請に係る土地の形質の変更の施行方法が法施行規則第40条第2項第1号の規定により環境大臣が定める基準に適合していること。
 - (3) 当該申請に係る土地の形質の変更の着手予定日及び完了予定日が条例第66条の2第1項の期限に照らして適当であると認められること。

(土地の形質の変更の施行方法に係る確認の申請)

第59条の27 第59条の24第4号の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 土地の形質の変更を行う条例要措置区域の所在地
- (3) 土地の形質の変更の種類
- (4) 土地の形質の変更の場所
- (5) 土地の形質の変更の施行方法
- (6) 土地の形質の変更の着手予定日及び完了予定日
- (7) 土地の形質の変更を行う条例要措置区域において講じられている条例実施措置
- (8) 土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法
- (9) 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法
- (10) 条例土壌汚染状況調査において最大形質変更深さよ

り1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壌について土地の形質の変更(当該土地の形質の変更に係る部分のうち最も深い位置の深さより1メートルを超える深さの位置に汚染のおそれが生じた場所の位置がある場合の土地の形質の変更を除く。次項第3号、第59条の29第1項第5号、第59条の30第1項第6号及び第59条の32第1項第10号において同じ。)をしようとするときは、法施行規則第3条から第15条までに定める方法に準じた方法により、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査に係る土壌その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果、当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした条例要措置区域の図面
- (2) 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図
- (3) 条例土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壌について土地の形質の変更をしようとするときは、法施行規則第3条から第15条までに定める方法に準じた方法により、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面

3 市長は、第1項の申請があったときは、当該申請に係る土地の形質の変更の施行方法が法施行規則第40条第2項第1号の規定により環境大臣が定める基準に適合していると認められる場合に限り、第59条の24第4号の確認をするものとする。

(条例形質変更時要届出区域の指定の告示)

第59条の28 条例第67条第3項において準用する条例第66条第2項の規定による条例形質変更時要届出区域(条例第67条第2項に規定する条例形質変更時要届出区域をいう。以下同じ。)の指定及びその解除の告示は、次に掲げる事項を明示して、横浜市報に登載して行うものとする。

- (1) 当該指定又は当該指定の解除をする旨
- (2) 当該条例形質変更時要届出区域
- (3) 当該条例形質変更時要届出区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
- (4) 当該条例形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来すると認められるもの(当該土地の土壌の第二種特定有害物質(土壌汚染対策法施行令(平成14年政令第336号。以下この節において「法施行令」という。)第1条第5号に掲げる特定有害物質を除く。)による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合するものに限る。)にあつては、その旨(法施行規則第10条の2第2項に規定する自然由来盛土等に使用した土壌がある区域である場合にあつ

(条例形質変更時要届出区域の指定等)

第67条 市長は、土地が第66条第1項第1号に該当し、同項第2号に該当しないと認める場合には、当該土地の区域を、その土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定するものとする。ただし、当該土地が法第11条第2項に規定する形質変更時要届出区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)に含まれるときは、この限りでない。

2 市長は、土壌の特定有害物質による汚染の除去により、前項の規定による指定に係る区域(以下「条例形質変更時要届出区域」という。)の全部又は一部について同項の規定による指定の事由がなくなったと認めるときは、当該条例形質変更時要届出区域の全部又は一部について同項の規定による指定を解除するものとする。

3 第66条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による指定及び前項の規定による解除について準用する。

4 条例形質変更時要届出区域の全部又は一部について、法第6条第1項若しくは第11条第1項又は第66条第1項の規定による指定がされた場合においては、当該条例形質変更時要届出区域の全部又は一部について第1項の規定によ

る指定が解除されたものとする。この場合において、法第 6 条第 2 項（法第 11 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による指定の公示又は第 66 条第 2 項の規定による指定の告示をしたときは、前項において準用する同条第 2 項の規定による解除の告示をしたものとみなす。

（条例形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出及び計画変更命令）

第 67 条の 2 条例形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更着手する日の 14 日前までに、規則で定めるところにより、当

ては、その旨を含む。）

(5) 当該条例形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものであって、次のいずれにも該当すると認められるものにあつては、その旨
ア 昭和 52 年 3 月 15 日以降に公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）による埋立て若しくは干拓の事業により造成が開始された土地（廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。以下この条において同じ。）が埋め立てられている場所を除く。）又は大正 11 年 4 月 10 日から昭和 52 年 3 月 14 日までに公有水面埋立法による埋立て若しくは干拓の事業により造成が開始された土地（当該土地の土壌の第一種特定有害物質、第三種特定有害物質及び法施行令第 1 条第 5 号に掲げる特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合する土地（廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）に限る。）であつて、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合するもの

イ 土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が人為等に由来するおそれがない土地であること、当該汚染状態が人為等に由来するおそれがある土地であつて、法施行規則第 3 条の 2 第 1 号に掲げる土地の区分に分類した土地であること又は条例土壌汚染状況調査その他法施行規則第 3 条から第 15 条までに定める方法に準じた方法により調査した結果、当該汚染状態が人為等に由来する土地でないことと認められるもの

(6) 条例形質変更時要届出区域内の土地が公有水面埋立法による埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地として次のいずれかに該当すると認められる土地にあつては、その旨

ア 工業専用地域（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業専用地域をいう。以下この号において同じ。）内にある土地

イ アに掲げる土地以外の土地であつて当該土地又はその周辺の土地にある地下水の利用状況その他の状況が工業専用地域内にある土地と同等以上に将来にわたり第 59 条の 17 第 1 号アに該当しないと認められるもの

(7) 指定の解除の告示の場合は、当該条例形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

2 前項第 2 号の条例形質変更時要届出区域の明示については、次のいずれかによることとする。

- (1) 区名、町名及び地番
- (2) 一定の地物、施設若しくは工作物又はこれらからの距離及び方向
- (3) 平面図

（条例形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出）

第 59 条の 29 条例第 67 条の 2 第 1 項本文の規定による届出は、次に掲げる書類及び図面を添付して行うものとする。

- (1) 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにし

該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- (1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって、規則で定めるもの
 - (2) 条例形質変更時要届出区域が指定された際既に着手していた行為
 - (3) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- 2 条例形質変更時要届出区域が指定された際当該条例形質変更時要届出区域内において既に土地の形質の変更に着手している者は、その指定の日から起算して14日以内に、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。
- 3 条例形質変更時要届出区域内において非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者は、当該土地の形質の変更をした日から起算して14日以内に、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。
- 4 市長は、第1項の規定による届出を受けた場合において、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法が規則で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受けた日から14日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命ずることができる。

(適用除外)

第67条の3 第65条第1項の規定は、条例形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更については、適用しない。

た条例形質変更時要届出区域の図面

- (2) 土地の形質の変更をしようとする条例形質変更時要届出区域の状況を明らかにした図面
 - (3) 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図
 - (4) 土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面
 - (5) 条例土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壌について土地の形質の変更をしようとするときは、法施行規則第3条から第15条までに定める方法に準じた方法により、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面
- 2 法施行規則別表第8の1の項第2号、2の項、3の項、4の項第2号、5の項から7の項まで若しくは10の項第2号に規定するボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法又はこれらと同等な方法により、土地の形質の変更をしようとする条例形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を把握した場合には、当該汚染状態を明らかにした図面を添付することができる。

第59条の30 条例第67条の2第1項本文に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 土地の形質の変更を行う条例形質変更時要届出区域の所在地
 - (3) 土地の形質の変更の完了予定日
 - (4) 土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法
 - (5) 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法
 - (6) 条例土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壌について土地の形質の変更をしようとするときは、法施行規則第3条から第15条までに定める方法に準じた方法により、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査に係る土壌その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果、当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項
 - (7) その他市長が特に必要と認める事項
- 2 法施行規則別表第8の1の項第2号、2の項、3の項、4の項第2号、5の項から7の項まで若しくは10の項第2号に規定するボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法又はこれらと同等な方法により、土地の形質の変更をしようとする条例形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を把握した場合には、土壌その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果、当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する

事項を記載することができる。

(条例形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出を要しない通常の管理行為、軽易な行為その他の行為)

第 59 条の 31 条例第 67 条の 2 第 1 項第 1 号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 次のいずれにも該当しない行為

ア 汚染の除去等の措置を講ずるために設けられた構造物に変更を加えること。

イ 土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積の合計が 10 平方メートル以上であり、かつ、その深さが 50 センチメートル以上（地表から一定の深さまでに帯水層（その中にある地下水が飲用に適さないものとして法施行規則第 43 条第 1 号口の規定により環境大臣が定める要件に該当するものを除く。）がない旨の市長の確認を受けた場合にあっては、当該一定の深さより 1 メートル浅い深さ以上）であること。

ウ 土地の形質の変更であって、その深さが 3 メートル以上（イの市長の確認を受けた場合にあっては、当該一定の深さより 1 メートル浅い深さ以上）であること。

エ 一の条例土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の条例形質変更時要届出区域の間において、他の条例形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に一の条例形質変更時要届出区域から搬出された条例汚染土壌を、自ら使用し、又は他人に使用させるために、当該条例形質変更時要届出区域内で土地の形質の変更を行うこと。

オ 一の条例土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の条例形質変更時要届出区域の間において、一の条例形質変更時要届出区域から搬出された条例汚染土壌を他の条例形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させること。

(2) 土壌汚染の状況その他の必要な情報を把握するために行う土壌の採取及び測定に係るボーリング又は観測井を設けるために行うボーリングであって、次のいずれにも該当すること。

ア 基準不適合土壌又は特定有害物質のボーリング孔への流出を防止するために必要な措置が講じられているもの

イ 掘削に当たって水等を用いる場合にあっては、当該水等により基準不適合土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等及び地下への浸透を防止するために必要な措置が講じられているもの

(3) 土地の形質の変更であって、その施行方法が法施行規則第 40 条第 2 項第 1 号の規定により環境大臣が定める基準に適合する旨の市長の確認を受けたもの

2 第 59 条の 25 の規定は、前項第 1 号イの確認を受けようとする者について準用する。この場合において、同条中「条例要措置区域」とあるのは、「条例形質変更時要届出区域」と読み替えるものとする。

3 第 59 条の 27 の規定は、第 1 項第 3 号の確認を受けようとする者について準用する。この場合において、同条中「条

例要措置区域」とあるのは、「条例形質変更時要届出区域」と読み替えるものとする。

4 第59条の24第1号イの確認に係る条例要措置区域が条例第67条第1項の規定により条例形質変更時要届出区域として指定された場合においては、当該条例形質変更時要届出区域は、第1項第1号イの確認に係る条例形質変更時要届出区域とみなす。

5 第1項第1号イの確認に係る条例形質変更時要届出区域が条例第66条第1項の規定により条例要措置区域として指定された場合においては、当該条例要措置区域は、第59条の24第1号イの確認に係る条例要措置区域とみなす。

(既に土地の形質の変更に着手している者の届出)

第59条の32 条例第67条の2第2項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 土地の形質の変更をしている条例形質変更時要届出区域の所在地
- (3) 土地の形質の変更の種類
- (4) 土地の形質の変更の場所
- (5) 土地の形質の変更の施行方法
- (6) 土地の形質の変更の着手日
- (7) 土地の形質の変更の完了日又は完了予定日
- (8) 土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合の対応方法
- (9) 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法
- (10) 条例土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壤について土地の形質の変更をしているときは、法施行規則第3条から第15条までに定める方法に準じた方法により、当該土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査に係る土壤その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果、当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項

2 第59条の29の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、同条中「変更をしようとする」とあるのは、「変更をしている」と読み替えるものとする。

(非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者の届出)

第59条の33 第59条の29及び前条第1項(第8号及び第9号を除く。)の規定は、条例第67条の2第3項の届出について準用する。この場合において、第59条の29中「変更をしようとする」とあり、及び前条第1項中「変更をしている」とあるのは「変更をした」と、同項第7号中「完了日又は完了予定日」とあるのは「完了日」と、それぞれ読み替えるものとする。

(土地の形質の変更の施行方法に関する基準)

第59条の34 条例第67条の2第4項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壤が

条例形質変更時要届出区域内の帯水層に接する場合にあっては、土地の形質の変更の施行方法が法施行規則第40条第2項第1号の規定により環境大臣が定める基準に適合すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 第59条の28第4号又は第5号に該当する区域内における土地の形質の変更である場合

イ 第59条の28第6号に該当する区域内における土地の形質の変更であって、その施行方法が法施行規則第53条第1号ロの規定により環境大臣が定める基準に適合するものである場合

(2) 前号に定めるもののほか、土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等を防止するために必要な措置を講ずること。

(3) 条例形質変更時要届出区域の指定に係る条例土壌汚染状況調査と一の条例土壌汚染状況調査により指定された他の条例形質変更時要届出区域から搬出された条例汚染土壌を使用する場合にあっては、当該土壌の使用に伴い、人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。

(4) 土地の形質の変更を行った後、条例第66条の2第4項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられた場合と同等以上に人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。

(土地の形質の変更の例外)

第59条の34の2 一の条例土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の条例形質変更時要届出区域の間において、一の条例形質変更時要届出区域から搬出された条例汚染土壌を他の条例形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させる場合にあっては、当該土地の形質の変更は、当該条例汚染土壌が当該他の条例形質変更時要届出区域に搬入された日から60日以内に終了するものとする。

(周辺住民への周知)

第59条の35 条例第68条第1項の規定による汚染の除去等の措置を講ずる旨又は土地の形質の変更をする旨の周知は、次に掲げる事項について印刷物の配布、掲示板への掲示その他の方法により行うものとする。

(1) 汚染の除去等の措置を講じようとし、又は土地の形質の変更をしようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 汚染の除去等の措置を講じようとし、又は土地の形質の変更をしようとする土地の土壌の汚染状態

(3) 汚染の除去等の措置又は土地の形質の変更の内容

(4) その他市長が特に必要と認める事項

2 条例第68条第1項に規定する規則で定める範囲は、次のとおりとする。

(1) 汚染の除去等の措置を講じようとする土地又は土地の形質の変更をしようとする土地を含む敷地の境界に隣接する土地の範囲

(2) 汚染の除去等の措置を講じようとする土地又は土地の形質の変更をすることによって人の健康又は生活環

(周辺住民への周知)

第68条 要措置区域若しくは形質変更時要届出区域又は条例要措置区域若しくは条例形質変更時要届出区域（以下「条例要措置区域等」という。）内において汚染の除去等の措置を講じようとする者又は土地の形質の変更をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、規則で定める範囲の住民にその旨を周知しなければならない。

2 市長は、前項に規定する者が同項の規定による周知をしていない場合で、汚染の除去等の措置又は土地の形質の変更によって特定有害物質により汚染された土壌に起因する公害が生ずるおそれがあると認めるときは、その者に対し、同項の規定による周知をするよう勧告することができる。

(土壌汚染による地下水への影響の調査)

- 第 68 条の 2** 土壌汚染状況調査又は条例土壌汚染状況調査(以下「条例土壌汚染状況調査等」という。)の結果、条例土壌汚染状況調査等を行った土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が第 66 条第 1 項第 1 号の規則で定める基準(規則で定める事項を除く。)に適合していないと認められたときは、当該条例土壌汚染状況調査等をさせた者は、当該土壌の汚染による地下水への影響を規則で定める方法により調査し、その結果を市長に報告しなければならない。
- 2 市長は、前項に規定する者が同項の規定による調査又は報告をしていないときは、その者に対し、同項の規定による調査又は報告をするよう勧告することができる。

(台帳)

- 第 68 条の 3** 市長は、条例要措置区域等の台帳、条例土壌汚染状況調査が行われその結果が第 66 条第 1 項第 1 号の規則で定める基準に適合している土地の台帳及び条例要措置区域等の指定が解除された土地の台帳(以下この条において「台帳」という。)を調製し、これを保管しなければならない。
- 2 台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、規則で定める。
- 3 市長は、台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。

境に係る被害が生ずるおそれがある範囲

(土壌汚染による地下水への影響の調査)

- 第 59 条の 36** 条例第 68 条の 2 第 1 項の規則で定める事項は、土壌含有量基準に係る事項とする。
- 2 条例第 68 条の 2 第 1 項の規則で定める方法は、次のとおりとする。
- (1) 条例土壌汚染状況調査等(条例第 68 条の 2 第 1 項に規定する条例土壌汚染状況調査等をいう。以下同じ。)を行った土地を含む一団の土地においてボーリング調査を実施し、土壌の汚染による帯水層への影響を調査すること。
 - (2) 前号の調査において土壌の汚染に起因して帯水層に汚染が生じるおそれがあると認められる場合は、土壌の汚染に起因する地下水汚染を的確に把握し、又は周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができると思われ地点における帯水層の地下水を採取すること。
 - (3) 前号の規定により採取した地下水は、第 56 条第 2 項に定める方法により、条例土壌汚染状況調査等において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の測定を行うこと。
- 3 条例第 68 条の 2 第 1 項の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した報告書により行うものとする。
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 条例土壌汚染状況調査等を行った土地を含む一団の土地の所在地
 - (3) 条例土壌汚染状況調査等において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
 - (4) 地下水の採取を行った地点及び日時、当該試料の測定の結果、当該測定を行った者の氏名又は名称その他の条例土壌汚染状況調査等の結果に関する事項
 - (5) その他市長が特に必要と認める事項

(台帳)

- 第 59 条の 37** 台帳(条例第 68 条の 3 第 1 項に規定する台帳をいう。以下この条において同じ。)は、帳簿及び図面をもって調製するものとする。
- 2 前項の帳簿及び図面は、条例要措置区域等(条例第 68 条第 1 項に規定する条例要措置区域等をいう。以下同じ。)、条例土壌汚染状況調査が行われその結果が条例第 66 条第 1 項第 1 号の規則で定める基準に適合している土地(以下「条例基準適合地」という。)又は条例要措置区域等の指定が解除された土地(以下この条において「指定解除地」という。)ごとに調製するものとする。
- 3 第 1 項の帳簿及び図面は、条例要措置区域、条例形質変更時要届出区域、条例基準適合地又は指定解除地に関するものを区別して保管しなければならない。
- 4 第 1 項の帳簿の様式は、条例要措置区域にあっては第 26 号様式の 2、条例形質変更時要届出区域にあっては第 26 号様式の 3、条例基準適合地にあっては第 26 号様式の 4 のとおりとする。
- 5 指定解除地に係る第 1 項の帳簿は、当該条例要措置区域

等の帳簿に当該指定の解除をした旨を記載したものとす
る。

- 6 第1項の図面は、次のとおりとする。
 - (1) 条例土壤汚染状況調査において土壤その他の試料の採取を行った地点及び条例要措置区域等内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面
 - (2) 条例土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合（第6号に掲げる場合を除く。）は、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置を明らかにした図面
 - (3) 法施行規則別表第8の1の項第2号、2の項、3の項、4の項第2号、5の項から7の項まで若しくは10の項第2号に規定するボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法又はこれらと同等な方法により、条例要措置区域等内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面
 - (4) 汚染の除去等の措置の実施場所及び施行方法を明らかにした図面
 - (5) 土地の形質の変更を行った場合にあっては、条例実施措置又は土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図
 - (6) 条例土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壤について汚染の除去等の措置を講じたとき、又は土地の形質の変更をしたときにあっては、法施行規則第3条から第15条までに定める方法に準じた方法により、当該土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面
 - (7) 条例第69条第1項の調査（以下「条例認定調査」という。）を行った場合にあっては、土壤の掘削の対象となる土地の区域の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面
 - (8) 条例要措置区域等の周辺の地図
 - (9) 条例第68条の2第1項の規定により地下水の水質を測定した場合にあっては、当該地下水の採取を行った地点を明らかにした図面
- 7 台帳には、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - (1) 条例要措置区域等の指定に係る条例土壤汚染状況調査の土壤その他の試料の分析の結果
 - (2) 法施行規則別表第8の1の項第2号、2の項、3の項、4の項第2号、5の項から7の項まで若しくは10の項第2号に規定するボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法又はこれらと同等な方法により、条例要措置区域等内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査の土壤その他の試料の分析の結果
 - (3) 条例土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壤について汚染の除去等の措置を講じたとき、又は土地の形質の変更をしたときにあっては、法施行規則第3条

(汚染された土壌の搬出時の届出及び計画変更命令)

第 69 条 条例要措置区域等内の土地の土壌(指定調査機関が規則で定める方法により調査した結果、特定有害物質による汚染状態が第 66 条第 1 項第 1 号の規則で定める基準に適合すると市長が認めたものを除く。以下「条例汚染土壌」という。)を当該条例要措置区域等外へ搬出しようとする者(その委託を受けて当該条例汚染土壌の運搬のみを行おうとする者を除く。)は、当該条例汚染土壌の搬出に着手する日の 14 日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合及び条例汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合は、この限りでない。

- (1) 当該条例汚染土壌の特定有害物質による汚染状態
- (2) 当該条例汚染土壌の体積
- (3) 当該条例汚染土壌の運搬の方法
- (4) 当該条例汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称
- (5) 当該条例汚染土壌を処理する場合にあっては、当該条例汚染土壌を処理する者の氏名又は名称
- (6) 当該条例汚染土壌を処理する場合にあっては、当該条例汚染土壌を処理する施設の所在地
- (7) 当該条例汚染土壌を第 69 条の 3 第 1 項第 2 号に規定する土地の形質の変更を使用する場合にあっては、当該土地の形質の変更をする条例要措置区域等の所在地
- (8) 当該条例汚染土壌の搬出の着手予定日
- (9) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとするときは、その届出に係る行為に着手する日の 14 日前までに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

3 非常災害のために必要な応急措置として条例汚染土壌を当該条例要措置区域等外へ搬出した者は、当該条例汚染土壌を搬出した日から起算して 14 日以内に、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。

4 市長は、第 1 項又は第 2 項の届出があった場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その届出を受けた日から 14 日以内に限り、その届出をした者に対し、当該各号に定める措置を講ずべきことを命ずることができる。

- (1) 運搬の方法が次条の規則で定める条例汚染土壌の運搬に関する基準に違反している場合 当該条例汚染土壌の運搬の方法を変更すること。
- (2) 第 69 条の 3 第 1 項の規定に違反して当該条例汚染土

から第 15 条までに定める方法に準じた方法により、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査の土壌その他の試料の分析の結果

- (4) 条例要措置区域外から搬入された土壌を使用した場合にあっては、法施行規則第 40 条第 2 項第 3 号に定める方法その他の方法により当該搬入された土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査の土壌の分析の結果その他の調査の結果に関する事項

8 帳簿の記載事項、図面又は書類に変更があったときは、市長は、速やかにこれを訂正しなければならない。
(搬出しようとする土壌の調査)

第 59 条の 38 条例第 69 条第 1 項に規定する規則で定める方法は、法施行規則第 59 条第 1 項第 1 号の掘削前調査の方法(以下「掘削前調査の方法」という。)又は同項第 2 号の掘削後調査の方法(以下「掘削後調査の方法」という。)の例による。

(搬出しようとする土壌に係る規則で定める基準に適合する旨の認定)

第 59 条の 39 条例第 69 条第 1 項の規定による市長の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 条例要措置区域等の所在地
- (3) 条例認定調査の方法の種類
- (4) 掘削前調査の方法の例により条例認定調査を行った場合にあっては、土壌の採取を行った地点及び日時、当該土壌の分析の結果、当該分析を行った計量法第 107 条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の条例認定調査の結果に関する事項
- (5) 掘削後調査の方法の例により条例認定調査を行った場合にあっては、土壌の採取を行った日時、調査対象とした土壌全体の体積、当該土壌の分析の結果、当該分析を行った計量法第 107 条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の条例認定調査の結果に関する事項
- (6) 条例認定調査を行った指定調査機関の氏名又は名称
- (7) 条例認定調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号

2 前項の申請書には、同項の認定を受けようとする範囲及び条例要措置区域等内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面を添付しなければならない。

3 市長は、第 1 項の申請があったときは、法施行規則第 60 条第 3 項の規定の例により、条例第 69 条第 1 項の認定をするものとする。

(条例汚染土壌の搬出の届出)

第 59 条の 40 条例第 69 条第 1 項の規定による届出は、次に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

- (1) 条例汚染土壌の場所を明らかにした条例要措置区域等の図面
- (2) 土壌の特定有害物質による汚染状態が条例土壌汚染状況調査により第二溶出量基準に適合しない土地とみなされた条例要措置区域等において、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により搬出しよう

壤の処理を法第 22 条第 1 項の許可を受けた者（以下「汚染土壌処理業者」という。）に委託しない場合 当該条例汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託すること。

する土壌が第二溶出量基準に適合することが明らかとなった場合にあっては、土壌の採取を行った地点及び日時、当該土壌の分析の結果、当該分析を行った計量法第 107 条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項

- (3) 搬出に係る必要事項が記載された使用予定の管理票（条例第 69 条の 5 第 1 項に規定する管理票をいう。以下同じ。）の写し
- (4) 条例汚染土壌の運搬の用に供する自動車等（条例第 69 条の 8 第 2 項に規定する自動車等をいう。以下同じ。）の構造を記した書類
- (5) 運搬の過程において、積替えのために当該条例汚染土壌を一時的に保管する場合には、当該保管の用に供する施設の構造を記した書類
- (6) 条例汚染土壌を処理する場合にあっては、次に掲げる書類
 - ア 条例汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者（法第 16 条第 4 項第 2 号に規定する汚染土壌処理業者をいう。以下同じ。）に委託したことを証する書類
 - イ 条例汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設に関する法第 22 条第 1 項の許可を受けた者の当該許可に係る許可証（汚染土壌処理業に関する省令（平成 21 年環境省令第 10 号）第 17 条第 1 項に規定する許可証をいう。第 59 条の 43 第 2 項第 5 号イにおいて同じ。）の写し
- (7) 条例汚染土壌を条例第 69 条の 3 第 1 項第 2 号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、次に掲げる書類及び図面
 - ア 一の条例要措置区域から搬出された条例汚染土壌を他の条例要措置区域（以下「搬出先の条例要措置区域」という。）内の土地の形質の変更に又は一の条例形質変更時要届出区域から搬出された条例汚染土壌を他の条例形質変更時要届出区域（以下「搬出先の条例形質変更時要届出区域」という。）内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させる場所を明らかにした図面
 - イ 条例要措置区域及び搬出先の条例要措置区域又は条例形質変更時要届出区域及び搬出先の条例形質変更時要届出区域が一の条例土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された条例要措置区域等であることを証する書類

第 59 条の 41 条例第 69 条第 1 項第 9 号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 条例要措置区域等の所在地
- (3) 条例汚染土壌の搬出及び運搬の完了予定日
- (4) 条例汚染土壌の運搬の用に供する自動車等の使用者の氏名又は名称及び連絡先
- (5) 運搬の際、積替えを行う場合には、当該積替えを行う場所の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先
- (6) 前条第 5 号の場合における当該保管の用に供する施設（以下「保管施設」という。）の所在地並びに所有者

の氏名又は名称及び連絡先

- (7) 条例汚染土壌を処理する場合にあっては、処理の完了予定日
- (8) 条例汚染土壌を条例第 69 条の 3 第 1 項第 2 号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、当該土地の形質の変更の完了予定日
- (9) その他市長が特に必要と認める事項

(変更の届出)

第 59 条の 42 条例第 69 条第 2 項の規定による届出は、第 59 条の 40 各号に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。ただし、既に市長に提出されている当該書類又は図面の内容に変更がないときは、届出書にその旨を記載して当該書類又は図面の添付を省略することができる。

(非常災害のために必要な応急措置として条例汚染土壌の搬出をした場合の届出)

第 59 条の 43 条例第 69 条第 3 項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 条例要措置区域等の所在地
- (3) 条例汚染土壌の特定有害物質による汚染状態
- (4) 条例汚染土壌の体積
- (5) 条例汚染土壌の搬出先
- (6) 条例汚染土壌の搬出の着手日
- (7) 条例汚染土壌の搬出の完了日
- (8) 条例汚染土壌の搬出先から再度搬出を行う場合にあっては、当該搬出の着手予定日
- (9) 条例汚染土壌の運搬の方法
- (10) 条例汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称
- (11) 条例汚染土壌の運搬の完了予定日
- (12) 条例汚染土壌の運搬の用に供する自動車等の使用者の氏名又は名称及び連絡先
- (13) 運搬の際、積替えを行う場合には、当該積替えを行う場所の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先
- (14) 保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先
- (15) 条例汚染土壌を処理する場合にあっては、次に掲げる事項
 - ア 条例汚染土壌を処理する施設の所在地
 - イ 条例汚染土壌を処理する者の氏名又は名称
 - ウ 条例汚染土壌の処理の完了予定日
- (16) 条例汚染土壌を条例第 69 条の 3 第 1 項第 2 号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、次に掲げる事項
 - ア 搬出先の条例要措置区域等の所在地
 - イ 当該土地の形質の変更の完了予定日
- (17) その他市長が特に必要と認める事項

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 条例汚染土壌の搬出先の場所の状況を示す図面及び写真
- (2) 搬出に係る必要事項が記載された使用予定の管理票の写し

(運搬に関する基準)

第 69 条の 2 条例要措置区域等外において条例汚染土壌を運搬する者は、規則で定める条例汚染土壌の運搬に関する基準に従い、当該条例汚染土壌を運搬しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該運搬を行う場合は、この限りでない。

(汚染された土壌の処理の委託)

第 69 条の 3 条例汚染土壌を当該条例要措置区域等外へ搬出する者（その委託を受けて当該条例汚染土壌の運搬のみを行う者を除く。）は、当該条例汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 条例汚染土壌を当該条例要措置区域等外へ搬出する者が汚染土壌処理業者であって当該条例汚染土壌を自ら処理する場合
- (2) 一の条例土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の条例要措置区域等の間において、一の条例要措置区域から搬出された条例汚染土壌を他の条例要措置区域内の土地の形質の変更に、又は一の条例形質変更時要届出区域から搬出された条例汚染土壌を他の条例形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させるために搬出を行う場合
- (3) 非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合
- (4) 条例汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合

2 前項本文の規定は、非常災害のために必要な応急措置として条例汚染土壌を当該条例要措置区域等外へ搬出した者について準用する。ただし、当該搬出をした者が汚染土壌

- (3) 条例汚染土壌の運搬の用に供する自動車等の構造を記した書類
- (4) 保管施設の構造を記した書類
- (5) 条例汚染土壌の処理を行う場合にあっては、次に掲げる書類
 - ア 条例汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託したことを証する書類
 - イ 条例汚染土壌の処理を委託した汚染土壌処理施設に関する法第 22 条第 1 項の許可を受けた者の当該許可に係る許可証の写し
- (6) 条例汚染土壌を条例第 69 条の 3 第 1 項第 2 号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、次に掲げる書類及び図面
 - ア 一の条例要措置区域から搬出された条例汚染土壌を搬出先の条例要措置区域内の土地の形質の変更又は一の条例形質変更時要届出区域から搬出された条例汚染土壌を搬出先の条例形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させる場所を明らかにした図面
 - イ 条例要措置区域及び搬出先の条例要措置区域又は条例形質変更時要届出区域及び搬出先の条例形質変更時要届出区域が一の条例土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された条例要措置区域等であることを証する書類

(運搬に関する基準)

第 59 条の 44 条例第 69 条の 2 の規則で定める条例汚染土壌の運搬に関する基準は、法施行規則第 65 条に規定する基準の例による。

処理業者であって当該条例汚染土壌を自ら処理する場合は、この限りでない。

(措置命令)

第 69 条の 4 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、条例汚染土壌の特定有害物質による汚染の拡散の防止のため必要があると認めるときは、当該各号に定める者に対し、相当の期限を定めて、当該条例汚染土壌の適正な運搬及び処理のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(1) 第 69 条の 2 の規定に違反して当該条例汚染土壌を運搬した場合 当該運搬を行った者

(2) 前条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に違反して当該条例汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなかった場合 当該条例汚染土壌を当該条例要措置区域等外へ搬出した者（その委託を受けて当該条例汚染土壌の運搬のみを行った者を除く。）

(管理票)

第 69 条の 5 条例汚染土壌を当該条例要措置区域等外へ搬出する者は、その条例汚染土壌の運搬又は処理を他人に委託する場合には、規則で定めるところにより、当該委託に係る条例汚染土壌の引渡しと同時に当該条例汚染土壌の運搬を受託した者（当該委託が条例汚染土壌の処理のみに係るものである場合にあっては、その処理を受託した者）に対し、当該委託に係る条例汚染土壌の特定有害物質による汚染状態及び体積、運搬又は処理を受託した者の氏名又は名称その他規則で定める事項を記載した管理票を交付しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合及び条例汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定は、非常災害のために必要な応急措置として条例汚染土壌を当該条例要措置区域等外へ搬出した者について準用する。

3 条例汚染土壌の運搬を受託した者（以下「運搬受託者」という。）は、当該運搬を終了したときは、第 1 項（前項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の規定により交付された管理票に規則で定める事項を記載し、規則で定める期間内に、第 1 項の規定により管理票を交付した者（以下この条において「管理票交付者」という。）に当該管理票の写しを送付しなければならない。この場合において、当該条例汚染土壌について処理を委託された者があるときは、当該処理を委託された者に管理票を回付しなければならない。

4 条例汚染土壌の処理を受託した者（以下「処理受託者」という。）は、当該処理を終了したときは、第 1 項の規定により交付された管理票又は前項後段の規定により回付された管理票に規則で定める事項を記載し、規則で定める期間内に、当該処理を委託した管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならない。この場合において、当該管理票が同項後段の規定により回付されたものであるときは、当該回付をした者にも当該管理票の写しを送付しなければならない。

5 管理票交付者は、前 2 項の規定による管理票の写しの送

(管理票の交付)

第 59 条の 45 条例第 69 条の 5 第 1 項の管理票の交付は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 第 59 条の 40 第 3 号又は第 59 条の 43 第 2 項第 2 号の規定により市長に提出した管理票の写しの原本を交付すること。

(2) 運搬の用に供する自動車等ごとに交付すること。ただし、一の自動車等で運搬する条例汚染土壌の運搬先が 2 以上である場合には、運搬先ごとに交付すること。

(3) 交付した管理票の控えを、運搬受託者（条例第 69 条の 5 第 3 項に規定する運搬受託者をいう。以下同じ。）

（処理受託者（条例第 69 条の 5 第 4 項に規定する処理受託者をいう。以下同じ。）がある場合にあっては、当該処理受託者）から管理票の写しの送付があるまでの間保管すること。

(管理票の記載事項等)

第 59 条の 46 条例第 69 条の 5 第 1 項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 管理票の交付年月日及び交付番号

(2) 氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(3) 当該条例要措置区域等の所在地

(4) 法人にあっては、管理票の交付を担当した者の氏名

(5) 運搬受託者の住所及び連絡先

(6) 運搬の際、積替えを行う場合には、当該積替えを行う場所の名称及び所在地

(7) 保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先

(8) 処理受託者の住所及び連絡先

(9) 当該委託に係る条例汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設の名称及び所在地

(10) 当該委託に係る条例汚染土壌の荷姿

(運搬受託者の記載事項)

第 59 条の 47 条例第 69 条の 5 第 3 項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 運搬を担当した者の氏名

付を受けたときは、当該運搬又は処理が終了したことを当該管理票の写しにより確認し、かつ、当該管理票の写しを当該送付を受けた日から規則で定める期間保存しなければならない。

6 管理票交付者は、規則で定める期間内に、第3項又は第4項の規定による管理票の写しの送付を受けないとき、又はこれらの規定に規定する事項が記載されていない管理票の写し若しくは虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたときは、速やかに当該委託に係る条例汚染土壌の運搬又は処理の状況を把握し、その結果を市長に届け出なければならない。

7 運搬受託者は、第3項前段の規定により管理票の写しを送付したとき（同項後段の規定により管理票を回付したときを除く。）は当該管理票を当該送付の日から、第4項後段の規定による管理票の写しの送付を受けたときは当該管理票の写しを当該送付を受けた日から、それぞれ規則で定める期間保存しなければならない。

8 処理受託者は、第4項前段の規定により管理票の写しを送付したときは、当該管理票を当該送付の日から規則で定める期間保存しなければならない。

9 前各項の規定は、条例汚染土壌を他人に第69条の3第1項第2号に規定する土地の形質の変更に使用させる場合について準用する。この場合において、第1項中「(当該委託が条例汚染土壌の処理のみに係るものである場合にあっては、その処理を受託した者)」とあるのは「(運搬を委託しない場合にあっては、当該条例汚染土壌を土地の形質の変更に使用する者)」と、「運搬又は処理を受託した者」とあるのは「運搬を受託した者又は土地の形質の変更に使用する者」と、第3項中「処理を委託された者」とあるのは「土地の形質の変更に使用する者」と、第4項中「の処理を受託した者（以下「処理受託者」という。）」とあるのは「を土地の形質の変更に使用する者（以下「土壌使用者」という。）」と、「処理を終了した」とあるのは「土地の形質の変更をした」と、「処理を委託した」とあるのは「土地の形質の変更に使用させた」と、第5項中「運搬又は処理が終了した」とあるのは「運搬が終了し、又は土地の形質の変更が行われた」と、第6項中「委託に係る条例汚染土壌の運搬又は処理」とあるのは「運搬又は土地の形質の変更」と、前項中「処理受託者」とあるのは「土壌使用者」と読み替えるものとする。

- (2) 運搬の用に供した自動車等の番号
- (3) 条例汚染土壌を引き渡した年月日
- (4) 運搬を行った区間
- (5) 当該委託に係る条例汚染土壌の重量

(運搬受託者の管理票交付者への送付期限)

第59条の48 条例第69条の5第3項の規則で定める期間は、運搬を終了した日から10日とする。

(処理受託者の記載事項)

第59条の49 条例第69条の5第4項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 当該委託に係る条例汚染土壌の引渡しを受けた者の氏名
- (2) 処理を担当した者の氏名
- (3) 処理を終了した年月日
- (4) 処理の方法

(処理受託者の管理票交付者への送付期限)

第59条の50 条例第69条の5第4項の規則で定める期間は、処理を終了した日から10日とする。

(管理票交付者の管理票の写しの保存期間)

第59条の51 条例第69条の5第5項の規則で定める期間は、5年とする。

(管理票の写しの送付を受けるまでの期間)

第59条の52 条例第69条の5第6項の規則で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 条例第69条の5第3項の規定による管理票の写しの送付 管理票の交付の日から40日
- (2) 条例第69条の5第4項の規定による管理票の写しの送付 管理票の交付の日から100日

(条例汚染土壌の運搬又は処理の状況の届出)

第59条の53 条例第69条の5第6項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 管理票の交付年月日及び交付番号
- (3) 条例要措置区域等の所在地
- (4) 条例汚染土壌の特定有害物質による汚染状態
- (5) 条例汚染土壌の体積
- (6) 届出書の提出事由
- (7) 届出書の提出事由に係る運搬受託者又は処理受託者の氏名又は名称及び住所
- (8) 把握した運搬又は処理の状況及びその把握の方法

(運搬受託者の管理票の保存期間)

第59条の54 条例第69条の5第7項の規則で定める期間は、5年とする。

(処理受託者の管理票の保存期間)

第59条の55 条例第69条の5第8項の規則で定める期間は、5年とする。

(準用)

第59条の55の2 第59条の45から前条までの規定は、条例汚染土壌を他人に条例第69条の3第1項第2号に規定する土地の形質の変更に使用させる場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中

欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 59 条の 45 第 3 号	処理受託者（条例第 69 条の 5 第 4 項に規定する処理受託者をいう。以下同じ。）がある場合にあっては、当該処理受託者	土壤使用者（条例第 69 条の 5 第 9 項に規定する土壤使用者をいう。以下同じ。）がある場合にあっては、当該土壤使用者）
第 59 条の 46 第 8 号	処理受託者	土壤使用者
第 59 条の 46 第 9 号	当該委託に係る条例汚染土壤の処理を行う汚染土壤処理施設の名称及び	当該搬出先の条例要措置区域等の
第 59 条の 49 第 1 号	当該委託	土地の形質の変更
第 59 条の 49 第 2 号	処理を担当した	土地の形質の変更をした
第 59 条の 49 第 3 号	処理を終了した	土地の形質の変更をした
第 59 条の 49 第 4 号	処理	土地の形質の変更
第 59 条の 50	処理を終了した	土地の形質の変更をした
第 59 条の 53 第 7 号	処理受託者	土壤使用者
第 59 条の 53 第 8 号	処理	土地の形質の変更

（虚偽の管理票の交付等の禁止）

第 69 条の 6 何人も、条例汚染土壤の運搬を受託していないにもかかわらず、前条第 3 項（同条第 9 項において準用する場合を含む。）に規定する事項について虚偽の記載をして管理票を交付してはならない。

2 何人も、条例汚染土壤の処理を受託しておらず、又は条例汚染土壤を土地の形質の変更を使用していないにもかかわらず、前条第 4 項（同条第 9 項において準用する場合を含む。）に規定する事項について虚偽の記載をして管理票を交付してはならない。

3 運搬受託者、処理受託者又は条例汚染土壤を第 69 条の 3 第 1 項第 2 号に規定する土地の形質の変更を使用する者は、受託した条例汚染土壤の運搬若しくは処理を終了しておらず、又は条例汚染土壤を土地の形質の変更を使用していないにもかかわらず、前条第 3 項又は第 4 項（これらの規定を同条第 9 項において準用する場合を含む。）の規定による送付をしてはならない。

（汚染土壤処理業許可申請前対策指針）

第 69 条の 7 市長は、法第 22 条第 1 項又は第 23 条第 1 項の

許可を受けようとする者に対して、生活環境の保全に対する一層の配慮を求めるとともに、周辺住民の理解を得た円滑な事業の実施を促すため、汚染土壌処理業許可申請前対策指針を策定し、必要な指導を行うものとする。

(報告及び検査)

第 69 条の 8 市長は、この節の規定の施行に必要な限度において、条例土壌汚染状況調査に係る土地若しくは条例要措置区域等内の土地の所有者等又は条例要措置区域等内の土地において汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更を行い、若しくは行った者に対し、当該土地の状況、当該汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、当該土地に立ち入り、当該土地の状況若しくは当該汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更の実施状況を検査させることができる。

2 市長は、この節の規定の施行に必要な限度において、条例汚染土壌を当該条例要措置区域等外へ搬出した者若しくは条例汚染土壌の運搬を行った者に対し、条例汚染土壌の運搬若しくは処理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、当該条例汚染土壌の積卸しを行う場所その他の場所若しくは条例汚染土壌の運搬の用に供する自動車その他の車両若しくは船舶（以下この項において「自動車等」という。）に立ち入り、当該条例汚染土壌の状況、自動車等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 市長は、この節の規定の施行に必要な限度において、汚染土壌処理業者又は汚染土壌処理業者であった者に対し、その事業に関し必要な報告を求め、又はその職員に、汚染土壌処理業者若しくは汚染土壌処理業者であった者の事務所、汚染土壌処理施設その他の事業場に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 前 3 項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 第 1 項から第 3 項までに規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 2 節の 3 ダイオキシソ類による土壌の汚染の防止等

(ダイオキシソ類に係る記録の管理等)

第 70 条 ダイオキシソ類対策特別措置法第 2 条第 2 項に規定する特定施設を設置する事業所（以下「ダイオキシソ類管理対象事業所」という。）を設置している者は、規則で定めるところにより、ダイオキシソ類管理対象事業所における当該施設の使用状況その他の規則で定める事項を調査し、その結果を記録しなければならない。

2 ダイオキシソ類管理対象事業所を設置している者は、ダイオキシソ類管理対象事業所の敷地（ダイオキシソ類管理対象事業所がダイオキシソ類管理対象事業所に該当しない事業所となった場合の当該事業所の敷地及びダイオキシソ類管理対象事業所が廃止された場合の当該ダイオキシソ類管理対象事業所の敷地であった土地を含む。以下「ダイオキシソ類管理対象地」という。）の全部若しくは一部を譲渡しようとするとき、又は借り受けていた土地にダイオキシソ類管理対象事業所を設置していた場合において当該ダイ

(立入検査の身分証明書)

第 59 条の 56 条例第 69 条の 8 第 1 項から第 3 項までの規定による立入検査に係る同条第 4 項の証明書の様式は、第 26 号様式の 5 のとおりとする。

第 2 節の 3 ダイオキシソ類による土壌の汚染の防止等

(ダイオキシソ類に係る記録の管理等)

第 60 条 条例第 70 条第 1 項の規定による調査は、次項に規定する事項に係る資料の調査、関係者に対する聞き取り、現場の踏査その他の必要な調査を毎年 1 回以上行うとともに、当該事項に変更がある場合においては、その都度その状況の調査を行うものとする。

2 条例第 70 条第 1 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) ダイオキシソ類管理対象事業所（条例第 70 条第 1 項に規定するダイオキシソ類管理対象事業所をいう。以下同じ。）の敷地の利用の状況の概要
- (2) ダイオキシソ類管理対象事業所の敷地の造成の状況の概要
- (3) 事業活動の概要
- (4) ダイオキシソ類対策特別措置法第 2 条第 2 項に規定する特定施設（以下「ダイオキシソ類特定施設」という。）

オキシソニ類管理対象地の全部若しくは一部を返還しようとするときあつては前項の記録を、当該ダイオキシソニ類管理対象地の全部又は一部を貸与しようとするときあつては同項の記録の写しを、当該ダイオキシソニ類管理対象地を譲渡し、若しくは返還し、又は貸与しようとする相手方に交付しなければならぬ。ダイオキシソニ類管理対象地を譲り受け、又は返還を受けた者あつても、同様とする。

3 市長は、前2項の規定に違反している者があるときは、その者に対し、第1項の規定による調査若しくは記録又は前項の規定による交付をするよう勧告することができる。(廃止されたダイオキシソニ類管理対象事業所の敷地であつた土地等の調査)

第70条の2 ダイオキシソニ類管理対象事業所を設置していた者は、当該ダイオキシソニ類管理対象事業所を廃止したときは、当該廃止した日から30日以内に、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。

2 ダイオキシソニ類管理対象事業所を設置していた者は、当該ダイオキシソニ類管理対象事業所を廃止したときは、規則で定めるところにより、当該ダイオキシソニ類管理対象事業所の敷地であつた土地の土壤のダイオキシソニ類による汚染の状況について、当該汚染の状況を適切に調査することができる者に規則で定める方法により調査させて、その結果を市長に報告しなければならない。

3 市長は、前2項の規定に違反している者があるときは、その者に対し、第1項の規定による届出又は前項の規定による調査若しくは報告をするよう勧告することができる。

(ダイオキシソニ類管理対象地における土地の形質の変更の実施等)

第70条の3 ダイオキシソニ類管理対象地内において土地の形質の変更を行おうとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに、規則で定めるところにより、当該土地の形質の変更に係る計画その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- (1) 土壤の掘削を伴わない土地の形質の変更
- (2) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて規則で定める土地の形質の変更
- (3) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る土地の形質の変更(当該変更起因して公害が生ずるおそれがないことが明らかなものとして規則で定めるものを除く。)

の種類、使用時間、使用期間及び使用状況

- (5) ダイオキシソニ類対策特別措置法第28条第1項及び第2項の規定に基づく測定結果
 - (6) ダイオキシソニ類特定施設の破損、事故等によるダイオキシソニ類を含むおそれのある排水、廃棄物等の漏出の有無、時期、場所及び漏出量
 - (7) ダイオキシソニ類を含むおそれのある排水、廃棄物等の発生状況及び排出経路
 - (8) ダイオキシソニ類を含むおそれのある排水の処理施設及び廃棄物処理施設の概要及び場所
 - (9) ダイオキシソニ類を含むおそれのある廃棄物の埋立て等の有無、時期、場所及び量
 - (10) ダイオキシソニ類特定施設を撤去した場合あつては、ダイオキシソニ類が残存し、又は付着したおそれのある装置等の解体方法及び解体場所
 - (11) 地形、地質等の概要
 - (12) その他市長が特に必要と認める事項
- (廃止されたダイオキシソニ類管理対象事業所の敷地であつた土地の調査)

第60条の2 条例第70条の2第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人あつては、その代表者の氏名
- (2) ダイオキシソニ類管理対象事業所の名称及び所在地
- (3) ダイオキシソニ類管理対象事業所を廃止した理由
- (4) ダイオキシソニ類管理対象事業所を廃止した年月日
- (5) 条例第70条第1項の規定による記録
- (6) その他市長が特に必要と認める事項

2 条例第70条の2第2項の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した報告書により行うものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人あつては、その代表者の氏名
- (2) ダイオキシソニ類管理対象事業所の名称及び所在地
- (3) 土壤の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の測定の結果並びに当該測定を行った者の氏名又は名称
- (4) その他市長が特に必要と認める事項

3 条例第70条の2第2項の規則で定める方法は、別表第16に定めるとおりとする。

(ダイオキシソニ類管理対象地における土地の形質の変更の届出等)

第60条の3 条例第70条の3第1項(同条第7項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による届出は、次に掲げる図面を添付して行うものとする。

- (1) ダイオキシソニ類管理対象地(条例第70条第2項に規定するダイオキシソニ類管理対象地をいう。以下同じ。)内において土地の形質の変更又はダイオキシソニ類管理対象事業所の敷地であつた土地の一部の利用の方法の変更(以下「ダイオキシソニ類管理対象地の形質変更等」という。)を行おうとする場所を明らかにした図面
- (2) ダイオキシソニ類管理対象地の形質変更等の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面

2 条例第70条の3第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- を行う前に、規則で定めるところにより、当該土地の土壤のダイオキシン類による汚染の状況について、当該汚染の状況を適切に調査することができる者に規則で定める方法により調査させて、その結果を市長に報告しなければならない。
- 3 前項の規定による報告をした者は、ダイオキシン類管理対象地の土壤が規則で定める土壤汚染に係る基準に適合していないことが確認されたときは、当該土地の形質の変更に伴う当該汚染された土壤に起因する公害を防止する措置を講じなければならない。
- 4 前項の規定による措置を講じた者は、その結果を市長に報告しなければならない。
- 5 ダイオキシン類管理対象地（前条第2項又は第2項の規定による調査により土壤の汚染が確認された土地に限る。）において非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更を行った者は、当該土地の形質の変更を行った日から起算して14日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
- 6 市長は、前各項の規定に違反している者があると認めるときは、その者に対し、第1項の規定による届出若しくは第2項の規定による調査若しくは報告をし、第3項の規定による措置を講じ、又は第4項の規定による報告若しくは前項の規定による届出をするよう勧告することができる。
- 7 前各項（第1項ただし書及び第5項を除く。）の規定は、ダイオキシン類管理対象事業所を設置している者が当該ダイオキシン類管理対象事業所の敷地であった土地の一部の利用の方法を変更し、当該ダイオキシン類管理対象事業所の敷地以外の用に供することとなった場合について準用する。この場合において、第1項中「土地の形質の変更」とあるのは「土地の一部の利用の方法の変更」と、「当該土地の形質の変更に着手する」とあるのは「当該変更をする」と、「当該土地の形質の変更に係る」とあるのは「当該変更に係る」と、第2項中「前項」とあるのは「第7項において読み替えて準用する前項」と、「当該届出に係る土地の形質の変更（当該変更により起因して公害が生ずるおそれがないことが明らかなものとして規則で定めるものを除く。）」とあるのは「当該届出に係る変更」と、第3項中「前項」とあるのは「第7項において読み替えて準用する前項」と、「ダイオキシン類管理対象地」とあるのは「当該報告に係る土地」と、「当該土地の形質の変更」とあるのは「当該変更」と、第4項中「前項」とあるのは「第7項において読み替えて準用する前項」と、第6項中「前各項」とあるのは「第7項において読み替えて準用する第1項から第4項まで」と、「第1項」とあるのは「第7項において読み替えて準用する第1項」と、「第2項」とあるのは「第7項において読み替えて準用する第2項」と、「第3項」とあるのは「第7項において読み替えて準用する第3項」と、「第4項」とあるのは「第7項において読み替えて準用する第4項」と、「報告若しくは前項の規定による届出」とあるのは「報告」と読み替えるものとする。
- 8 ダイオキシン類管理対象事業所を設置している者が前項において準用する第2項の規定による報告をした場合における第2項の規定の適用については、同項中「当該土地」

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) ダイオキシン類管理対象事業所の名称及び所在地
- (3) ダイオキシン類管理対象地の形質変更等を行おうとする土地の所在地
- (4) ダイオキシン類管理対象地の形質変更等を行おうとする場所
- (5) ダイオキシン類管理対象地の形質変更等を行おうとする理由
- (6) ダイオキシン類管理対象地の形質変更等の着手予定日
- (7) 条例第70条第1項の規定による記録（条例第70条の2第1項の規定により、当該記録が報告されている場合を除く。）
- (8) その他市長が特に必要と認める事項
- 3 条例第70条の3第1項第2号の規則で定める土地の形質の変更は、土壤汚染が存在するおそれが比較的少ないと認められる土地（ダイオキシン類による土壤汚染のおそれの区分として別表第16に定めるものをいう。以下この条において同じ。）において行う次のいずれにも該当するものとする。
- (1) 掘削した土壤を当該土地の掘削を行った土地が属するダイオキシン類管理対象地から搬出しないもの
- (2) 土壤の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更ではないもの
- (3) 土地の形質の変更に係る部分の深さが50センチメートル未満であるもの
- 4 条例第70条の3第2項の規則で定める土地の形質の変更は、次のとおりとする。
- (1) 土壤汚染が存在するおそれが比較的少ないと認められる土地における土地の形質の変更
- (2) 前号に掲げる土地以外の土地における土地の形質の変更であって、次のいずれにも該当するもの
- ア 掘削した土壤を当該土地の掘削を行った土地を含むダイオキシン類管理対象地から搬出しないこと。
- イ 土壤を掘削する深さまで帯水層が存在しないと認められること。
- ウ 掘削した土壤の飛散、流出その他の土壤の掘削に起因した公害を防止するために必要な措置が講じられること。
- 5 条例第70条の3第2項の規定による報告は、前条第2項各号に掲げる事項を記載した報告書により行うものとする。
- 6 条例第70条の3第2項の規則で定める方法は、前条第3項に定める方法とする。
(ダイオキシン類による汚染の基準)
- 第60条の4** 条例第70条の3第3項（同条第7項において準用する場合を含む。）及び条例第70条の5第1項の規則で定める土壤汚染に係る基準は、土壤1グラム当たりダイオキシン類の換算量が1,000ピコグラム以下とする。
(ダイオキシン類管理対象地における非常災害のために必要な応急措置として行った土地の形質の変更の届出)
- 第60条の5** 条例第70条の3第5項の規定による届出は、

とあるのは、「当該土地（第7項において読み替えて準用するこの項の規定による報告に係る部分を除く。次項において同じ。）」とする。

(周辺住民への周知)

第70条の4 前条第3項（同条第7項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による措置を講じようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、規則で定める範囲の住民にその旨を周知しなければならない。

2 市長は、前項に規定する者が同項の規定による周知をしていない場合で、土地の形質の変更によってダイオキシン類により汚染された土壌に起因する公害が生ずるおそれがあると認めるときは、その者に対し、同項の規定による周知をするよう勧告することができる。

(ダイオキシン類による地下水への影響の調査)

第70条の5 第70条の2第2項又は第70条の3第2項（同条第7項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による調査の結果、当該調査を行った土地の土壌のダイオキシン類による汚染状態が規則で定める基準に適合していないと認められたときは、当該調査をさせた者は、当該土壌の汚染による地下水への影響を規則で定める方法により調査し、その結果を市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項に規定する者が同項の規定による調査又は報告をしていないときは、その者に対し、同項の規定による調査又は報告をするよう勧告することができる。

(土壌調査等の記録の管理等)

第70条の6 第70条の2第2項、第70条の3第2項若しくは第4項（同条第7項においてこれらの規定を読み替えて準用する場合を含む。）又は前条第1項の規定による報告をした者は、当該報告に係る記録を保存しておかなければならない。

2 前項に規定する者は、ダイオキシン類管理対象地の全部若しくは一部を譲渡しようとするとき、又は借り受けていたダイオキシン類管理対象地の全部若しくは一部を返還しようとするときにあつては同項の記録を、ダイオキシン類管理対象地の全部又は一部を貸与しようとするときにあつては同項の記録の写しを、当該ダイオキシン類管理対象地を譲渡し、若しくは返還し、又は貸与しようとする相手方

次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) ダイオキシン類管理対象事業所の名称及び所在地
- (3) 土地の形質の変更を行った土地の所在地
- (4) 土地の形質の変更を行った場所
- (5) 土地の形質の変更を行った理由
- (6) 土地の形質の変更を行った期間
- (7) その他市長が特に必要と認める事項

2 前項の届出書には、土地の形質の変更を行った場所を明らかにした図面を添付しなければならない。

(周辺住民への周知)

第60条の6 条例第70条の4第1項の規定による公害を防止する措置を講ずる旨の周知は、次に掲げる事項について印刷物の配布、掲示板への掲示その他の方法により行うものとする。

- (1) 公害を防止する措置を講じようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 公害を防止する措置を講じようとする土地のダイオキシン類による汚染状態
- (3) 公害を防止する措置の内容
- (4) その他市長が特に必要と認める事項

2 第70条の4第1項に規定する規則で定める範囲は、次のとおりとする。

- (1) 公害を防止する措置を講じようとする土地を含む敷地の境界に隣接する土地の範囲
- (2) 公害を防止する措置を講じることに伴う作業によって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある範囲

(ダイオキシン類による地下水への影響調査)

第60条の7 条例第70条の5第1項の規則で定める方法は、次のとおりとする。

- (1) 条例第70条の2第2項又は条例第70条の3第2項（同条第7項において準用する場合を含む。）の調査を行った土地においてボーリング調査を実施し、土壌の汚染による帯水層への影響を調査すること。
- (2) 前号の調査において土壌の汚染に起因して帯水層に汚染が生じるおそれがあると認められる場合は、土壌の汚染に起因する地下水汚染を的確に把握できると認められる地点における帯水層の地下水を採取すること。
- (3) 前号の規定により採取した地下水は、規格K0312に定める方法により、ダイオキシン類の測定を行うこと。

2 条例第70条の5第1項の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した報告書により行うものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) ダイオキシン類管理対象事業所の名称
- (3) ダイオキシン類管理対象地の所在地
- (4) 土壌のダイオキシン類による汚染状態
- (5) 地下水の採取を行った地点及び日時、当該試料の測定の結果並びに当該測定を行った者の氏名又は名称
- (6) その他市長が特に必要と認める事項

に交付しなければならない。ダイオキシン類管理対象地を譲り受け、又は返還を受けた者であっても、同様とする。

- 3 市長は、前2項の規定に違反している者があるときは、その者に対し、第1項の規定による保存又は前項の規定による交付をするよう勧告することができる。

(台帳)

第70条の7 市長は、第70条の2第2項又は第70条の3第2項(同条第7項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による報告に係る台帳(以下この条において「台帳」という。)を調製し、これを保管しなければならない。

- 2 台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、規則で定める。

- 3 市長は、台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。

(土地の所有者等の協力)

第70条の8 第70条の2第2項の規定による調査、第70条の3第2項(同条第7項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による調査又は同条第3項(同条第7項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による措置に係る土地の所有者等は、当該調査又は措置に協力するよう努めるものとする。

(ダイオキシン類管理対象地における記録の交付等を要しない場合)

第70条の9 ダイオキシン類管理対象地において、土地の形質の変更に伴うダイオキシン類により汚染された土壌に起因する公害の発生が見込まれない場合として規則で定める場合は、第70条の3から前条までの規定は、適用しない。

第3節 地下水の採取による地盤の沈下の防止

(地下水を採取する者の責務)

第71条 地下水を採取している者は、地下水を合理的かつ適正に使用することにより、地下水の採取量の削減に努めるとともに、周辺の地盤に悪影響を及ぼさないよう、十分に配慮しなければならない。

(地下水採取の許可)

第72条 規則で定める揚水施設を設置し、地下水を採取しようとする事業者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当する者は、この限りでない。

- (1) 工業用水法(昭和31年法律第146号)第3条第1項の適用を受ける者
 - (2) 温泉法(昭和23年法律第125号)第3条第1項の適用を受ける者
- 2 前項の許可を受けようとする者は、当該揚水施設の設定工事を開始する日の30日前までに、次に掲げる事項を記載した書類を市長に提出しなければならない。
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(台帳)

第60条の8 台帳(条例第70条の7第1項に規定する台帳をいう。)は、帳簿及び図面をもって調製するものとする。

- 2 前項の帳簿及び図面は、ダイオキシン類管理対象地ごとに調製するものとする。

- 3 第1項の帳簿の様式は、第26号様式の6のとおりとする。

- 4 第1項の図面は、次のとおりとする。

- (1) 土壌のダイオキシン類による汚染状態の調査において試料の採取を行った地点を明示した図面
- (2) ダイオキシン類管理対象地の形質変更等に伴う当該土壌に起因する公害を防止する措置を講じた場所及び当該措置の方法を明示した図面
- (3) 当該土地の周辺の地図
- (4) 条例第70条の5第1項の規定により地下水の水質を測定した場合にあっては、当該地下水の採取を行った地点を明示した図面

- 5 帳簿の記載事項及び図面に変更があったときは、市長は、速やかにこれを訂正しなければならない。

(ダイオキシン類管理対象地における記録の交付等を要しない場合)

第60条の9 条例第70条の9に規定する規則で定める場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ダイオキシン類により汚染された土壌の浄化又は除去が完了したことにより、ダイオキシン類管理対象地における土壌が第60条の4の基準に適合している場合
- (2) その他土地の形質の変更に伴う汚染された土壌に起因する公害の発生が見込まれない場合として市長が認める場合

第3節 地下水の採取による地盤の沈下の防止

(許可を要する揚水施設)

第61条 条例第72条第1項に規定する規則で定める揚水施設は、一の事業所に設置される揚水機の吐出口の断面積の合計が6平方センチメートルを超える場合の揚水施設とする。

- 2 条例第72条第2項第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 地下水の採取を行う事業所の概要
- (2) 地下水の採取の必要性及び他の水源をもって地下水に代えることが著しく困難である場合にあってはその理由

- 3 条例第72条第2項に規定する書類は、地下水採取許可申請書(第27号様式)とする。

- (2) 揚水施設の数、位置及び構造
- (3) 地下水の採取予定量及び用途
- (4) その他規則で定める事項

(許可の基準等)

第73条 市長は、前条第1項の許可の申請があった場合には、速やかにこれを審査するものとし、許可の申請に係る揚水施設の構造等が規則で定める基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。ただし、当該申請に係る地下水の採取が、次のいずれかに該当すると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 防災又は消防の用に供するとき。
- (2) 汚染された地下水の浄化対策のために地下水を採取するとき。
- (3) 規則で定める用途に供する地下水の採取で、他の水源をもって地下水に代えることが著しく困難であるとき。

2 市長は、前条第1項の許可には、地盤の沈下の防止のために必要な限度において、条件を付することができる。

(開始の届出)

第74条 第72条第1項の許可を受けた者は、当該許可を受けた地下水の採取を開始したときは、その日から起算して14日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項に規定する者が同項の規定による届出をしていないときは、その者に対し、同項の規定による届出をするよう勧告することができる。

(変更の許可)

第75条 第72条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る同条第2項第2号又は第3号に掲げる事項の変更をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、当該許可に係る事項を超えない範囲の変更であって規則で定めるものについては、この限りでない。

2 前項の許可を受けた者は、当該許可に基づき当該許可に係る変更をしたときは、その日から起算して14日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る変更の計画を中止したときは、その日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

4 第73条の規定は、第1項の許可について準用する。

5 市長は、第2項又は第3項の規定に違反している者があるときは、その者に対し、第2項又は第3項の規定による届出をするよう勧告することができる。

(変更の届出)

第76条 第72条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る次に掲げる変更をしたときは、その日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 第72条第2項第1号又は第4号に掲げる事項の変更
- (2) 前条第1項ただし書に規定する規則で定める変更

(承継)

第77条 第72条第1項の許可を受けた者から当該揚水施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該揚水施設に係る当該許可を受けた者の地位を承継する。

2 第72条第1項の許可を受けた者について相続、合併又は分割(当該揚水施設を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設

(許可の基準)

第62条 条例第73条第1項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 一の事業所に設置される揚水機の吐出口の断面積の合計が22平方センチメートル以下であること。
- (2) 揚水機を設置する井戸のストレーナーの位置が地表面から100メートルよりも深いものであること。
- (3) 揚水機の原動機の定格出力が2.2キロワット(当該揚水機を設置する井戸の全揚程(実揚程に管の損失水頭を加えたものをいう。))が50メートル以深の場合にあっては、3.7キロワット)以下であること。

2 条例第73条第1項第3号に規定する規則で定める用途は、日本標準産業分類に定める農業(耕種農業及び畜産農業に限る。)の用途とする。

(地下水採取に係る変更許可)

第63条 条例第75条第1項の規定による許可の申請は、地下水採取に係る変更許可申請書(第28号様式)により行うものとする。

2 条例第75条第1項ただし書に規定する規則で定める変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 既に許可を受けた揚水施設の数減らす変更
- (2) 地下水の採取予定量を減らす変更
- (3) 揚水機の吐出口の断面積の合計を小さくする変更
- (4) 揚水機を設置する井戸のストレーナーの位置を深くする変更
- (5) 揚水機の原動機の定格出力を下げる変更
- (6) 採取する地下水の用途を条例第73条第1項各号のいずれかに該当する用途とする変更

(地下水採取に係る変更届出書)

第64条 条例第76条の規定による届出は、地下水採取に係る変更届出書(第29号様式)により行うものとする。

(地下水採取に係る地位承継届出書)

第65条 条例第77条第3項の規定による届出は、地下水採取に係る地位承継届出書(第30号様式)により行うものとする。

立した法人又は分割により当該揚水施設を承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

3 前2項の規定により第72条第1項の許可を受けた者の地位を承継した者は、その承継があった日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第78条 第72条第1項の許可を受けた者は、地下水の採取を取りやめたときは、その日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(許可の失効)

第79条 第72条第1項の許可を受けた者について、前条の届出があったとき、又は第72条第1項の規則の改正により同項の許可を要する者に該当しなくなったときは、当該許可を受けた者に係る同項の許可は、その効力を失う。第75条第3項の届出があった場合の同条第1項の許可についても、同様とする。

(許可の取消し)

第80条 市長は、第72条第1項の許可を受けた者が次のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消すことができる。

- (1) 詐欺その他不正な手段により第72条第1項又は第75条第1項の許可を受けたとき。
- (2) 第75条第1項の規定に違反して変更をしたとき。
- (3) 第82条の規定による命令に違反したとき。
- (4) 当該許可に係る地下水の採取を許可の日から起算して1年以内に開始せず、又は1年以上引き続き休止している場合で、当該採取を開始し、又は再開する見込みがないとき。

2 市長は、第75条第1項の許可を受けた者が許可の日から起算してその許可に係る変更1年以内に着手せず、又は当該変更を1年以上中断しているときは、同項の許可を取り消すことができる。

(地下水採取量等の測定等)

第81条 第72条第1項の規則で定める揚水施設により地下水を採取している者は、規則で定めるところにより、地下水の採取量及び水位を測定し、その結果を記録し、及びその結果を市長に報告しなければならない。

(地盤沈下防止に係る命令等)

第82条 市長は、地下水の採取による地盤の沈下を防止するため必要があると認めるときは、第72条第1項の規則で定める揚水施設により地下水を採取している者に対し、期限を定めて、揚水施設の改善を命じ、又は地下水の採取量の減少若しくは採取の停止を命ずることができる。

第8章 特定行為等に係る公害の防止

第1節 特定小規模施設の排煙による大気汚染の防止
(特定小規模施設の排煙による大気汚染の防止)

第83条 固定型内燃機関その他の排煙を発生する施設で規則で定めるもの(以下「特定小規模施設」という。)を設置し、排煙を排出する事業者は、当該特定小規模施設の排煙によ

(地下水採取に係る廃止届出書)

第66条 条例第78条の規定による届出は、地下水採取に係る廃止届出書(第31号様式)により行うものとする。

(地下水採取量等の測定等)

第67条 条例第81条の規定による地下水の採取量及び水位の測定は、別表第17に定める方法により行わなければならない。

2 条例第81条の規定による報告は、毎年1月1日から6月30日までの間の測定結果については7月31日までに、7月1日から12月31日までの間の測定結果については翌年の1月31日までに、地下水採取量及び水位測定結果報告書(第32号様式)により行うものとする。ただし、条例第73条第1項各号のいずれかに該当する地下水の採取を行う者については、市長の求めに応じて報告するものとする。

3 地下水を採取している者は、条例第81条に規定する記録を3年間保存しておかなければならない。

第7章 特定行為等に係る公害の防止

第1節 特定小規模施設の排煙による大気汚染の防止
(特定小規模施設の定義)

第68条 条例第83条に規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 小規模固定型内燃機関

る大気汚染の防止に努めなければならない。
(特定小規模施設の排煙による大気汚染の防止に関する指導基準)

第 84 条 市長は、特定小規模施設の排煙による大気汚染の防止に関する指導基準を定め、これを公表しなければならない。

(特定小規模施設の排煙に係る指導及び勧告)

第 85 条 市長は、特定小規模施設を設置し、排煙を排出する事業者に対し、当該特定小規模施設の排煙による大気汚染を防止するため、前条の指導基準に基づき、必要な指導及び助言をすることができる。

2 市長は、特定小規模施設が前条の指導基準に適合しないことにより大気汚染を生ずるおそれがあると認めるときは、当該特定小規模施設を設置し、排煙を排出する事業者に対し、大気汚染を防止するために必要な措置をとるよう勧告することができる。

(特定小規模施設の設置の届出)

第 86 条 特定小規模施設(規則で定めるものを除く。)を設置しようとする事業者は、当該特定小規模施設を設置する日の 30 日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 特定小規模施設を設置する場所
- (3) 特定小規模施設の概要
- (4) その他規則で定める事項

2 前項の届出に係る特定小規模施設を譲り受け、若しくは借り受けた者又は当該届出をした者について相続、合併若しくは分割があった場合における相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該特定小規模施設を承継した法人は、その日から起算して 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(変更の届出)

第 87 条 前条の届出をした者は、同条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、その変更の日の 30 日前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前条の届出をした者は、同条第 1 項第 1 号に掲げる事項を変更したときは、その日から起算して 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第 88 条 第 86 条の届出をした者は、当該届出に係る特定小規模施設を廃止したときは、その日から起算して 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

第 2 節 石綿排出作業による大気汚染の防止

(定義)

第 89 条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 石綿含有建築材料 吹付け石綿その他の石綿を含有する建築材料で規則で定めるものをいう。
- (2) 石綿排出作業 石綿含有建築材料が使用されている

ア ディーゼルエンジンのうち、燃料の重油換算燃焼能力が 1 時間当たり 50 リットル未満であるもので、原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上であるもの

イ ガスエンジン及びガソリンエンジンのうち、燃料の重油換算燃焼能力が 1 時間当たり 35 リットル未満であるもので、原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上であるもの

(2) ガスタービンのうち、燃料の重油換算燃焼能力が 1 時間当たり 50 リットル未満であるもので、原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上であるもの

(3) 小規模焼却炉等

ア 廃棄物焼却炉(別表第 1 の 51 の項に掲げるものを除き、移動式のものを含む。)

イ 動物火葬炉(移動式のものを含む。)

ウ 木炭、竹炭等を製造するために原材料を乾留する施設(別表第 1 の 51 の項に掲げる作業に係るものを除く。)

(設置の届出を要しない特定小規模施設)

第 68 条の 2 条例第 86 条第 1 項に規定する規則で定める特定小規模施設は、前条第 1 号イに規定するガスエンジンのうちガスヒートポンプの動力に用いるもの(燃料の重油換算燃焼能力が 1 時間当たり 10 リットル未満であるものに限る。)とする。

(特定小規模施設の設置の届出)

第 69 条 条例第 86 条第 1 項第 4 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 特定小規模施設の配置
- (2) 特定小規模施設の構造
- (3) 特定小規模施設の排煙による大気汚染の防止の方法
- (4) 特定小規模施設の排煙による大気汚染の防止に必要な限度において市長が必要と認める事項

第 2 節 石綿排出作業による大気汚染の防止

(石綿含有建築材料の定義)

第 70 条 条例第 89 条第 1 号に規定する規則で定める建築材料は、次に掲げる建築材料とする。

- (1) 吹付け石綿
- (2) 石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材(吹付け石綿を除く。以下「石綿含有断熱材等」という。)

建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する石綿が大気の汚染の原因となるものとして規則で定めるものをいう。

- (3) 石綿排出工事 石綿排出作業を伴う建設工事をいう。

(石綿排出作業による大気の汚染の防止)

第 89 条の 2 石綿排出工事の発注者（石綿排出工事の注文者で、他の者から請け負った石綿排出工事の注文者以外のものをいう。以下この節において同じ。）、元請業者（発注者から直接石綿排出工事を請け負った者をいう。以下この節において同じ。）若しくは下請負人（石綿排出工事の元請業者から当該石綿排出工事の全部又は一部（石綿排出作業を伴うものに限る。以下この節において同じ。）を請け負った他の者（その請け負った石綿排出工事が数次の請負契約によって行われるときは、当該他の者の請負契約の後次の全ての請負契約の当事者である請負人を含む。）をいう。以下この節において同じ。）又は自主施工者（石綿排出工事を請負契約によらないで自ら施工する者をいう。以下この節において同じ。）は、当該石綿排出工事における石綿排出作業による大気の汚染の防止に努めなければならない。

(石綿排出作業による大気の汚染の防止に関する指導基準)

第 90 条 市長は、石綿排出作業による大気の汚染の防止に関する指導基準を定め、これを公表しなければならない。

(石綿排出作業に係る指導及び勧告)

第 91 条 市長は、石綿排出工事の発注者、元請業者若しくは下請負人又は自主施工者に対し、当該石綿排出工事における石綿排出作業による大気の汚染を防止するため、前条の指導基準に基づき、必要な指導及び助言を行うことができる。

- 2 市長は、石綿排出作業が前条の指導基準に適合しないことにより大気の汚染を生ずるおそれがあると認めるときは、当該石綿排出作業を伴う石綿排出工事の発注者、元請業者若しくは下請負人又は自主施工者に対し、大気の汚染を防止するために必要な措置を執るよう勧告することができる。

(石綿排出作業の開始の届出)

第 92 条 石綿排出工事の発注者又は自主施工者（次項に規定

- (3) 石綿布
 (4) 石綿を含有するセメント建材（成形板に限る。以下「石綿含有セメント建材」という。）
 (5) 石綿を含有する仕上塗材及び下地調整塗材（以下「石綿含有仕上塗材等」という。）

(石綿排出作業の定義)

第 70 条の 2 条例第 89 条第 2 号に規定する規則で定める作業は、次に掲げる作業とする。

- (1) 吹付け石綿が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業
 (2) 石綿含有断熱材等が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業
 (3) 石綿布が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業
 (4) 石綿含有セメント建材が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業（当該作業の対象となる建築物等の部分における石綿含有セメント建材の使用面積の合計が 1,000 平方メートル以上であるものに限る。）
 (5) 石綿含有仕上塗材等が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業

(開始の届出を要しない石綿排出作業)

第 70 条の 3 条例第 92 条第 1 項に規定する規則で定める石

するものを除く。)は、当該石綿排出工事における石綿排出作業(規則で定めるもの及び大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第18条の17第1項又は第2項の規定による届出に係る同法第2条第11項に規定する特定粉じん排出等作業に該当するものを除く。以下この条において同じ。)を開始する日の7日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 当該石綿排出工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 当該石綿排出工事の場所
- (3) 当該石綿排出作業の対象となる建築物等の部分における石綿含有建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- (4) 当該石綿排出作業の種類
- (5) 当該石綿排出作業の実施の期間
- (6) 当該石綿排出作業の方法
- (7) その他規則で定める事項

2 災害その他非常の事態の発生により前項に規定する石綿排出作業を緊急に行う必要がある場合における当該石綿排出作業を伴う石綿排出工事の発注者又は自主施工者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(石綿濃度等の測定等)

第93条 石綿排出工事の元請業者又は自主施工者は、規則で定めるところにより、当該石綿排出工事における石綿排出作業(規則で定めるものを除く。)を行う場所における大気中の石綿濃度等を測定し、その結果を記録し、及び保存しておくなければならない。

(石綿排出作業の完了に係る報告)

第93条の2 前条の規定による測定を行った石綿排出工事の元請業者は、当該石綿排出工事における石綿排出作業が完了したときは、規則で定めるところにより、当該石綿排出工事の発注者に対し、前条の規定による測定の結果その他規則で定める事項について書面により報告しなければならない。

綿排出作業は、前条第5号に掲げる石綿排出作業とする。

(石綿排出作業の開始の届出)

第71条 条例第92条第1項第7号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 石綿排出作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
- (2) 石綿排出作業の工程を明示した石綿排出工事の計画工程表
- (3) 石綿排出工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡先
- (4) 下請負人が石綿排出作業を実施する場合にあっては、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに現場責任者の氏名及び連絡先
- (5) 石綿の種類
- (6) 条例第93条の規定による測定の計画
- (7) 石綿排出作業による大気汚染の防止に必要な限度において市長が必要と認める事項

(石綿濃度等の測定等)

第72条 条例第93条の規定による測定は、次に定めるところにより行わなければならない。

- (1) 第70条の2第1号及び第2号に掲げる作業にあっては当該作業期間中に1回以上及び当該作業終了後に1回測定し、同条第3号及び第4号に掲げる作業にあっては当該作業期間中に1回以上測定すること。
- (2) 石綿に係る特定粉じんの濃度の測定法(平成元年環境庁告示第93号)に定める方法その他市長が適当と認める方法により測定すること。

2 条例第93条の規定による測定の結果は、測定の年月日及び時刻、測定者、測定箇所並びに測定方法を明らかにして記録し、その記録を石綿排出工事が終了した日から3年間保存しておくなければならない。

(石綿濃度等の測定を要しない石綿排出作業)

第72条の2 条例第93条に規定する規則で定める石綿排出作業は、第70条の2第5号に掲げる石綿排出作業とする。

(石綿排出作業の完了に係る報告の時期)

第72条の3 条例第93条の2の規定による報告は、条例第94条の規定による届出を行う日までに行うものとする。

(石綿排出作業の完了に係る報告事項)

第72条の4 条例第93条の2に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 石綿排出作業の工程を明示した石綿排出工事の工程表
- (2) 石綿排出作業の一連の作業の状況を示したもの
- (3) 条例第93条の規定による測定のために石綿排出作業を行う場所で試料を採取した際の状況を示したもの
- (4) 石綿排出作業の計画と実際の作業との相違点
- (5) その他市長が必要と認める事項

(石綿排出作業の完了の届出)

第94条 第92条の規定による届出をした者又は大気汚染防止法第18条の17第1項若しくは第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る作業を完了したときは、その日から起算して30日以内に、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 当該作業を伴う石綿排出工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 当該作業を伴う石綿排出工事の場所
- (3) 当該作業の実施の期間
- (4) 当該作業に係る第93条の規定による測定の結果
- (5) その他規則で定める事項

(石綿排出作業の届出等に係る勧告)

第94条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、該当する者に対し、必要な措置を執るよう勧告することができる。

- (1) 第92条又は前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (2) 第93条の規定による測定、記録及び保存をしていないとき。

(発注者等の配慮)

第95条 石綿排出工事の発注者は、当該石綿排出工事の元請業者に対し、施工方法、工期、工事費その他当該石綿排出工事の請負契約に関する事項について、当該石綿排出工事における石綿排出作業が第90条の指導基準に適合すること及び当該元請業者が第93条の規定による測定を行うことを妨げるおそれのある条件を付さないよう配慮しなければならない。

2 前項の規定は、石綿排出工事の元請業者又は下請負人が当該石綿排出工事の全部又は一部を他の者に請け負わせるときについて準用する。

第3節 焼却施設の解体工事による大気汚染の防止

(焼却施設の解体工事による大気汚染の防止)

第96条 廃棄物を焼却する施設で規則で定めるものの解体、撤去等を行う工事で規則に定めるもの(以下「解体工事」という。)を施工する者は、当該解体工事による大気汚染の防止に努めなければならない。

(解体工事による大気汚染の防止に関する指導基準)

第97条 市長は、解体工事による大気汚染の防止に関する指導基準を定め、これを公表しなければならない。

(解体工事に係る指導及び勧告)

第98条 市長は、解体工事を施工する者に対し、当該解体工事による大気汚染を防止するため、前条の指導基準に基づき、必要な指導及び助言をすることができる。

2 市長は、解体工事が前条の指導基準に適合しないことにより大気汚染を生ずるおそれがあると認めるときは、当該解体工事を施工する者に対し、大気汚染を防止するために必要な措置をとるよう勧告することができる。

(解体工事の開始の届出)

第99条 解体工事を施工しようとする者は、当該解体工事を開始する日の14日前までに、規則で定めるところにより、

(石綿排出作業の完了の届出)

第72条の5 条例第94条第5号に規定する規則で定める事項は、前条各号に掲げる事項とする。

第3節 焼却施設の解体工事による大気汚染の防止

(焼却施設等の定義)

第73条 条例第96条に規定する規則で定める施設(以下この節において「焼却施設」という。)は、別表第1の51の項に掲げる廃棄物焼却炉及びその附帯設備(未使用のものを除く。)とする。

2 条例第96条に規定する規則で定める工事は、焼却施設の解体又は撤去を行う工事(当該焼却施設の設置場所以外の場所において行う解体作業を含む。)とする。

(解体工事の開始の届出)

第74条 条例第99条第1項第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、災害その他の非常の事態の発生により解体工事を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 解体工事を行う場所
- (3) 解体工事の概要
- (4) その他規則で定める事項

2 前項ただし書の場合において、当該解体工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(解体工事の完了の届出)

第 100 条 前条の届出をした者は、当該解体工事を完了したときは、その日から起算して 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(注文者の配慮)

第 101 条 解体工事の注文者は、当該解体工事を施工する者に対し、施工方法、工期等について、当該解体工事が第 97 条の指導基準に適合することを妨げるおそれのある条件を付さないよう配慮しなければならない。

第 4 節 工事排水による水質の汚濁の防止

(工事排水による水質の汚濁の防止)

第 102 条 建設工事により発生する排水（以下「工事排水」という。）を排出する事業者は、当該工事排水による公共用水域の水質の汚濁の防止に努めなければならない。

(工事排水による水質の汚濁の防止に関する指導基準)

第 103 条 市長は、工事排水による公共用水域の水質の汚濁の防止に関する指導基準を定め、これを公表しなければならない。

(工事排水に係る指導及び勧告)

第 104 条 市長は、工事排水を排出する事業者に対し、当該工事排水による公共用水域の水質の汚濁を防止するため、前条の指導基準に基づき、必要な指導及び助言をすることができる。

2 市長は、工事排水が前条の指導基準に適合しないことにより公共用水域の水質の汚濁を生ずるおそれがあると認めるときは、当該工事排水を排出する事業者に対し、公共用水域の水質の汚濁を防止するために必要な措置をとるよう勧告することができる。

(工事排水に係る届出)

第 105 条 工事排水を排出しようとする事業者で規則に定めるものは、当該工事排水の排出を開始する日の 30 日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、横浜市下水道条例（昭和 48 年 6 月横浜市条例第 37 号）第 17 条第 3 項の規定に基づく公共下水道の一時使用の許可を受けて当該工事排水を排出する場合にあっては、この限りでない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 建設工事を行う場所
- (3) 工事の概要
- (4) その他規則で定める事項

- (1) 解体工事の名称及び期間
- (2) 解体工事の注文者、元請業者及び解体工事を施工する者の氏名又は名称
- (3) 焼却施設の概要
- (4) 解体工事の工程表
- (5) 解体工事による大気汚染の防止に必要な限度において市長が必要と認める事項

第 4 節 工事排水による水質の汚濁の防止

(工事排水に係る届出)

第 75 条 条例第 105 条に規定する規則で定める事業者は、工事排水を 1 日当たり 10 立方メートル以上排出する事業者とする。

2 条例第 105 条第 4 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 施工期間
- (2) 工事排水の汚染状態及び量
- (3) 工事排水の処理の方法
- (4) 工事排水の排出系統
- (5) 工事排水による公共用水域の水質の汚濁の防止に必要な限度において市長が必要と認める事項

(変更の届出)

第 106 条 前条の届出をした者は、同条第 2 号から第 4 号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、その変更の日の 30 日前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前条の届出をした者は、同条第 1 号に掲げる事項を変更したときは、その日から起算して 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(完了の届出)

第 107 条 第 105 条の届出をした者は、当該工事排水の排出を完了したときは、その日から起算して 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

第 5 節 屋外作業に伴う騒音及び振動による公害の防止

(屋外作業に伴う騒音及び振動による公害の防止)

第 108 条 事業者は、屋外において、資材の積卸し、運搬用機器及び建設機械の使用、車両の運行等の騒音及び振動を伴う作業（以下「屋外作業」という。）を行う場合には、より騒音及び振動の少ない作業方法への変更、防音設備の設置、作業時間の配慮及び作業を行う者への教育、指導等を行うことにより、騒音及び振動による公害の防止に努めなければならない。

(屋外作業に伴う騒音及び振動による公害の防止に関する指導基準)

第 109 条 市長は、屋外作業に伴う騒音及び振動による公害の防止に関する指導基準を定め、これを公表しなければならない。

(屋外作業に係る指導及び勧告)

第 110 条 市長は、屋外作業を行う事業者に対し、当該屋外作業に伴う騒音及び振動による公害を防止するため、前条の指導基準に基づき、必要な指導及び助言をすることができる。

2 市長は、屋外作業が前条の指導基準に適合しないことにより騒音及び振動による公害を生ずるおそれがあると認めるときは、当該屋外作業を行う事業者に対し、騒音及び振動による公害を防止するために必要な措置をとるよう勧告することができる。

(屋外作業の開始の届出)

第 111 条 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる工業専用地域以外の地域内の面積 1,000 平方メートル以上の土石又は資材の保管場所（指定事業所の敷地内にあるものを除く。）において 1 年以上継続して屋外作業を行おうとする事業者は、当該屋外作業を開始する日の 30 日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 屋外作業を行う場所
- (3) 屋外作業の概要
- (4) その他規則で定める事項

(変更の届出)

第 112 条 前条の届出をした者は、同条第 2 号から第 4 号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、その変更の

第 5 節 屋外作業に伴う騒音及び振動による公害の防止

(屋外作業の開始の届出)

第 76 条 条例第 111 条第 4 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 屋外作業を開始する日
- (2) 屋外作業を行う場所の面積及び周辺の状況
- (3) 屋外作業で使用する機器及び作業内容
- (4) 屋外作業に伴う騒音及び振動による公害の防止の方法
- (5) 屋外作業に伴う騒音及び振動による公害の防止に必要な限度において市長が必要と認める事項

日の30日前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前条の届出をした者は、同条第1号に掲げる事項を変更したときは、その日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(中止の届出)

第113条 第111条の届出をした者は、当該届出に係る屋外作業を中止したときは、その日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

第6節 掘削作業による地盤の沈下の防止

(掘削作業による地盤の沈下の防止)

第114条 規則で定める掘削作業(以下「掘削作業」という。)を行う事業者は、当該掘削作業による地盤の沈下の防止に努めなければならない。

(掘削作業による地盤の沈下の防止に関する指導基準)

第115条 市長は、掘削作業による地盤の沈下の防止に関する指導基準を定め、これを公表しなければならない。

(掘削作業に係る指導及び勧告)

第116条 市長は、掘削作業を行う事業者に対し、当該掘削作業による地盤の沈下を防止するため、前条の指導基準に基づき、必要な指導及び助言を行うことができる。

2 市長は、当該掘削作業が前条の指導基準に適合しないことにより地盤の沈下を生ずるおそれがあると認めるときは、当該掘削作業を行う事業者に対し、地盤の沈下を防止するために必要な措置をとるよう勧告することができる。

(掘削作業の開始の届出)

第117条 掘削作業を行う事業者は、当該掘削作業を開始する日の30日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 掘削作業を行う場所
- (3) 掘削作業の概要
- (4) その他規則で定める事項

(変更の届出)

第118条 前条の届出をした者は、同条第2号から第4号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、その変更の日の30日前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前条の届出をした者は、同条第1号に掲げる事項を変更したときは、その日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(地盤変動の測定等)

第119条 掘削作業を行う事業者は、規則で定めるところにより、周辺の地盤の変動等を測定し、その結果を記録し、及び保存しておかななければならない。

2 市長は、前項の規定による測定を行った者から、必要に応じ、当該測定の結果について報告を求めることができる。

(完了の届出)

第120条 第117条の届出をした者は、当該掘削作業を完了したときは、その日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

第6節 掘削作業による地盤の沈下の防止

(掘削作業の定義)

第77条 条例第114条に規定する規則で定める掘削作業は、次に掲げる掘削作業とする。

- (1) 掘削の深さが地表下4メートル以上で、かつ、掘削面積が500平方メートル以上の掘削作業
- (2) トンネルの仕上りの内径が1,350ミリメートル以上で、かつ、延長が100メートル以上の掘削作業

(掘削作業の開始の届出)

第78条 条例第117条第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 周辺の地盤の変動等の測定計画
- (2) 地盤の沈下の防止に必要な限度において市長が必要と認める事項

(地盤変動の測定等)

第79条 条例第119条第1項の規定による測定は、周辺の地盤の高さの変動その他の掘削作業による地盤の沈下を防止するために把握すべき事項について、当該掘削作業の内容及び周辺の土質、地下水等の状況に応じて適当と認められる方法により行うものとする。

2 条例第119条第1項の規定による記録は、掘削作業終了後3年間保存しておかななければならない。

第7節 小規模揚水施設に係る地下水の採取による地盤の沈下の防止

(小規模揚水施設に係る地下水の採取による地盤の沈下の防止)

第121条 第72条第1項の規則で定める揚水施設以外の揚水施設で規則で定めるもの(以下「小規模揚水施設」という。)を設置し、地下水を採取する事業者は、当該地下水の採取による地盤の沈下の防止に努めなければならない。

(小規模揚水施設に係る地下水の採取による地盤の沈下の防止に関する指導基準)

第122条 市長は、小規模揚水施設に係る地下水の採取による地盤の沈下の防止に関する指導基準を定め、これを公表しなければならない。

(小規模揚水施設に係る地下水の採取に係る指導及び勧告)

第123条 市長は、小規模揚水施設を設置し、地下水を採取する事業者に対し、当該小規模揚水施設に係る地下水の採取による地盤の沈下を防止するため、前条の指導基準に基づき、必要な指導及び助言を行うことができる。

2 市長は、小規模揚水施設に係る地下水の採取が前条の指導基準に適合しないことにより地盤の沈下を生ずるおそれがあると認めるときは、当該小規模揚水施設を設置し、地下水を採取する事業者に対し、地盤の沈下を防止するために必要な措置をとるよう勧告することができる。

(小規模揚水施設の設置の届出)

第124条 小規模揚水施設を設置し、地下水を採取しようとする事業者は、当該小規模揚水施設を設置する日の30日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、温泉法第3条第1項の適用を受ける者にあつては、この限りでない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 小規模揚水施設を設置する場所
- (3) 小規模揚水施設の概要
- (4) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出に係る小規模揚水施設を譲り受け、若しくは借り受けた者又は当該届出をした者について相続、合併若しくは分割があつた場合における相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該小規模揚水施設を承継した法人は、その日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(小規模揚水施設に係る地下水採取量等の測定等)

第125条 小規模揚水施設により地下水を採取している事業者は、規則で定めるところにより、地下水の採取量及び水位を測定し、その結果を記録し、及び保存しておかなければならない。

2 市長は、前項の規定による測定を行った者から、必要に応じ、当該測定の結果について報告を求めることができる。
(変更の届出)

第126条 第124条の届出をした者は、同条第1項各号に掲げる事項を変更したときは、その日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

第7節 小規模揚水施設に係る地下水の採取による地盤の沈下の防止

(小規模揚水施設の定義)

第80条 条例第121条に規定する規則で定める揚水施設は、一の事業所に設置される揚水機の吐出口の断面積の合計が6平方センチメートル以下の場合の揚水施設とする。

(小規模揚水施設の設置の届出)

第81条 条例第124条第1項第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 地下水の採取を行う事業所の概要
- (2) 地下水の採取の必要性

(小規模揚水施設に係る地下水採取量等の測定等)

第82条 条例第125条第1項の規定による地下水の採取量及び水位の測定は、別表第17に定める方法により行わなければならない。

2 小規模揚水施設により地下水を採取している事業者は、条例第125条第1項の記録を3年間保存しておかなければならない。

(小規模揚水施設の廃止の届出)

第 127 条 第 124 条の届出をした者は、当該小規模揚水施設による地下水の採取を取りやめたときは、その日から起算して 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

第 9 章 自動車の使用に伴う環境への負荷の低減

第 1 節 自動車の使用に伴う環境への負荷の低減
(定義)

第 128 条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 原動機付自転車 道路運送車両法第 2 条第 3 項に規定する原動機付自転車をいう。
- (2) 低公害車 排出ガスを排出しない自動車又は排出ガスの排出量が相当程度少ないと認められる自動車その他環境への負荷の少ない自動車として市長が定めるものをいう。

(自動車等の使用抑制等)

第 129 条 自動車及び原動機付自転車（以下「自動車等」という。）を使用する者は、自動車等の効率的な使用又は公共交通機関の利用を図ること等により、自動車等の使用を抑制するよう努めるとともに、必要な整備及び適正な運転を行うことにより、自動車等の排出ガス及び騒音の低減に努めなければならない。

2 何人も、自動車を購入し、又は使用しようとするときは、低公害車を購入し、又は使用するよう努めなければならない。

3 何人も、原動機付自転車を購入し、又は使用しようとするときは、排出ガスの量又は騒音の発生がより少ないものを購入し、又は使用するよう努めなければならない。

(自動車等からの排出ガスの抑制に関する指針)

第 130 条 市長は、事業者が実施する自動車等の排出ガスの抑制に係る取組を支援するため、自動車等の排出ガスの抑制に関する指針を定め、これを公表しなければならない。

(自動車を製造する者の責務)

第 131 条 自動車の製造を業とする者は、低公害車の開発に努めなければならない。

(自動車等を整備する者の責務)

第 132 条 自動車等の整備を業とする者は、自動車等の整備を行うときは、自動車等の排出ガスを浄化し、又は騒音を低減するために、当該自動車等に備え付けられた装置を点検し、その結果を当該自動車等の整備を委託した者に対して説明するとともに、当該装置の適正な管理について必要な助言を行うよう努めなければならない。

(自動車を販売する者の責務)

第 133 条 自動車の販売を業とする者で規則で定めるもの（以下「自動車販売業者」という。）は、低公害車の普及に努めなければならない。

2 自動車販売業者は、自動車を販売する事業所に、販売する自動車で規則で定めるものに係る排出ガスの量、騒音の大きさその他の規則で定める環境に係る項目の情報（以下「自動車環境情報」という。）を記載した書面を備え置かなければならない。

第 8 章 自動車の使用に伴う環境への負荷の低減

第 1 節 自動車の使用に伴う環境への負荷の低減

第 83 条 削除

(自動車販売業者の定義等)

第 84 条 条例第 133 条第 1 項に規定する規則で定める者は、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 58 条の有効な自動車検査証の交付を受けたことのない自動車（二輪自動車及び被けん引車を除く。以下「新車」という。）の販売を業とする者とする。

2 条例第 133 条第 2 項に規定する規則で定める自動車は、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 2 条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のう

3 自動車販売業者は、前項の規則で定める自動車を購入しようとする者に、当該自動車に係る自動車環境情報を記載した書面を交付して、当該自動車環境情報について説明しなければならない。

(自動車販売業者への勧告等)

第 134 条 市長は、自動車販売業者が、正当な理由なく前条第 2 項又は第 3 項の規定に違反していると認めるときは、当該自動車販売業者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。

第 2 節 削除

第 135 条から第 137 条まで 削除

第 3 節 自動車の駐車時における原動機の停止等
(自動車の駐車時における原動機の停止)

第 138 条 自動車の運転者は、自動車の駐車（自動車が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止（人の乗降のための停止を除く。）をすること又は自動車が停止し、かつ、当該自動車の運転者がその自動車を離れて直ちに運転することができない状態にあることをいう。以下同じ。）をする場合には、当該自動車の原動機を停止しなければならない。ただし、救急用自動車を緊急用務のため使用中の場合その他の規則で定める場合は、この限りでない。

2 自動車を事業の用に供する者は、当該自動車の運転者によって前項の規定が遵守されるように、同項の規定を周知する等の適切な措置をとらなければならない。

(駐車場等設置者等の責務)

第 139 条 自動車の駐車又は保管のための施設を設置する者及び管理する者は、当該施設を利用する者に対し、当該施設内で自動車の駐車をする場合（前条第 1 項ただし書に該当する場合を除く。以下同じ。）における自動車の原動機の停止を指導するよう努めるとともに、当該停止をしないことに伴う周辺環境への被害の発生防止に努めなければならない。

2 次に掲げる施設で規則で定める規模以上のものを設置する者及び管理する者は、その氏名又は名称及び連絡先を当該施設内に掲示するとともに、看板、放送、書面等により、

ち、新車とする。

3 条例第 133 条第 2 項に規定する規則で定める環境に係る項目は、次に掲げる項目とする。

(1) 次に掲げる排出ガスの量

ア 窒素酸化物

イ 炭化水素（天然ガスを燃料とする自動車である場合は、非メタン炭化水素とすることができる。）

ウ 一酸化炭素

エ 粒子状物質（大気汚染防止法施行令第 4 条第 5 号に規定する粒子状物質のうち軽油を燃料とする自動車から排出されるものに限る。）

オ 黒煙（軽油を燃料とする自動車である場合に限る。）

(2) 次に掲げる騒音の大きさ（ガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする自動車である場合に限る。）

ア 近接排気騒音

イ 加速走行騒音

(3) 燃料の種別及び燃料消費率

(4) 二酸化炭素の排出量

(5) その他自動車に係る環境負荷に関する項目

4 前項に規定する二酸化炭素の排出量にあっては、市長が定める方法により算定した値とする。

第 2 節 削除

第 85 条及び第 86 条 削除

第 3 節 自動車の駐車時における原動機の停止等
(自動車の駐車時における原動機の停止を要しない場合)

第 87 条 条例第 138 条第 1 項ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 神奈川県道路交通法施行細則（昭和 44 年神奈川県公安委員会規則第 1 号）第 1 条の 2 第 1 項第 1 号並びに第 4 号アからオまで及びク（同項第 3 号キ（ア）に掲げる車両に限る。）に掲げる車両に該当する場合

(2) 自動車の原動機を貨物の冷蔵装置その他の附属装置（自動車の客室内の冷房又は暖房を行うための装置を除く。）の動力として使用する場合（外部電源設備により原動機の停止時における冷蔵機能等を維持することができる場合を除く。）

(3) 法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため停止する場合

(4) その他駐車時に原動機の停止ができないことについてやむを得ない事情があると認められる場合

(駐車場等の規模等)

第 88 条 条例第 139 条第 2 項に規定する規則で定める規模は、自動車の駐車のために供する部分の面積が 500 平方メートルであることとする。

2 条例第 139 条第 2 項第 3 号に規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

(1) 道路法第 2 条第 2 項第 7 号に規定する自動車駐車場

(2) 店舗、遊技場、事務所その他の事業所又は公園等の施設の利用者又は従業員のために設置される駐車施設

(3) 特定の者の自動車の保管のために設置される駐車施設

当該施設を利用する者に、当該施設内で自動車の駐車をする場合においては原動機を停止すべきことを周知させる措置をとらなければならない。

- (1) 駐車場（駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）第 2 条第 1 号に規定する路上駐車場及び同条第 2 号に規定する路外駐車場をいう。）
- (2) 自動車ターミナル（自動車ターミナル法（昭和 34 年法律第 136 号）第 2 条第 4 項に規定する自動車ターミナルをいう。）
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか規則で定める施設
(自動車の運転者等への勧告)

第 140 条 市長は、正当な理由なく第 138 条又は前条第 2 項の規定に違反している者があると認めるときは、その者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。
(外部電源設備の設置)

第 141 条 冷蔵等の装置を有する貨物自動車の貨物の積卸しをする施設の設置者は、当該貨物自動車の原動機の停止時における冷蔵機能等を維持するための外部電源設備を設置するよう努めなければならない。

第 9 章の 2 建築物の建築に係る環境への負荷の低減

(建築物の建築に係る環境への負荷の低減)

第 141 条の 2 建築物の建築（建築基準法第 2 条第 13 号に規定する建築をいう。以下同じ。）をしようとする者は、当該建築物の建築に際し、環境への負荷の低減を図るために、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(建築物環境配慮指針の策定)

第 141 条の 3 市長は、建築物の建築に係る環境への負荷の低減を図るための措置について配慮すべき事項に関する指針（以下「建築物環境配慮指針」という。）を定めるものとする。

2 市長は、建築物環境配慮指針を定め、又は変更したときは、その内容を公表するものとする。

(建築物環境配慮計画の作成等)

第 141 条の 4 規則で定める要件に該当する建築物（以下「特定建築物」という。）の建築をしようとする者（以下「特定建築主」という。）は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した特定建築物の建築に係る環境への負荷の低減を図るための措置に係る計画（以下「建築物環境配慮計画」という。）を作成し、市長に届け出なければならない。

- (1) 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 特定建築物の名称及び所在地
- (3) 特定建築物の概要
- (4) 特定建築物の建築に係る環境への負荷の低減に関する事項

2 市長は、建築物環境配慮計画の届出があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

(4) 客待ち又は貨物の積卸しのため自動車が駐車するために設置される駐車施設

第 8 章の 2 建築物の建築に係る環境への負荷の低減

(特定建築物の要件)

第 88 条の 2 条例第 141 条の 4 第 1 項に規定する規則で定める要件は、床面積（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積）の合計が 2,000 平方メートル以上であるもの（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 18 条第 3 号に規定する建築物を除く。）とする。

(建築物環境配慮計画の届出)

第 88 条の 3 条例第 141 条の 4 第 1 項の規定による届出は、当該特定建築物について建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項に規定する確認の申請又は同法第 18 条第 2 項に規定する計画の通知をする予定の日の 21 日前までに行うものとする。

(建築物環境配慮計画の公表)

第 88 条の 4 条例第 141 条の 4 第 2 項（条例第 141 条の 5 第 2 項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により公表する内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 特定建築物の名称及び所在地
- (2) 特定建築物の概要

(建築物環境配慮計画の変更)

第 141 条の 5 前条第 1 項の規定により建築物環境配慮計画を届け出た者は、当該特定建築物の建築に係る工事が完了するまでの間に同項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前条第 2 項の規定は、前項の規定による届出があった場合について準用する。この場合において、同条第 2 項中「建築物環境配慮計画」とあるのは、「次条第 1 項の規定による届出に係る変更後の建築物環境配慮計画」と読み替えるものとする。

(建築の中止の届出等)

第 141 条の 6 第 141 条の 4 第 1 項の規定により建築物環境配慮計画を届け出た者は、当該特定建築物の建築（前条第 1 項の規定による届出に係る変更後の建築を含む。）を中止したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

(工事完了の届出)

第 141 条の 7 第 141 条の 4 第 1 項の規定により建築物環境配慮計画を届け出た者は、当該特定建築物の建築に係る工事（第 141 条の 5 第 1 項の規定による届出に係る変更後の工事を含む。）が完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

(建築物環境性能表示基準の設定等)

第 141 条の 8 市長は、特定建築物のうち、その用途に供する部分の全部又は一部を販売又は賃貸を目的として建築する建築物（以下「販売等建築物」という。）に関する環境への配慮に係る性能（以下「環境性能」という。）の評価を表記した標章（以下「建築物環境性能表示」という。）の表示の方法その他の事項に関する基準（以下「表示基準」という。）を定めるものとする。

2 市長は、表示基準を定め、又は変更したときは、その内容を公表するものとする。

(販売等建築主等による建築物環境性能表示の表示等)

第 141 条の 9 建築物環境配慮計画を届け出た者のうち販売等建築物（平成 22 年 4 月 1 日以後に建築基準法第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項に規定する確認の申請又は同法第 18 条第 2 項に規定する計画の通知をしようとするものに限る。）の建築をしようとする者（以下「販売等建築主」という。）は、当該販売等建築物の販売又は賃貸を目的とした規則で定める広告をしようとするときは、表示基準に基

(3) 特定建築物の建築に係る環境への負荷の低減に関する事項

(4) その他市長が必要と認める事項

2 条例第 141 条の 4 第 2 項又は第 141 条の 7 第 2 項の規定による公表は、前項各号に掲げる事項を記載した書面を、建築局建築指導部建築企画課に備え置くことのほか、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

(建築物環境配慮計画の変更の届出)

第 88 条の 5 条例第 141 条の 5 第 1 項の規定による届出は、条例第 141 条の 4 第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる事項を変更しようとするときは変更後速やかに、同項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項を変更しようとするときは当該届出に係る変更後の工事に着手する予定の日の 15 日前までに（当該変更に関して建築基準法第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項に規定する確認の申請又は同法第 18 条第 2 項に規定する計画の通知をする場合にあっては、当該確認の申請又は計画の通知をする予定の日の 15 日前までに）、行うものとする。

(建築の中止の届出等)

第 88 条の 6 条例第 141 条の 6 第 1 項の規定による届出は、当該特定建築物の建築を中止した日以後速やかに行うものとする。

2 条例第 141 条の 6 第 2 項の規定により公表する内容は、建築を中止した日その他市長が必要と認める事項とする。

(工事完了の届出)

第 88 条の 7 条例第 141 条の 7 第 1 項の規定による届出は、当該特定建築物の建築に係る工事が完了した日から 15 日以内に行うものとする。

2 条例第 141 条の 7 第 2 項の規定により公表する内容は、第 88 条の 4 第 1 項各号に掲げる事項及び工事完了年月日とする。

(建築物環境性能表示の広告への表示)

第 88 条の 8 条例第 141 条の 9 第 1 項及び第 2 項に規定する規則で定める広告は、販売等建築物の全部又は一部の価格及び間取りが表示されている広告であって、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 新聞紙、雑誌、ビラ、パンフレットその他これらに類するものに掲載されるもの（面積が 62,370 平方ミリメートル以下であるものを除く。）

づき、当該広告中に建築物環境性能表示を表示しなければならない。

2 販売等建築主は、他人に販売等建築物の販売若しくは賃貸又はそれらの媒介又は代理の委託を行った場合において、当該販売若しくは賃貸又はそれらの媒介又は代理の委託を受けた者（以下「販売等受託者」という。）が販売等建築物の用途に供する部分の販売又は賃貸を目的とした規則で定める広告をしようとするときは、表示基準に基づき、当該広告中に当該販売等受託者をして建築物環境性能表示を表示させなければならない。

3 前項の場合において、販売等受託者は、同項の規定による表示に協力しなければならない。

（販売等建築主による建築物環境性能表示の表示の届出）

第 141 条の 10 販売等建築主は、最初に表示基準に基づき建築物環境性能表示の表示をし、又は販売等受託者をして表示をさせたときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。建築物環境性能表示の内容に変更が生じた場合において、最初に当該変更後の建築物環境性能表示の表示をし、又は販売等受託者をして表示をさせたときも同様とする。

（販売等建築主等による環境性能の説明）

第 141 条の 11 販売等建築主及び販売等受託者（以下「販売等建築主等」という。）は、販売等建築物の用途に供する部分の販売又は賃貸をしようとするときは、当該販売等建築物の用途に供する部分の購入又は賃借をしようとする者に対し、当該販売等建築物に係る環境性能の内容を説明するよう努めなければならない。

（指導及び助言）

第 141 条の 12 市長は、第 141 条の 4 第 1 項又は第 141 条の 5 第 1 項の規定による届出があったときは、建築物環境配慮指針の趣旨を勘案し、当該届出を行った者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

2 市長は、販売等建築主等に対し、当該販売等建築物について第 141 条の 9 第 1 項若しくは第 2 項の規定による表示又は前条の規定による説明の的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該販売等建築物の建築物環境性能表示又は当該販売等建築物に係る環境性能の内容の説明に係る事項について、必要な指導及び助言を行うことができる。

（勧告）

第 141 条の 13 市長は、第 141 条の 4 第 1 項、第 141 条の 5 第 1 項、第 141 条の 7 第 1 項又は第 141 条の 10 の規定により届出を行うべき者が、正当な理由なく、当該届出を行わない場合は、その者に対し、期限を定めて、当該届出を行うべきことを勧告することができる。

2 市長は、販売等建築主等が正当な理由がなく前条第 2 項の規定による指導及び助言に従わず、かつ、第 141 条の 9 第 1 項又は第 2 項の規定による表示が表示基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該販売等建築主等に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(2) 電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって市長が別に定めるものをいう。）によるもの（当該広告の方法等に照らし建築物環境性能表示の表示をし、又は販売等受託者をして表示をさせることが困難であると市長が認めるものを除く。）

（建築物環境性能表示の表示の届出）

第 88 条の 9 条例第 141 条の 10 の規定による届出は、当該販売等建築物について最初に建築物環境性能表示（当該建築物環境性能表示の内容に変更を生じた場合における当該変更後の建築物環境性能表示を含む。）の表示をし、又は販売等受託者をして表示をさせた日から 15 日以内に行うものとする。

第10章 地球環境の保全

第1節 温室効果ガスの排出の抑制等

(地球温暖化の防止等に関する責務)

第142条 横浜市は、地球温暖化（人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象をいう。以下同じ。）の防止等のため、温室効果ガスの排出の抑制及び気候変動適応法（平成30年法律第50号）第2条第2項に規定する気候変動適応に関する取組を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定し、公表するものとする。

- 2 市民は、前項の計画に定めるところにより、日常生活における温室効果ガスの排出の抑制に努めなければならない。
- 3 事業者は、事業活動を行うに当たり、第1項の計画に定めるところにより、事業内容、事業所の形態等に応じ、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。
 - (1) 燃料の燃焼の合理化を図ること。
 - (2) 加熱、冷却、伝導等の合理化を図るとともに、放射、伝導等による熱の損失を防止すること。
 - (3) 廃熱の回収利用を行うこと。
 - (4) 温室効果ガスを排出する設備の効率的な使用を行うこと。

(温室効果ガスの排出の抑制に関する指針)

第143条 市長は、事業者が実施する温室効果ガスの排出の抑制に係る取組を支援するため、温室効果ガスの排出の抑制に関する指針を定め、これを公表しなければならない。

(地球温暖化対策計画の作成等)

第144条 温室効果ガスの排出の量が相当程度多い者で規則で定めるもの（以下「地球温暖化対策事業者」という。）は、規則で定めるところにより、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況、当該温室効果ガスの排出の抑制に係る措置及び目標その他地球温暖化を防止する対策に関する事項を定めた計画（以下「地球温暖化対策計画」という。）を、前条の指針に基づき作成し、市長に提出しなければならない。

- 2 地球温暖化対策事業者は、地球温暖化対策計画に基づき、地球温暖化を防止する対策を実施するとともに、規則で定めるところにより、その状況を市長に報告しなければならない。
- 3 地球温暖化対策事業者は、地球温暖化対策計画を提出したとき、及び前項の規定により地球温暖化を防止する対策の実施の状況を報告したときは、規則で定めるところにより、速やかにその内容を公表しなければならない。
- 4 市長は、地球温暖化対策事業者から地球温暖化対策計画が提出されたとき、又は第2項の規定により地球温暖化を防止する対策の実施の状況の報告がされたときは、規則で定めるところにより、速やかに、その内容を公表するものとする。
- 5 地球温暖化対策事業者は、地球温暖化対策事業者以外の者に対し、地球温暖化を防止する対策の実施に関する協力を求めることができる。

第9章 地球環境の保全

第1節 温室効果ガスの排出の抑制等

(地球温暖化対策計画の作成等)

第89条 条例第144条第1項に規定する温室効果ガスの排出の量が相当程度多い者で規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

- (1) 本市に設置している全ての事業所における原油換算エネルギー使用量(安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和5年政令第68号）による改正前のエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第2条第2項に規定する原油換算エネルギー使用量をいう。以下同じ。）の前年度における合計量が1,500キロリットル以上のもの(次号に該当するものを除く。)
- (2) 連鎖化事業者（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第19条第1項に規定する連鎖化事業者をいう。以下同じ。）であって、当該連鎖化事業者が本市に設置している全ての事業所及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業（同項に規定する連鎖化事業をいう。以下同じ。）に加盟する者が本市に設置している当該連鎖化事業に係る全ての事業所における原油換算エネルギー使用量の前年度における合計量が1,500キロリットル以上のもの
- (3) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の

特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成4年政令第365号）第4条各号に掲げる自動車（被けん引車（自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。）以外の自動車であって、市内に使用する本拠の位置を有するものに限る。）の前年度の末日における使用台数が100台以上のもの

- 2 前項の規定にかかわらず、当該年度の前年度又は前々年度において同項に規定する温室効果ガスの排出の量が相当程度多い者で規則で定めるものに該当することにより地球温暖化対策計画を作成した者は、同項第1号若しくは第2号に規定する原油換算エネルギー使用量の前年度における合計量が1,500キロリットル未満となり、又は同項第3号に規定する前年度の末日における使用台数が100台未満となった場合においても、次項に規定する計画期間内に限り、地球温暖化対策事業者とみなす。ただし、事業の廃止その他の事由により地球温暖化対策計画に基づく地球温暖化を防止する対策を継続することが困難であると認められる者は、この限りでない。
- 3 条例第144条第1項の規定による地球温暖化対策計画は、地球温暖化対策事業者に該当することとなった年度から3年度ごとを計画期間として作成するものとする。
- 4 条例第144条第1項の規定による地球温暖化対策計画の提出は、前項の計画期間の初年度の7月末日までに行うものとする。
- 5 条例第144条第2項の規定による地球温暖化を防止する対策の実施の状況の報告は、毎年度、前年度分について、7月末日までに行うものとする。
- 6 条例第144条第3項の規定による公表は、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる事項を記載した書面を地球温暖化対策事業者の事業所において容易に閲覧できるよう場所、時間等に配慮して備え置き、又はインターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。ただし、当該事項に公にすることにより地球温暖化対策事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項が含まれる場合においては、それらの事項については公表することを要しない。
 - (1) 地球温暖化対策計画に係る公表 次に掲げる事項
 - ア 地球温暖化対策事業者の概要
 - イ 地球温暖化対策計画の計画期間
 - ウ 温室効果ガスの排出の状況
 - エ 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標
 - オ その他市長が必要と認める事項
 - (2) 地球温暖化を防止する対策の実施の状況の報告に係る公表 次に掲げる事項
 - ア 地球温暖化対策事業者の概要
 - イ 地球温暖化を防止する対策を実施した年度
 - ウ 地球温暖化対策計画の計画期間
 - エ 温室効果ガスの排出の状況
 - オ 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標の達成状況
 - カ その他市長が必要と認める事項
- 7 条例第144条第3項の規定による地球温暖化対策計画に係る公表は、当該計画の計画期間の満了する日まで行うも

(地球温暖化対策計画の評価及び表彰)

第 144 条の 2 市長は、前条第 1 項又は第 2 項の規定による計画又は報告の提出があったときは、その内容について、第 143 条の温室効果ガスの排出の抑制に関する指針に基づき評価するものとする。

2 市長は、前項の規定による評価をしたときは、規則で定めるところにより、その評価の内容を地球温暖化対策事業者に通知するものとする。

3 市長は、第 1 項の規定による評価において、専門的知識を有する者の意見を聴き、温室効果ガスの排出の抑制に係る措置及び目標、当該措置の実施状況又は当該目標の達成状況等が優良であると認める地球温暖化対策事業者について、規則で定めるところにより、その評価の内容を公表するものとする。

4 市長は、前条第 2 項の規定による報告に基づき、温室効果ガスの排出の抑制に係る措置の実施状況又は目標の達成状況等が特に優良であると認める地球温暖化対策事業者について、表彰することができる。

(非該当の届出)

第 144 条の 3 地球温暖化対策事業者に該当しなくなった者は、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(地球温暖化対策事業者以外の事業者による地球温暖化対策計画の提出等)

第 144 条の 4 地球温暖化対策事業者以外の事業者は、第 143 条の温室効果ガスの排出の抑制に関する指針に基づき、地球温暖化対策計画を作成し、市長に提出することができる。

2 前項の事業者は、地球温暖化対策計画に基づき、地球温暖化を防止する対策を実施し、その状況を市長に報告することができる。

3 第 144 条第 4 項及び第 144 条の 2 の規定は、第 1 項の規定により提出された地球温暖化対策計画及び前項の規定によりなされた報告について準用する。この場合において、これらの規定中「地球温暖化対策事業者」とあるのは、「地球温暖化対策事業者以外の事業者」と読み替えるものとする。

(温室効果ガスの排出の抑制に係る指導及び勧告)

第 145 条 市長は、地球温暖化対策計画を作成し、及び実施

のとする。

8 条例第 144 条第 3 項の規定による地球温暖化を防止する対策の実施の状況の報告に係る公表は、当該報告の日から起算して 90 日を経過する日まで行うものとする。

9 第 6 項の規定は、条例第 144 条第 4 項の規定による公表について準用する。この場合において、第 6 項中「地球温暖化対策事業者の事業所において容易に閲覧できるよう場所、時間等に配慮して備え置き、又は」とあるのは、「脱炭素・GREEN×EXPO 推進局脱炭素社会移行推進部脱炭素計画推進課に備え置くことのほか、」と読み替えるものとする。

(地球温暖化対策計画の評価の通知等)

第 89 条の 2 条例第 144 条の 2 第 2 項の規定による評価の内容の通知は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- (1) 地球温暖化対策事業者の名称
- (2) 地球温暖化対策事業者の所在地
- (3) 条例第 144 条の 2 第 1 項の規定による評価の結果
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 条例第 144 条の 2 第 3 項の規定による公表は、前項各号に掲げる事項を記載した書面を、脱炭素・GREEN×EXPO 推進局脱炭素社会移行推進部脱炭素計画推進課に備え置くことのほか、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

(非該当の届出)

第 89 条の 3 条例第 144 条の 3 の規定による届出は、第 89 条第 3 項に規定する計画期間内に地球温暖化対策事業者に該当しなくなった場合において、次に掲げる事項を記載した書面を提出することにより行うものとする。

- (1) 事業者の名称
- (2) 事業者の所在地
- (3) 該当しなくなった理由
- (4) その他市長が必要と認める事項

(地球温暖化対策事業者以外の事業者による地球温暖化対策計画の公表等)

第 89 条の 4 第 89 条第 9 項において読み替えて準用する同条第 6 項及び第 89 条の 2 の規定は、条例第 144 条の 4 第 3 項において読み替えて準用する条例第 144 条第 4 項及び条例第 144 条の 2 の規定の適用について準用する。この場合において、これらの規定中「地球温暖化対策事業者」とあるのは、「地球温暖化対策事業者以外の事業者」と読み替えるものとする。

しようとする者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

- 2 市長は、地球温暖化対策事業者が、地球温暖化対策計画の提出をしなかったとき、第144条第2項の規定による報告をしなかったとき、又は同条第3項の規定による公表をしなかったときは、当該地球温暖化対策事業者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。

第2節 削除

第146条 削除

第3節 再生可能エネルギーの導入

(再生可能エネルギーの導入の検討及び報告)

- 第146条の2 規則で定める建築物の建築をしようとする者は、再生可能エネルギー(太陽光、太陽熱その他規則で定めるエネルギーをいう。以下同じ。)の導入を検討し、規則で定めるところにより、その検討の結果を市長に報告しなければならない。

(住宅を展示する者の責務)

- 第146条の3 規則で定める方法により住宅を展示する者は、再生可能エネルギーの導入に関する情報の提供に努めなければならない。

(エネルギー供給事業者による情報の提供)

- 第146条の4 市長は、規則で定めるエネルギーの供給を行う者に対し、地球温暖化を防止する対策を推進するため、市内に供給するエネルギーに関する情報の提供を求めることができる。

第4節 低炭素電気の普及の促進

(事業者の責務)

- 第146条の5 事業者は、事業活動を行うに当たり、低炭素電気(地球温暖化対策上望ましい効果を有する手段を活用して発電又は調達等された規則で定める電気をいう。以下同じ。)の調達又は供給に努めなければならない。

(低炭素電気の普及の促進に関する指針)

第2節 削除

第90条 削除

第3節 再生可能エネルギーの導入

(再生可能エネルギーの導入の検討及び報告)

- 第90条の2 条例第146条の2に規定する規則で定める建築物は、床面積(増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積)の合計が2,000平方メートル以上である建築物(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第18条第3号に規定する建築物を除く。)とする。

- 2 条例第146条の2に規定する規則で定めるエネルギーは、風力、水力、地熱、バイオマス(動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品(以下「化石燃料等」という。)を除く。)をいう。)を熱源とする熱その他化石燃料等を熱源とする熱以外のエネルギー(原子力を除く。)とする。

- 3 条例第146条の2の規定による報告は、当該建築物について建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請又は同法第18条第2項に規定する計画の通知をする予定の日の21日前までに行うものとする。

(住宅を展示する者の責務)

- 第90条の3 条例第146条の3に規定する規則で定める方法は、自ら管理運営する展示場において共同住宅以外の住宅の供給を業とする複数の者に建築物を建築させることにより展示する方法とする。

(エネルギー供給事業者による情報の提供)

- 第90条の4 条例第146条の4に規定する規則で定めるエネルギーの供給を行う者は、次に掲げる者とする。

- (1) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第17号に規定する電気事業者
- (2) ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第12項に規定するガス事業者
- (3) 石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和50年法律第96号)第2条第5項に規定する石油精製業者及び同条第7項に規定する特定石油販売業者

第4節 低炭素電気の普及の促進

(低炭素電気)

- 第90条の5 条例第146条の5に規定する規則で定める電気は、次に掲げる電気を主に含む電気とする。

- (1) 再生可能エネルギーにより得られる電気(発電に伴い二酸化炭素が排出されない電気であることの付加価値を有すると市長が認めるものに限る。)

第 146 条の 6 市長は、事業者が実施する低炭素電気の調達又は供給に係る取組を支援するため、低炭素電気の普及の促進に関する指針を定め、これを公表するものとする。
(低炭素電気普及促進計画の作成等)

第 146 条の 7 市内に電気を供給している小売電気事業者(電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 2 条第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業者をいう。)(以下「特定電気供給事業者」という。)は、規則で定めるところにより、電気の供給に伴い排出される温室効果ガスの抑制その他低炭素電気の普及の促進に係る措置に関する事項を定めた計画(以下「低炭素電気普及促進計画」という。)を、前条の指針を参照して作成し、市長に提出しなければならない。

- 2 特定電気供給事業者は、低炭素電気普及促進計画に基づき、低炭素電気の普及を促進する措置を実施するとともに、規則で定めるところにより、その状況を市長に報告しなければならない。
- 3 特定電気供給事業者は、低炭素電気普及促進計画を提出したとき、及び前項の規定により低炭素電気の普及を促進する措置の実施の状況を報告したときは、規則で定めるところにより、速やかにその内容を公表するよう努めなければならない。
- 4 市長は、特定電気供給事業者から低炭素電気普及促進計画が提出されたとき、又は第 2 項の規定により低炭素電気の普及を促進する措置の実施の状況が報告されたときは、規則で定めるところにより、速やかにその内容を公表するものとする。

(非該当の届出)

第 146 条の 8 特定電気供給事業者に該当しなくなった者は、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届出なければならない。

(低炭素電気の普及の促進に係る指導及び勧告)

第 146 条の 9 市長は、特定電気供給事業者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

- 2 市長は、特定電気供給事業者が、低炭素電気普及促進計画を提出しなかったとき、又は第 146 条の 7 第 2 項の規定による報告をしなかったときは、当該特定電気供給事業者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。

第 11 章 日常生活における環境の保全

第 1 節 日常生活に伴う騒音等の防止

(2) 工場等で発生する排熱その他これに類するものと市長が認めるエネルギーにより得られる電気

(3) 特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令(平成 18 年経済産業省令、環境省令第 3 号)第 2 条第 5 項に規定する係数の算出に用いることができる温室効果ガスの削減量により発電に伴い排出される温室効果ガスの量を削減したとみなされる電気

(4) その他前 3 号に掲げる電気に類するものと市長が認める電気

(低炭素電気普及促進計画の作成等)

第 90 条の 6 特定電気供給事業者は、低炭素電気普及促進計画を毎年度作成し、8 月末日までに提出するものとする。ただし、当該年度の 8 月以降に特定電気供給事業者に該当することとなった者は、その翌年度から作成するものとする。

2 条例第 146 条の 7 第 2 項の規定による実施の状況の報告は、その翌年度における低炭素電気普及促進計画の提出と同時にを行うものとする。

3 条例第 146 条の 7 第 3 項の規定による公表は、次に掲げる事項を記載した書面を特定電気供給事業者の事業所において容易に閲覧できるよう場所、時間等に配慮して備え置き、又はインターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

(1) 低炭素電気の普及の促進のための基本方針及び推進体制

(2) 電気の供給に伴い排出される 1 キロワット時当たりの二酸化炭素の量及びその抑制のための計画

(3) 販売のために調達した電力量及び条例第 146 条の 6 に規定する指針に定める区分に応じた当該電力量の内訳

(4) その他市長が必要と認める事項

4 前項の規定は、条例第 146 条の 7 第 4 項の規定による公表について準用する。この場合において、前項中「特定電気供給事業者の事業所において容易に閲覧できるよう場所、時間等に配慮して備え置き、又は」とあるのは、「脱炭素・GREEN×EXPO 推進局脱炭素社会移行推進部脱炭素計画推進課に備え置くことのほか、」と読み替えるものとする。

(非該当の届出)

第 90 条の 7 条例第 146 条の 8 の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面を提出することにより行うものとする。

(1) 事業者の名称

(2) 事業者の所在地

(3) 特定電気供給事業者に該当しなくなった理由

(4) その他市長が必要と認める事項

第 147 条 何人も、屋外に設置する機器又は音響機器の使用その他日常生活に伴って発生する騒音又は振動により周辺の生活環境を損なうことのないよう自ら配慮するとともに、相互に協力して地域の快適な生活環境の保全に努めなければならない。

2 市長は、日常生活に伴って発生する騒音又は振動の防止について配慮すべき事項に関する指針を定め、これを公表するものとする。

第 2 節 日常生活等に伴う水質の汚濁の防止

第 148 条 何人も、公共用水域の水質の保全を図るため、調理くず、廃食用油等の適正な処理、洗剤の適正な使用等に努めなければならない。

2 何人も、河川区域、海岸等において調理、野営等の活動を行うときは、調理に使用した油の回収等に努めなければならない。

第 12 章 非常時の措置

第 149 条 事業者は、事業所において生じた事故又は車両の事故に伴い、大気汚染、悪臭又は水質汚濁の原因となる物質で規則で定めるものが放出され、又は発生することによって、公害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、直ちに、その旨を市長に通報するとともに、当該物質の放出、発生又は拡散を防止するための応急の措置をとらなければならない。

2 前項の場合においては、同項の事態を発生させた事業者は、速やかに、当該事故の状況及びとった措置の概要を市長に報告しなければならない。

第 149 条の 2 市長は、前条第 1 項の事態を発生させた事業者が同項の応急の措置をとっていないとき、又は同様の事態を再発させるおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、同項の応急の措置その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令を受けた事業者は、当該命令による措置をとったときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

第 13 章 環境保全協定の締結

第 150 条 市長は、事業者と協議の上、事業活動に伴う環境への負荷を低減するために事業者が行うべき取組に係る当該事業者との合意事項を定める協定（以下「環境保全協定」という。）を締結し、事業者との連携を推進することにより、環境の保全に関する施策の実効性を確保するものとする。

2 市長は、前項の規定により環境保全協定を締結したときは、その内容を公表するものとする。

3 環境保全協定の締結の手續に関し必要な事項は、規則で定める。

第 14 章 雑則
(報告の徴収)

第 147 条 何人も、屋外に設置する機器又は音響機器の使用その他日常生活に伴って発生する騒音又は振動により周辺の生活環境を損なうことのないよう自ら配慮するとともに、相互に協力して地域の快適な生活環境の保全に努めなければならない。

2 市長は、日常生活に伴って発生する騒音又は振動の防止について配慮すべき事項に関する指針を定め、これを公表するものとする。

第 10 章 非常時の措置

第 91 条 条例第 149 条第 1 項に規定する規則で定める物質は、別表第 18 に掲げる物質とする。

2 条例第 149 条第 2 項の規定による報告は、非常時応急措置等報告書（第 32 号様式の 2）により行うものとする。

3 条例第 149 条の 2 第 2 項の規定による報告は、非常時応急措置等完了報告書（第 33 号様式）により行うものとする。

第 10 章 非常時の措置

第 91 条 条例第 149 条第 1 項に規定する規則で定める物質は、別表第 18 に掲げる物質とする。

2 条例第 149 条第 2 項の規定による報告は、非常時応急措置等報告書（第 32 号様式の 2）により行うものとする。

3 条例第 149 条の 2 第 2 項の規定による報告は、非常時応急措置等完了報告書（第 33 号様式）により行うものとする。

第 11 章 環境保全協定の締結

第 92 条 条例第 150 条第 3 項に規定する環境保全協定の締結は、おおむね次に掲げる事項を記載した書面を取り交わすことにより行うものとする。

- (1) 環境への負荷を低減するために事業者が行う環境保全対策
- (2) 環境保全対策に関する組織
- (3) 環境保全協定の変更に係る協議の方法
- (4) 環境保全協定の公開の方法
- (5) その他市長が必要と認める事項

第 12 章 雑則
(身分証明書)

第 151 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者又は関係人に対し、報告を求めることができる。
(協力の要請)

第 152 条 市長は、環境の保全上必要があると認めるときは、国の関係機関の長、関係地方公共団体その他の諸団体の長、事業者又は関係人に対し、必要な措置をとるよう協力を要請するものとする。
(情報提供の要請)

第 153 条 市長は、事業者又は市民の環境の保全に関する取組に資するため、事業者又は関係人に対し、環境の保全に関する情報で事業者又は関係人が保有するものを、市長に提出するよう要請することができる。
(立入検査)

第 154 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に事業所その他の場所に立ち入り、施設、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第 1 項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 事業所において発生する排煙を大気中に排出する事業者又は排水を排出する事業者は、排煙量等又は排水の汚染状態を測定するための試料を採取するために必要な設備を設ける等により第 1 項の立入検査に協力しなければならない。

第 155 条 削除
(勧告に従わなかった者の公表)

第 156 条 市長は、第 6 条第 4 項、第 21 条第 2 項、第 22 条第 3 項、第 50 条第 2 項、第 60 条第 3 項、第 61 条の 3 第 3 項、第 62 条の 3 第 3 項、第 64 条第 4 項、第 68 条第 2 項、第 68 条の 2 第 2 項、第 70 条第 3 項、第 70 条の 2 第 3 項、第 70 条の 3 第 6 項 (同条第 7 項において読み替えて準用する場合を含む。)、第 70 条の 4 第 2 項、第 70 条の 5 第 2 項、第 70 条の 6 第 3 項、第 74 条第 2 項、第 75 条第 5 項、第 85 条第 2 項、第 91 条第 2 項、第 94 条の 2、第 98 条第 2 項、第 104 条第 2 項、第 110 条第 2 項、第 116 条第 2 項、第 123 条第 2 項、第 134 条、第 140 条、第 141 条の 13、第 145 条第 2 項又は第 146 条の 9 第 2 項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(横浜市環境創造審議会の意見の聴取)

第 157 条 市長は、指定事業所の指定、規制基準の設定その他この条例の施行に関し基本的な事項を定めようとするときは、横浜市環境創造審議会条例 (平成 6 年 6 月横浜市条例第 19 号) に基づく横浜市環境創造審議会の意見を聴くものとする。

(委任)

第 158 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第 93 条 条例第 154 条第 2 項の規定による証明書は、身分証明書 (第 34 号様式) とする。

(委任)

第 94 条 この規則の施行に関し必要な事項は、脱炭素・GREEN × EXPO 推進局長、みどり環境局長、資源循環局長又は建築

第15章 罰則

第159条 次のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条第1項の規定に違反して指定事業所を設置した者
- (2) 第26条第2項、第32条第2項又は第51条第1項の規定に違反して禁止された行為を行った者
- (3) 第29条第3項、第35条、第36条、第47条第3項又は第82条の規定による命令に違反した者

第159条の2 次のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第64条の2第4項（同条第7項において読み替えて準用する場合を含む。）、第65条第3項、第66条の2第2項、第4項若しくは第8項、第67条の2第4項、第69条第4項又は第69条の4の規定による命令に違反した者
- (2) 第66条の2第6項又は第66条の3の規定に違反した者

第160条 第52条第2項、第53条第2項、第54条第3項、第59条第3項又は第61条の4第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第161条 次のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は300,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第8条第1項の規定に違反して同項に規定する第3条第2項第4号及び第6号から第15号までに係る変更のうち、規則で定める変更をした者
- (2) 第37条において準用する第36条第1項、第48条第2項又は第149条の2第1項の規定による命令に違反した者

第161条の2 次のいずれかに該当する者は、3月以下の懲役又は300,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第64条の2第5項（同条第7項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第65条第1項又は第67条の2第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をして、土地の形質の変更をした者
- (3) 第69条第1項又は第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をして、同条第1項本文又は第2項に規定する搬出をした者
- (4) 第69条の2の規定に違反して、条例汚染土壌を運搬した者
- (5) 第69条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、条例汚染土壌の処理を他人に委託した者
- (6) 第69条の5第1項（同条第2項（同条第9項において準用する場合を含む。）及び第9項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、管理票を交付せず、又は同条第1項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した者
- (7) 第69条の5第3項前段又は第4項（これらの規定を

局長が定める。

同条第9項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者

(8) 第69条の5第3項後段(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、管理票を回付しなかった者

(9) 第69条の5第5項、第7項又は第8項(これらの規定を同条第9項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、管理票又はその写しを保存しなかった者

(10) 第69条の6第1項又は第2項の規定に違反して、虚偽の記載をして管理票を交付した者

(11) 第69条の6第3項の規定に違反して、送付をした者

第161条の3 第69条の8第1項から第3項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、忌避した者は、300,000円以下の罰金に処する。

第162条 次のいずれかに該当する者は、200,000円以下の罰金に処する。

(1) 第55条第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第29条第4項又は第51条第5項の規定による命令に違反した者

(3) 第72条第1項の規定に違反して揚水施設を設置し地下水を採取した者又は第75条第1項の規定に違反して同項に規定する変更をした者

(4) 第151条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(5) 第154条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第163条 次のいずれかに該当する者は、100,000円以下の罰金に処する。

(1) 第7条、第8条第2項若しくは第3項、第10条、第11条第3項、第12条、第55条第3項若しくは第4項、第56条第2項、第76条、第77条第3項又は第78条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第27条又は第30条の規定による記録をせず、若しくは保存をせず、又は虚偽の記録をした者

(3) 第81条の規定による記録をせず、若しくは報告をせず、虚偽の記録をし、又は虚偽の報告をした者

(4) 第149条の2第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第164条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第159条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第165条 次のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。

(1) 第66条の2第9項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(2) 第67条の2第2項若しくは第3項、第69条第3項又は第69条の5第6項(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出

をした者

附則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲で規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に横浜市の区域に適用された神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年神奈川県条例第35号。以下「県条例」という。）の規定によりなされた許可、認定、命令、勧告、申請、報告、届出その他の行為（県条例の規定によりなされたものとみなされた行為を含む。）は、この条例中これらに相当する規定がある場合には、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前になされた勧告を受けた者に係る行為については、第156条の規定は、適用しない。
- 4 施行日前に県条例第3条第1項の許可を受けた者で、施行日前に当該指定事業所に係る事業を開始したのものに対する第7条の規定の適用については、同条中「14日以内」とあるのは、「15日以内」とする。
- 5 施行日前に県条例第8条第1項の許可を受けた者で、施行日前に当該許可に基づき当該許可に係る変更をしたものに対する第8条第2項の規定の適用については、同項中「14日以内」とあるのは、「15日以内」とする。
- 6 施行日前に県条例第3条第1項の許可を受けた者で、施行日以後も県条例が適用された場合には県条例第14条第1項各号のいずれかに該当することとなるもの又は同条第2項に規定する事由に該当することとなるものについては、第3条第1項の許可を受けた者で、第14条第1項各号のいずれかに該当するもの又は同条第2項に規定する事由に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。
- 7 施行日前に県条例第18条の認定を受けた者で、施行日以後も県条例が適用された場合には県条例第24条各号のいずれかに該当することとなるものについては、第18条の認定を受けた者で、第24条各号のいずれかに該当するものとみなして、同条の規定を適用する。
- 8 施行日から起算して30日を経過する日までの間に第55条第1項に規定する規則で定める業を営むための施設で施設面積が規則で定める規模以上のものにおいて夜間営業を営もうとする者に対する同項の規定の適用については、同項中「当該夜間営業を開始する日の30日前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。
- 9 この条例の施行の際現に第55条第1項に規定する規則で定める業を営むための施設で施設面積が規則で定める規模以上のものにおいて夜間営業を営んでいる者は、施行日から起算して6月以内に、当該夜間営業について同項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
- 10 前項の場合において、第55条第2項から第4項まで、第56条及び第59条第1項の規定の適用については、前項の規定による届出を第55条第1項による届出とみなす。
- 11 特定廃棄物処分場を設置していた者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）で、この条例の施行の際現に当該特定廃棄物処分場の敷地であった土地を所有し、又は当該廃棄物処分場の敷地として借り受けていた土地を返還していないものは、第66条第1項に規定する特定廃棄物処分場を設置している者とみなす。
- 12 施行日前に県条例第75条第1項の許可を受けた者で、施行日前に当該許可を受けた地下水の採取を開始したものに対する第74条の規定の適用については、同条中「14日以内」とあるのは、「15日以内」とする。
- 13 施行日前に県条例第78条第1項の許可を受けた者で、施行日前に当該許可に基づき当該許可に係る変更をしたものに対する第75条第2項の規定の適用については、同項中「14日以内」とあるのは、「15日以内」とする。
- 14 施行日前に県条例第75条第1項の許可を受けた者で、施行日以後も県条例が適用された場合には県条例第84条第1項各号のいずれかに該当することとなるもの又は同条第2項に規定する事由に該当することとなるものについては、第72条第1項の許可を受けた者で、第80条第1項各号のいずれかに該当するもの又は同条第2項に規定する事由に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。
- 15 県条例附則第17項の規定により県条例第75条第1項の規定による許可を受けたものとみなされた者及び県条例附則第18項の規定により県条例第75条第1項の規定による許可を受けたものとみなされた者で、附則第2項の規定により第72条第1項の許可を受けた者とみなされるものについて、第75条第1項の許可の申請がある場合における当該変更許可の基準は、同条第4項において準用する第73条第1項の規定にかかわらず、規則で定めるところによる。

- 16 施行日から起算して30日を経過する日までの間に特定小規模施設を設置しようとする事業者に対する第86条第1項の規定の適用については、同項中「当該特定小規模施設を設置する日の30日前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。
- 17 この条例の施行の際現に特定小規模施設を設置している事業者は、施行日から起算して6月以内に、当該特定小規模施設について第86条第1項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
- 18 前項の場合において、第86条第2項、第87条及び第88条の規定の適用については、前項の規定による届出を第86条第1項の規定による届出とみなす。
- 19 施行日から起算して7日を経過する日までの間に石綿排出作業を開始しようとする者に対する第92条第1項の規定の適用については、同項中「当該石綿排出作業を開始する日の7日前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。
- 20 施行日から起算して14日を経過する日までの間に解体工事を開始しようとする者に対する第99条第1項の規定の適用については、同項中「当該解体工事を開始する日の14日前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。
- 21 施行日から起算して30日を経過する日までの間に工事排水の排出を開始しようとする事業者に対する第105条の規定の適用については、同条中「当該工事排水の排出を開始する日の30日前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。
- 22 施行日から起算して30日を経過する日までの間に第111条の規定による屋外作業を開始しようとする事業者に対する同条の規定の適用については、同条中「当該屋外作業を開始する日の30日前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。
- 23 この条例の施行の際現に第111条の規定による屋外作業を行っている事業者は、施行日から起算して6月以内に、当該屋外作業について同条各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
- 24 前項の場合において、第112条及び第113条の規定の適用については、前項の規定による届出を第111条の規定による届出とみなす。
- 25 施行日から起算して30日を経過する日までの間に掘削作業を開始しようとする事業者に対する第117条の規定の適用については、同条中「当該掘削作業を開始する日の30日前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。
- 26 施行日から起算して30日を経過する日までの間に小規模揚水施設を設置しようとする事業者に対する第124条の規定の適用については、同条中「当該小規模揚水施設を設置する日の30日前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。
- 27 この条例の施行の際現に小規模揚水施設を設置している事業者は、施行日から起算して6月以内に、当該小規模揚水施設について第124条各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
- 28 前項の場合において、第126条及び第127条の規定の適用については、前項の規定による届出を第124条の規定による届出とみなす。
- 29 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成16年3月条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成16年12月条例第73号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第9章の次に1章を加える改正規定及び第156条第1項の改正規定（「第140条」の次に「、第141条の8」を加える部分に限る。）は、平成17年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に横浜市の区域に適用された神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年神奈川県条例第35号。以下「県条例」という。）の規定によりなされた勧告、報告、届出その他の行為（県条例の規定によりなされたものとみなされた行為を含む。）は、この条例による改正後の横浜市生活環境の保全等に関する条例（以下「新条例」という。）中これらに相当する規定がある場合には、新条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日前に県条例第59条第3項（同条例第63条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定により調査を行い、又は届出を行った者は、新条例第65条の4第4項の規定は、適用しない。
- 4 施行日前に県条例第59条第3項（同条例第63条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定

によりなされた届出については、同条例第59条第4項の規定により公表されたものを除き、新条例第65条の7第1項の規定を適用しない。

- 5 施行日前に県条例第60条第2項又は第4項（同条例第63条の3において準用する場合を含む。）の規定によりなされた報告については、新条例第65条の7第1項の規定を適用しない。

附則（平成18年12月条例第75号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附則（平成21年3月条例第7号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附則（平成24年2月条例第16号）

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 第2条の規定による改正後の横浜市生活環境の保全等に関する条例（以下「新条例」という。）第3条第2項及び第3項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる横浜市生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）第3条第1項の許可の申請について適用し、施行日前にされた同項の許可の申請については、なお従前の例による。
- 3 新条例第7条の規定は、施行日以後に事業を開始した新条例第2条第6号に規定する指定事業所（以下「新指定事業所」という。）について適用し、施行日前に事業を開始した第2条の規定による改正前の横浜市生活環境の保全等に関する条例（以下「旧条例」という。）第2条第4号に規定する指定事業所（以下「旧指定事業所」という。）に係る事業を開始した旨の届出については、なお従前の例による。
- 4 新条例第8条第1項の規定は、施行日以後にされる同項の許可の申請について適用し、施行日前にされた旧条例第8条第1項の許可の申請については、なお従前の例による。
- 5 旧条例第9条第1項の規定による届出をした者が設置する旧指定事業所の当該届出に係る変更については、新条例第8条及び第10条の規定は、適用しない。
- 6 旧条例第9条第1項の規定による届出をした者に対する同条第2項の規定による命令については、なお従前の例による。
- 7 新条例第10条の規定は、施行日以後に条例第3条第2項第1号から第3号までに掲げる事項の変更又は新条例第10条に規定する規則で定める変更をした新指定事業所について適用し、施行日前に旧条例第10条第1項に規定する変更又は同条第2項に規定する規則で定める変更をした旧指定事業所に係る届出については、なお従前の例による。
- 8 旧条例第18条第1項の規定による認定を受けている環境管理事業所は、当該認定の有効期間が満了する日までの間は、新条例第18条第1項の規定による認定を受けた環境管理事業所とみなす。
- 9 新条例第18条第1項の規定は、施行日以後にされる同項の認定の申請について適用し、施行日前にされた旧条例第18条第1項の規定による認定の申請については、なお従前の例による。
- 10 附則第8項の規定により新条例第18条第1項の規定による認定を受けたものとみなされる環境管理事業所の認定の取消しについては、なお従前の例による。
- 11 旧条例第49条第1項の規定による届出をした者に対する勧告については、同条第2項の規定は、なおその効力を有する。
- 12 施行日前に旧条例第49条第3項に規定する事項の変更又は作業の中止をした者については、同項の規定は、なおその効力を有する。
- 13 施行日前に旧条例第62条第1項の規定による指導を受けた者に係る同条第2項の規定による調査及びその結果の報告並びに旧条例第65条の規定による記録の管理については、なお従前の例による。
- 14 新条例第64条の2の規定は、施行日以後に廃止され、又は利用の方法が変更された特定有害物質使用等事業所（新条例第63条第3号に規定する特定有害物質使用等事業所をいう。以下同じ。）の敷地であった土地について適用する。
- 15 旧条例第65条の3第1項の規定により作成された記録（新条例第70条第1項に規定するダイオキシン類管理対象事業所（以下「ダイオキシン類管理対象事業所」という。）に係るものを除く。）は、

- 新条例第64条第1項の規定により作成された記録とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同項中「ときは、」とあるのは、「ときは、横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例（平成24年2月横浜市条例第16号）の施行の日以後速やかに当該土地の所有者等に対し当該記録の写しを送付するとともに、」とする。
- 16 施行日前に廃止された土壌汚染有害物質使用事業所（旧条例第65条の3第1項に規定する土壌汚染有害物質使用事業所をいう。）の敷地であった土地、一部の使用が廃止されて譲渡され、貸与され、若しくは返還された土壌汚染有害物質使用地（同条第2項に規定する土壌汚染有害物質使用地をいう。以下この項において同じ。）又は土地の掘削その他形質の変更に着手された土壌汚染有害物質使用地については、旧条例第65条の4第2項から第6項まで（旧条例第65条の5第2項において準用する場合を含む。）及び旧条例第65条の8の規定は、なおその効力を有する。
- 17 施行日前にその作成に着手した旧条例第65条の6第1項に規定する周知計画については、同条の規定は、なおその効力を有する。
- 18 旧条例第65条の7第1項の規定により作成された台帳（ダイオキシン類管理対象事業所に係るものを除く。）は、新条例第68条の3第1項の規定により調製された台帳とみなす。
- 19 新条例第65条の規定は、施行日（特定有害物質使用等事業所の敷地である土地又は敷地であった土地以外の土地にあつては、施行日から起算して30日を経過する日）以後に土地の形質の変更（新条例第62条に規定する土地の形質の変更をいう。以下同じ。）に着手する者について適用する。この場合において、施行日から30日を経過する日までの間に土地の形質の変更に着手する者に対する新条例第65条第1項の適用については、同項中「当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに」とあるのは、「横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例（平成24年2月横浜市条例第16号）の施行の日以後速やかに」とする。
- 20 新条例第69条から第69条の5までの規定は、施行日から起算して14日を経過する日以後に条例汚染土壌（新条例第69条第1項に規定する条例汚染土壌をいう。以下この項において同じ。）を条例要措置区域等（新条例第68条第1項に規定する条例要措置区域等をいう。）外へ搬出しようとする者（その委託を受けて当該条例汚染土壌の運搬のみを行おうとする者を除く。）について適用する。
- 21 新条例第70条の2の規定は、施行日以後に廃止されたダイオキシン類管理対象事業所の敷地であった土地について適用する。
- 22 新条例第70条の3の規定は、施行日以後に新条例第70条第2項に規定するダイオキシン類管理対象地内において土地の形質の変更又は土地の一部の利用の方法を変更して当該ダイオキシン類管理対象事業所の敷地以外の用に供することとなる変更に着手する者について適用する。この場合において、施行日から30日を経過する日までの間に当該変更に着手する者に対する新条例第70条の3第1項（同条第7項において読み替えて準用する場合を含む。）の適用については、同条第1項中「当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに」とあるのは、「横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例（平成24年2月横浜市条例第16号）の施行の日以後速やかに」とする。
- 23 施行日前に旧条例第65条の4第3項の規定により報告された調査のうち、ダイオキシン類管理対象事業所の敷地に係るものであって、この条例の施行の際同条第5項の規定による土壌汚染対策計画に基づく対策に着手していないものは、新条例第70条の2第2項の規定による調査とみなす。
- 24 施行日前に旧条例第65条の5第2項において準用する旧条例第65条の4第3項の規定により報告された調査のうち、ダイオキシン類管理対象事業所の敷地に係るものであって、この条例の施行の際旧条例第65条の5第2項において準用する旧条例第65条の4第5項の規定による土壌汚染対策計画に基づく対策に着手していないものは、新条例第70条の3第2項の規定による調査とみなす。
- 25 旧条例第65条の7第1項の規定により作成された台帳であつて、ダイオキシン類管理対象事業所に係るものは、新条例第70条の7第1項の規定により調製された台帳とみなす。
- 26 新条例第94条の規定は、施行日以後に新条例第92条の規定による届出を行った者又は大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第18条の15第1項若しくは第2項の規定による届出を行った者について適用する。
- 27 施行日前に旧条例第92条の規定による届出を行った者に係る旧条例第93条第1項の規定による測定、記録及び保存並びに旧条例第94条の規定による届出については、なお従前の例による。
- 28 施行日前に大気汚染防止法第18条の15第1項又は第2項の規定による届出を行った者については、旧条例第93条の規定は、なおその効力を有する。
- 29 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 30 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定

める。

附則（平成26年6月条例第37号）

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の横浜市生活環境の保全等に関する条例（以下「旧条例」という。）第92条の規定による届出又は大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第18条の15第1項若しくは第2項の規定による届出がされた石綿排出作業（旧条例第89条に規定する石綿排出作業をいう。）については、この条例による改正後の横浜市生活環境の保全等に関する条例（以下「新条例」という。）第92条の2及び第94条の2の規定は、適用しない。
- 3 新条例第91条及び第94条の規定は、施行日以後に新条例第92条の規定による届出又は大気汚染防止法第18条の15第1項若しくは第2項の規定による届出がされた石綿排出作業（新条例第89条に規定する石綿排出作業をいう。）について適用し、施行日前に旧条例第92条の規定による届出又は大気汚染防止法第18条の15第1項若しくは第2項の規定による届出がされた石綿排出作業（旧条例第89条に規定する石綿排出作業をいう。）については、なお従前の例による。
- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

附則（平成30年12月条例第75号）

（施行期日）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附則（平成31年2月条例第9号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の横浜市生活環境の保全等に関する条例（以下「旧条例」という。）第66条の2第1項の規定による指示を受けた者に係る汚染の除去等の措置については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に指定が解除された旧条例第68条の3第1項に規定する要措置区域等の土地の台帳の調製及び保管並びに閲覧については、なお従前の例による。
- 4 この条例による改正後の横浜市生活環境の保全等に関する条例（以下「新条例」という。）第69条第1項の規定は、施行日から起算して14日を経過する日以後に同項に規定する条例汚染土壌を条例要措置区域等（新条例第68条第1項に規定する条例要措置区域等をいう。）外へ搬出しようとする者（その委託を受けて当該条例汚染土壌の運搬のみを行おうとする者を除く。）について適用する。
- 5 施行日前にした行為及び附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（令和3年3月条例第8号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第92条第1項の改正規定（「第2条第12項」を「第2条第11項」に改める部分に限る。）

公布の日

(2) 第1条の規定（前号に掲げるものを除く。） 令和3年4月1日

（経過措置）

- 2 第2条の規定による改正後の横浜市生活環境の保全等に関する条例（以下「新条例」という。）第70条の3第1項の規定は、横浜市生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）第70条第2項に規定するダイオキシン類管理対象地内において、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して30日を経過する日以後に土地の形質の変更（条例第62条に規定する土地の形質の変更をいう。以下同じ。）に着手する者について適用し、同日前に土地の形質の変更に着手する者については、なお従前の例による。

- 3 新条例第86条第1項の規定は、施行日以後に特定小規模施設（条例第83条に規定する特定小規模施設をいう。以下同じ。）を設置しようとする事業者について適用し、施行日前に特定小規模施設を設置しようとする事業者については、なお従前の例による。
- 4 第2条の規定による改正前の横浜市生活環境の保全等に関する条例（以下「旧条例」という。）第86条第1項の規定による届出がされた特定小規模施設であって、新条例第86条第1項に規定する規則で定めるものに該当するものについては、条例第86条第2項、第87条及び第88条の規定は、適用しない。
- 5 施行日前に大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和2年法律第39号。以下「改正法」という。）による改正後の大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「新法」という。）第18条の17第1項又は第2項の規定による届出がされた特定粉じん排出等作業に係る建設工事については、新条例第89条、第89条の2、第91条及び第93条から第95条までの規定は適用せず、なお従前の例による。
- 6 新条例第89条、第89条の2及び第91条から第95条までの規定は、施行日から起算して7日を経過する日以後に着手する建設工事（旧条例第92条の規定による届出がされた石綿排出作業に係る建設工事であって同日前に着手していないもの（以下「届出がされた未着手の工事」という。）及び施行日前に新法第18条の17第1項又は第2項の規定による届出がされた特定粉じん排出等作業に係る建設工事を除く。）について適用し、施行日から起算して7日を経過する日前に着手した建設工事（届出がされた未着手の工事を含む。）については、なお従前の例による。
- 7 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日前に改正法による改正前の大気汚染防止法第18条の15第1項又は第2項の規定による届出がされた特定粉じん排出等作業を伴う建設工事に係る附則第1項第2号に掲げる規定による改正前の横浜市生活環境の保全等に関する条例第92条及び第94条の規定による届出並びに第94条の2の規定による説明については、なお従前の例による。
- 8 新条例第126条の規定は、施行日以後に条例第124条第1項各号に掲げる事項を変更した者について適用し、施行日前に同項各号に掲げる事項を変更した者については、なお従前の例による。
- 9 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表（第2条及び第6条）

- 1 石油製品の製造の作業
- 2 石油化学基礎製品の製造の作業
- 3 潤滑油又はグリースの製造の作業
- 4 合成樹脂の製造の作業
- 5 合成ゴムの製造の作業
- 6 合成染料、有機顔料、塗料又は印刷インキの製造の作業
- 7 界面活性剤、合成洗剤、石けん又は油脂加工製品の製造の作業
- 8 医薬品の製造の作業
- 9 農薬の製造の作業
- 10 香料の製造の作業
- 11 化粧品等の製造の作業
- 12 化学繊維の製造の作業
- 13 合成樹脂製品の製造の作業
- 14 コールタール製品の製造の作業
- 15 1から14までに掲げる作業以外の有機化学工業製品の製造の作業
- 16 化学肥料の製造の作業
- 17 無機顔料の製造の作業
- 18 か性ソーダ、塩素又は無機酸の製造の作業
- 19 17及び18に掲げる作業以外の無機化学工業製品の製造の作業
- 20 コークスの製造の作業
- 21 ゴム製品の製造の作業
- 22 銑鉄、鋼若しくは合金鉄の製造又はこれらの鑄造、塑性加工若しくは熱処理の作業
- 23 非鉄金属若しくはその合金の製造又はこれらの鑄造、塑性加工若しくは熱処理の作業
- 24 建設機械、産業用機械その他の一般機械器具の製造の作業
- 25 電気機械器具の製造の作業
- 26 船舶、車両その他の輸送用機械器具の製造の作業
- 27 精密機械器具の製造の作業
- 28 24から27までに掲げる作業以外の機械器具、武器又は金属製品の製造の作業
- 29 骨材又は石工品の製造又は加工の作業
- 30 セメント又はセメント製品の製造の作業
- 31 ガラス又はガラス製品の製造の作業
- 32 陶磁器の製造の作業
- 33 炭素又は黒鉛製品の製造の作業
- 34 29から33までに掲げる作業以外の窯業製品又は土石製品の製造の作業
- 35 飼料又は有機質肥料の製造の作業
- 36 製糸、紡績又は織物その他の繊維製品の製造若しくは加工の作業
- 37 皮革若しくは人造皮革又はこれらの製品の製造の作業
- 38 木材の加工又は木製品の製造若しくは加工の作業
- 39 パルプ、紙又は紙工品の製造の作業
- 40 畜産食料品又は水産食料品の製造の作業
- 41 農産保存食料品の製造の作業
- 42 調味料の製造の作業
- 43 糖類の製造の作業
- 44 パン又は菓子の製造の作業
- 45 酒類、清涼飲料その他の飲料の製造の作業
- 46 動植物油脂の製造の作業
- 47 精穀又は製粉の作業
- 48 40から47までに掲げる作業以外の食料品の製造の作業
- 49 発電の作業
- 50 ガスの製造の作業
- 51 資源の再生又は廃棄物の処理の作業
- 51の2 汚染土壌の処理の作業

- 52 下水道水の最終的な処理の作業
- 53 汚水又は廃液の処理の作業
- 54 廃ガスの燃焼又は分解の作業
- 55 車両、航空機その他の機械器具の整備又は修理の作業
- 56 皮革製品、人造皮革製品又は繊維製品の洗浄の作業
- 57 と畜又は死亡獣畜処理の作業
- 58 写真の現像又は図画等の複写の作業
- 59 科学技術に関する研究、試験又は検査の作業
- 60 印刷、製版又は印刷物の加工の作業
- 61 燃料その他の物の燃焼による熱媒体の加熱又は空気の加温若しくは冷却の作業
- 62 動力を用いて行う物の塗装の作業
- 63 燃料その他の物の燃焼又は電気の使用による物の乾燥の作業
- 64 物の表面処理又はめっきの作業
- 65 有機溶剤を用いて行う物の加工又は接着の作業
- 66 鉱物又は土石の採取、移送、粉碎、選別又は加工の作業
- 67 金属その他の物の研磨の作業
- 68 炭化水素系物質の受入れ、保管又は出荷の作業
- 69 1 から68までに掲げる作業のほか、物の製造、加工、修理又は消毒に係る作業で規則で定めるもの

附則（平成15年3月規則第17号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
（神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行細則の廃止）
- 2 神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行細則（平成10年3月横浜市規則第18号）は、廃止する。
（経過措置）
- 3 第25条第1項第5号に定める基準は、当分の間、適用しない。
- 4 第68条の規定は、同条第3号ウに掲げる施設のうち、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に設置されたものについては、適用しない。
- 5 平成15年度を計画期間の初年度とする地球温暖化対策計画の提出に係る第89条第3項の規定の適用については、同項中「6月末日」とあるのは、「9月末日」とする。
- 6 別表第2から別表第8までに定める規制基準は、別表第1の61の項に掲げるボイラーで日本標準産業分類に定める一般公衆浴場業の用に供する風呂釜に係る排煙については、当分の間、適用しない。
- 7 別表第4の2に定める規制基準は、別表第1の56の項に掲げるドライクリーニング施設のうち、一の事業所に設置されるものの1回当たりの洗浄能力の合計が18キログラム未満である平成7年2月1日前に設置された施設については、当分の間、適用しない。
- 8 別表第4の2に定める規制基準は、別表第1の64の項に掲げる脱脂洗浄施設のうち、有機塩素系溶剤（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンに限る。）を用いるもので、脱脂洗浄の用に供する槽の内容積が500リットル未満である施設（平成7年2月1日前に設置されたものに限る。）及び脱脂洗浄の用に供する槽の内容積が100リットル未満である施設については、当分の間、適用しない。
- 9 別表第1の51の項に掲げる廃棄物焼却炉で昭和50年4月1日前に設置されたものについては、当分の間、別表第8の1の備考3(2)アの表に掲げる係数を2.0として同表の規定を適用する。
- 10 附則別表の左欄に掲げる物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる業種その他の区分に属する事業所に係る排水に含まれる排水指定物質ごとの許容限度についての規制基準は、施行日から令和4年6月30日までの間は、別表第11の規定にかかわらず、それぞれ附則別表の右欄に掲げるとおりとする。
- 11 別表第11に定めるダイオキシン類の規制基準は、ダイオキシン対策特別措置法に規定する水質基準対象施設のうち、平成14年8月15日以前にカーバイト法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設が設置された事業所の排水については、平成15年8月15日までは、適用しない。
- 12 別表第11に定めるダイオキシン類の規制基準は、施行日前にダイオキシン対策特別措置法に規定する大気基準適用施設が設置された事業所（施行日以後に同法に規定する大気基準適用施設が設置された事業所を除く。）の排水及び当該事業所から排出される下水を処理する終末処理場（ダイオキシン対策特別措置法施行令（平成11年政令第433号）に規定する下水道終末処理施設を除く。）の排水については、当分の間、適用しない。
- 13 条例附則第9項の規定による届出は、夜間営業既設届出書（附則様式）により行うものとする。
- 14 条例附則第15項に規定する規則で定める基準は、変更後の揚水機の吐出口の断面積及び定格出力がこの規則の施行の際現に設置されている揚水機の吐出口の断面積及び定格出力に比して同等又はそれ以下であること（当該揚水機の吐出口の断面積及び定格出力が第62条第1項に定める基準以下である場合においては、同項に定める基準）及び変更後の揚水施設のスレーナーの位置がこの規則の施行の際現に設置されている揚水施設のスレーナーの位置に比して同等又はより深いものであること（当該揚水施設のスレーナーの位置が同項に定める基準より深い場合にあつては、同項に定める基準）とする。
（横浜市環境影響評価条例施行規則の一部改正）
- 15 横浜市環境影響評価条例施行規則（平成11年5月横浜市規則第59号）の一部を次のように改正する。
別表第1中「神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年神奈川県条例第35号）」を「横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年12月横浜市条例第58号）」に改める。
別表第2中「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」を「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に、「県生活環境保全等条例」を「生活環境保全条例」に改める。
（横浜市下水道条例施行規則の一部改正）
- 16 横浜市下水道条例施行規則（昭和48年6月横浜市規則第103号）の一部を次のように改正する。
第5条第3項の表中「神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年神奈川県条例第35号）」を「横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年12月横浜市条例第58号）」に改める。

附則別表

(単位 mg/L)

物質の種類	業種又はその他の区分	許容限度
ほう素及びその化合物	温泉（別表第11備考6に定める温泉をいう。以下この表において同じ。）を利用する事業所	ほう素として 500
ふっ素及びその化合物	昭和49年12月1日において現に湧出している温泉（自然に湧出しているもの（掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。）を除く。）を利用する事業所	ふっ素として 30
	昭和49年12月1日において現に湧出している温泉（自然に湧出しているものに限る。）を利用する事業所	ふっ素として 50

(備考)

- この表の左欄に掲げる物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる業種又はその他の区分に属する事業所（以下この備考において「対象事業所」という。）が同時に他の業種又はその他の区分に属する場合において、別表第11又はこの表により業種又はその他の区分につき異なる許容限度が定められているときは、対象事業所に係る排水については、それらの規制基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。
- この表に掲げる規制基準は、対象事業所に係る汚水又は廃液を処理する事業所に係る排水については、当該事業所が対象事業所の属する業種その他の区分に属するものとみなして適用する。この場合において、別表第11又はこの表により対象事業所が属する業種につき異なる許容限度が定められているときは、備考1の規定を準用する。

附則（平成16年4月規則第46号）抄

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附則（平成16年4月規則第49号）抄

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成16年6月規則第76号）

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

附則（平成17年3月規則第34号）

(施行期日)

- この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、目次の改正規定中「第3節 自動車の駐車時における原動機の停止等（第87条・第88条）」を「第3節 自動車の駐車時における原動機の停止等（第87条・第88条） 第8章の2 建築物の建築に係る環境への負荷の低減（第88条の2－第88条の6）」に改める部分及び第8章の次に1章を加える改正規定は、平成17年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 前項ただし書の施行の日から起算して21日を経過する日までの間に特定建築物の建築に係る工事の着手を予定している特定建築主に対するこの規制による改正後の横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則第88条の3の規定の適用については、同条中「特定建築物の建築に係る工事に着手する予定の日の21日前までに」とあるのは、「横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成17年3月横浜市規則第34号）の施行後、速やかに」と読み替えるものとする。

附則（平成18年3月規則第84号）抄

(施行期日)

- この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附則（平成 18 年 9 月規則第 133 号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附則（平成 19 年 5 月規則第 67 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 19 年 6 月 11 日から施行する。

（経過措置）

- 2 附則別表の中欄に掲げる業種に属する事業所（昭和 46 年 9 月 10 日以前に設置された事業所（同日以前から建設工事中のものを含む。）に限る。）に係る排水に含まれる亜鉛及びその化合物の許容限度についての規制基準は、この規則の施行の日から平成 23 年 12 月 10 日までの間は、この規則による改正後の横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第 11 の規定にかかわらず、附則別表の右欄に掲げるとおりとする。

附則別表

（単位 mg/L）

物質の種類	業 種	許容限度
亜鉛及びその化合物	金属鉱業	亜鉛として 3
	無機顔料製造業	
	無機化学工業製品製造業（ソーダ工業、無機顔料製造業及び圧縮ガス・液化ガス製造業を除く。）	
	表面処理鋼材製造業	
	非鉄金属第 1 次製錬・精製業	
	非鉄金属第 2 次製錬・精製業	
	建設用・建築用金属製品製造業（表面処理を行うものに限る。）	
	溶融めっき業	
電気めっき業		

（備考）

- 1 この表の中欄に掲げる業種に属する事業所（以下この備考において「対象事業所」という。）が同時に同欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合には、対象事業所に係る排水に含まれる亜鉛及びその化合物の許容限度についての規制基準は、同表の右欄に掲げるものを適用する。
- 2 この表に掲げる規制基準は、対象事業所に係る汚水又は廃液を処理する事業所に係る排水については、当該事業所が対象事業所の属する業種に属するものとみなして適用する。この場合において、対象事業所が同時に同表の中欄に掲げる業種以外の業種にも属するときは、備考 1 の規定を準用する。

附則（平成 19 年 6 月規則第 79 号）

この規則は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附則（平成 20 年 10 月規則第 88 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成 21 年 3 月規則第 47 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 21 年 6 月規則第 67 号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 89 条第 2 項の改正規定（「3 年度ごと」の

次に「(平成 21 年度を始期とする地球温暖化対策計画にあつては、1 年度)」を加える部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第 88 条の 2 の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項に規定する確認の申請（以下「確認の申請」という。）又は同法第 18 条第 2 項に規定する計画の通知（以下「計画の通知」という。）をする建築物について適用し、施行日前に確認の申請又は計画の通知をする建築物については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号。以下「条例」という。）第 141 条の 4 第 1 項の規定による届出をしていない建築物のうち、施行日前に確認の申請若しくは計画の通知をしているもの又は施行日から起算して 21 日を経過する日までの間に確認の申請若しくは計画の通知をする予定のものについての新規則第 88 条の 3 の規定の適用については、同条中「当該特定建築物について建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項に規定する確認の申請又は同法第 18 条第 2 項に規定する計画の通知をする予定の日の 21 日前までに」とあるのは、「横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成 21 年 6 月横浜市規則第 67 号）の施行の日以後速やかに」とする。
- 4 施行日前に条例第 141 条の 5 第 1 項の規定による届出をしていない建築物のうち、施行日前に条例第 141 条の 4 第 1 項第 3 号若しくは第 4 号に掲げる事項の変更に関して確認の申請若しくは計画の通知をしているもの又は施行日から起算して 15 日を経過する日までの間に当該事項の変更に関して確認の申請若しくは計画の通知をする予定のものについての新規則第 88 条の 5 の規定の適用については、同条中「当該確認の申請又は計画の通知をする予定の日の 15 日前までに」とあるのは、「横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成 21 年 6 月横浜市規則第 67 号）の施行の日以後速やかに」とする。
- 5 平成 22 年度における新規則第 89 条第 4 項及び第 5 項の規定の適用については、これらの規定中「7 月末日」とあるのは、「11 月末日」とする。

附則（平成 22 年 3 月規則第 13 号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 23 号）による改正前の土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 3 条第 1 項又は第 4 条第 1 項に基づく土壤調査が行われた土地に対するこの規則による改正後の横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則第 56 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号ア中「という。）」とあるのは「という。）又は土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 23 号）による改正前の土壤汚染対策法（以下「旧法」という。）第 3 条第 1 項若しくは第 4 条第 1 項に基づく土壤調査」と、同号ア及びイ並びに同条第 2 号中「当該土壤汚染状況調査」とあるのは「当該土壤汚染状況調査又は土壤調査」と、同条第 1 号イ及び第 2 号中「(土壤汚染状況調査」とあるのは「(土壤汚染状況調査又は旧法第 3 条第 1 項若しくは第 4 条第 1 項に基づく土壤調査」とする。

附則（平成 22 年 6 月規則第 51 号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、附則第 10 項及び附則別表アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の項の改正規定は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附則（平成 23 年 3 月規則第 38 号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 5 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附則（平成 24 年 2 月規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成 24 年 9 月規則第 83 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成 9 年 4 月 1 日前に設置された廃棄物焼却炉（1 時間当たりの焼却能力が 200 キログラム以上のもの又は 1 時間当たりの焼却能力が 200 キログラム未満であって火格子面積が 2 平方メートル以上のものに限る。）については、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から平成 27 年 9 月 30 日までの間は、この規則による改正後の横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第 6 の規定にかかわらず、同表の 2 の備考 2 で定める係数を附則別表第 1 の左欄に掲げる施設の設置時期に応じ、同表の右欄に掲げる係数に読み替えて新規則別表第 6 の規定を適用する。
- 3 附則別表第 2 の中欄に掲げる業種に属する事業所に係る排水に含まれる 1, 4-ジオキサン の許容限度についての規制基準は、施行日から平成 33 年 5 月 24 日までの間は、新規則別表第 11 の規定にかかわらず、附則別表第 2 の中欄に掲げる業種に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。
- 4 施行日前に設置された事業所（施行日前から建設工事中のものを含む。）の排水については、施行日から平成 24 年 11 月 24 日までは、新規則別表第 11 に定める 1, 4-ジオキサンの規制基準を適用しない。

附則別表第 1

施設の設置時期	係数
昭和 50 年 4 月 1 日前に設置されたもの	700
昭和 50 年 4 月 1 日以後昭和 57 年 4 月 1 日前に設置されたもの	500
昭和 57 年 4 月 1 日以後平成 9 年 4 月 1 日前に設置されたもの	400

附則別表第 2

物質の種類	業 種	許容限度
1, 4-ジオキサン	エチレンオキサイド製造業	3
	エチレングリコール製造業	3

（備考）

- 1 この表の中欄に掲げる業種に属する事業所（以下「対象事業所」という。）が同時に同欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合には、新規則別表第 11 又はこの表により当該業種につき異なる許容限度が定められているときは、対象事業所に係る排水については、それらの規制基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。
- 2 この表に掲げる規制基準は、対象事業所に係る汚水又は廃液を処理する事業所に係る排水については、当該事業所が対象事業所の属する業種に属するものとみなして適用する。この場合において、新規則別表第 11 又はこの表により対象事業所が属する業種につき異なる許容限度が定められているときは、備考 1 の規定を準用する。

附則（平成 25 年 1 月規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成 25 年 6 月規則第 65 号）

この規則は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附則（平成 26 年 3 月規則第 37 号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 43 条第 3 項第 1 号、第 88 条の 4 第 2 項並びに第 89 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 26 年 9 月規則第 64 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に施工中の解体等建設工事に係るこの規則による改正後の横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則第 71 条の 3 の規定の適用については、同条中「解体等建設工事の開始の日までに」とあるのは、「この規則の施行後速やかに」とし、同条ただし書の規定は、適用しない。

附則（平成 26 年 11 月規則第 73 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第 11 のカドミウム及びその化合物の項の改正規定は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 附則別表の中欄に掲げる業種に属する事業所（横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号）第 2 条第 3 号に規定する事業所をいう。以下同じ。）に係る排水（同条第 14 号に規定する排水をいう。以下同じ。）に含まれるカドミウム及びその化合物の許容限度についての規制基準は、前項ただし書に規定する日（以下「一部施行日」という。）から平成 29 年 11 月 30 日（金属鉱業に属する事業所にあつては、平成 31 年 11 月 30 日）までの間は、この規則による改正後の横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下「新規規則」という。）別表第 11 の規定にかかわらず、附則別表の右欄に掲げるとおりとする。
- 3 一部施行日前に設置された事業所（一部施行日前から建設工事中のものを含む。）に係る排水に含まれるカドミウム及びその化合物の許容限度についての規制基準は、一部施行日から平成 27 年 5 月 31 日（水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第 3 に掲げる施設を設置する事業所については、同年 11 月 30 日）までの間は、新規規則別表第 11 及び前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則別表

（単位 mg/L）

物質の種類	業種	許容限度
カドミウム及びその化合物	金属鉱業	カドミウムとして 0.08
	非鉄金属第一次製錬・精製業（亜鉛に係るものに限る。）	カドミウムとして 0.09
	非鉄金属第二次製錬・精製業（亜鉛に係るものに限る。）	
	溶融めっき業（溶融亜鉛めっきを行うものに限る。）	カドミウムとして 0.1

（備考）

- 1 この表の中欄に掲げる業種に属する事業所（以下「対象事業所」という。）が同時に他の業種に属する場合において、新規規則別表第 11 又はこの表により当該業種につき異なる許容限度が定められているときは、対象事業所に係る排水については、それらの規制基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。
- 2 この表に掲げる規制基準は、対象事業所に係る汚水又は廃液を処理する事業所に係る排水については、当該事業所が対象事業所の属する業種に属するものとみなして適用する。この場合において、新規規則別表第 11 又はこの表により対象事業所が属する業種につき異なる許容限度が定められているときは、備考 1 の規定を準用する。

附則（平成 27 年 5 月規則第 63 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成 27 年 10 月規則第 80 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 27 年 10 月 21 日から施行する。ただし、第 28 条第 11 号の改正規定及び第 47 条に 1 号を加える改正規定は公布の日から、第 90 条の 4 第 1 号の改正規定は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に設置された事業所（同日前から建設工事中のものを含む。）に係る排水に含まれるトリクロロエチレンの許容限度についての規制基準は、同日から平成 28 年 4 月 20 日（水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第 3 に掲げる施設を設置する事業所については、同年 10 月 20 日）までの間は、この規則による改正後の横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第 11 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（平成 28 年 6 月規則第 84 号）

この規則は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附則（平成 28 年 11 月規則第 106 号）

この規則は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

附則（平成 29 年 3 月規則第 32 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 30 年 5 月規則第 49 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成 31 年 3 月規則第 26 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第 59 条の 10 及び第 59 条の 11 の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号。以下「条例」という。）第 65 条第 1 項の規定による届出について適用する。

3 新規則第 59 条の 29 から第 59 条の 31 まで及び第 59 条の 34 の規定は、施行日から起算して 14 日を経過する日以後に土地の形質の変更に着手する者について適用する。

4 新規則第 88 条の 2 の規定は、施行日以後に行われる条例第 141 条の 4 第 1 項の規定による届出について適用する。

5 新規則第 90 条の 2 第 1 項の規定は、施行日以後に行われる条例第 146 条の 2 の規定による報告について適用する。

附則（令和元年 6 月規則第 9 号）

この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附則（令和 2 年 3 月規則第 24 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 3 年 7 月規則第 49 号）

（施行期日）

1 この規則は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 88 条第 2 項第 1 号及び第 17 号様式の 2 の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則第 60 条の 3 第 4 項の規定は、この規則の施行の日以後に横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号）第 70 条の 3 第 1 項の規定による届出をした者について適用する。

附則（令和 4 年 6 月規則第 51 号）

この規則は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

附則（令和 5 年 5 月規則第 45 号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則第 89 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附則（令和 6 年 3 月規則第 12 号）抄

（施行期日）

1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 附則別表の中欄に掲げる業種に属する事業所（横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号）第 2 条第 3 号に規定する事業所をいう。以下同じ。）に係る排水（同条第 14 号に規定する排水をいう。以下同じ。）に含まれる六価クロム化合物の許容限度についての規制基準は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から令和 9 年 3 月 31 日までの間は、この規則による改正後の横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第 11 の規定にかかわらず、附則別表の右欄に掲げるとおりとする。
- 3 施行日前に設置された事業所（施行日前から建設工事中のものを含む。）に係る排水に含まれる六価クロム化合物の許容限度についての規制基準は、施行日から令和 6 年 9 月 30 日（水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第 3 に掲げる施設を設置する事業所については、令和 7 年 3 月 31 日）までの間は、新規則別表第 11 及び前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則別表

（単位 mg/L）		
物質の種類	業種	許容限度
六価クロム化合物	電気めっき業	六価クロムとして 0.5

（備考）

- 1 この表の中欄に掲げる業種に属する事業所（以下「対象事業所」という。）が同時に他の業種に属する場合においては、対象事業所に係る排水に含まれる六価クロム化合物の許容限度についての規制基準は、同表の右欄に掲げるものを適用する。
- 2 この表に掲げる規制基準は、対象事業所に係る汚水又は廃液を処理する事業所に係る排水については、当該事業所が対象事業所の属する業種に属するものとみなして適用する。この場合において、対象事業所が同時に同表の中欄に掲げる業種以外の業種にも属するときは、備考 1 の規定を準用する。

附則（令和 6 年 3 月規則第 28 号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 3 この規則の施行の際現に第 28 条の規定による改正前の横浜市下水道事業公共料金等支出事務の特例に関する規則、第 30 条の規定による改正前の横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則及び第 38 条の規定による改正前の横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。
- 4 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

施行規則 別表

施行規則 別表

別表第1	指定作業及び指定施設	106
別表第2	排煙の規制基準（硫黄酸化物）	125
別表第3	排煙の規制基準（窒素酸化物）	126
別表第4	排煙の規制基準（炭化水素系物質）	129
別表第5	排煙の規制基準（ばいじん）	131
別表第6	排煙の規制基準（排煙指定物質）	141
別表第7	排煙の規制基準（ダイオキシン類）	143
別表第8	排煙の規制基準（粒子状物質）	145
別表第9	粉じんに関する規制基準	149
別表第10	悪臭に関する規制基準	150
別表第11	公共用水域に排出される排水の規制基準(1)	151
別表第12	公共用水域に排出される排水の規制基準(2)	153
別表第13	騒音の規制基準	156
別表第14	振動の規制基準	158
別表第15	地下水浄化基準	160
別表第16	ダイオキシン類による土壌の汚染状況の調査方法	162
別表第17	地下水の採取量及び水位の測定方法	165
別表第18	非常時の措置に関する物質	166

別表第1（第3条、第3条の2、第13条第1項第7号及び第8号並びに第2項第2号から第6号まで、第33条第1項第2号及び第3号ア、第44条第1項並びに第68条第3号ア及びウ）

条例別表の作業	作業の内容	施設
1 石油製品の製造の作業	石油製品(石油ガス、揮発油、ナフサその他石油精製に係る製品をいう。)の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 加熱炉 (2) 流動接触分解施設に係る触媒再生塔 (3) 硫黄回収施設に係る燃焼炉 (4) 洗浄施設 (5) 脱塩施設 (6) 蒸留施設
2 石油化学基礎製品の製造の作業	石油製品(石油ガス、揮発油、ナフサその他石油精製に係る製品をいう。)の分解、分離その他の処理によるエチレン、プロピレン及びその副製品の製造又はこれらの物質を原料とする芳香族系中間物若しくは脂肪族系中間物の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 加熱炉 (2) 反応施設 (3) 洗浄施設(洗浄冷却施設を含む。) (4) 分離施設 (5) 蒸留施設
3 潤滑油又はグリースの製造の作業	潤滑油又はグリースの製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 反応施設 (2) 混合施設
4 合成樹脂の製造の作業	合成樹脂の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 反応施設 (2) 洗浄施設 (3) 分離施設 (4) 蒸留施設
5 合成ゴムの製造の作業	合成ゴムの製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 反応施設 (2) 洗浄施設 (3) 濃縮施設 (4) 分離施設 (5) 蒸留施設
6 合成染料、有機顔料、塗料又は印刷インキの製造の作業	合成染料、有機顔料、塗料又は印刷インキの製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 反応施設 (2) 混合施設 (3) 洗浄施設 (4) 分離施設 (5) 充填施設
7 界面活性剤、合成洗剤、石けん又は油脂加工製品の製造の作業	界面活性剤、合成洗剤、石けん又は油脂加工製品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 反応施設 (2) 蒸留施設 (3) 精製施設 (4) 塩析施設 (5) 混合施設
8 医薬品の製造の作業	医薬品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 反応施設 (2) 発酵施設(培養施設を含む。) (3) 抽出施設 (4) 動物原料処理施設 (5) 蒸留施設 (6) 混合施設 (7) 分離施設 (8) 洗浄施設(容器洗浄施設を含む。)

		(9) 濃縮施設
9 農薬の製造の作業	農薬の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 反応施設 (2) 抽出施設 (3) 混合施設 (4) 充填施設 (5) 洗浄施設 (6) 分離施設 (7) 蒸留施設
10 香料の製造の作業	香料の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 反応施設 (2) 抽出施設 (3) 混合施設 (4) 充填施設 (5) 洗浄施設（容器洗浄施設を含む。） (6) 分離施設
11 化粧品製造の作業	化粧品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 乳化施設 (2) 混合施設 (3) 充填施設 (4) 洗浄施設（容器洗浄施設及び洗浄冷却施設を含む。） (5) 分離施設
12 化学繊維の製造の作業	化学繊維の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 反応施設 (2) 分離施設 (3) 洗浄施設 (4) 湿式紡糸施設
13 合成樹脂製品の製造の作業	合成樹脂製品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 成形施設（真空成形施設を除く。） (2) 吹き付け塗布施設（原動機の定格出力が2.2kWを超えるものに限る。） (3) 混練施設 (4) 破碎施設（原動機の定格出力が0.75kW以上であるものに限る。）
14 コールタール製品の製造の作業	コールタール（ガス軽油を含む。）を原料とする油類、酸、ピッチその他のコールタール製品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 加熱炉（直火炉を含む。） (2) 蒸留施設 (3) 洗浄施設 (4) 分離施設 (5) 分解施設
15 1から14までに掲げる作業以外の有機化学工業製品の製造の作業	有機化学工業製品の製造の作業（1から14までに掲げる作業を除く。）のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 反応施設 (2) 塩化水素吸収施設 (3) 混合施設 (4) 発酵施設 (5) 蒸留施設 (6) 抽出施設 (7) 分離施設 (8) 洗浄施設（洗浄冷却施設を含む。） (9) 濃縮施設
16 化学肥料の製造の作業	化学肥料の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 反応施設 (2) 濃縮施設 (3) 焼成炉 (4) 溶解炉 (5) 焙焼炉

		(6) 破碎施設 (7) 分離施設
17 無機顔料の製造の作業	無機顔料の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 溶解炉 (2) 反応施設(反応炉を含む。) (3) 焼成炉 (4) 洗浄施設 (5) 分離施設 (6) 湿式分別施設(特定排水施設に限る。)
18 か性ソーダ、塩素又は無機酸の製造の作業	か性ソーダ、塩素又は無機酸の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 焙焼炉 (2) 反応施設 (3) 亜硫酸ガス冷却洗浄施設(特定排水施設に限る。) (4) 塩化水素吸収施設 (5) 分離施設(塩水精製施設を含む。) (6) 電解施設
19 17及び18に掲げる作業以外の無機化学工業製品の製造の作業	無機化学工業製品の製造の作業(17及び18に掲げる作業を除く。)のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 焙焼炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。) (2) 煨焼炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。) (3) 直火炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。) (4) 反応施設(反応炉を含む。) (5) 塩化水素吸収施設 (6) 蒸留施設(特定排水施設に限る。) (7) 抽出施設(特定排水施設に限る。) (8) 分離施設(塩水精製施設を含む。) (9) 混合施設(特定排水施設に限る。) (10) 濃縮施設(特定排水施設に限る。) (11) 電解施設 (12) 分別施設 (13) 洗浄施設(洗浄冷却施設を含む。) (14) 破碎施設 (15) 磨砕施設
20 コークスの製造の作業	コークス(石油コークスを除く。)の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) コークス炉 (2) ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。) (3) 分離施設
21 ゴム製品の製造の作業	ゴム製品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) はり合せ成形施設(動力を使用するものに限る。) (2) 混練施設 (3) 加硫施設 (4) 洗浄施設 (5) ラテックス処理施設

<p>22 銑鉄、鋼若しくは合金鉄の製造又はこれらの鑄造、塑性加工若しくは熱処理の作業</p>	<p>銑鉄、鋼若しくは合金鉄の製造又は鉄鋼基礎資材の鑄造、塑性加工若しくは熱処理の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業</p>	<p>(1) 溶鋳炉 (2) 転炉 (3) 平炉 (4) 焼結炉 (5) 金属溶解炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。) (6) 金属加熱炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。) (7) 焙焼炉 (8) 製鋼用電気炉 (9) 圧延施設(製管施設を含む。)</p>
<p>23 非鉄金属若しくはその合金の製造又はこれらの鑄造、塑性加工若しくは熱処理の作業</p>	<p>非鉄金属若しくはその合金の製造又は非鉄金属基礎資材の鑄造、塑性加工若しくは熱処理の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業</p>	<p>(1) 金属溶解炉(鉛用溶解炉以外のものにあつては、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。) (2) 金属加熱炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。) (3) 煅焼炉 (4) 反応炉 (5) 直火炉 (6) 焼結炉 (7) ろ過施設(特定排水施設に限る。) (8) 還元施設(反応炉を除く。) (9) 電解施設 (10) 水銀精製施設 (11) 圧延施設 (12) 二酸化珪素蒸着成長施設</p>
<p>24 建設機械、産業用機械その他の一般機械器具の製造の作業</p>	<p>建設機械、産業用機械その他の一般機械器具の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業</p>	<p>(1) 金属溶解炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。) (2) 熱処理施設(金属加熱炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。)を含む。) (3) 鍛造施設(金属加熱炉(バーナーの</p>

		<p>燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。)を含む。)</p> <p>(4) 動力プレス機(加圧能力が98kNを超えるものに限る。)</p> <p>(5) せん断機(原動機の定格出力が1kW以上であるものに限る。)</p> <p>(6) ロール式ベンディングマシン(原動機の定格出力が3.75kW以上であるものに限る。)</p> <p>(7) ワイヤフォーミングマシン</p> <p>(8) 鋳造型型施設</p> <p>(9) 型ばらし施設</p> <p>(10) タンブラー</p> <p>(11) ブラスト(密閉式のものを除く。)</p>
<p>25 電気機械器具の製造の作業</p>	<p>電気機械器具の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業</p>	<p>(1) 金属溶解炉(鉛蓄電池の製造の作業に用いるもの以外のものにあつては、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。)</p> <p>(2) 熱処理施設(金属加熱炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。)を含む。)</p> <p>(3) 鍛造施設(金属加熱炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。)を含む。)</p> <p>(4) 化成施設(カドミウム電極又は鉛電極に係るものに限る。)</p> <p>(5) 水銀精製施設</p> <p>(6) 動力プレス機(加圧能力が98kNを超えるものに限る。)</p> <p>(7) せん断機(原動機の定格出力が1kW以上であるものに限る。)</p> <p>(8) ロール式ベンディングマシン(原動機の定格出力が3.75kW以上であるものに限る。)</p> <p>(9) ワイヤフォーミングマシン</p> <p>(10) 鋳造型型施設</p> <p>(11) 型ばらし施設</p> <p>(12) タンブラー</p> <p>(13) ブラスト(密閉式のものを除く。)</p> <p>(14) 化学気相成長施設</p>

<p>26 船舶、車両その他の輸送用機械器具の製造の作業</p>	<p>船舶、車両その他の輸送用機械器具の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 金属溶解炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。) (2) 船舶製造施設(重量トンが1,000t以上であるものに限る。) (3) 熱処理施設(金属加熱炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。)を含む。) (4) 鍛造施設(金属加熱炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。)を含む。) (5) 動力プレス機(加圧能力が98kNを超えるものに限る。) (6) せん断機(原動機の定格出力が1kW以上であるものに限る。) (7) ロール式ベンディングマシン(原動機の定格出力が3.75kW以上であるものに限る。) (8) ワイヤフォーミングマシン (9) 鋳造型造施設 (10) 型ばらし施設 (11) タンブラー (12) ブラスト(密閉式のものを除く。)
<p>27 精密機械器具の製造の作業</p>	<p>精密機械器具の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 金属溶解炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。) (2) 熱処理施設(金属加熱炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。)を含む。) (3) 鍛造施設(金属加熱炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。)を含む。) (4) 水銀精製施設 (5) 動力プレス機(加圧能力が98kNを超えるものに限る。) (6) せん断機(原動機の定格出力が1kW以上であるものに限る。) (7) ロール式ベンディングマシン(原動

		<p>機の定格出力が 3.75kW 以上であるものに限る。)</p> <p>(8) 鋳造型型施設</p> <p>(9) 型ばらし施設</p> <p>(10) タンブラー</p> <p>(11) ブラスト(密閉式のを除く。)</p>
28 24 から 27 までに掲げる作業以外の機械器具、武器又は金属製品の製造の作業	機械器具(24 から 27 までに掲げる作業に係るものを除く。)、武器又は金属製品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<p>(1) 金属溶解炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 L 以上であるもの及び変圧器の定格容量が 200kVA 以上であるものに限る。)</p> <p>(2) 熱処理施設(金属加熱炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 L 以上であるもの及び変圧器の定格容量が 200kVA 以上であるものに限る。)を含む。)</p> <p>(3) 鍛造施設(金属加熱炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 L 以上であるもの及び変圧器の定格容量が 200kVA 以上であるものに限る。)を含む。)</p> <p>(4) 動力プレス機(加圧能力が 98kN を超えるものに限る。)</p> <p>(5) せん断機(原動機の定格出力が 1 kW 以上であるものに限る。)</p> <p>(6) ロール式バンディングマシン(原動機の定格出力が 3.75kW 以上であるものに限る。)</p> <p>(7) ワイヤフォーミングマシン</p> <p>(8) 鋳造型型施設</p> <p>(9) 型ばらし施設</p> <p>(10) タンブラー</p> <p>(11) ブラスト(密閉式のを除く。)</p>
29 骨材又は石工品の製造又は加工の作業	骨材又は石工品の製造又は加工の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<p>(1) 焼成炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 L 以上であるものに限る。)</p> <p>(2) アスファルトプラント(骨材乾燥炉を含む。)</p> <p>(3) コンベア施設(ベルトの幅が 75cm 以上であるもの(密閉式のを除く。))及びバケットの内容積が 0.03m³以上であるもの(密閉式のを除く。)に限る。)</p> <p>(4) 破碎施設(乾式のものにあつては、原動機の定格出力が 7.5kW 以上であるものに限る。)</p> <p>(5) 磨砕施設(乾式のものにあつては、原動機の定格出力が 7.5kW 以上であるものに限る。)</p>

		<p>(6) 分別施設(乾式のものにあつては、原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。)</p> <p>(7) 石材切断施設(原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。)</p>
30 セメント又はセメント製品の製造の作業	セメント又はセメント製品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<p>(1) 焼成炉</p> <p>(2) コンベア施設(ベルトの幅が75cm以上であるもの(密閉式のものを除く。))及びバケットの内容積が0.03m³以上であるもの(密閉式のものを除く。))に限る。)</p> <p>(3) 破碎施設(原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。)</p> <p>(4) 磨砕施設(原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。)</p> <p>(5) コンクリートプラント</p> <p>(6) 成形施設</p> <p>(7) 抄造施設(特定排水施設に限る。)</p> <p>(8) 水養生施設(蒸気養生施設を含み、特定排水施設に限る。)</p>
31 ガラス又はガラス製品の製造の作業	ガラス又はガラス製品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<p>(1) 溶融炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。)</p> <p>(2) 保温炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるものに限る。)</p> <p>(3) 洗浄施設(特定排水施設に限る。)</p> <p>(4) 処理施設(酸によるものに限る。)</p> <p>(5) 樹脂吹き付け塗布施設</p> <p>(6) 破碎施設(原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。)</p> <p>(7) 磨砕施設(原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。)</p> <p>(8) 二酸化珪素蒸着成長施設</p>
32 陶磁器の製造の作業	陶磁器の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<p>(1) 焼成炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。)</p> <p>(2) 処理施設(酸によるものに限る。)</p> <p>(3) 破碎施設(乾式のものにあつては、原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。)</p> <p>(4) 磨砕施設(乾式のものにあつては、原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。)</p> <p>(5) 湿式分別施設(特定排水施設に限る。)</p> <p>(6) 脱水施設(特定排水施設に限る。)</p> <p>(7) 成形施設(特定排水施設に限る。)</p>

33 炭素又は黒鉛製品の製造の作業	炭素又は黒鉛製品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 焼成炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。) (2) 破碎施設(原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。) (3) 分別施設(原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。) (4) 混練施設 (5) 成形施設 (6) 仕上げ加工施設 (7) 冷却施設(特定排水施設に限る。)
34 29 から 33 までに掲げる作業以外の窯業製品又は土石製品の製造の作業	窯業製品又は土石製品の製造の作業(29 から 33 までに掲げる作業を除く。)のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 焼成炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。) (2) 破碎施設(乾式のものにあつては、原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。) (3) 磨砕施設(乾式のものにあつては、原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。) (4) 分別施設(乾式のものにあつては、原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。) (5) 成形施設 (6) 脱水施設(特定排水施設に限る。) (7) 混合施設(有機質砂壁材の製造の作業に用いられるもので、特定排水施設に限る。) (8) 処理施設(酸又はアルカリによるものに限る。)
35 飼料又は有機質肥料の製造の作業	動植物性飼料又は有機質肥料の製造の作業(農業又は漁業を営む者(同居人を含む。))がその業に関して取得した物を加工する作業及びその者が消費するために加工する作業並びに51に掲げる作業のうち51の項施設の欄の(8)、(24)及び(26)に掲げる施設のいずれかを用いる作業を除く。)のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 原料貯蔵施設 (2) 原料処理施設 (3) 洗浄施設 (4) 湯煮施設(蒸煮施設を含む。) (5) 圧搾施設 (6) 濃縮施設 (7) 破碎施設 (8) 混合施設 (9) 発酵施設 (10) 乾燥施設
36 製糸、紡績又は織物その他の繊維製品の製造若しくは加工の作業	製糸、紡績又は織物その他の繊維製品の製造若しくは加工の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 製綿機(原動機の定格出力が2.2kWを超えるものに限る。) (2) 打綿機(原動機の定格出力が2.2kWを超えるものに限る。) (3) 動力撚糸機(原動機の定格出力が2.2kWを超えるものに限る。)

		<ul style="list-style-type: none"> (4) 動力織機（原動機の定格出力が2.2kWを超えるものに限る。） (5) 動力編み機（原動機の定格出力が2.2kWを超えるものに限る。） (6) 原料処理施設（特定排水施設に限る。） (7) 精練施設（特定排水施設に限る。） (8) シルケット機（特定排水施設に限る。） (9) 漂白施設（特定排水施設に限る。） (10) 薬液浸透施設 (11) 洗浄施設（特定排水施設に限る。） (12) 副蚕処理施設（特定排水施設に限る。） (13) 染色施設（特定排水施設に限る。） (14) まゆ湯煮施設
37 皮革若しくは人造皮革又はこれらの製品の製造の作業	皮革若しくは人造皮革又はこれらの製品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 水づけ軟化施設 (2) 洗浄施設 (3) 石灰づけ施設 (4) なめし施設 (5) 染色施設（特定排水施設に限る。）
38 木材の加工又は木製品の製造若しくは加工の作業	木材の加工又は木製品の製造若しくは加工の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<ul style="list-style-type: none"> (1) バーカー (2) チッパー（原動機の定格出力が2.2kWを超えるものに限る。） (3) 現像施設（特定排水施設に限る。） (4) はり合せ施設 (5) 碎木施設 (6) 湯煮施設（蒸煮施設を含み、特定排水施設に限る。） (7) パネル打ち抜き用プレス機 (8) 動力のこぎり盤（原動機の定格出力が2.2kWを超えるものに限る。） (9) 動力かんな盤（原動機の定格出力が2.2kWを超えるものに限る。） (10) 薬液浸透施設（特定排水施設に限る。）
39 パルプ、紙又は紙工品の製造の作業	パルプ、紙又は紙工品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 原料処理施設（特定排水施設に限る。） (2) バーカー (3) 蒸解施設 (4) 蒸解廃液濃縮施設 (5) 洗浄施設（特定排水施設に限る。） (6) 漂白施設（特定排水施設に限る。） (7) 動力のこぎり盤（原動機の定格出力が2.2kWを超えるものに限る。） (8) 碎木施設 (9) チッパー（原動機の定格出力が2.2kWを超えるものに限る。） (10) 抄紙施設（抄造施設を含む。）

		<ul style="list-style-type: none"> (11) セロファン製膜施設(特定排水施設に限る。) (12) 湿式繊維板成型施設 (13) コルゲートマシン (14) はり合せ施設
40 畜産食料品又は水産食料品の製造の作業	畜産食料品又は水産食料品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 直火炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるものに限る。) (2) 動力のこぎり盤(原動機の定格出力が2.2kWを超えるものに限る。) (3) 原料処理施設(小規模排水施設を除く。) (4) 洗浄施設(容器洗浄施設を含み、小規模排水施設を除く。) (5) 湯煮施設(蒸煮施設を含み、小規模排水施設を除く。) (6) 発酵施設(小規模排水施設を除く。) (7) 分離施設(小規模排水施設を除く。)
41 農産保存食料品の製造の作業	農産保存食料品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 直火炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるものに限る。) (2) 原料処理施設(小規模排水施設を除く。) (3) 洗浄施設(容器洗浄施設を含み、小規模排水施設を除く。) (4) 湯煮施設(蒸煮施設を含み、小規模排水施設を除く。) (5) 圧搾施設(小規模排水施設を除く。)
42 調味料の製造の作業	調味料の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 直火炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるものに限る。) (2) 原料処理施設(小規模排水施設を除く。) (3) 洗浄施設(容器洗浄施設を含み、小規模排水施設を除く。) (4) 湯煮施設(蒸煮施設を含み、小規模排水施設を除く。) (5) 濃縮施設(小規模排水施設を除く。) (6) 精製施設(小規模排水施設を除く。) (7) 抽出施設(小規模排水施設を除く。) (8) ろ過施設(小規模排水施設を除く。) (9) 混合施設(小規模排水施設を除く。)
43 糖類の製造の作業	糖類の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 原料処理施設(特定排水施設に限る。) (2) 洗浄施設(流送施設を含み、特定排水施設に限る。) (3) 分離施設(特定排水施設に限る。) (4) 精製施設(特定排水施設に限る。)

<p>44 パン又は菓子の製造の作業</p>	<p>パン又は菓子の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業</p>	<p>(1) 直火炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるものに限る。) (2) 洗浄施設(小規模排水施設を除く。) (3) 混合施設(小規模排水施設を除く。)</p>
<p>45 酒類、清涼飲料その他の飲料の製造の作業</p>	<p>酒類、清涼飲料その他の飲料の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業</p>	<p>(1) 原料処理施設(小規模排水施設を除く。) (2) 洗浄施設(容器洗浄施設を含み、小規模排水施設を除く。) (3) 湯煮施設(蒸煮施設を含み、小規模排水施設を除く。) (4) 搾汁施設(小規模排水施設を除く。) (5) ろ過施設(小規模排水施設を除く。) (6) 発酵施設(小規模排水施設を除く。) (7) 蒸留施設(小規模排水施設を除く。)</p>
<p>46 動植物油脂の製造の作業</p>	<p>動植物油脂の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業</p>	<p>(1) 焙^{ばい}せん施設(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるものに限る。) (2) 抽出施設 (3) 湯煮施設(蒸煮施設を含む。) (4) 原料処理施設 (5) 洗浄施設 (6) 圧搾施設 (7) 分離施設 (8) 精製施設</p>
<p>47 精穀又は製粉の作業</p>	<p>精穀又は製粉の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業</p>	<p>(1) 精米機(原動機の定格出力が15kW以上であるものに限る。) (2) 精麦機(原動機の定格出力が15kW以上であるものに限る。) (3) 製粉機(原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。) (4) 洗浄施設(特定排水施設に限る。)</p>
<p>48 40から47までに掲げる作業以外の食料品の製造の作業</p>	<p>食料品の製造の作業(40から47までに掲げる作業を除く。)のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業</p>	<p>(1) 直火炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるものに限る。) (2) 焙^{ばい}せん施設(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるものに限る。) (3) 原料処理施設(小規模排水施設を除く。) (4) 洗浄施設(容器洗浄施設を含み、小規模排水施設を除く。) (5) 湯煮施設(蒸煮施設を含み、小規模排水施設を除く。) (6) 発酵施設(培養施設を含み、小規模排水施設を除く。) (7) 抽出施設(小規模排水施設を除く。) (8) 分離施設(小規模排水施設を除く。) (9) 精製施設(小規模排水施設を除く。)</p>

		<ul style="list-style-type: none"> (10) 調理施設(小規模排水施設を除く。) (11) 洗だめ(小規模排水施設を除く。) (12) 磨砕施設(原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。)
49 発電の作業	発電の作業(非常用の発電の作業を除く。)のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<ul style="list-style-type: none"> (1) ガスタービン(燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるものに限る。) (2) ディーゼルエンジン(燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるものに限る。) (3) ガスエンジン(燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり35L以上であるものに限る。)
50 ガスの製造の作業	石炭ガス、水性ガス又は油ガスの製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<ul style="list-style-type: none"> (1) ガス発生炉(燃料電池用改質器にあっては、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるものに限る。) (2) 加熱炉 (3) コークス炉 (4) 分離施設(タール又はガスに係るもので、特定排水施設に限る。) (5) ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含み、特定排水施設に限る。)
51 資源の再生又は廃棄物の処理の作業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 金属、合成樹脂、ゴム、木材(伐採木及び木の枝を含む。)、油脂類(鉱物油及び有機溶剤を含む。)その他の資源の再生の作業のうち右欄の(1)から(14)まで及び(17)から(27)までに掲げる施設のいずれかを用いる作業 (2) 廃棄物の処理の作業のうち右欄の(1)から(16)まで及び(20)から(27)までに掲げる施設のいずれかを用いる作業 (3) (2)の作業以外の廃棄物の処理のために設けられた事業場(埋立処分場を除く。)において行われる作業(53に掲げる作業を除く。)のうち右欄の(17)から(19)までに掲げる施設のいずれかを用いる作業 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 金属回収焼却炉 (2) 金属溶解炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。) (3) 容器洗浄施設(特定排水施設に限る。) (4) 白土処理施設(特定排水施設に限る。) (5) 蒸留施設 (6) 動力プレス機(加圧能力が98kNを超えるものに限る。) (7) せん断機(原動機の定格出力が1kW以上であるものに限る。) (8) 破砕施設(原動機の定格出力が7.5kW(合成樹脂用破砕施設にあっては、0.75kW)以上であるものに限る。) (9) 磨砕施設(原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。) (10) 動力のこぎり盤(原動機の定格出力が2.2kWを超えるものに限る。) (11) 金属回収溶解槽(特定排水施設に限る。) (12) 分別施設(原動機の定格出力が7.5kW

		<p>以上であるものに限る。)</p> <p>(13) 溶融施設</p> <p>(14) 乾留施設</p> <p>(15) 廃棄物焼却炉(火格子面積又は火床面積が 0.5m²以上であるもの、焼却能力が1時間当たり 50kg 以上であるもの及び一次燃焼室(燃焼室が一の廃棄物焼却炉にあつては、当該燃焼室)の容積が 0.8m³以上であるものに限る。)</p> <p>(16) し尿処理施設(建築基準法施行令第32条第1項の表中の規定に基づく処理対象人員の算定方法(昭和44年建設省告示第3184号)により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。)</p> <p>(17) 中和施設(特定排水施設に限る。)</p> <p>(18) 分離施設(特定排水施設に限る。)</p> <p>(19) 固化施設(特定排水施設に限る。)</p> <p>(20) コンベア施設(鉱物、土石又はがれき類の移送の用に供するもので、ベルトの幅が75cm以上であるもの(密閉式のものを除く。))及びバケットの内容積が0.03m³以上であるもの(密閉式のものを除く。))に限る。)</p> <p>(21) ディーゼルエンジン(燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるものに限る。)</p> <p>(22) ガスエンジン(燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり35L以上であるものに限る。)</p> <p>(23) ガソリンエンジン(燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり35L以上であるものに限る。)</p> <p>(24) 乾燥施設</p> <p>(25) 圧縮成形施設</p> <p>(26) 発酵施設</p> <p>(27) メタン発酵施設</p>
51 の 2 汚染土壌の処理の作業	<p>条例第62条の3に規定する汚染土壌の処理の作業のうち、右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業(汚染土壌が存在する土地が含まれる一団の土地において、当該土地に存在する汚染土壌を処理する作業を除く。)</p>	<p>(1) 浄化等処理施設</p> <p>(2) セメント製造施設</p> <p>(3) 分別等処理施設</p>
52 下水道水の最終的な処理の作業	<p>下水道水最終的な処理の作業のうち右欄に掲げる施設を用いる作業</p>	<p>(1) 終末処理場</p>

53 汚水又は廃液の処理の作業	2以上の事業所から排出される汚水又は廃液の共同処理の作業のうち右欄に掲げる施設を用いる作業	(1) 処理施設(2以上の事業所から排出される汚水又は廃液を共同で処理するものに限る。)
54 廃ガスの燃焼又は分解の作業	廃ガスの燃焼又は分解の作業(51に掲げる作業のうち 51 の項施設の欄の(15)に掲げる施設を用いる作業及び 51 の2に掲げる作業のうち 51 の2の項施設の欄の(1)に掲げる施設を用いる作業を除く。)のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 廃ガス燃焼施設(補助燃料を使用する廃ガス燃焼施設であって、当該補助燃料用のバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり 50L以上であるものに限る。) (2) フロン分解処理施設(クロロフルオロカーボン又はハイドロクロロフルオロカーボンを処理するものに限る。)
55 車両、航空機その他の機械器具の整備又は修理の作業	車両、航空機その他の機械器具の整備又は修理の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 熱処理施設(金属加熱炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり 50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が 200kVA以上であるものに限る。)を含む。) (2) 鍛造施設(金属加熱炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり 50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が 200kVA以上であるものに限る。)を含む。) (3) 動力プレス機(加圧能力が 98kNを超えるものに限る。) (4) せん断機(原動機の定格出力が 1kW以上であるものに限る。) (5) ロール式バンディングマシン(原動機の定格出力が 3.75kW以上であるものに限る。) (6) 動力のこぎり盤(原動機の定格出力が 2.2kWを超えるものに限る。) (7) 動力かんな盤(原動機の定格出力が 0.75kW以上であるものに限る。) (8) コンテナ洗浄施設(コンテナに関する通関条約第1条又は国際道路運送手帳による担保の下で行う貨物の国際運送に関する通関条約第1条に規定するコンテナの洗浄に係るもので、特定排水施設に限る。) (9) 自動式車両洗浄施設(小規模排水施設を除く。)
56 皮革製品、人造皮革製品又は繊維製品の洗浄の作業	皮革製品、人造皮革製品又は繊維製品の洗浄の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) ドライクリーニング施設(テトラクロロエチレンを用いるものに限る。) (2) 水洗式クリーニング施設(日本標準産業分類に定める普通洗濯業又はリネンサプライ業に係るもので、小規模排水施設を除く。)

57 と畜又は死亡獣畜処理の作業	と畜場(と畜場法(昭和 28 年法律第 114 号)第 3 条第 2 項に規定すると畜場をいう。)における獣畜の解体の作業又は死亡獣畜取扱場(化製場等に関する法律(昭和 23 年法律第 140 号)第 1 条第 3 項に規定する死亡獣畜取扱場をいう。)における死亡獣畜の解体の作業のうち右欄に掲げる施設を用いる作業	(1) 解体施設
58 写真の現像又は図面等の複写の作業	写真の現像又は図面等の複写の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 自動式フィルム現像洗浄施設(現像液を排出するもので、特定排水施設に限る。) (2) ガス現像式ジアゾ複写機(規格 A 0 以上のものに限る。)
59 科学技術に関する研究、試験又は検査の作業	科学技術(人文科学に係るものを除く。)に関する研究、試験又は検査の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 洗浄施設 (2) 熱処理施設(金属加熱炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 L 以上であるもの及び変圧器の定格容量が 200kVA 以上であるものに限る。)を含む。)
60 印刷、製版又は印刷物の加工の作業	印刷、製版又は印刷物の加工の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 動力印刷機(規格 B 3 以下のもの及び事務用機械を除く。) (2) 製版用現像洗浄施設(特定排水施設に限る。)
61 燃料その他の物の燃焼による熱媒体の加熱又は空気の加温若しくは冷却の作業	燃料その他の物の燃焼による熱媒体の加熱又は空気の加温若しくは冷却の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) ボイラー(電気ボイラー及び廃熱ボイラー以外のもので、伝熱面積(規格 B 8201 又は B 8203 に定める方法により算定される面積をいう。以下同じ。)が 10m ² 以上であるもの又は燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 L 以上であるものに限る。) (2) 冷暖房施設(伝熱面積が 10m ² 以上であるもの又は燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 L 以上であるものに限る。)
62 動力を用いて行う物の塗装の作業	動力を用いて行う物の塗装の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 塗装施設(吹き付け塗装施設にあっては、原動機の定格出力が 2.2kW を超えるものに限る。) (2) 焼付け炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 L 以上であるもの及び変圧器の定格容量が 200kVA 以上であるものに限る。)
63 燃料その他の物の燃焼又は電気の使用による物の乾燥の作業	燃料その他の物の燃焼又は電気の使用による物の乾燥の作業のうち右欄に掲げる施設を用いる作業	(1) 乾燥炉(17 に掲げる作業に用いられる乾燥炉以外のものにあつては、燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間

		当たり 50 L 以上であるもの及び変圧器の定格容量が 200kVA 以上であるものに限る。)
64 物の表面処理又はめっきの作業	物の表面処理又はめっきの作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 表面処理施設(酸又はアルカリによるものに限る。) (2) 脱脂洗浄施設(有機塩素系溶剤(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン及び 1,1,2-トリクロロエタンに限る。)を用いるもの及び当該有機塩素系溶剤以外の有機溶剤を用いる施設で脱脂洗浄の用に供する槽の内容積が 500 L 以上であるものに限る。) (3) めっき施設(真空めっきに係るものを除く。)
65 有機溶剤を用いて行う物の加工又は接着の作業	有機溶剤を用いて行う物の加工又は接着の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) ラミネーター機 (2) 製膜施設 (3) 自動式塗布施設
66 鉱物又は土石の採取、移送、粉碎、選別又は加工の作業	鉱物又は土石の採取、移送、粉碎、選別又は加工の作業のうち右欄に掲げる施設((1)から(4)までに掲げる施設にあつては、29 に掲げる作業又は 51 の2 に掲げる作業に用いられるものを除く。)のいずれかを用いる作業	(1) コンベア施設(ベルトの幅が 75cm 以上であるもの(密閉式のものを除く。))及びバケットの内容積が 0.03m ³ 以上であるもの(密閉式のものを除く。)に限る。) (2) 破碎施設(乾式のものにあつては、原動機の定格出力が 7.5kW 以上であるものに限る。) (3) 磨砕施設(乾式のものにあつては、原動機の定格出力が 7.5kW 以上であるものに限る。) (4) 分別施設(乾式のものにあつては、原動機の定格出力が 7.5kW 以上であるものに限る。) (5) ディーゼルエンジン(燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 L 以上であるものに限る。) (6) ガスエンジン(燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 35 L 以上であるものに限る。) (7) ガソリンエンジン(燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 35 L 以上であるものに限る。)
67 金属その他の物の研磨の作業	金属その他の物の研磨の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) バフ研磨施設(原動機の定格出力が 2.2kW を超えるもの(密閉式のものを除く。)に限る。) (2) 電解式研磨施設(特定排水施設に限る。)

		る。） (3) 湿式研磨施設 (4) プラスト(密閉式のものを除く。) (5) タンブラー
68 炭化水素系物質の受入れ、保管又は出荷の作業	炭化水素系物質の受入れ、保管又は出荷の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 貯蔵施設(原油、揮発油、ナフサ若しくはジェット燃料(1気圧の状態において留出量が5%のときの温度が100℃以下の原油、揮発油、ナフサ又はジェット燃料に限る。)又は有機溶剤(単一成分でないものにあつては1気圧の状態において留出量が5%のときの温度が100℃以下であるもの及び単一成分であるものにあつては1気圧の状態において沸点が100℃以下であるものに限る。)を貯蔵する施設で容量が1,000kL以上であるものに限る。) (2) 出荷施設(揮発油(1気圧の状態において留出量が5%であるときの温度が100℃以下であるものに限る。以下この項において同じ。)をタンク車又はタンクローリーに給油する油槽所及び製油所に設置される出荷施設。ただし、貯蔵施設の容量が合計で1,000kL以上であるものに限る。) (3) 給油施設(自動車に揮発油を給油する施設であつて当該施設を設置する給油所の揮発油の貯蔵施設の容量が合計で30kL以上あるものに限る。)
69 1から68までに掲げる作業のほか、物の製造、加工、修理又は消毒に係る作業で規則で定めるもの	(1) 鉛筆又は絵の具の製造の作業であつて右欄の(1)に掲げる施設を用いる作業 (2) 鋳型造型の作業(有機自硬性鋳型鋳造法、シェルモールド鋳造法又はフルモールド鋳造法によるものに限る。)のうち右欄の(2)に掲げる施設を用いる作業 (3) 火薬類の製造の作業のうち右欄の(3)に掲げる施設を用いる作業 (4) くん蒸の作業のうち右欄の(4)に掲げる施設を用いる作業	(1) 混合施設(特定排水施設に限る。) (2) 鋳型造型施設 (3) 洗浄施設(特定排水施設に限る。) (4) くん蒸施設(シアン化水素を用いるものに限る。)

備考 1 重油以外の燃料の重油の量への換算は、液体燃料にあつては当該燃料1Lが重油1Lに相当するものとし、石炭にあつては1kgが重油0.66Lに相当するものとして算定する。また、気体燃料にあつては次の換算式により算定するものとし、当該換算式中の気体燃料の発熱量は、総発熱量を用い、重油の発熱量は39,558.1725kJ/Lとする。

$$\text{重油換算燃焼能力 (L/h)} = \text{換算係数} \times \text{気体燃料の燃焼能力 (m}^3\text{N/h)}$$

$$\text{換算係数} = \text{気体燃料の発熱量 (kJ/m}^3\text{N)} \div \text{重油の発熱量 (kJ/L)}$$

なお、その他の燃料にあつては、その総発熱量に相当する重油（発熱量は、39,558.1725kJ/Lとする。）の量に換算するものとする。

- 2 「特定排水施設」とは、地下浸透禁止物質を使用する施設及び排出される水その他の液体が公共用水域に排出されることとなる施設をいう。
- 3 「小規模排水施設」とは、1日当たりの排水の量が20m³未満である事業所に設置される施設をいう。

別表第2（第31条第1項及び第33条第1項第1号）

排煙の規制基準（硫黄酸化物）

排煙発生施設を設置している指定事業所において排出する硫黄酸化物の量の許容限度は、当該事業所に設置されているすべての排煙発生施設を定格能力で運転する場合に使用される燃料の量を別表第1備考に定める方法により重油の量に換算した量の合計量の区分ごとに、当該事業所の排煙発生施設において使用される燃料1kgの燃焼に伴い発生し、排出口から大気中に排出される硫黄酸化物の量を二酸化硫黄の量に換算した量として、次の表に定めるとおりとする。

区 分	0.5kL/h未満	0.5kL/h以上 1.0kL/h未満	1.0kL/h以上 2.0kL/h未満	2.0kL/h以上
二酸化硫黄の量	10 g	8 g	6 g	4 g
	鶴見区、神奈川区、西区及び中区の区域内に設置している指定事業所にあつては、6 g			

備考 燃料中の硫黄含有率（単位 重量%）の測定方法は、石油系の液体燃料については規格K2541-1から2541-7までに定める方法により、固体燃料については規格M8813に定める全硫黄の定量方法によること。ただし、他の方法により硫黄含有率を確認することができる場合は、この限りでない。

別表第3（第31条第2項及び第33条第1項第2号）

排煙の規制基準（窒素酸化物）

- 1 ボイラー（別表第1の61の項に掲げるボイラー又は冷暖房施設をいう。以下この表において同じ。）に係る排出量規制

ボイラーから排出される窒素酸化物の量の許容限度は、次に定めるとおりとする。

$$Q_i = \frac{C_i}{10^6} \times V$$

備考 1 「 Q_i 」とは、ボイラーにおいて排出することができる窒素酸化物の量の許容限度（単位 m^3N/h ）をいう。

- 2 「 C_i 」とは、燃料の燃焼能力に応じ、次の表に定める係数をいう。

(1) ガスを専焼させるもの

燃料の燃焼能力 (重油換算 L/h)	C _i (係数)		
	昭和52年8月1日以前に設置された施設（同日前から設置の工事がされているものを含む。）	昭和52年8月1日以後平成9年4月1日以前に設置された施設（同日前から設置の工事がされているものを含む。）	平成9年4月1日以後に設置された施設
2,000未満	125	105	60
2,000以上 10,000未満	105		50
10,000以上 25,000未満	80		45
25,000以上	80		20

(2) ガスを専焼させるもの以外のもの

燃料の燃焼能力 (重油換算 L/h)	C _i (係数)	
	平成9年4月1日以前に設置された施設（同日前から設置の工事がされているものを含む。）	平成9年4月1日以後に設置された施設
2,000未満	150	80
2,000以上 10,000未満	150	56
10,000以上 25,000未満	136	45
25,000以上	124	25

- 3 「 V 」とは、次の式により換算した乾き排出ガス量（単位 m^3N/h ）をいう。

$$V = \frac{21 - O_i}{21} \times V_i$$

(1) 「 O_i 」とは、ボイラーを定格能力で運転する場合の乾き排出ガス中の酸素の濃度（単位 %）をいう。ただし、当該酸素の濃度が20%を超える場合にあっては、20%とする。

(2) 「 V_i 」とは、ボイラーを定格能力で運転する場合の乾き排出ガス量（単位 m^3N/h ）をいう。

- 4 ボイラーから排出される窒素酸化物の量は、次の式により算出された窒素酸化物の量（単位 m^3N/h ）とする。

$$Q = \frac{C}{10^6} \times V$$

- (1) 「Q」とは、ボイラーから排出される窒素酸化物の量（単位 m^3N/h ）をいう。
 (2) 「C」とは、次の式により算出された窒素酸化物の濃度（単位 ppm）をいう。この場合において、窒素酸化物の濃度が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の濃度とする。

$$C = \frac{21}{21 - O_s} \times C_s$$

ア 「 O_s 」とは、オルザットガス分析装置を用いる吸収法又はこれと同等の測定値が得られる酸素濃度分析装置を用いる方法により測定された排出ガス中の酸素の濃度（単位 %）をいう。ただし、当該酸素の濃度が20%を超える場合にあっては、20%とする。

イ 「 C_s 」とは、規格K0104に定める方法により測定された窒素酸化物の濃度（単位 ppm）をいう。

5 ここに規定する窒素酸化物の量の排出許容限度が適用される施設は、事業所に設置されるボイラーで伝熱面積が $10m^2$ 以上又は燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上の施設（平成9年4月1日前に設置された小型ボイラー（同日前から設置の工事がされているものを含む。）及び令和2年4月1日前に設置された固体燃料を燃焼させるボイラーを除く。）とする。

6 重油以外の燃料の重油の量への換算は、液体燃料にあっては当該燃料1Lが重油1Lに相当するものとし、石炭にあっては1kgが重油0.66Lに相当するものとして算定する。また、気体燃料にあっては次の換算式により算定するものとし、当該換算式中の気体燃料の発熱量は、総発熱量を用い、重油の発熱量は39,558.1725kJ/Lとする。

$$\text{重油換算燃焼能力 (L/h)} = \text{換算係数} \times \text{気体燃料の燃焼能力 (m}^3N/h)$$

$$\text{換算係数} = \text{気体燃料の発熱量 (kJ/m}^3N) \div \text{重油の発熱量 (kJ/L)}$$

なお、その他の燃料にあっては、その総発熱量に相当する重油（発熱量は、39,558.1725kJ/Lとする。）の量に換算するものとする。

2 ガスタービン、ディーゼルエンジン及びガスエンジンに係る排出量規制

ガスタービン、ディーゼルエンジン及びガスエンジンから排出される窒素酸化物の量の許容限度は、次に定めるとおりとする。

$$Q_i = \frac{C_i}{10^6} \times V$$

備考 1 「 Q_i 」とは、各施設において排出することができる窒素酸化物の量の許容限度（単位 m^3N/h ）をいう。

2 「 C_i 」とは、施設の種類及び規模に応じ、次の表に定める係数をいう。

施設の種類	施設の規模	C_i (係数)		
		平成4年4月1日前に設置された施設（同日前から設置の工事がされているものを含む。）	平成4年4月1日以後平成7年10月1日前に設置された施設（同日前から設置の工事がされているものを含む。）	平成7年10月1日以後に設置された施設
ガスタービンのうちガスを専焼させるもの	定格出力2,000kW未満のもの	50	35	35
	定格出力2,000kW以上100,000kW未満のもの	35	25	20
	定格出力100,000kW以上150,000kW未満のもの	35	25	15
	定格出力150,000kW以上のもの	35	25	10

ガスタービンのうちガスを専焼させるものの以外のもの	定格出力2,000kW未満のもの	60	35	35
	定格出力2,000kW以上100,000kW未満のもの	50	25	20
	定格出力100,000kW以上150,000kW未満のもの	50	25	15
	定格出力150,000kW以上のもの	50	25	10
ディーゼルエンジン		190	110	110
ガスエンジン		300	200	200

3 「V」とは、次の式により換算した乾き排出ガス量（単位 $\text{m}^3\text{N}/\text{h}$ ）をいう。

$$V = \frac{21 - O_i}{21 - O_n} \times V_i$$

- (1) 「 O_n 」とは、ガスタービンにあつては16、ディーゼルエンジンにあつては13、ガスエンジンにあつては0とする。
- (2) 「 O_i 」とは、各施設を定格能力で運転する場合の乾き排出ガス中の酸素の濃度（単位 %）をいう。ただし、当該酸素の濃度が20%を超える場合にあつては、20%とする。
- (3) 「 V_i 」とは、各施設を定格能力で運転する場合の乾き排出ガス量（単位 $\text{m}^3\text{N}/\text{h}$ ）をいう。

4 各施設から排出される窒素酸化物の量は、次の式により算出された窒素酸化物の量（単位 $\text{m}^3\text{N}/\text{h}$ ）とする。

$$Q = \frac{C}{10^6} \times V$$

- (1) 「 Q 」とは、各施設から排出される窒素酸化物の量（単位 $\text{m}^3\text{N}/\text{h}$ ）をいう。
- (2) 「 C 」とは、次の式により算出された窒素酸化物の濃度（単位 ppm）をいう。この場合において、窒素酸化物の濃度が著しく変動する施設にあつては、一工程の平均の濃度とする。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \times C_s$$

ア 「 O_n 」とは、ガスタービンにあつては16、ディーゼルエンジンにあつては13、ガスエンジンにあつては0とする。

イ 「 O_s 」とは、オルザットガス分析装置を用いる吸収法又はこれと同等の測定値が得られる酸素濃度分析装置を用いる方法により測定された排出ガス中の酸素の濃度（単位 %）をいう。ただし、当該酸素の濃度が20%を超える場合にあつては、20%とする。

ウ 「 C_s 」とは、規格K0104に定める方法により測定された窒素酸化物の濃度（単位 ppm）をいう。

5 ここに規定する窒素酸化物の量の排出許容限度が適用される施設は、事業所に設置されるガスタービン又はディーゼルエンジンにあつては燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上の施設及びガスエンジンにあつては燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり35L以上の施設とする。ただし、平成元年2月1日前に設置されたもの（同日前に設置の工事がされていたものを含む。）及び専ら非常用に用いられるものを除く。

6 重油以外の燃料の重油の量への換算は、液体燃料にあつては当該燃料1Lが重油1Lに相当するものとして算定する。また、気体燃料にあつては次の換算式により算定するものとし、当該換算式中の気体燃料の発熱量は、総発熱量を用い、重油の発熱量は39,558.1725kJ/Lとする。

$$\text{重油換算燃焼能力 (L/h)} = \text{換算係数} \times \text{気体燃料の燃焼能力 (m}^3\text{N/h)}$$

$$\text{換算係数} = \text{気体燃料の発熱量 (kJ/m}^3\text{N)} \div \text{重油の発熱量 (kJ/L)}$$

別表第4（第13条第1項第9号、第18条第1項第2号オ、第31条第3項並びに第33条第1項第3号及び第2項第3号）

排煙の規制基準（炭化水素系物質）

事業所において発生する炭化水素系物質に係る規制基準は、次に定めるとおりとする。

1 別表第1の68の項に掲げる貯蔵施設、出荷施設及び給油施設に係る基準

施設	施設に備えるべき設備の基準
貯蔵施設	貯蔵施設の屋根の構造を浮屋根式とするか、又はこれと同等以上の炭化水素系物質の排出防止効果を有する装置を設置すること。
出荷施設	炭化水素系物質の排出口における濃度が8容量%以下である排出防止装置又は炭化水素系物質の除去率が温度20℃において80%以上である排出防止装置を設置すること。
給油施設	通気管において蒸気返還方式接続設備を設けること、凝縮式処理設備若しくは吸着式処理設備を設けること又はこれらと同等以上の効果を有する設備を設けること。

備考 出荷施設から排出する炭化水素系物質の濃度及び除去率の測定は、水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法その他適切な方法によること。

2 別表第1の68の項に掲げる貯蔵施設、出荷施設及び給油施設以外の指定施設に係る基準

(1) 濃度

炭化水素系特定物質の種類	排出することができる炭化水素系特定物質の濃度
ベンゼン	10ppm
トルエン	100ppm
キシレン	150ppm
トリクロロエチレン	50ppm
テトラクロロエチレン	50ppm
ジクロロメタン	50ppm
ホルムアルデヒド	5ppm
フェノール	5ppm

備考 1 この規制基準の数値は、希釈しない状態において測定する場合のものである。

2 炭化水素系特定物質の濃度の測定方法は、次に掲げる物質の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところによる。

- (1) ベンゼン 規格K0088に定める方法又は神奈川県知事が定める水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法（昭和63年神奈川県告示第312号に定める方法をいう。以下同じ。）
- (2) トルエン 神奈川県知事が定める水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法、規格K0095に定める方法その他適切な方法により試料を採取し、規格K0114又は規格K0123に定める方法により測定する方法
- (3) キシレン 神奈川県知事が定める水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法、規格K0095に定める方法その他適切な方法により試料を採取し、規格K0114又は規格K0123に定める方法により測定する方法
- (4) トリクロロエチレン 規格K0305に定める方法又は神奈川県知事が定める水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法
- (5) テトラクロロエチレン 規格K0305に定める方法又は神奈川県知事が定める水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法
- (6) ジクロロメタン 神奈川県知事が定める水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法、規格K0095に定める方法その他適切な方法により試料を採取し、規格K0114又は規格K0123に定める方法により測定する方法
- (7) ホルムアルデヒド 規格K0303に定める方法
- (8) フェノール 規格K0086に定めるガスクロマトグラフ法

(2) 排出の方法

炭化水素系物質の排出に当たっては、次のいずれかの対策を講ずるものとする。

- ア 炭化水素系特定物質に係る排煙は、付近に被害が生じないように、ダクト等により導き、一定の位置及び高さの排出口から排出すること。
- イ 炭化水素系物質に係る排煙の排出に当たっては、炭化水素系物質の含有率が20重量%以下の塗料、インキ、脱脂剤、洗浄剤等の低公害の原材料の使用、取扱量の削減等の対策を講じ、排出量を低減すること。
- ウ 低公害の原材料の使用、取扱量の削減等の対策が困難な場合は、塗料、インキ、脱脂剤、洗浄剤等から発生する炭化水素系物質に係る排出防止装置の設置その他の方法を用いて排出量を低減すること。

別表第5（第31条第4項、第33条第1項第4号並びに第2項第4号ア及びイ並びに第43条第2項）

排煙の規制基準（ばいじん）

事業所において排出するばいじんの量及び濃度の許容限度並びに廃棄物焼却炉及び廃棄物焼却炉に係る排出ガス処理施設並びに廃棄物焼却炉以外の施設の設備基準は、次に定めるとおりとする。

1 廃棄物焼却炉に係る基準

(1) 廃棄物焼却炉に係る排出量規制基準

$$Q_i = C_i \times V$$

備考 1 「 Q_i 」とは、廃棄物焼却炉において排出することができるばいじんの量の許容限度（単位 g/h ）をいう。

2 「 C_i 」とは、施設の規模に応じ次に定める係数をいう。

施設の規模	C_i (係数)		
	平成9年4月1日以前に設置された廃棄物焼却炉（同日前から設置の工事がされていたものを含む。）	平成9年4月1日以後平成15年4月1日以前に設置された廃棄物焼却炉（平成15年4月1日前から設置の工事がされていたものを含む。）	平成15年4月1日以後に設置された廃棄物焼却炉
1時間当たりの焼却能力が200kg未満（火格子面積が2m ² 以上のものを除く。）	0.25	0.25	0.15
1時間当たりの焼却能力が200kg以上625kg未満（200kg未満であって、火格子面積が2m ² 以上のものを含む。）	0.15	0.15	0.15
1時間当たりの焼却能力が625kg以上1,000kg未満	0.15	0.10	0.10
1時間当たりの焼却能力が1,000kg以上2,000kg未満	0.10	0.10	0.10
1時間当たりの焼却能力が2,000kg以上4,000kg未満	0.08	0.08	0.08
1時間当たりの焼却能力が4,000kg以上	0.04	0.04	0.04

3 「 V 」とは、次の式により換算された乾き排出ガス量（単位 m^3N/h ）をいう。

$$V = \frac{21 - O_i}{9} \times V_i$$

(1) 「 O_i 」とは、廃棄物焼却炉を定格で運転する場合の乾き排出ガス中の酸素の濃度（単位 %）をいう。

(2) 「 V_i 」とは、廃棄物焼却炉を定格で運転する場合の乾き排出ガス量（単位 m^3N/h ）をいう。

4 廃棄物焼却炉から排出されるばいじんの量は、次の式により算出されたばいじんの量とする。

$$Q = C \times V_c \times \frac{V}{V_c}$$

(1) 「 Q 」とは、廃棄物焼却炉から排出されるばいじんの量（単位 g/h ）をいう。

(2) 「 C 」とは、次の式により算出されたばいじんの濃度（単位 g/m^3N ）をいう。

$$C = \frac{9}{21 - O_s} \times C_s$$

ア 「Os」とは、規格K0301に定める連続分析法により測定された乾き排出ガス中の酸素の採取時間における平均濃度（単位 %）をいう。ただし、当該酸素の濃度が20%を超える場合にあっては、20%とする。

イ 「Cs」とは、規格Z8808に定める方法により測定された乾き排出ガス中のばいじん濃度（単位 g/m^3N ）をいう。

ウ 「Os」及び「Cs」の測定は、原則として同一の一工程において同時に測定したものをを用いるものとする。

(3) 「Vc」とは、次の式により算出された乾き排出ガス量（単位 m^3N/h ）をいう。

$$V_c = \frac{21 - O_s}{9} \times V_s$$

ア 「Vs」とは、規格Z8808に定める方法により算出される乾き排出ガス量（単位 m^3N/h ）をいう。

(4) ただし、「Vc」が「V」を超える場合にあっては、 $V/V_c = 1$ とする。

(2) 廃棄物焼却炉の設備基準及び排出ガス処理施設の設備基準

ア 廃棄物焼却炉の設備基準

施設の規模	設 備 基 準
1時間当たりの焼却能力が200kg未満（火格子面積が2m ² 以上のものを除く。）	1 一次燃焼室、助燃バーナーを備えた二次燃焼室及び通風を調整できる設備又はこれらと同等以上の効果を有すると認められる方法を講じた設備を設置すること。 2 炉内温度計、集じん装置入口温度計、酸素濃度計及び一酸化炭素濃度計並びにそれらの記録装置を設置すること（集じん装置入口温度計、酸素濃度計及び一酸化炭素濃度計については、プラスチック類を含む焼却物を焼却する施設に限る。） 3 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく焼却物を焼却できるものであること。 4 外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的に焼却物を燃焼室に投入することができる供給装置が設けられていること（ガス化燃焼方式その他の構造上やむを得ないと認められる焼却設備にあっては、この限りでない。）。
1時間当たりの焼却能力が200kg以上（200kg未満であって、火格子面積が2m ² 以上のものを含む。）	1 一次燃焼室、助燃バーナーを備えた二次燃焼室及び通風を調整できる設備又はこれらと同等以上の効果を有すると認められる方法を講じた設備を設置すること。 2 炉内温度計、集じん装置入口温度計、酸素濃度計及び一酸化炭素濃度計並びにそれらの記録装置を設置すること。 3 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく焼却物を焼却できるものであること。 4 外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的に焼却物を燃焼室に投入することができる供給装置が設けられていること（ガス化燃焼方式その他の構造上やむを得ないと認められる焼却設備にあっては、この限りでない。）。 5 投入する焼却物の重量を検量する装置及びその記録装置を設置すること（ガス化燃焼方式その他の構造上やむを得ないと認められる焼却設備にあっては、この限りでない。）。

イ 廃棄物焼却炉に係る排出ガス処理施設の設備基準

区 分	施 設 の 規 模	設 備 基 準
平成15年4月1日前に設置された廃棄物焼却炉（同日前から設置の工事がされていたものを含む。）	1時間当たりの焼却能力が200kg未満（火格子面積が2m ² 以上のものを除く。）	サイクロン若しくは洗浄集じん装置又はこれらと同等以上の機能を有する集じん装置を設置すること。また、プラスチック類を含む焼却物を焼却する施設にあっては、排出ガス冷却装置も設置すること。
	1時間当たりの焼却能力が200kg以上625kg未満（200kg未満であって、火格子面積が2m ² 以上のものを含む。）	排出ガス冷却装置及びバグフィルター又はこれらと同等以上の機能を有する集じん装置を設置すること。

	1時間当たりの焼却能力が625kg以上	排出ガス冷却装置並びにサイクロン及びバグフィルター又はこれらと同等以上の機能を有する集じん装置を設置すること。
平成15年4月1日以後に設置された廃棄物焼却炉	1時間当たりの焼却能力が200kg未満（火格子面積が2m ² 以上のものを除く。）	バグフィルター又はこれと同等以上の機能を有する集じん装置を設置すること。また、プラスチック類を含む焼却物を焼却する施設にあっては、排出ガス冷却装置も設置すること。
	1時間当たりの焼却能力が200kg以上（200kg未満であって、火格子面積が2m ² 以上のものを含む。）	排出ガス冷却装置並びにサイクロン及びバグフィルター又はこれらと同等以上の機能を有する集じん装置を設置すること。

備考 1 二次燃焼室は、燃焼ガスが800℃以上の状態で1秒間（一次燃焼室と合わせて、2秒間）以上滞留できる容積・構造のものとする。ただし、1時間当たりの焼却能力が200kg未満（火格子面積が2m²以上のものを除く。）の廃棄物焼却炉にあっては、燃焼ガスが800℃以上の状態で0.5秒間（一次燃焼室と合わせて、1秒間）以上滞留できる容積・構造のものとする。

2 排出ガス測定口を設置することとし、排出ガスを空気で希釈する場合にはその影響を受けない位置に設置すること。

2 廃棄物焼却炉以外の施設に係る濃度規制基準

番号	施設の種類の	施設の規模	排出することができるばいじんの濃度（単位 g/m ³ N）		
			一般甲	一般乙	特別
1	条例別表の1の項に掲げる作業に係る加熱炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.15	0.10	0.08
2	条例別表の1の項に掲げる作業に係る流動接触分解施設に係る触媒再生塔		0.20		0.15
3	条例別表の1の項に掲げる作業に係る硫黄回収施設に係る燃焼炉		0.10	0.10	0.05
4	条例別表の2の項に掲げる作業に係る加熱炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.15	0.10	0.08
5	条例別表の14の項に掲げる作業に係る加熱炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.15	0.10	0.08
6	条例別表の14の項に掲げる作業に係る直火炉		0.20	0.20	0.10
7	条例別表の16の項に掲げる作業に係る ^{ばい} 焼炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.15	0.15	0.10
8	条例別表の17の項に掲げる作業に係る溶解炉（鉛系顔料の製造の用に供するものに限る。）	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.15	0.15	0.08

9	条例別表の17の項に掲げる作業に係る溶解炉（8の項に掲げるものを除く。）	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.20	0.20	0.10
10	条例別表の17の項に掲げる作業に係る反応炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.15	0.10	0.08
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.20	0.20	0.10
11	条例別表の18の項に掲げる作業に係る ^{ばい} 焙焼炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.15	0.15	0.10
12	条例別表の19の項に掲げる作業に係る ^{ばい} 焙焼炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.15	0.15	0.10
13	条例別表の19の項に掲げる作業に係る ^か 煨焼炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.25	0.20	0.10
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.30	0.20	0.15
14	条例別表の19の項に掲げる作業に係る直火炉及び反応炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.15	0.10	0.08
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.20	0.20	0.10
15	条例別表の20の項に掲げる作業に係るコークス炉		0.15	0.15	0.10
16	条例別表の22の項に掲げる作業に係る溶鋳炉（高炉に限る。）		0.05	0.05	0.03
17	条例別表の22の項に掲げる作業に係る溶鋳炉（16の項に掲げるものを除く。）	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.15	0.10	0.08
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.15	0.15	0.08
18	条例別表の22の項に掲げる作業に係る転炉		0.10	0.10	0.08
19	条例別表の22の項に掲げる作業に係る平炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.20	0.20	0.10
20	条例別表の22の項に掲げる作業に係る焼結炉		0.15	0.15	0.10
21	条例別表の22の項に掲げる作業に係る金属溶解炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.20	0.20	0.10
22	条例別表の22の項に掲げる作業に係る金属加熱炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.08
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.20	0.20	0.10

23	条例別表の22の項に掲げる作業に係る焙焼炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.15	0.15	0.10
24	条例別表の22の項に掲げる作業に係る製鋼用電気炉（珪素の含有率が40%以上の合金鉄の製造の用に供するものに限る。）		0.20	0.20	0.10
25	条例別表の22の項に掲げる作業に係る製鋼用電気炉（珪素の含有率が40%未満の合金鉄の製造の用に供するものに限る。）		0.15	0.15	0.08
26	条例別表の22の項に掲げる作業に係る製鋼用電気炉（24の項及び25の項に掲げるものを除く。）		0.10	0.10	0.05
27	条例別表の23の項に掲げる作業に係る金属溶解炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.20	0.20	0.10
28	条例別表の23の項に掲げる作業に係る金属加熱炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.08
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.20	0.20	0.10
29	条例別表の23の項に掲げる作業に係る煨焼炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.25	0.20	0.10
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.30	0.20	0.15
30	条例別表の23の項に掲げる作業に係る反応炉及び直火炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.15	0.10	0.08
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.20	0.20	0.10
31	条例別表の23の項に掲げる作業に係る焼結炉		0.15	0.15	0.10
32	条例別表の24の項に掲げる作業に係る金属溶解炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.20	0.20	0.10
33	条例別表の24の項に掲げる作業に係る金属加熱炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.08
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.20	0.20	0.10
34	条例別表の25の項に掲げる作業に係る金属溶解炉（鉛蓄電池の製造の用に供するものに限る。）	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.15	0.15	0.08
35	条例別表の25の項に掲げる作業に係る金属溶解炉（34の項に掲げるものを除く。）	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.20	0.20	0.10

36	条例別表の25の項に掲げる作業に係る金属加熱炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.08
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.20	0.20	0.10
37	条例別表の26の項から28の項までに掲げる作業に係る金属溶解炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.20	0.20	0.10
38	条例別表の26の項から28の項までに掲げる作業に係る金属加熱炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.08
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.20	0.20	0.10
39	条例別表の29の項に掲げる作業に係る焼成炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.15	0.10	0.08
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.25	0.20	0.15
40	条例別表の29の項に掲げる作業に係る骨材乾燥炉		0.50	0.40	0.20
41	条例別表の30の項に掲げる作業に係る焼成炉（セメントの製造の用に供するものに限る。）		0.10	0.10	0.05
42	条例別表の31の項に掲げる作業に係る熔融炉（板ガラス又はガラス繊維製品（ガラス繊維を含む。）の製品の製造の用に供するものに限る。）	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.15	0.15	0.08
43	条例別表の31の項に掲げる作業に係る熔融炉（光学ガラス、電気ガラス又はフリットの製造の用に供するものに限る。）	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.15	0.15	0.08
44	条例別表の31の項に掲げる作業に係る熔融炉（42の項及び43の項に掲げるものを除く。）	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.20	0.20	0.10
45	条例別表の32の項及び33の項に掲げる作業に係る焼成炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.15	0.10	0.08
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.25	0.20	0.15
46	条例別表の34の項に掲げる作業に係る焼成炉（耐火レンガ又は耐火物原料の製造の用に供するものに限る。）	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.20	0.20	0.10
47	条例別表の34の項に掲げる作業に係る焼成炉（46の項に掲げるものを除く。）	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.15	0.10	0.08
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.25	0.20	0.15
48	条例別表の40の項から42の項まで及び44の項に掲げる作業に係る直火炉		0.20	0.20	0.10

49	条例別表の46の項に掲げる作業に係る焙 せん施設		0.20	0.20	0.10
50	条例別表の48の項に掲げる作業に係る直 火炉及び焙せん施設		0.20	0.20	0.10
51	条例別表の49の項に掲げる作業に係るガ スタービン		0.05	0.05	0.03
52	条例別表の49の項に掲げる作業に係るデ ィーゼルエンジン		0.10	0.08	0.08
53	条例別表の49の項に掲げる作業に係るガ スエンジン		0.05	0.05	0.04
54	条例別表の50の項に掲げる作業に係るガ ス発生炉		0.05	0.05	0.03
55	条例別表の50の項に掲げる作業に係る加 熱炉		0.10	0.10	0.03
56	条例別表の50の項に掲げる作業に係るコ ークス炉		0.15	0.15	0.10
57	条例別表の51の項に掲げる作業に係る金 属回収焼却炉（連続炉に限る。）	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.15	0.10	0.08
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.50	0.40	0.25
58	条例別表の51の項に掲げる作業に係る金 属回収焼却炉（57の項に掲げるものを除 く。）		0.50	0.40	0.25
59	条例別表の51の項に掲げる作業に係る金 属溶解炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.20	0.20	0.10
59 の 2	条例別表の51の項に掲げる作業に係るデ ィーゼルエンジン		0.10	0.08	0.08
59 の 3	条例別表の51の項に掲げる作業に係るガ スエンジン		0.05	0.05	0.04
59 の 4	条例別表の51の項に掲げる作業に係るガ ソリンエンジン		0.05	0.05	0.04
59 の 5	条例別表の51の2の項に掲げる作業に係 る浄化等処理施設		0.20	0.10	0.10
59 の 6	条例別表の51の2の項に掲げる作業に係 るセメント製造施設		0.10	0.10	0.05
60	条例別表の54の項に掲げる作業に係る廃 ガス燃焼施設		0.20	0.10	0.10
61	条例別表の55の項及び59の項に掲げる作 業に係る金属加熱炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.08
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.20	0.20	0.10
62	条例別表の61の項に掲げる作業に係る発 電用ボイラー（石炭を燃焼させるものに 限り、66の項に掲げるものを除く。）	排出ガス量が200,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が200,000m ³ 未満	0.20	0.20	0.10

63	条例別表の61の項に掲げる作業に係るボイラー（石炭を燃焼させるものに限り、62の項及び66の項に掲げるものを除く。）	排出ガス量が200,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000m ³ 以上 200,000m ³ 未満	0.20	0.20	0.10
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.30	0.20	0.15
64	条例別表の61の項に掲げる作業に係るボイラー（ガスを専燃させるものに限り、66の項に掲げるものを除く。）	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.05	0.03
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.30	0.10	0.05
65	条例別表の61の項に掲げる作業に係るボイラー（液体燃料を燃焼させるものに限り、62の項、63の項及び66の項に掲げるものを除く。）	排出ガス量が200,000m ³ 以上	0.10	0.05	0.04
		排出ガス量が40,000m ³ 以上 200,000m ³ 未満	0.20	0.05	0.05
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.30	0.20	0.15
66	条例別表の61の項に掲げる作業に係るボイラー（条例別表の1の項に掲げる作業に係る流動接触分解施設に係る触媒再生塔に附属するものに限る。）		0.30	0.20	0.15
67	条例別表の61の項に掲げる作業に係るボイラー（62の項から66の項までに掲げるものを除く。）	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.30	0.20	0.15
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.30	0.20	0.20
68	条例別表の61の項に掲げる作業に係る冷暖房施設（ガスを専燃させるものに限る。）		0.10	0.10	0.05
69	条例別表の61の項に掲げる作業に係る冷暖房施設（68の項に掲げるものを除く。）		0.30	0.20	0.15
70	条例別表の62の項に掲げる作業に係る焼付け炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.15	0.10	0.08
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.20	0.20	0.10
71	条例別表の63の項に掲げる作業に係る乾燥炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.15	0.10	0.08
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.20	0.20	0.10
72	条例別表の66の項に掲げる作業に係るディーゼルエンジン		0.10	0.08	0.08
73	条例別表の66の項に掲げる作業に係るガスエンジン		0.05	0.05	0.04
74	条例別表の66の項に掲げる作業に係るガソリンエンジン		0.05	0.05	0.04

- 備考 1 「一般甲」とは、昭和46年6月23日以前に設置された施設について適用する基準である。
- 2 「一般乙」とは、昭和46年6月24日から昭和57年5月31日までの間に設置された施設について適用する基準である。
- 3 「特別」とは、昭和57年6月1日以後に設置された施設について適用する基準である。
- 4 この規制基準は、64の項に掲げる施設及び65の項に掲げる施設（軽質液体燃料を専燃させるもの

- 及びガスと軽質液体燃料を混焼させるものに限る。)のうち、小型ボイラーについては、適用しない。
- 5 この規制基準は、燃料の点火若しくは灰の除去のための火層整理又はすすの掃除に伴って排出されるばいじん（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）については適用しない。
- 6 この規制基準は、排出するばいじんの濃度が著しく変動する施設にあっては、一の工程の平均の濃度について適用する。
- 7 排出することができるばいじんの濃度の欄に掲げるばいじんの濃度は、熱源として電気を使用する施設、6の項から14の項まで、16の項から39の項まで、45の項、48の項から50の項まで、57の項から59の項まで、59の5の項、60の項及び61の項に掲げる施設、65の項に掲げる施設（軽質液体燃料を専焼させるもの及びガスと軽質液体燃料を混焼させるものに限る。）のうち排出ガス量が10,000m³未満のボイラー、40の項及び71の項に掲げる施設のうち直接熱風乾燥炉並びに70の項に掲げる施設のうち直接熱風焼付け炉にあっては規格Z8808に定める方法により測定されるばいじんの濃度とし、その他の施設にあっては次の式により算出されたばいじんの濃度とする。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \times C_s$$

- (1) 「C」とは、ばいじんの濃度（単位 g/m³N）をいう。
- (2) 「O_n」とは、次の表の左欄に掲げる各項の施設について同表の右欄に掲げる数値をいう。

53の項、59の3の項、59の4の項、73の項、74の項	0
65の項、66の項、69の項	4
64の項、68の項	5
1の項、2の項、4の項、5の項、62の項、63の項、67の項	6
15の項、54の項、55の項、56の項	7
3の項	8
41の項、59の6の項	10
52の項、59の2の項、72の項	13
42の項、44の項、47の項	15
40の項、43の項、51の項、70の項、71の項	16
46の項	18

- (3) 「O_s」とは、オルザットガス分析装置を用いる吸収法又はこれと同等の測定値が得られる酸素濃度分析装置を用いる方法により測定された排出ガス中の酸素の濃度（単位 %）をいう。ただし、当該酸素の濃度が20%を超える場合にあっては、20%とする。
- (4) 「C_s」とは、規格Z8808に定める方法により測定されたばいじんの濃度（単位 g/m³N）をいう。
- 8 この規制基準は、51の項から53の項まで、59の2の項から59の4の項まで及び72の項から74の項までに掲げる施設のうち、専ら非常用に用いられるものについては、適用しない。

3 廃棄物焼却炉以外の施設に係る排出ガス処理施設の設備基準

番号	施設の種類	設備基準
1	ボイラー（液体燃料を燃焼させるもの限り、2の項及び3の項に掲げるものを除く。）	電気集じん装置又はこれと同等以上の能力を有する集じん装置を設置すること。
2	ボイラー（固体燃料を燃焼させるもの限り、3の項に掲げるものを除く。）	バグフィルター又はこれと同等以上の能力を有する集じん装置を設置すること。
3	ボイラー（石炭を専焼させるものに限る。）	電気集じん装置又はこれと同等以上の能力を有する集じん装置を設置すること。
4	ディーゼルエンジン	ろ過集じん装置又はこれと同等以上の能力を有する集じん装置を設置すること。
5	金属溶解炉のうちキューボラ	バグフィルター又はこれと同等以上の能力を有する集じん装置を設置すること。
6	ガラス熔融炉	電気集じん装置又はこれと同等以上の能力を有する集じん装置を設置すること。

7	か 煨焼炉	電気集じん装置又はこれと同等以上の能力を有する集じん装置を設置すること。
8	骨材乾燥炉	バグフィルター又はこれと同等以上の能力を有する集じん装置を設置すること。

- 備考
- 1 この規制基準は、専ら非常用に用いられる施設については適用しない。
 - 2 1の項に掲げる施設に係る規制基準は、燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり1,000L未満の施設のうち、軽質液体燃料を専焼させるもの及びガスと軽質液体燃料を混焼させるもの並びに燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり1,000L以上の施設のうち、規格K2203に定める1号灯油（以下「1号灯油」という。）を専焼させるもの及びガスと1号灯油を混焼させるものについては適用しない。
 - 3 2の項に掲げる施設は、固体燃料を含有する液体燃料を燃焼させるものを含む。
 - 4 3の項に掲げる施設は、石炭以外の燃料を石炭に対し5重量%以下の割合で混焼させるものを含む。
 - 5 4の項に掲げる施設に係る規制基準は、1号灯油を専焼させる施設及び令和2年4月1日前に設置された施設については適用しない。
 - 6 6の項及び7の項に掲げる施設に係る規制基準は、燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり500L未満の施設については適用しない。
 - 7 重油以外の燃料の重油の量への換算は、液体燃料にあつては当該燃料1Lが重油1Lに相当するものとし、石炭にあつては1kgが重油0.66Lに相当するものとして算定する。また、気体燃料にあつては次の換算式により算定するものとし、当該換算式中の気体燃料の発熱量は、総発熱量を用い、重油の発熱量は39,558.1725kJ/Lとする。

重油換算燃焼能力（L/h）＝換算係数×気体燃料の燃焼能力（m³N/h）

換算係数＝気体燃料の発熱量（kJ/m³N）÷重油の発熱量（kJ/L）

なお、その他の燃料にあつては、その総発熱量に相当する重油（発熱量は、39,558.1725kJ/Lとする。）の量に換算するものとする。

別表第6（第31条第5項及び第33条第2項第5号）

排煙の規制基準（排煙指定物質）

事業所において排出する排煙指定物質の濃度及び量の許容限度並びに排出の方法は、次に定めるとおりとする。

1 排煙指定物質の濃度の許容限度

物質の種類		排出することができる物質の濃度
カドミウム及びその化合物		カドミウムとして0.5mg/m ³ N
塩素		1ppm (3.17mg/m ³ N)
塩化水素		8mg/m ³ N (5ppm)
ふっ素、弗化水素及び弗化珪素		ふっ素として2.5mg/m ³ N
鉛及びその化合物		鉛として10mg/m ³ N
アンモニア		50ppm
シアン化合物		10ppm又はシアンとして11.6mg/m ³ N
窒素酸化物	二酸化窒素	100ppm
	全窒素酸化物	200ppm
二酸化硫黄		5ppm
硫化水素		10ppm

備考 1 この規制基準の数値は、希釈しない状態において測定する場合のものである。

2 この規制基準は、条例第2条第12号アに定める硫酸酸化物及び同号イに定める窒素酸化物については、適用しない。

3 この規制基準は、廃棄物焼却炉から排出される排出ガス中の塩化水素については、適用しない。

4 排煙指定物質の濃度の測定の方法は、次に掲げる物質の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところによる。

- | | |
|--------------------|---------------|
| (1) カドミウム及びその化合物 | 規格K0083に定める方法 |
| (2) 塩素 | 規格K0106に定める方法 |
| (3) 塩化水素 | 規格K0107に定める方法 |
| (4) ふっ素、弗化水素及び弗化珪素 | 規格K0105に定める方法 |
| (5) 鉛及びその化合物 | 規格K0083に定める方法 |
| (6) アンモニア | 規格K0099に定める方法 |
| (7) シアン化合物 | 規格K0109に定める方法 |
| (8) 窒素酸化物 | |
| ア 二酸化窒素 | 規格K0104に定める方法 |
| イ 全窒素酸化物 | 規格K0104に定める方法 |
| (9) 二酸化硫黄 | 衛生試験法に定める方法 |
| (10) 硫化水素 | 規格K0108に定める方法 |

2 廃棄物焼却炉から排出される排出ガス中の塩化水素の量の許容限度

$$Q_i = C_i \times V \times 10^{-3}$$

備考 1 「Q_i」とは、排出することができる塩化水素の量の許容限度（単位 g/h）をいう。

2 「C_i」とは、施設の規模に応じ次に定める係数をいう。

施設の規模	C _i (係数)	
	平成9年4月1日前に設置された廃棄物焼却炉	平成9年4月1日以後に設置された廃棄物焼却炉
1時間当たりの焼却能力が200kg未満（火格子面積が2m ² 以上のものを除く。）	700	50
1時間当たりの焼却能力が200kg以上（200kg未満であって、火格子面積が2m ² 以上のものを含む。）	50	50

3 「V」とは、次の式により換算された乾き排出ガス量（単位 $\text{m}^3\text{N}/\text{h}$ ）をいう。

$$V = \frac{21 - O_i}{9} \times V_i$$

- (1) 「 O_i 」とは、廃棄物焼却炉を定格で運転する場合の乾き排出ガス中の酸素の濃度（単位 %）をいう。
- (2) 「 V_i 」とは、廃棄物焼却炉を定格で運転する場合の乾き排出ガス量（単位 $\text{m}^3\text{N}/\text{h}$ ）をいう。

4 廃棄物焼却炉から排出される塩化水素の量は、次の式により算出された量とする。

$$Q = C \times V_c \times \frac{V}{V_c} \times 10^{-3}$$

- (1) 「Q」とは、廃棄物焼却炉から排出される塩化水素の量（単位 g/h ）をいう。
- (2) 「C」とは、次の式により算出された塩化水素の濃度（単位 $\text{mg}/\text{m}^3\text{N}$ ）をいう。

$$C = \frac{9}{21 - O_s} \times C_s$$

ア 「 O_s 」とは、規格K0301に定める連続分析法により測定された乾き排出ガス中の酸素の採取時間における平均濃度（単位 %）をいう。ただし、当該酸素の濃度が20%を超える場合にあっては、20%とする。

イ 「 C_s 」とは、規格K0107に定める方法により測定された塩化水素の濃度（単位 $\text{mg}/\text{m}^3\text{N}$ ）をいう。

ウ 「 O_s 」及び「 C_s 」の測定は、原則として同一の一工程において同時に測定したものをを用いるものとする。

(3) 「 V_c 」とは、次の式により算出された乾き排出ガス量（単位 $\text{m}^3\text{N}/\text{h}$ ）をいう。

$$V_c = \frac{21 - O_s}{9} \times V_s$$

ア 「 V_s 」とは、規格Z8808に定める方法により算出される乾き排出ガス量（単位 $\text{m}^3\text{N}/\text{h}$ ）をいう。

(4) ただし、「 V_c 」が「V」を超える場合にあっては、 $V/V_c = 1$ とする。

3 排出の方法

- (1) 排煙指定物質に係る排煙は、付近に被害が生じないようにダクト等により導き、一定の位置及び高さの排出口から排出すること。
- (2) 排煙指定物質のうち、廃棄物焼却炉（連続式のもの及びプラスチック類を含むものを焼却する設備に限る。）から排出される排出ガス中の塩化水素は、塩化水素除去装置による処理を行った後に排出すること。また、排出ガス中の塩化水素濃度を連続的に測定し、及びその結果を記録すること。

別表第7（第31条第6項並びに第33条第1項第6号及び第2項第6号）

排煙の規制基準（ダイオキシン類）

事業所において排出するダイオキシン類の濃度の許容限度は、次に定めるとおりとする。

番号	施設の種類	施設の規模	許容限度 (ng-TEQ/m ³ N)		
			平成12年1月15日前に設置されたもの (同日前から設置の工事がされているものを含む。)	平成12年1月15日以後に設置されたもの	
1	焼結鉱（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉	原料の処理能力が1時間当たり1 t以上のもの	1	0.1	
2	製鋼の用に供する電気炉（铸鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）	変圧器の定格容量が1,000kVA以上のもの	5	0.5	
3	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5 t以上のもの	10	1	
4	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	焙焼炉及び乾燥炉にあつては原料の処理能力が1時間当たり0.5 t以上のもの、溶解炉にあつては容量が1 t以上のもの	5	1	
5	廃棄物焼却炉	火床面積（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積の合計）が0.5m ² 以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置さ	焼却能力が4,000kg/h以上のもの（焼却能力が4,000kg/h未満で乾き排出ガス量が36,000m ³ N/h（O ₂ =12%換算）以上のものを含む。）	1	0.1

	れている場合にあっては、それらの焼却能力の合計が1時間当たり50kg以上のもの	焼却能力が2,000kg/h以上4,000kg/h未満のもの（乾き排出ガス量が36,000 m ³ N/h（O ₂ =12%換算）以上のものを除き、焼却能力が2,000kg/h未満で乾き排出ガス量が19,500 m ³ N/h（O ₂ =12%換算）以上のものを含む。）	5	1
		焼却能力が2,000kg/h未満のもの（乾き排出ガス量が19,500 m ³ N/h（O ₂ =12%換算）以上のものを除く。）	10	5

- 備考 1 ダイオキシン類の濃度の測定は、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）第2条に定める方法による。
- 2 廃棄物焼却炉（火格子面積が2 m²以上又は焼却能力が1時間当たり200 kg以上のものに限る。）及び製鋼の用に供する電気炉（鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除き、変圧器の定格容量が1,000kVA以上のものに限る。）のうち、平成9年12月2日以後平成12年1月15日前に設置の工事が着手されたものにおいては、平成12年1月15日以後に設置されたものの規制基準を適用する。この場合において、廃棄物焼却炉に適用される規制基準は、乾き排出ガス量の規定にかかわらず、焼却能力による区分に基づく許容限度を適用する。

別表第8（第31条第7項）

排煙の規制基準（粒子状物質）

粒子状物質に係る規制基準は、次に定めるとおりとする。

1 粒子状物質の排出基準

指定事業所において排出する粒子状物質の量の許容限度は、次に定めるとおりとする。

$$Q_{PM} = A (aQ_D + bQ_N + cQ_S + dQ_H)^B$$

なお、「A」、「B」及び「a」は1、「b」は0.114、「c」は0.213、「d」は0.915とする。

備考 1 「 Q_{PM} 」とは、指定事業所に設置されているばい煙発生施設（休止中の施設、非常用の施設及び電気のみを熱源とする施設を除く。以下この表において同じ。）が最大能力で使用される場合に排出することができる粒子状物質の量をいう。

2 「 Q_D 」とは、次の式により算出されるばいじんの量（単位 kg/h）をいう。

$$Q_D = Q_{D1} + Q_{D2}$$

(1) 「 Q_{D1} 」とは、次に掲げる方法により算出したばいじんの量（単位 kg/h）をいう。

W_{D1} が1kL/h以上の場合	$Q_{D1} = 0.363W_{D1}^{0.865}$
W_{D1} が1kL/h未満の場合	$Q_{D1} = 0.363W_{D1}$

「 W_{D1} 」とは、事業所に設置されている廃棄物焼却炉以外のばい煙発生施設（平成15年4月1日以後に設置されたもの又は燃料種類を変更したものに限り。気体燃料（都市ガス、液化天然ガス、液化石油ガス等をいう。）又は1号灯油を専焼させる施設を除く。）で使用される燃料の重油換算燃焼能力（単位 kL/h）の合計をいう。この場合において、ボイラー（流動接触分解装置のうち触媒再生塔に附属するものを除く。）、ガスタービン、ガスエンジン及びディーゼルエンジンにあっては、当該施設で使用される燃料の重油換算燃焼能力に0.4の係数を乗じるものとする。

(2) 「 Q_{D2} 」とは、次に掲げる方法により算出したばいじんの量（単位 kg/h）をいう。

$$Q_{D2} = 0.3W_{D2}^{0.865}$$

「 W_{D2} 」とは、事業所に設置されている廃棄物焼却炉（平成15年4月1日以後に設置された連続式で焼却能力が2t/h以上のものに限り。）の焼却能力（単位 t/h）の合計をいう。

3 「 Q_N 」とは、次の式により算出した窒素酸化物の量（単位 kg/h）をいう。

$$Q_N = Q_{N1} + Q_{N2}$$

(1) 「 Q_{N1} 」とは、次に掲げる方法により算出した窒素酸化物の量（単位 kg/h）をいう。

W_{N1} が1kL/h以上の場合	$Q_{N1} = 1.06W_{N1}^{0.865} \times F_N$
W_{N1} が1kL/h未満の場合	$Q_{N1} = 1.06W_{N1} \times F_N$

ア 「 W_{N1} 」とは、事業所に設置されている廃棄物焼却炉以外のばい煙発生施設（小型ボイラーのうち昭和63年3月1日前に設置されたものを除く。）で使用される燃料の重油換算燃焼能力（単位 kL/h）に、次の表に掲げる施設の種類、規模等及び設置時期ごとの係数を乗じたものの合計をいう。

番号	施設の種類	施設の規模等	施設の設置時期	係数
1	ボイラー	小型ボイラー以外のボイラー	平成7年9月1日以後	0.49
			昭和52年8月1日以後 平成7年9月1日前	0.75
			昭和52年8月1日前	1.0
		小型ボイラー（伝熱面積10m ² 未満で重油換算燃焼能力が50L/h以上のもの）	平成7年9月1日以後	0.49
			昭和63年3月1日以後 平成7年9月1日前	1.0

2	ガスタービン	定格出力が2,000kW以上のもの	平成15年4月1日以後	0.25
			平成7年9月1日以後 平成15年4月1日前	0.49
			平成4年4月1日以後 平成7年9月1日前	0.84
			昭和63年3月1日以後 平成4年4月1日前	1.6
			昭和63年3月1日前	2.0
		定格出力が2,000kW未満のもの	平成7年9月1日以後	0.8
			平成4年4月1日以後 平成7年9月1日前	1.18
			昭和63年3月1日以後 平成4年4月1日前	1.6
昭和63年3月1日前	2.0			
3	ガスエンジン及びガソリンエンジン	定格出力が2,000kW以上のもの	平成15年4月1日以後	0.25
			平成7年9月1日以後 平成15年4月1日前	0.49
			平成3年5月1日以後 平成7年9月1日前	1.6
			平成3年5月1日前	2.4
		定格出力が2,000kW未満のもの	平成7年9月1日以後	1.2
			平成3年5月1日以後 平成7年9月1日前	1.6
平成3年5月1日前	2.4			
4	ディーゼルエンジン	定格出力が2,000kW以上のもの	平成15年4月1日以後	0.25
			平成7年9月1日以後 平成15年4月1日前	1.2
			平成3年5月1日以後 平成7年9月1日前	2.4
		定格出力が2,000kW未満のもの	平成7年9月1日以後	1.2
			平成3年5月1日以後 平成7年9月1日前	2.4
			平成3年5月1日前	2.4
5	アルミナ ^か 煨焼炉	平成7年9月1日以後	1.5	
		平成7年9月1日前	5.0	
6	金属加熱炉	間接加熱方式以外のもの	昭和52年8月1日以後	1.0
		間接加熱方式のもの		1.75
			昭和52年8月1日前	1.75
7	ガラス溶融炉	平成7年9月1日以後	4.0	
		平成7年9月1日前	9.0	

8	乾燥炉	骨材乾燥炉以外のもの	平成15年4月1日以後	1.0
			平成15年4月1日前	1.0
		骨材乾燥炉	平成15年4月1日以後	0.84
			平成15年4月1日前	1.0
9	直火炉	食料品製造用以外のもの	平成15年4月1日以後	0.49
			平成15年4月1日前	1.0
		食料品製造用のもの	平成15年4月1日以後	1.0
			平成15年4月1日前	1.0
10	1～9以外の施設	平成15年4月1日以後	0.49	
		平成15年4月1日前	1.0	

イ 「F_N」は、2.054とする。

(2) 「Q_{N2}」とは、次に掲げる方法により算出した窒素酸化物の量（単位 kg/h）をいう。

$$Q_{N2} = 1.06W_{N2}^{0.865} \times F_N$$

ア 「W_{N2}」とは、事業所に設置されている廃棄物焼却炉（連続式で焼却能力が2 t/h以上のものに限る。）において1時間当たりに焼却される廃棄物の量を重油の量に換算し、次の表に掲げる施設の設置時期ごとの係数を乗じた量（単位 kL/h）の合計をいう。

施設の設置時期	係数
平成7年9月1日以後	0.86
昭和63年3月1日以後平成7年9月1日前	1.0
昭和63年3月1日前	1.85

イ 「F_N」は、2.054とする。

4 「Q_S」とは、次の式により算出した硫黄酸化物の量（単位 kg/h）をいう。

$$Q_S = Q_{S1} + Q_{S2}$$

(1) 「Q_{S1}」とは、次に掲げる方法により算出した硫黄酸化物の量（単位 kg/h）をいう。

$$Q_{S1} = 7W_{S1} \times F_S$$

ア 「W_{S1}」とは、事業所に設置されている廃棄物焼却炉以外のばい煙発生施設（平成15年4月1日以後に設置されたもの又は燃料種類を変更したのものに限る。気体燃料（都市ガス、液化天然ガス、液化石油ガス等をいう。）又は1号灯油を専焼させる施設を除く。）で使用される燃料の重油換算燃焼能力（単位 kL/h）に、次の表に掲げる施設の種類ごとの係数を乗じたものの合計をいう。

番号	施設の種類	係数
1	ガスタービン	0.008
2	ガスエンジン	0.008
3	ディーゼルエンジン	0.008

4	金属加熱炉	0.032
5	石油加熱炉	0.032
6	ガラス熔融炉	0.032
7	流動接触分解装置のうち触媒再生塔及び当該施設に附属するボイラー	0.048
8	1～7以外の施設	0.024

イ 「F_S」は、2.857とする。

(2) 「Q_{S2}」とは、次に掲げる方法により算出した硫黄酸化物の量 (kg/h) をいう。

$$Q_{S2} = 7W_{S2} \times F_S$$

ア 「W_{S2}」とは、事業所に設置されている廃棄物焼却炉（平成15年4月1日以後に設置された連続式で焼却能力2 t/h以上のものに限る。）の焼却能力（単位 t/h）に、次の表に掲げる施設の規模ごとの係数を乗じたものの合計をいう。

施設の規模	係数
焼却能力が4 t/h以上のもの	0.08
焼却能力が4 t/h未満のもの	0.12

イ 「F_S」は、2.857とする。

5 「Q_H」とは、次に掲げる方法により算出した塩化水素の量 (単位 kg/h) をいう。

$$Q_H = 0.5W_H^{0.865}$$

「W_H」とは、事業所に設置されている廃棄物焼却炉（平成9年4月1日以後平成15年4月1日前に設置された連続式で焼却能力4 t/h以上のもの及び平成15年4月1日以後に設置された連続式で焼却能力2 t/h以上のものに限る。）の焼却能力（単位 t/h）の合計をいう。

6 重油以外の燃料及び原料の重油の量への換算は、次に定めるとおりとする。

(1) 液体燃料にあつては当該燃料1 Lが重油1 Lに相当するものとし、石炭にあつては1 kgが重油0.66 Lに相当するものとして算定する。また、気体燃料にあつては次の換算式により算定するものとし、当該換算式中の気体燃料の発熱量は、総発熱量を用い、重油の発熱量は39,558.1725kJ/Lとする。

$$\text{重油換算燃焼能力 (L/h)} = \text{換算係数} \times \text{気体燃料の燃焼能力 (m}^3\text{/h)}$$

$$\text{換算係数} = \text{気体燃料の発熱量 (kJ/m}^3\text{)} \div \text{重油の発熱量 (kJ/L)}$$

なお、その他の燃料にあつては、その総発熱量に相当する重油（発熱量は、39,558.1725kJ/Lとする。）の量に換算するものとする。

(2) 廃棄物焼却炉で焼却される廃棄物の量の重油の量への換算は、次の表の廃棄物の種類の欄に掲げる廃棄物の種類ごとに、それぞれ同表の廃棄物の量の欄に掲げる量を同表の重油の量の欄に掲げる重油の量に換算する。

廃棄物の種類	廃棄物の量	重油の量
一般廃棄物	1 kg	0.55 L
産業廃棄物	総発熱量8,790.705kJに相当する量	0.55 L

2 排出の方法

ばい煙発生施設等から排出される粒子状物質に係る排煙は、周辺への影響が最小となるように、排出口を建物の最上部に設ける等の措置を講じ排出すること。

別表第9（第31条第8項）

粉じんに関する規制基準

事業所において排出する粉じんに関する規制基準は、次に掲げる措置のうちいずれかの措置を1又は2以上講ずることによるものとする。

- 1 粉じんを発生する作業は、粉じんが飛散しにくい構造の建物内で行うこと。
- 2 粉じんを発生する作業は、粉じんが飛散しないように集じん設備を設置すること。
- 3 粉じんを発生する作業は、粉じんが飛散しないように散水設備を設けて散水を行うこと。
- 4 粉じんを発生する作業は、粉じんが飛散しないように防じんカバー等で覆うこと。
- 5 1から4までに掲げる措置と同等以上の効果を有する措置を講ずること。

別表第10（第31条第9項）

悪臭に関する規制基準

事業所において排出する悪臭に関する規制基準は、次に掲げる措置を講ずることによるものとする。

- 1 事業所は、悪臭の漏れにくい構造の建物とすること。
- 2 悪臭を著しく発生する作業は、外部に悪臭の漏れることのないように吸着設備、洗浄設備、燃焼設備その他の脱臭設備を設置すること。
- 3 悪臭を発生する作業は、屋外において行わないこと。ただし、周囲の状況等から支障がないと認められる場合は、この限りでない。
- 4 悪臭を発生する作業は、事業所の敷地のうち、可能な限り周辺に影響を及ぼさない位置を選んで行うこと。
- 5 悪臭を発生する原材料、製品等は、悪臭の漏れにくい容器に収納し、カバーで覆う等の措置を講ずるとともに建物内に保管すること。

備考 事業者がこれらの規制基準を遵守しているか否かを判定するために必要な悪臭の発生に関する評価方法は、みどり環境局長が定める。

別表第11（第5条の3、第34条第1項及び第37条第2項）

公共用水域に排出される排水の規制基準(1)

事業所の排水の排水指定物質に係る許容限度は、次に定めるとおりとする。

(単位 mg/L、ダイオキシン類については pg-TEQ/L)

物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 0.03
シアン化合物	シアンとして 1
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	0.2
鉛及びその化合物	鉛として 0.1
六価クロム化合物	六価クロムとして 0.2
砒素及びその化合物	砒素として 0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀として 0.005
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003
トリクロロエチレン	0.1
テトラクロロエチレン	0.1
ジクロロメタン	0.2
四塩化炭素	0.02
1,2-ジクロロエタン	0.04
1,1-ジクロロエチレン	1
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	3
1,1,2-トリクロロエタン	0.06
1,3-ジクロロプロペン	0.02
チウラム	0.06
シマジン	0.03
チオベンカルブ	0.2
ベンゼン	0.1
セレン及びその化合物	セレンとして 0.1
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出される場合にあつては、ほう素として 10 海域に排出される場合にあつては、ほう素として 230
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出される場合にあつては、ふっ素として 8 海域に排出される場合にあつては、ふっ素として 15
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量として 100
ダイオキシン類	10
フェノール類	フェノールとして 0.5
銅及びその化合物	銅として 1 (3)
亜鉛及びその化合物	亜鉛として 1 (2)
鉄及びその化合物（溶解性のものに限る。）	鉄として 3 (10)
マンガン及びその化合物（溶解性のものに限る。）	マンガンとして 1
ニッケル及びその化合物	ニッケルとして 1
クロム及びその化合物	クロムとして 2
1,4-ジオキサン	0.5

- 備考 1 銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物及び鉄及びその化合物（溶解性のものに限る。）の項における（ ）内は、新設以外の場合の許容限度とする。
- 2 備考1の「新設」とは、昭和46年9月11日（別表第12の1(4)に規定する旅館業に属する事業所にあつては昭和49年12月1日、廃棄物の最終処分場にあつては昭和62年9月10日）以後に設置された事業所（昭和46年9月11日（別表第12の1(4)に規定する旅館業に属する事業所にあつては昭和49年12月1日、廃棄物の最終処分場にあつては昭和62年9月10日）前から建設工事中のものを除く。）をいう。
- 3 「検出されないこと」とは、備考8に定める方法により排出の汚染状態を測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 この規制基準は、畜舎に係る排水については、適用しない。
- 5 事業所の排水の採水の地点は、当該事業所の排水口とする。
- 6 砒素及びその化合物、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物並びにクロム及びその化合物に係る許容限度は、昭和49年12月1日において現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉をいう。）を利用する事業所から排出する排水については、適用しない。
- 7 ダイオキシン類対策特別措置法に規定する大気基準適用施設が設置される事業所の排水及び同法に規定する大気基準適用施設が設置される事業所から排出される下水を処理する終末処理場の排水に限りダイオキシン類の規制基準を適用する。
- 8 排水の測定の方法は、ダイオキシン類にあつては規格K0312に定める方法、ニッケル及びその化合物にあつては規格K0102の59に規定する方法、これら以外の排水指定物質にあつては排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「環境庁告示第64号」という。）に定める方法による。この場合において、次に掲げる排水指定物質に係る排水の測定の方法は、排水指定物質の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める項目に係る方法による。
- (1) フェノール類 フェノール類含有量
 - (2) 銅及びその化合物 銅含有量
 - (3) 亜鉛及びその化合物 亜鉛含有量
 - (4) 鉄及びその化合物（溶解性のものに限る。） 溶解性鉄含有量
 - (5) マンガン及びその化合物（溶解性のものに限る。） 溶解性マンガン含有量
 - (6) クロム及びその化合物 クロム含有量

別表第12（第34条第1項及び第37条第2項）

公共用水域に排出される排水の規制基準(2)

事業所の排水の生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質量その他の水の汚染状態を示す項目に係る許容限度は、次に定めるとおりとする。

1 生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量及び浮遊物質量の許容限度

(1) 事業所（(2)から(4)までに掲げるものを除く。）に係る排水についての基準（単位 mg/L）

区 分	新設の場合	新設以外の場合
生物化学的酸素要求量	25	60
化学的酸素要求量	25	60
浮遊物質量	70	90

備考 1 「新設」とは、昭和46年9月11日以後に設置した事業所（同日前から建設工事中のものを除く。）をいう。ただし、次に掲げる事業所については、それぞれ次に掲げる日以後に設置した事業所（同日前から建設工事中のものを除く。）を「新設」という。

(1) 廃棄物の最終処分場 昭和62年9月10日

(2) 日本標準産業分類に定める分類のうち、次に掲げる分類に係る事業所であって、1日当たりの排水の量が50m³未満のもの 平成10年4月1日

ア 製造業（食料品製造業及び飲料・たばこ・飼料製造業（たばこ製造業を除く。）に限る。）

イ 情報通信業（通信業、新聞業及び出版業を除く。）

ウ 卸売業、小売業

エ 不動産業、物品賃貸業（駐車場業及び物品賃貸業に限る。）

オ 学術研究、専門・技術サービス業

カ 宿泊業、飲食サービス業

キ 生活関連サービス業、娯楽業（旅行業を除く。）

ク 教育、学習支援業

ケ 医療、福祉

コ 複合サービス事業（協同組合（他に分類されないもの）に限る。）

サ サービス業（他に分類されないもの）（廃棄物の最終処分場に係るものを除く。）

2 この規制基準は、畜舎に係る排水については、適用しない。

3 事業所の排水の採水の地点は、当該事業所の排水口とする。

4 排水の測定の方法は、環境庁告示第64号に定める方法による。

(2) 日本標準産業分類に定める分類のうち次に掲げる分類に係る事業所であって、1日当たりの排水の量が20m³未満のもの（(3)に該当するものを除く。）及び平成10年4月1日前に設置された1日当たりの排水の量が50m³未満のもの（同日前から設置の工事がされているものを含み、(3)又は(4)に該当するものを除く。）並びに尿その他生活に起因する下水のみを排出する事業所（(3)又は(4)に該当するものを除く。）に係る排水についての基準

ア 製造業（食料品製造業及び飲料・たばこ・飼料製造業（たばこ製造業を除く。）に限る。）

イ 情報通信業（通信業、新聞業及び出版業を除く。）

ウ 卸売業、小売業

エ 不動産業、物品賃貸業（駐車場業及び物品賃貸業に限る。）

オ 学術研究、専門・技術サービス業

カ 宿泊業、飲食サービス業

キ 生活関連サービス業、娯楽業（旅行業を除く。）

ク 教育、学習支援業

ケ 医療、福祉

コ 複合サービス事業（協同組合（他に分類されないもの）に限る。）

サ サービス業（他に分類されないもの）

（単位 mg/L）

生物化学的酸素要求量	130
化学的酸素要求量	130
浮遊物質	160

- 備考 1 この規制基準は、畜舎及び廃棄物の最終処分場に係る排水については、適用しない。
 2 事業所の排水の採水の地点は、当該事業所の排水口とする。
 3 排水の測定の方法は、環境庁告示第 64 号に定める方法による。
- (3) し尿その他生活に起因する下水のみを排出する事業所であってし尿処理施設（建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員（以下この表において「処理対象人員」という。）が 50 人以下のし尿浄化槽を除く。）を設置する事業所（(4)に該当する事業所を除く。）及び終末処理場のみを設置する事業所に係る排水についての基準

ア 処理対象人員が 501 人以上のし尿浄化槽を設置する場合（単位 mg/L）

項目	区分	
	新設の場合	新設以外の場合
生物化学的酸素要求量	25	40
化学的酸素要求量	25	40
浮遊物質	70	80

イ 処理対象人員が 51 人以上 500 人以下のし尿浄化槽を設置する場合（単位 mg/L）

項目	区分	
	新設の場合	新設以外の場合
生物化学的酸素要求量	40	130
化学的酸素要求量	40	130
浮遊物質	80	160

ウ し尿浄化槽以外のし尿処理施設及び終末処理場を設置する場合（単位 mg/L）

生物化学的酸素要求量	25
化学的酸素要求量	25
浮遊物質	70

- 備考 1 「新設」とは、平成 10 年 4 月 1 日以後に設置した事業所（同日前から建設工事中のものを除く。）をいう。
 2 事業所の排水の採水の地点は、当該事業所の排水口とする。
 3 排水の測定の方法は、環境庁告示第 64 号に定める方法による。
- (4) 旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 1 項に定める旅館業（下宿営業を除く。以下この表において「旅館業」という。）に属する事業所（これらの事業所から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。以下同じ。）を処理するための事業所を含む。）で 1 日当たりの排水の量が 20m³ 以上のものに係る排水についての基準

ア 一般基準（単位 mg/L）

項目	事業所の種類	区分	
		新設の場合	新設以外の場合
生物化学的酸素要求量	1 日当たりの排水の量が 100m ³ 未満のもの	25	130
	1 日当たりの排水の量が 100m ³ 以上のもの	25	90
化学的酸素要求量	1 日当たりの排水の量が 100m ³ 未満のもの	25	130
	1 日当たりの排水の量が 100m ³ 以上のもの	25	90
浮遊物質	1 日当たりの排水の量が 100m ³ 未満のもの	50	200
	1 日当たりの排水の量が 100m ³ 以上のもの	50	160

- 備考 1 「新設」とは、昭和 49 年 12 月 1 日以後に設置した事業所（同日前から建設工事中のものを除く。）であって、1 日当たりの排水の量が 50m³ 以上のもの及び平成 10 年 4 月 1 日以後に設置した事業所（同日前から建設工事中のものを除く。）をいう。
 2 事業所の排水の採水の地点は、当該事業所の排水口とする。
 3 排水の測定の方法は、環境庁告示第 64 号に定める方法による。
- イ 昭和 49 年 12 月 1 日前に設置された旅館業に属する事業所（同日前から建設工事中のものを含む。）であ

って処理対象人員が 501 人以上のし尿浄化槽を設置する事業所から排出される排水に係る基準

(単位 mg/L)

生物化学的酸素要求量	40
化学的酸素要求量	40
浮遊物質	80

- 備考 1 事業所の排水の採水の地点は、当該事業所の排水口とする。
2 排水の測定の方法は、環境庁告示第 64 号に定める方法による。

2 水素イオン濃度、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、大腸菌群数、外観及び臭気の許容限度

項目	区分	新設の場合	新設以外の場合
水素イオン濃度 (水素指数)		5.8以上8.6以下	5.8以上8.6以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) (単位 mg/L)		5	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量) (単位 mg/L)		5	10
大腸菌群数 (単位 個/cm ³)		3,000	3,000
外観		受け入れる水を著しく変化させるような色又は濁度を増加させるような色又は濁りがないこと。	
臭気		受け入れる水に臭気を帯びさせるようなものを含んでいないこと。	

- 備考 1 「新設」とは、昭和 46 年 9 月 11 日（1 の(4)に規定する旅館業に属する事業所にあつては昭和 49 年 12 月 1 日、廃棄物の最終処分場にあつては昭和 62 年 9 月 10 日）以後に設置した事業所（昭和 46 年 9 月 11 日（1 の(4)に規定する旅館業に属する事業所にあつては昭和 49 年 12 月 1 日、廃棄物の最終処分場にあつては昭和 62 年 9 月 10 日）前から建設工事中のものを除く。）をいう。
2 この規制基準は、畜舎に係る排水については、適用しない。
3 事業所の排水の採水の地点は、当該事業所の排水口とする。
4 水素イオン濃度に係る許容限度は、昭和 49 年 12 月 1 日において現にゆう出している温泉（温泉法第 2 条第 1 項に規定する温泉をいう。）を利用する事業所から排出する排水については、適用しない。
5 排水の測定の方法は、次に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところによる。
(1) (2)及び(3)に掲げる項目以外の項目 環境庁告示第 64 号に定める方法
(2) 外観 規格K0102 の 8 に定める方法
(3) 臭気 規格K0102 の 10.2 に定める方法

別表第13（第13条第1項第5号、第38条及び第48条第2号）

騒音の規制基準

事業所において発生する騒音の許容限度は、次に定めるとおりとする。

（単位 dB（A））

地 域 \ 時 間	午前8時から 午後6時まで	午前6時から午前8時 まで及び午後6時から 午後11時まで	午後11時から 午前6時まで
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	50	45	40
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	55	50	45
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60	50
工業地域	70	65	55
工業専用地域	75	75	65
その他の地域	55	50	45

- 備考 1 「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」、「工業地域」及び「工業専用地域」とは、それぞれ都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域を、「その他の地域」とは、これらの地域以外の地域をいう。
- 2 「dB（A）」とは、計量法別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 3 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いることとする。
- 4 騒音の測定の方法は、規格Z 8731に定める騒音レベル測定法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
- (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値
 - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、

その変動ごとの指示値の最大値の平均値

- (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90%レンジの上端の数値
- (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90%レンジの上端の数値
- 5 騒音の測定の地点は、事業所の敷地境界線上の地点とする。
- 6 事業所が他の地域に隣接する場合で、当該事業所の属する地域の基準値（以下この表において「S」という。）が、当該隣接する地域の基準値（以下この表において「S'」という。）より大きいときの当該事業所の他の地域に隣接する敷地の境界線に適用される基準値は、 $1/2(S + S')$ とする。
- 7 一の事業所が属する地域又は一の事業所が隣接する他の地域の変更により、当該一の事業所に適用される騒音の基準値が従前の基準値より小さい値となる場合にあつては、当該一の事業所については、当該変更の日から3年間は、当該変更がなかったものとみなしてこの規制基準を適用する。
- 8 この規制基準は、建設工事に伴って発生する騒音については、適用しない。

別表第14（第13条第1項第5号及び第38条）

振動の規制基準

事業所において発生する振動の許容限度は、次に定めるとおりとする。

(単位 dB)

地 域	時 間	
	午前 8 時から午後 7 時まで	午後 7 時から午前 8 時まで
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	60	55
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	60	55
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60
工業地域	70	60
工業専用地域	70	65
その他の地域	60	55

備考 1 「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」、「工業地域」及び「工業専用地域」とは、それぞれ都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域を、「その他の地域」とは、これらの地域以外の地域をいう。

2 「dB」とは、計量法別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。

3 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は、鉛直振動特性を用いることとする。

4 振動の測定の地点は、事業所の敷地境界線上の地点とする。

5 振動の測定の方法は、次のとおりとする。

(1) 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。

ア 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所

- イ 傾斜及び凹凸がない水平面を確保できる場所
 ウ 温度、電気、磁気等の外圍条件の影響を受けない場所
 (2) 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動（当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。）の指示値の差が10dB未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の左欄に掲げる指示値の差ごとに同表の右欄に掲げる補正値を減ずるものとする。

(単位 dB)

指 示 値 の 差	補 正 値
3	3
4 5	2
6 7 8 9	1

- 6 振動レベルの決定は、次のとおりとする。
- (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値
 - (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値
 - (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔で100個又はこれらに準ずる間隔及び個数の測定値の80%レンジの上端の数値
- 7 事業所が他の地域に隣接する場合で、当該事業所の属する地域の基準値が当該隣接する地域の基準値より大きいときの当該事業所の他の地域に隣接する敷地の境界線に適用される基準値は、当該事業所の属する地域の基準値から5dBを減じたものとする。
- 8 一の事業所が属する地域又は一の事業所が隣接する他の地域の変更により、当該一の事業所に適用される振動の基準値が従前の基準値より小さい値となる場合にあっては、当該一の事業所については、当該変更の日から3年間は、当該変更がなかったものとみなしてこの規制基準を適用する。
- 9 この規制基準は、建設工事に伴って発生する振動については、適用しない。

別表第15（第56条第1項及び第2項、第59条の36第2項第3号並びに第60条の7第1項第3号）

地下水浄化基準（単位 mg/L、ダイオキシン類については pg-TEQ/L）

地下浸透禁止物質の種類	基準値
カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 0.003
シアン化合物	検出されないこと。
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	検出されないこと。
鉛及びその化合物	鉛として 0.01
六価クロム化合物	六価クロムとして 0.02
砒素及びその化合物	砒素として 0.01
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀として 0.0005
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。
トリクロロエチレン	0.01
テトラクロロエチレン	0.01
ジクロロメタン	0.02
四塩化炭素	0.002
1,2-ジクロロエタン	0.004
1,1-ジクロロエチレン	0.1
1,2-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンの合計量として 0.04
1,1,1-トリクロロエタン	1
1,1,2-トリクロロエタン	0.006
1,3-ジクロロプロペン	0.002
チウラム	0.006

シマジン		0.003
チオベンカルブ		0.02
ベンゼン		0.01
セレン及びその化合物	セレンとして	0.01
ほう素及びその化合物	ほう素として	1
ふっ素及びその化合物	ふっ素として	0.8
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量として	10
ダイオキシン類		1
塩化ビニルモノマー		0.002
1,4-ジオキサン		0.05

備考 1 「検出されないこと」とは、第56条第2項に定める方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

2 ダイオキシン類については、別表第11に定めるダイオキシン類の規制基準の適用を受ける事業所に係るものに限り適用する。

別表第 16（第 60 条の 2 第 3 項）

ダイオキシン類による土壌の汚染状況の調査方法

1 調査対象地の設定

調査対象地は、次に掲げる調査の区分ごとにそれぞれ次に定めるとおりとする。

- (1) 条例第 70 条の 2 第 2 項の規定により行うダイオキシン類管理対象事業所の廃止時の調査 ダイオキシン類管理対象事業所の敷地
- (2) 条例第 70 条の 3 第 2 項（同条第 7 項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により行うダイオキシン類管理対象地における土地の形質の変更時の調査 土地の形質の変更又は土地の一部の利用方法の変更を行う範囲

2 資料等調査

調査実施者は、調査対象地が属するダイオキシン類管理対象地について、条例第 70 条第 1 項の規定による記録その他の資料の調査、関係者に対する聞き取り、現場の踏査その他の必要な調査により、第 60 条第 2 項各号に掲げる事項の把握を行うものとする。

3 土壌汚染のおそれの区分の分類

調査実施者は、2 の資料等調査により把握した情報により、調査対象地を次に掲げる区分に分類するものとする。

- (1) 土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地

次のいずれかに該当する土地をいう。ただし、ダイオキシン類特定施設が設置されていた期間を通じて舗装により覆われていた場合その他の構造上ダイオキシン類の土壌への浸透の可能性が低いと考えられる土地（以下「被覆された土地」という。）を除く。

ア ダイオキシン類特定施設が設置されていた土地及びダイオキシン類特定施設に係る建物が設置されていた土地

イ ダイオキシン類特定施設の稼働に伴い発生したダイオキシン類を含むおそれのある廃棄物の保管又は処理（埋立てを除く。）をした土地及びこれらの作業に係る施設が設置されていた建物の敷地であった土地

ウ アに係るダイオキシン類特定施設、イに係る施設又はこれらの施設に係る建物の開口部その他のダイオキシン類を含む固体又は液体の飛散又は流出のおそれのある場所から半径 5 m 以内の範囲の土地

エ ダイオキシン類を含む汚水に係る配管等（架空配管であって、破損等がなく漏えいのおそれが少ないものを除く。）又は処理施設が設置されていた土地

オ ダイオキシン類特定施設の稼働に伴い発生したダイオキシン類を含むおそれのある固体又は液体が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した履歴のある土地

カ ダイオキシン類特定施設の稼働に伴い発生したダイオキシン類を含むおそれのある廃棄物の搬送経路（以下「搬送経路」という。）及び搬送経路の周辺 5 m 以内の土地（以下これらを「搬送経路等」という。）であって、搬送経路等のうちダイオキシン類管理対象地外へ搬出する場合の敷地出口から最も近いところに位置する合計 100 m² の土地（対象となる土地が 100 m² に満たない場合は、対象となる全ての土地）

キ アからカまでに該当する土地の土壌を掘削して移動させた先の土地（条例第 70 条の 3 第 2 項の規定により、土壌の汚染状況の調査を行わずに土壌を掘削し移動させた土地に限る。）

- (2) 土壌汚染が存在するおそれが比較的小さいと認められる土地

(1) に掲げる土地以外の土地

4 試料採取等を行う区画の選定

- (1) 調査実施者は、調査対象地の最も北にある地点（当該地点が複数ある場合にあつては、そのうち最も東にある地点とする。ただし、条例第 70 条の 3 第 2 項の規定により行う調査にあつては、当該調査対象地を含むダイオキシン類管理対象地の最も北にある地点（当該地点が複数ある場合にあつては、そのうち最も東にある地点）とすることができる。以下「起点」という。）を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線により調査対象地を区画するものとする。ただし、区画される部分の数が、これらの線の起点を支点として回転させることにより減少するときは、調査実施者は、これらの線を区画される部分の数が最も少なく、かつ、起点を支点として右に回転させた角度が最も小さくなるように回転させて得られる線により、調査対象地を区画することができる。

- (2) (1) の場合において、調査実施者は、区画された調査対象地（以下「単位区画」という。）であつて隣接するものに含まれる土地（被覆された土地を除く。）の面積の合計が 130 m² を超えないときは、これらの隣接する単位区画を一の単位区画とすることができる。ただし、当該一の単位区画を当該調査対象地を区画

する線に垂直に投影したときの長さは、20mを超えてはならない。

- (3) 調査実施者は、3(1)に掲げるダイオキシン類による土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地を含む単位区画について、試料採取等の対象とする。

5 汚染のおそれが生じた場所の位置における試料採取等の実施

- (1) 調査実施者は、4(3)により試料採取等の対象とされた単位区画（以下「試料採取等区画」という。）の土壤について、土壤の採取及び当該土壤に含まれるダイオキシン類の量の測定を行うものとする。

- (2) 土壤の採取は、次の地点ごとに汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ5cmまでの土壤を採取するものとする。ただし、当該場所の位置が、農用地等人為的にかくはんが行われている場所である場合は、汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ30cmまでの土壤を採取するものとし、条例第70条の3第2項(同条第7項において読み替えて準用する場合を除く。)の規定により行うダイオキシン類管理対象地における土地の形質の変更時の調査にあつては、土地の形質の変更に係る部分の深さよりも深い位置にある土壤については、当該採取の対象から除くことができる。

ア イに規定する土地以外の土地に係る試料採取にあつては、試料採取等区画の中心の地点（当該地点が被覆された土地に該当する場合は、それ以外の部分における任意の地点。以下同じ。）及び同地点の周辺4方向に位置し、かつ、同地点から2.5m以上離れた当該試料採取等区画内にある4地点の合計5地点（試料採取等区画の状況により、試料採取等区画の中心の地点から2.5m以上離れた場所に被覆された土地以外の土地が存在しない場合又は土地の傾斜が著しい場合その他の理由によりこれらの場所において土壤を採取することが困難であると認められる場合は、調査地点の代表性が確保できる当該試料採取等区画内の5地点とすることができる。）で土壤を採取するものとする。ただし、試料採取等区画内において、被覆された土地以外の土地の面積の合計が80㎡未満である場合にあつては、次の表の左欄に掲げる面積に応じて同表の右欄に掲げる試料採取地点数とすることができる。

試料採取等区画内の面積（被覆された土地を除く。）	試料採取地点数
60㎡以上 80㎡未満	4地点以上
40㎡以上 60㎡未満	3地点以上
20㎡以上 40㎡未満	2地点以上
20㎡未満	1地点以上

イ 3(1)エに係る土地のうちダイオキシン類を含む汚水に係る配管等が設置されていた土地に係る試料採取にあつては、試料採取等区画のうち、排水管及び排水路の継ぎ目、集水升の付近等汚染のおそれが最も多い1地点で土壤を採取するものとする。

- (3) 土壤に含まれるダイオキシン類の量の測定は、(2)により採取した土壤を風乾させた後、ふるい操作を行い、2mmの目のふるいを通過したもの((2)アにより試料採取等区画内の複数地点で土壤を採取した場合は、2mmの目のふるいを通過した土壤を、それぞれ同じ重量混合したもの)を環境庁告示第68号別表に定める方法により測定することにより行う。

なお、環境庁告示第68号別表備考3に規定する簡易測定方法により測定を行った場合にあつては、測定により得られた値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、それらの範囲内の値を同表に定める方法により測定した値とみなす。ただし、簡易測定値が500pg-TEQ/gを超えた場合は、さらに当該土壤を同表に定める方法（同表備考3に規定する簡易測定方法を除く。）により測定し、得られた値をもって測定した値とみなす。

6 汚染範囲確定調査の実施

5(3)の測定の結果、土壤中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g（以下「調査指標値」という。）以上であることが確認された場合にあつては、次のとおり汚染範囲を確定するための試料採取等を行うものとする。

なお、(1)又は(3)による試料採取等の結果、調査指標値以上の土壤が確認された場合にあつては、さらに汚染範囲を確定するための試料採取等を(1)又は(3)により行うものとする。

- (1) 調査指標値以上の土壤が確認された場合（(2)及び(3)の場合を除く。）

当該土壤を採取した単位区画に隣接する単位区画のうち試料採取等が行われていないものについて、5の例により試料採取等を行うこと。

- (2) ダイオキシン類を含む汚水に係る配管等の近傍で調査指標値以上の土壤が確認された場合

3(1)エに係る土地のうちダイオキシン類を含む汚水に係る配管等が設置されていた土地で調査指標値以上(1,000pg-TEQ/gを超える場合を除く。)の土壤が確認された場合は、当該土壤を採取した単位区画内の汚水の移動経路の直下の土壤を露出させ、目視により土壤の状況を確認する方法等により適当な地点を選定し、5(2)イ及び(3)の例により試料採取等を行うこと。

(3) 搬送経路等において調査指標値以上の土壌が確認された場合

3 (1)カに係る土地で調査指標値以上の土壌が確認された場合は、搬送経路等であって試料採取等が行われていない土地のうち、搬送経路等のうちダイオキシン類管理対象地外へ搬出する場合の敷地出口から最も近いところに位置する合計 100 m²の土地（対象となる土地が 100 m²に満たない場合は、対象となる全ての土地）を含む単位区画について、5 (2)ア及び(3)の例により試料採取等を行うこと。

7 深度方向調査の実施

(1) 調査実施者は、5又は6により行った調査の結果、ダイオキシン類による土壌汚染に係る基準（第60条の4に定める基準をいう。以下同じ。）に適合しなかった地点があるときは、隣接する全ての単位区画における試料採取等の結果と比べ、高い濃度が検出された地点で試料採取等を行うものとする。

(2) 試料採取等の方法は、次に掲げるとおりとする。

ア 地表面又は汚染のおそれが生じた場所の位置から、深さ5 cmまで、5 cmから10 cmまで、10 cmから15 cmまで及び15 cmから20 cmまでの各深度で土壌を採取すること。

イ アにより採取されたそれぞれの土壌について、5 (3)の方法により測定すること。

(3) (2)アにおける深度15 cmから20 cmまでの土壌の試料採取等の結果、ダイオキシン類による土壌汚染に係る基準を超過している場合にあつては、ダイオキシン類による土壌汚染に係る基準以下になると予想される深度まで適当な間隔をおいて(2)の例により試料採取等を実施すること。

とする。

別表第 17（第 67 条第 1 項及び第 82 条第 1 項）

地下水の採取量及び水位の測定方法

1 地下水の採取量の測定

(1) 測定方法

水道メーターのうち口径が 350mm 以下のもので、かつ、計量法第 71 条の規定による検定に合格した測定器を揚水施設ごとに設置することにより、測定するものとする。

(2) 測定日等

毎日 1 回、一定の時刻を定めて測定するものとする。

2 地下水の水位の測定

(1) 測定方法

ア 次に掲げる測定器のうちいずれかを設置し、揚水施設ごとに測定日において当日の地下水の採取を開始するため、揚水施設を稼働させようとする直前の時点及び当日の地下水の採取を終了させるため揚水施設を停止させようとする直前の時点の水位を測定するものとする。

(ア) 静電容量式水位計

(イ) 触針電極式水位計

(ウ) フロート式水位計

(エ) (ア) から (ウ) までに掲げるもののほか、市長が特に認める種類の水位計

イ 揚水施設の停止時間を十分に確保できない場合には、観測用の井戸等により水位の測定をするものとする。

(2) 測定日

毎月第 1 月曜日（休業日に当たること等により測定できない場合は、その翌日）とする。

(3) 自由地下水の水位の測定

1 日当たり 250 m³以上の地下水を採取する事業所については、自由地下水の水位も測定するものとする。

別表第18（第91条第1項）

非常時の措置に関する物質

1 大気の汚染及び悪臭に係る物質

1	アクロレイン
2	アンモニア
3	一酸化炭素
4	塩素及び塩化水素
5	黄燐 ^{りん}
6	カドミウム及びその化合物
7	キシレン
8	クロルスルホン酸
9	五塩化燐 ^{りん}
10	三塩化燐 ^{りん}
11	シアン化合物
12	ジクロロメタン
13	臭化メチル
14	臭素
15	硝酸
16	窒素酸化物
17	テトラクロロエチレン
18	トリクロロエチレン
19	トルエン
20	鉛及びその化合物
21	二酸化硫黄
22	二酸化セレン
23	ニッケルカルボニル
24	二硫化炭素
25	ピリジン
26	フェノール類
27	フッ化水素及びフッ化珪素 ^{ふっ けい}
28	ベンゼン
29	ホスゲン
30	ホルムアルデヒド
31	メタノール
32	メルカプタン
33	硫化水素
34	硫酸（三酸化硫黄を含む。）
35	燐化水素 ^{りん}

2 水質の汚濁に係る物質

1	亜鉛及びその化合物
2	アクリルアミド
3	アルミニウム及びその化合物
4	アンチモン及びその化合物
5	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
6	エチル=(Z)-3-[N-ベンジル-N-[[メチル(1-メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル)アミノ]チオ]アミノ]プロピオナート（別名アラニカルブ）
7	塩化チオニル
8	塩化ビニルモノマー
9	塩素酸塩
10	1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン（別名クロルデン）
11	過酸化水素
12	カドミウム及びその化合物
13	クロム及びその化合物
14	クロルピクリン
15	次亜塩素酸ナトリウム
16	シアン化合物
17	3, 5-ジクロロ-N-(1, 1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド（別名プロピザミド）
18	1, 3-ジクロロプロペン
19	1, 3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル（別名イソプロチオラン）
20	シマジン
21	ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト（別名オキシデプロホス又はESP）
22	臭素
23	臭素酸塩
24	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
25	セレン及びその化合物
26	チウラム
27	チオベンカルブ
28	チオリン酸 O, O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル)（別名ダイアジノン）
29	チオリン酸 O, O-ジエチル-O-(3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジニル)（別名クロルピリホス）
30	チオリン酸 O, O-ジエチル-O-(5-フェニル-3-イソキサゾリル)（別名イソキサチオン）
31	チオリン酸 O, O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル)（別名フェニトロチオン又はMEP）
32	チオリン酸 S-ベンジル-O, O-ジイソプロピル（別名イプロベンホス又はIBP）
33	鉄及びその化合物
34	テトラクロロイソフタロニトリル（別名クロロタロニル又はTPN）
35	銅及びその化合物

36	鉛及びその化合物
37	ニッケル及びその化合物
38	4-ニトロフェニル-2,4,6-トリクロロフェニルエーテル（別名クロルニトロフェン又はCNP）
39	パラ-ジクロロベンゼン
40	砒素 ^ひ 及びその化合物
41	ヒドラジン
42	ヒドロキシルアミン
43	フェノール類及びその塩類
44	ふっ素及びその化合物
45	ほう素及びその化合物
46	ホスゲン
47	ポリ塩化ビフェニル
48	ホルムアルデヒド
49	マンガン及びその化合物
50	N-メチルカルバミン酸 2-セカンダリ-ブチルフェニル（別名フェノブカルブ又はBPMC）
51	モリブデン及びその化合物
52	有機 ^{りん} 化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）
53	油脂類（鉱物油及び有機溶剤を含む。）
54	りん酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル（別名ジクロロボス又はDDVP）
55	アルカリ性物質（水素イオン濃度（水素指数）が8.6を超えるものに限る。）
56	酸性物質（水素イオン濃度（水素指数）が5.8未満のものに限る。）
57	1,3,5,7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.1 ^{3,7}]デカン（別名ヘキサメチレンテトラミン）
58	アニリン
59	ペルフルオロオクタン酸（別名PFOA）及びその塩
60	ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名PFOS）及びその塩
61	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

指 針

指針

環境への負荷の低減に関する指針（事業所の配慮すべき事項）	169
環境への負荷の低減に関する指針（飲食店等がにおいに関して配慮すべき事項）	172
化学物質の適正な管理に関する指針	173
環境の保全に係る組織体制の整備に関する指針	177
夜間における営業に係る騒音の防止に関する指針	179
自動車等の排出ガスの抑制に関する指針	181
建築物環境配慮指針	183
温室効果ガスの排出の抑制に関する指針	184
生活騒音防止に関する配慮すべき指針	194
土地の形質の変更に伴う公害の防止に関する指針	196
汚染土壌処理業許可申請前対策指針	198
低炭素電気の普及の促進に関する指針	201

環境への負荷の低減に関する指針（事業所の配慮すべき事項）

平成 15 年 3 月 14 日 横浜市告示第 89 号
最近改正 令和 3 年 7 月 21 日 横浜市告示第 454 号
(改正施行 令和 3 年 10 月 1 日)

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号。以下「条例」という。）第 39 条の規定により、環境への負荷の低減に関する指針（事業所の配慮すべき事項）を次のとおり定め、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

事業者は、条例第 38 条に規定する環境への負荷を継続的に低減するための事項を実施するに当たり、事業内容、事業所の形態等に応じ、次に掲げる事項を実施するものとする。

1 有害な物質の使用の回避

- (1) 物の製造に用いる原材料には、無害な原材料又はより有害性の低い原材料を選択すること。
- (2) 脱脂洗浄施設等で用いるトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン等の有機塩素系溶剤の使用に当たっては、代替物質への転換を図ることとし、適当な代替物質がない場合には、施設の密閉化、排出ガス及び排水の吸着回収装置の設置等の排出防止対策を実施すること。

2 有害な物質の発生の防止

- (1) 熱源及び燃料については、電気又は液化天然ガス、都市ガス、液化石油ガスその他の硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん等の発生量がより少ない良質燃料を使用すること。ただし、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 2 条第 2 項に規定するばい煙発生施設に使用する燃料については、特別な事情がない限り、気体燃料（液化天然ガス、都市ガス、液化石油ガス等）とすること。
- (2) ボイラー等の燃焼機器については、低ノックスバーナー、排ガス再循環方式等、最新の低公害型機器や技術を採用することにより、窒素酸化物の発生量を低減させるとともに、運転管理に当たっては、適正な燃焼空気比を維持すること。また、脱硝装置、脱硫装置、バグフィルター等の公害防止設備を設ける等、必要に応じ有害な物質の排出量を低減させるよう、適切な排出防止対策を実施し、周辺への汚染が少なくなるよう、排出ガスの拡散に関する対策を講ずること。
- (3) 光化学オキシダントの発生の原因物質である揮発性有機化合物を使用する塗装、印刷、接着等の作業に当たっては、大気中への年間の揮発性有機化合物の排出量を把握し、揮発性有機化合物を含まないもの又はその含有量の少ないものへ転換すること等により、揮発性有機化合物の排出量を削減すること。
- (4) 焼却炉の使用に当たっては、焼却物投入量を適正に維持すること、燃焼を管理する担当者を現場に配置すること等により、燃焼の適正管理を徹底すること。また、ばいじん、悪臭、ダイオキシン類等の有害な物質の排出防止対策の採用が困難な小規模焼却炉にあっては、その使用を避けること。

3 原材料及び水の使用等の見直し

- (1) 冷却用水の循環使用、生産工程における水の再利用、雨水の利用等により水の使用量を削減すること。
- (2) 排水については、排水温度、排水量及び流速の適正化を図ること。
- (3) 製造工程等から廃棄物を発生させないよう、製造方法及び原材料についてあらかじめ十分検討すること。
- (4) やむを得ず発生した廃棄物は、再使用、再生利用及び減量化を行うこと。

4 公共用水域の富栄養化の防止

- (1) 窒素又はリンを含有する副原料、防錆剤、清缶剤、洗浄剤等は、その使用量を削減するとともに、窒素及びリンを含まないか又はそれらの含有量が少ないものに転換すること。
- (2) 窒素又はリンを含む排水を排出する場合には、窒素又はリンを除去する機能を有する排水処理施設を設置すること。

5 生活系排水の処理

し尿その他の生活に起因する排水を公共用水域に排出する者は、公共用水域の水質保全を推進するため、次の各号に掲げる事業所の区分に応じて定める構造方法を有する浄化槽を設置し、適正処理をすること。

(1) 処理対象人員が 51 人以上 500 人以下の事業所

し尿浄化槽の構造（昭和 55 年建設省告示第 1292 号。以下「建設省告示第 1292 号」という。）第 6 の構造方法を有するもの又はこれと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けたもの

(2) 処理対象人員が 501 人以上の事業所

建設省告示第 1292 号第 7 の構造方法を有するもの又はこれと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けたもの

6 プラスチックの流出防止

公共用水域にプラスチックが流出することによる汚染を防止するため、樹脂ペレットを使用等する場合にあつては、次により環境中に樹脂ペレットが漏出することのないようにすること。

(1) 管理体制の整備

樹脂ペレットの取扱いに関する作業管理マニュアルを策定し、その内容に基づき従業員等に対し教育を行うとともに、マニュアルの周知徹底を図ること。

(2) こぼれ対策及び清掃等の徹底

作業に伴い樹脂ペレットがこぼれることのないよう、使い残した樹脂ペレットを保管する際には容器又は包装の口を塞ぐ等、注意して作業を行うこと。また、樹脂ペレットがこぼれた場合には、速やかに清掃及び捕集を行い、樹脂ペレットを回収すること。

(3) 委託処理時の対応

外部事業者に処理を委託する場合には、袋の破損等により樹脂ペレットが漏出することのないよう、適切な取扱方法について取決めを行うこと。

(4) 捕集設備の設置

こぼれた樹脂ペレットが外部に漏出するおそれのある排出溝及びピットには、網状のスクリーン等の適切な捕集設備を設けること。

7 悪臭の発生の防止

悪臭の発生を伴う施設等は、密閉性の高い建物内に収納するとともに、施設等の構造及び作業内容の改善を図ること。また、必要に応じ、活性炭吸着処理装置等、高効率の脱臭装置を設置すること。

8 騒音及び振動の低減

(1) 騒音又は振動の発生源となる施設又は機器類は、より低騒音又は低振動のものを採用すること。

(2) 騒音又は振動の発生源となる施設又は機器類は、遮音性の高い建物内に設置するとともに、消音器、防音カバー、防音壁の設置、防振ゴムの採用、基礎を堅固なものにする等の対策を講ずること。

(3) 騒音又は振動の発生源となる施設又は機器類は、周辺地域への騒音又は振動を減衰するため、敷地の境界から離れた位置に配置すること。

(4) 駐車場の設置に当たっては、隣地への騒音、排気、景観や目隠しを兼ねた緑化等に配慮すること。特に、機械式駐車場を設置する場合には、隣地への騒音低減のため離隔距離を確保し、防音壁等の設置に努めること。

9 遺伝子組換え実験等に伴う排出ガス、廃液などの処理

(1) 生物材料の使用に当たっては、安全性の高いものを選定するとともに、その安全性のレベルに応じて適切な処理施設を設置すること。

(2) 排出ガス対策としては、有機溶剤は活性炭処理、組換え体エアロゾルは H E P A フィルターを使うなど適正な処理を行うこと。

(3) 廃液対策としては、酸、アルカリ、有機溶剤など種類に適した処理を行い、必要に応じて、オートクレープで滅菌処理を行うなど適正な処理を行うこと。

(4) 廃棄物対策としては、廃酸、廃アルカリ、廃油など適正な分別を、また、組換え体や組換え体付着物などは、オートクレープで滅菌処理をした後、廃棄物として適正な処理を行うこと。

10 船舶による汚染の防止

(1) 大型船舶が使用する燃料は、A 重油以上の良質な燃料とすること。また、荷役等の動力は、陸上動力を使用すること。

(2) ガソリン、ナフサ、ベンゼン等の炭化水素系物質を船舶出荷する場合には、その回収処理装置を設置し、揮散を防止すること。

(3) 油漏れ等による海洋等の汚染を防止すること。

11 地域環境の保全

(1) 緩衝帯、法面、残地、屋上等の緑化に際しては、郷土種を中心に多様な植物を混植するなど、生物生息環境の確保や地域環境資源の保全又は活用に配慮すること。

(2) 地域の地下水かん養機能を保全するため、透水性舗装の採用、緑化及び雨水浸透ます等の雨水浸透施設を設置すること。

- (3) 屋外照明（屋外広告物又は屋外広告行為に付帯する照明を含む。）の設置及び運用に当たっては、良好な光環境の形成及び地球温暖化防止のため、次の事項について留意すること。
- ア 光害対策ガイドライン（平成18年12月環境省改訂）に基づき設計し、及び設置すること。
 - イ 周辺環境の明るさとの調和を図ること。
 - ウ 営業時間以外は、消灯する、輝度を落とす等、省エネルギーに努めること。
- (4) 周辺の地域環境に影響を及ぼすおそれのある事項や、低周波音、光害等、科学的知見が十分でない事項にあっても、その施設等の配置、形状等について配慮すること。
- (5) 事業者は、地域環境に問題が生じたときは、周辺住民と十分に話し合い、相互に協力して円満に解決するよう努めること。

環境への負荷の低減に関する指針（飲食店等がにおいてに関して配慮すべき事項）

平成 15 年 3 月 14 日 横浜市告示第 90 号

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年12月横浜市条例第58号。以下「条例」という。）第39条の規定により、環境への負荷の低減に関する指針（飲食店等がにおいてに関して配慮すべき事項）を次のとおり定め、平成15年4月1日から施行する。

飲食店等を営む事業者は、条例第38条の規定により、環境への負荷を低減するために、飲食店等の営業に伴って発生するにおいが周辺住民に与える影響を考慮し、地域の快適な生活環境の保全のため、次のような配慮に努めるものとする。

また、事業者は、においの問題が生じた時は、周辺住民と十分に話し合い、相互に協力して、円満に解決が図られるよう努めるものとする。

- 1 建物の構造や換気用フードの吸引方法などを工夫し、においが開放部分又はすきまから外に漏れないよう努めること。
- 2 排出口の位置、高さ及び方向並びに排気設備の能力及び構造などを考慮し、排気による周辺住民へのにおいの影響を少なくするよう努めること。
- 3 オイルミストなどを捕集するため、ダクト中に金網やフィルターを設置するなど、換気設備について必要な措置を講ずるよう努めること。
- 4 においについて周辺へ配慮し、日常的な保守点検や清掃を行い、設備を最適な状態に保つよう努めること。
- 5 事業者は、周辺住民へのにおいの影響が大きい場合には、脱臭装置及び消臭設備の設置を検討するなど、必要な対策に努めること。
- 6 においの評価地点における臭気指数は、別表に掲げる数値となるよう努めること。

別表

飲食店等におけるにおいの参考値

	においの評価地点における臭気指数
住居系地域	14～17
商業系・工業系地域	17～20

備考 1 おいしの測定方法は、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第1条に基づく臭気指数及び臭気排出強度の算定方法（平成7年環境庁告示第63号）に準拠する。

なお、においの評価地点は、臭気を被る者の居住する建物の外側で最も発生源に近い地点とする。

- 2 「住居系地域」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8項第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域として定められた区域をいう。
- 3 「商業系・工業系地域」とは、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域として定められた区域並びに同法第8条第1項第1号に掲げる用途地域として定められた区域以外の区域をいう。

化学物質の適正な管理に関する指針

施行 平成 15 年 4 月 1 日

改正 平成 18 年 4 月 1 日

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号。以下「条例」という。）第 41 条の規定により、化学物質の適正な管理に関する指針を次のとおり定め、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

1 取り扱う化学物質の把握

事業所において取り扱うすべての化学物質を対象とし、取扱量、物理化学的性状、有害性等の基本情報を収集・整理する。

- (1) 取扱化学物質製品の成分、物理化学的性状、危険性及び有害性、関連する法規、災害及び事故の事例・未然防止対策等の情報の収集及び整理に努めること。
- (2) 情報の収集、整理に当たっては、国等のデータベース、文献等の確かな情報を得ることができる情報源及び機関を調査・選定し、得られた情報を自ら評価し、体系的に整理すること。
- (3) これらの情報は、定期的に更新すること。

2 事業所において適正管理する化学物質の評価及び選定

対象とした化学物質の中から環境汚染の未然防止及び環境への負荷低減の観点から積極的に適正管理を行う化学物質を選定する。

なお、選定にあたっては、P R T R法に定める特定化学物質、大気汚染防止法に定める有害大気汚染物質及び土壌汚染対策法に定める特定有害化学物質等を参考にして、取扱量及び有害性を評価して決める。

※ P R T R法：特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成 11 年法律第 86 号）

- (1) 事業所内に化学物質の危険性及び有害性を検討・評価する組織を設け、危険性及び有害性を評価するための基準（「評価基準」）を定めること。
- (2) 対象とした化学物質について評価基準に基づき、事業所において積極的に適正管理する化学物質を評価・選定すること。
- (3) 評価・選定した化学物質については、本指針に基づき適正管理を実施すること。
- (4) 新規に導入しようとする化学物質、使用量を大幅に増加しようとする化学物質、使用条件の変更を行うようとする化学物質については、「評価基準」により検討を行うこと。
- (5) 代替物質を導入する場合は、使用する化学物質の危険性及び有害性等を評価し、より危険性及び有害性等の低い物質を導入すること。なお、科学的知見が得られていない又は不十分であるために規制の対象となっていない物質の導入は避けることが望ましい。
- (6) 「評価基準」の作成に当たっては、特に次の事項について留意すること。
 - ア 屋外等開放系で使用する化学物質については、環境中での挙動及び人又は生態系への影響に注意すること。
 - イ 生産工程中の化学物質の使用量及び排出量がより少ない技術又は機器の情報並びに危険性及び有害性の低い代替物質の情報を収集すること。
 - ウ 排出ガス、排水及び廃棄物中の化学物質の回収、除去及び処理のための技術及び設備の情報を収集すること。
 - エ 危険性及び有害性等のある化学物質を含む製品については、流通、使用、消費された後、廃棄物となつて処理及び処分される場合の環境安全対策についても配慮するよう努めること。
 - オ 製造工程や取扱いの際の反応等（燃焼を含む。）に伴って生成される副次的生成物（非意図的生成物を含む。）について考慮し情報を収集すること。

3 化学物質の適正管理のための方策

化学物質の排出による環境汚染の未然防止及び環境への負荷低減の観点から、事業内容、事業所の形態等に応じ、事業所における化学物質の適正管理の方策を策定する。

作成にあたっては、P R T R法・I S O 1 4 0 0 1の考え方を参考にする。

(1) 基本方針・目標の策定

ア 事業所における化学物質管理の現状を把握し、適正に管理するための目標を設定し、化学物質を適正に管理するための目標に向けた基本方針を定めること。

イ 化学物質適正管理のための基本方針の実現に向け、目標達成のための具体的内容及び達成する時期を定めた実施計画を策定すること。

ウ 目標の達成に向けて、実施計画の実行に努めること。

エ 実施計画の進捗状況について自己審査をするとともに、必要に応じて実施計画を修正すること。

(2) 管理組織の整備

ア 化学物質の適正管理について事業所全体で取り組むために、事業部門、環境安全部門、経営部門等を包括した組織を整備すること。

イ 組織の整備に当たっては、各部門の責任者、役割分担、連絡体制等を明確にし、事業所の長から各部門の担当者に至るまで十分な意志疎通を図ることが可能な組織とすること。

ウ 化学物質を取り扱う部門の責任者の選任に当たっては、取り扱う化学物質の性状及び取扱施設・設備の管理等に関して、必要な知識や経験等を有する者とすること。

(3) 管理規程類の整備

ア 事業所内の組織及びその職務の内容並びに化学物質の取扱い及び管理方法を定めた規程類を整備すること。

イ 事業所で定める規程類には次の事項を含めること。

(ア) 化学物質の適正管理に係る組織及びその職務の内容

(イ) 各部門毎の化学物質取扱い及び管理方法等

(ウ) 従業員等に対する定期的な研修

ウ 管理規程類の整備に当たっては、次の点に留意すること。

(ア) 理解しやすく、実行できる取扱規準とすること。

(イ) 規程類の内容を点検し、必要に応じて見直しを行うこと。

(4) リスク管理

ア 取り扱う化学物質のリスク評価については、「化学物質の安全性影響度の評価に関する指針（平成17年神奈川県告示第13号）に基づく安全性影響度の評価」を参考にし、その結果をもとに環境リスクの低減のための管理目標を定めるよう努めること。

イ 事業所内の適切な箇所に管理体制図、化学物質の安全情報、災害及び事故対応措置、緊急時の連絡先、機器及び配管等の操作・点検のポイント等必要な事項を表示し、従業員等への周知徹底を図ること。

ウ 従業員等に対し計画的かつ定期的に環境の保全のための対策の必要性及び内容等について研修を行い、化学物質の適正な管理の仕組みを従業員等に十分理解させ、適正管理を実施させること。

エ リスク管理を行うにあたっては、次の点に留意すること。

(ア) 化学物質の過剰な保管を避けるとともに、地形等を考慮し、環境上特に配慮すべき地域又は施設への環境汚染防止対策をリスク評価の観点から見直すこと。

(イ) 化学物質による土壌汚染の早期発見及び地下水汚染の未然防止や拡大防止のため、取扱いのある有害な化学物質の使用履歴をもとに、事業所内の土壌や地下水調査等の実施及び汚染の有無の実態把握を行うこと。

(ウ) 化学物質の排出及び漏出を監視する設備の設置を検討すること。

(エ) 排出ガス及び排出水の濃度等の測定結果と、排出口における自主管理目標値と比較評価することにより、目標値達成にむけた排出抑制を行うこと。

4 化学物質を安全に取り扱うための行動

化学物質適正管理のための方策に基づき、具体的実施すべき行動を定め、実施し、その結果をチェックする。

(1) 取扱量等の把握と記録

- ア 取り扱う化学物質について、受入れ、保管、使用、出荷、排出及び廃棄の量及び方法を把握すること。
- イ 主要な作業工程については、工程ごとの使用量及び排出量の把握を行うこと。
- ウ 混合物については、その成分ごとに量を把握すること。
- エ 化学物質の環境中への排出（漏出を含む。）及び廃棄の量の把握については次の点に留意すること。
 - (ア) 排出ガス及び排出水中の濃度測定により、化学物質の大気及び水への排出量並びに廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を把握する場合は、測定頻度及び測定精度に配慮すること。
 - (イ) 化学物質の使用量等からの推計により、化学物質の大気及び水への排出量並びに廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を把握する場合は、精度を高める推計方法について配慮すること。
 - (ウ) 化学物質の排出量及び廃棄物中への移動量の把握を直ちに行うことが困難な事業所においては、使用量が多い化学物質、危険性及び有害性の高い化学物質、開放系で使用している化学物質から順次把握に努めること。
- オ 化学物質の取扱量、排出濃度の測定結果等については整理して記録を保存すること。

(2) 排出削減

- ア 作業工程の見直し改善、密閉系での使用、化学物質の使用量・排出量の少ない機器の導入及び適正な維持管理等により、化学物質の排出削減に努めること。
- イ 化学物質の排出削減については、事業所で取り扱う環境リスクの高い化学物質を優先し、順次計画すること。なお、化学物質の削減については、危険性及び有害性の低い代替物質の導入が効果的であるが、代替物質の環境への負荷低減についても考慮すること。
- ウ 製造工程や取扱いの際の反応等（燃焼を含む。）に伴って生成される副次的生成物（非意図的生成物を含む。）については、リスク評価に基づき排出の削減に努めること。
- エ 化学物質を排出する場合は、化学物質の回収、除去、処理のための技術及び設備の導入を検討すること。
- オ 化学物質の回収、除去、処理のための設備については、適正な維持管理を行うとともに、より効果的な機器の導入について検討すること。
- カ 化学物質の環境中への排出を抑制するとともに、漏出を早期に発見するため、化学物質の受入れ、保管、使用及び出荷の量の把握を徹底すること。

(3) 廃棄物管理

- ア 化学物質を含む廃棄物の発生の抑制に努めること。
- イ 化学物質を含む廃棄物の適正な処理を行うこと。
- ウ 化学物質を含む廃棄物の処理を委託する場合は、受託業者の廃棄物処理に係る許可等の確認をすること。

(4) 点検・見直し

- ア 環境安全上特に注意を要する物質については、環境リスクを考慮した排出量及び排出濃度の自主管理目標を設定し、目標値達成に向けて排出抑制に努めること。
- イ 取り扱う化学物質に応じ、排出ガス及び排出水の定期的な自主測定に努めること。
- ウ 環境リスクを考慮した自主管理目標の達成状況について、定期的に点検を行い、適正管理のための方策及び自主管理目標について評価・見直しを行うこと。

5 化学物質漏出を伴う事故に対する行動

化学物質の適正管理を日常行うとともに、災害及び事故に伴う化学物質の漏出による環境汚染を最小限に抑えるための防止対策を実施し、事故が発生したときの対応方法を事前に構築する。

(1) 漏出事故の未然防止

- ア 災害及び事故に伴う化学物質漏出による環境汚染を最小限に抑えるため、事前に想定した事故の規模に応じた対応体制・連絡体制等の対応措置をあらかじめ作成すること。
- イ 化学物質による環境汚染を伴う災害及び事故を未然に防止するための作業規準を作成し、施設の保守及

び点検等を確実に行うこと。また、不適切な取扱いを防止するための化学物質取扱規準等の表示を徹底すること。

ウ 化学物質漏出を伴う災害及び事故の事例を収集し整理するとともに、飛散・流出防止設備・機材の整備及び取扱現場における想定訓練に役立てること。

エ 化学物質の漏出事故が発生した場合においても、環境汚染を最小限に抑えるための飛散・流出防止設備・機材等を配備すること。また、事故が発生した場合に速やかに対応するため、定期的に現場訓練を実施すること。

オ 化学物質の排出量及び漏出を監視する設備の設置に努めること。

カ 危険性及び有害性の高い化学物質を使用する事業所については、製造、輸送、保管、使用、出荷、廃棄等の事業所外も含むすべての場面において、災害及び事故を想定し、化学物質による環境汚染を回避する対策を講じること。

キ 危険性及び有害性の高い化学物質を使用する事業所については、事業所に近接する飲料水等の水源、住宅地、学校、病院その他の環境上特に配慮すべき地域又は施設（「配慮施設等」）の位置及び連絡先を確認しておくこと。

(2) 事故時の対応

ア 化学物質の漏出事故が生じたまたは生ずる恐れがある場合、直ちに現場での応急措置に努めるとともに、事故等の規模を判断し、速やかに事故の規模に応じた事業所内の対応体制を立ち上げること。

イ 化学物質の漏出事故が生じたまたは生ずる恐れがある場合、事業所周辺への環境汚染の拡大を防止するとともに、速やかに関係機関及び近隣配慮施設等に必要な情報を連絡すること。

ウ 漏出事故により飛散・流出した化学物質による環境汚染については、原状回復に努めること。

エ 化学物質の漏出事故が生じた場合、漏出事故発生の経過・原因・漏出量・汚染の範囲・被害の程度等について調査を行い、再発防止策を検討するとともに、その全ての内容を記録しておくこと。

オ 市長からの求めに応じ、上記内容を「化学物質漏出事故等報告書」として提出すること。

6 化学物質取扱情報の提供・共有化

化学物質に係る適正管理の状況について市長からの求めに応じて提供するとともに、市民に対して提供するように努める。

(1) 市民への情報の提供

ア 化学物質の管理状況に対する市民の理解を深めるため、情報を提供する窓口や問い合わせ窓口の設置等必要な体制を整備すること。

イ 地域住民に対して、事業所の化学物質に関する取組状況の情報提供を定期的に行う等、平常時からコミュニケーションの確保に努めること。

ウ 地域住民等をはじめとする市民の理解を増進するため、必要な教育及び研修を行い、人材の育成に努めること。

(2) 情報の共有

ア 事業所が取り扱う化学物質の自主管理の状況及び市民への情報提供の状況把握のため、市長が行う立入調査等に協力するとともに、必要に応じて化学物質取扱状況等の報告書を提出すること。

イ 化学物質の適正管理のための方策及び安全に取り扱うための行動等について、その概要をとりまとめること。なお、書式については明示されているものがあれば参考にすること。

ウ 化学物質を取り扱う事業所は、関連企業に対してこの指針に定める化学物質の適正管理を実施するための技術的支援を行うよう努めること。

環境の保全に係る組織体制の整備に関する指針

平成 15 年 3 月 14 日 横浜市告示第 92 号
 最近改正 平成 24 年 9 月 25 日 横浜市告示第 528 号
 （改正施行 平成 24 年 10 月 1 日）

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号。以下「条例」という。）第 46 条の規定により、環境の保全に係る組織体制の整備に関する指針を次のとおり定め、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

事業者は、条例第 45 条に規定する環境の保全に係る組織体制の整備を行うに当たり、事業内容、事業所の形態等に応じ、次に掲げる事項を実施するものとする。

1 環境の保全のための体制の整備等

(1) 環境の保全のための基本方針、行動目標及び行動計画の作成

ア 基本方針の作成

環境の保全の取組に関する理念及び行動指針を取りまとめた基本方針を定め、これを全ての従業員（必要に応じて関連する事業者の従業員を含む。以下同じ。）に周知し、及び市民に公表すること。

イ 行動目標の設定

事業活動が及ぼす環境への影響の程度について適切に把握した上で、アの基本方針を達成するための具体的な行動目標を設定すること。

ウ 行動計画の作成

イの行動目標を達成するための手段、日程、責任部課等を明らかにした行動計画を定めること。

(2) 環境の保全のための体制の整備

環境の保全を推進するための体制を次により整備し、明確化すること。

ア 体制の明確化

環境の保全に係る管理責任者及び専門の部課等又は担当者を設置すること。

イ 組織図の作成

環境の保全のための体制を明示した組織図を作成すること。

(3) 環境に関する法令の遵守状況の確認

事業活動に適用される環境に関する法令の遵守状況を定期的に確認するための仕組みを整備すること。

2 環境の保全のための取組

(1) 施設等の点検管理

ア 点検管理の規準の整備

行動計画の進捗状況及び法令の遵守状況を把握するため、関係する設備、工程等の稼働状況、水、燃料、原材料等の使用量、廃棄物の発生量等を日常的に点検管理するための規準を整備すること。

イ 点検管理の実施

点検管理の規準に基づき、点検管理を実施するとともに、点検の結果については管理責任者が最終的に確認すること。

(2) 環境の保全のための従業員の教育

全ての従業員に、基本方針、行動目標及び行動計画を周知し及び理解させるとともに、環境の保全のための理解及び認識を深めるための教育及び研修を次により実施すること。

ア 従業員教育

研修会、説明会等により、環境に関する法令及び事業活動と環境との係わりを主眼とした従業員教育を行うとともに、必要に応じて従業員の自己啓発のための職場内の研究会等の機会を確保し、行政又は事業者団体等が実施する講演会又は施設見学会等に従業員を派遣すること。

イ 社会貢献活動

地域で行われている環境の保全のための活動への従業員の参加を奨励すること。

(3) 環境に係る情報の把握及び提供の仕組みの整備

ア 環境に係る情報の把握

環境に関する取組状況を記録するとともに、事業活動又は製品等が環境に与える負荷の程度その他の環

境に係る情報を把握し、整備すること。

イ 環境に係る情報の提供

市民及び公共機関からの情報提供の要請に対応するための窓口となる部課等又は担当者を定めるとともに、環境に係る情報を積極的に提供すること。

3 事故時及び非常時における対応の仕組みの整備

事業所において生じた事故、車両の事故、火災、地震等に伴い、大気の汚染、悪臭又は水質の汚濁の原因となる物質が放出し、又は発生すること（以下「事故等」という。）によって、公害が生じ、又は公害が生じるおそれがないよう事故等の未然防止及び事故等を想定した対応を行うための仕組みを次により整備すること。

(1) 事故等を未然に防止するための規準の整備等

事故等を未然に防止するための点検管理の規準、運転管理の規準等を整備するとともに、事故等の発生時における通報、必要な措置等の対応手順を定めること。

(2) 防災に係る設備の整備及び日常点検の徹底

想定する事故等に対応するための防災に係る設備を整備し、日常からの点検を行うほか、定期的にその機能が適切に維持されていることを確認するための点検を行うこと。

(3) 被害拡大の防止のための資材等の保有

想定する事故等に応じた被害の拡大防止を図るための中和剤、吸着材その他の資材等を保有すること。

(4) 訓練の実施

過去における事故等の記録、他の事業所における事故等の事例等を参考に、事故等を想定した訓練を実施すること。

(5) 再発の防止

事故等が発生した場合は、発生原因の究明に努めるとともに、これを再発防止策に反映すること。

4 定期的な点検及び見直し

環境の保全のための基本方針、行動目標及び行動計画の実施状況及び環境の保全のための体制並びに環境の保全のための取組について、定期的な点検を、次により実施すること。

(1) 定期的な点検の実施

点検に当たっては、点検計画を作成し、これに沿って定期的の実施するとともに、点検結果を記録し、経営の責任者に報告すること。

(2) 点検結果に基づく見直し

(1)の点検結果に基づき、1から3までに掲げる項目について見直しを行うこと。

夜間における営業に係る騒音の防止に関する指針

平成 31 年 3 月 29 日 横浜市告示第 169 号

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号。以下「条例」という。）第 51 条の 2 の規定により、夜間における営業に係る騒音の防止に関する指針を次のとおり定め、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

なお、夜間営業に係る外部騒音の防止に関する指針（平成 15 年 3 月 14 日横浜市告示第 93 号）は、廃止する。

1 目的

この指針は、夜間における営業を営む者が、その営業に伴って発生する騒音について、地域における夜間の生活環境を保全するための取組を支援することを目的とする。

2 事業者の配慮事項

事業者は、次の事項に配慮するよう努めるものとする。

(1) 駐車場・駐輪場（客用駐車施設等）の騒音対策

ア 駐車場・駐輪場は、原則として屋内に設置すること。

イ 屋外に駐車場・駐輪場を設置する場合は、次の対応をとること。

(ア) 出入口と走行経路は、周辺の住宅等に影響のない位置や経路に設置すること。

(イ) 段差のない床構造とし、遮音壁の設置等防音対策に努めること。

(ウ) 多層式にあってはスロープの勾配に配慮し、タイヤの走行音を生じにくい床材とし、グレーチングは用いないこと。

(2) 外部騒音の防止

ア 駐車場・駐輪場に外部騒音の防止等、来客者への注意事項を掲示すること。

イ 駐車場・駐輪場に必要に応じて警備員を配置すること。

(3) 建物の構造

ア 住宅に面する側は、開口部をなくし、騒音が漏れにくい構造にすること。

イ 出入口等は、周辺の住宅等に騒音による影響を及ぼさない位置にすること。

(4) 冷却塔・空調用室外機等屋外に設置される施設又は機器の騒音対策

ア 施設又は機器は周辺住宅等から離れた位置に設置すること。

イ 低騒音型の施設又は機器の導入に努めること。

ウ 施設又は機器の周辺への遮音壁の設置、消音器の取付け等防音対策に努めること。

エ 防振架台の設置等、施設又は機器から発生する二次騒音の低減に努めること。

(5) 荷さばき作業の騒音対策

ア 荷さばき作業は、原則として夜間に行わないこと。

イ 荷さばき作業を夜間に行う場合は、次の対応をとること。

(ア) 荷さばき作業を屋内で実施すること。

(イ) 荷さばき作業は、周辺の住宅等に騒音による影響を及ぼさない位置で行うこと。

(ウ) 荷さばき作業場所の床に緩衝機能を有する素材（ゴムマット等）を敷くこと。

(6) その他

ア 屋外スピーカーは、夜間に使用しないこと。

イ 騒音防止に関する従業員教育を日常的に実施すること。

3 問題が生じた場合等の対応

(1) 営業に伴って発生する騒音について問題が生じた場合は、事業者はその解決に向けて誠実に対応すること。

(2) 外部騒音が、別表に規定する公害が生じていると認められる基準を超過する場合は、速やかに改善対策を講ずること。

別表 公害が生じていると認められる基準

外部騒音は、騒音を受ける者が居住する住居の外側で測定する。測定結果から得られた任意の1時間における騒音レベル 60 デシベル以上の騒音について、その騒音レベルの区分とその発生時間（秒）から次式により算出される、騒音レベル 60 デシベルに相当する騒音の総発生時間が1時間当たり 360 秒を超えている場合に公害が生じていると認める判断基準とする。

（算出式）

$$N_t = 1 N_1 + 3 N_2 + 10 N_3 + 30 N_4 + 100 N_5 + 300 N_6 + 1000 N_7$$

- N_t は、騒音レベル 60 デシベルに相当する騒音の総発生時間（秒）をいう。
- $N_1 \sim N_7$ は、それぞれの騒音レベルに対応した騒音の発生時間（秒）をいう。

N_1 : 60 デシベル以上～65 デシベル未満

N_2 : 65 デシベル以上～70 デシベル未満

N_3 : 70 デシベル以上～75 デシベル未満

N_4 : 75 デシベル以上～80 デシベル未満

N_5 : 80 デシベル以上～85 デシベル未満

N_6 : 85 デシベル以上～90 デシベル未満

N_7 : 90 デシベル以上

自動車等の排出ガスの抑制に関する指針

平成 15 年 3 月 14 日 横浜市告示第 94 号
 最近改正 平成 24 年 9 月 25 日 横浜市告示第 535 号
 （改正施行 平成 24 年 10 月 1 日）

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号）第 130 条の規定により、自動車等の排出ガスの抑制に関する指針を次のとおり定め、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

1 取組方針の作成とその効果等の把握

事業者は、自らの事業活動に伴い使用する自動車等からの排出ガスの抑制のための措置を計画的かつ効果的に行うよう、次のように取り組むこととする。

- (1) 自動車等からの排出ガスの排出実態について把握した上で、抑制のための自主的な排出量に関する目標及びその達成に向けて講ずべき措置の方針を作成すること。
- (2) 具体的な措置を実施すること。
- (3) 措置の実施状況及びその効果を把握すること。
- (4) 目標及び措置の方針を再検討し、更に効果的な取組を行うこと。
- (5) 前各号の取組を行うために必要な自動車等の使用状況を記録すること。

2 排出量の抑制のための措置

事業者は、次の措置の中から個々の事業活動の規模、種類等の事情等を踏まえて、適切に選択した措置を講ずることにより、事業活動に伴い使用する自動車等からの排出ガスの抑制を図ることとする。

(1) 車両 1 台当たりの排出量の削減

ア 低公害車の積極的導入

圧縮天然ガス（CNG）自動車、ハイブリッド自動車をはじめとする九都県市指定低公害車の導入を積極的に推進する。

イ 排出量がより少ない車両への転換等

国の最新排出ガス規制適合車等、窒素酸化物、粒子状物質及び炭化水素の排出量がより少ない車両への早期転換及び粒子状物質低減装置の装着を積極的に推進すること。

ウ 適正運転の実施等

(ア) 適正運転の実施

従業員によるエコドライブの実施を推進するため、研修等により定期的に教育を実施すること。

(イ) 車両の維持管理

次の事項について、従業員の教育等を通じて実施の徹底を図ること。

- a エアクリーナーの清掃及び交換
- b エンジンオイルの適正な選択及び定期的な交換
- c 適正なタイヤ空気圧の維持

(2) 車両走行量の削減

ア 車両の有効利用の促進

次の事項の実施により、車両の有効利用を図ること。

(ア) 共同輸配送の促進

積載効率及び輸送効率の向上並びに輸送距離及び使用車両の削減を図ること。

(イ) 帰り荷の確保

空荷走行を排除すること。

(ウ) ジャスト・イン・タイムサービスの改善

行き過ぎた多頻度少量輸送の見直し及び改善を行うこと。

(エ) 道路混雑時の輸配送の見直し等

イ モーダルシフトの推進

より環境に対する負荷が少ない大量輸送機関（鉄道、海運等）の活用を推進すること。

ウ 公共交通機関等の利用の促進

自動車等による移動に頼らず、より環境に対する負荷が少ない公共交通機関（鉄道、バス等）の利用並

びに自転車及び徒歩による移動も行うこと。

(3) 自動車等を使用する事業者に対する協力

事業者は、荷主又は発注者として、自動車等を使用する事業者が行う排出ガスの抑制のための措置の実施に協力すること。

ア 貨物の輸配送を委託する場合における、荷さばき場の整備等による、貨物自動車運送事業者等が行う排出ガスの抑制のための措置の実施への協力

イ 発注を行う場合における、発注の計画化、平準化等による、受注者が行う排出ガスの抑制のための措置の実施への協力

建築物環境配慮指針

平成 17 年 3 月 15 日 横浜市告示第 85 号
一部改正 平成 21 年 2 月 13 日 横浜市告示第 42 号
(改正施行 平成 21 年 4 月 1 日)

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号。以下「条例」という。）第 141 条の 3 第 1 項の規定により、建築をしようとする者が、当該建築物の建築に際し、環境への負荷低減を図るための措置について配慮すべき事項等についての指針を次のとおり定め、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

1 建築物の環境配慮事項

- (1) 建築主は、建築物が敷地外に対して及ぼす大気汚染、騒音、エネルギー、資源消費及び廃棄物などによる環境への影響の低減を図るため、次に掲げる項目を実施するものとする。

ア エネルギー使用の合理化

- (ア) 建築物の熱負荷抑制
- (イ) 自然エネルギー利用
- (ウ) 設備システムの高効率化
- (エ) 効率的運用

イ 資源の適正な利用

- (ア) 水資源保護
- (イ) 非再生材料の使用削減
- (ウ) 汚染物質回避

ウ 敷地外環境の保全

- (ア) 地球温暖化への配慮
- (イ) 地域環境への配慮
- (ウ) 周辺環境への配慮

- (2) 建築主は、建築物を使用する者にとって重要な、室内環境及び室外環境、建築物の長寿命化のために必要な維持管理のしやすさ及び耐久性など、建築物の環境品質及び性能の向上を図るため、次に掲げる項目を実施するものとする。

ア 室内環境の向上

- (ア) 音環境の向上
- (イ) 温熱環境の向上
- (ウ) 光・視環境の向上
- (エ) 空気質環境の向上

イ サービス性能の向上

- (ア) 機能性の向上
- (イ) 耐用性及び信頼性の向上
- (ウ) 対応性及び更新性の向上

ウ 室外環境（敷地内）保全・向上への配慮

- (ア) 生物環境の保全と創出
- (イ) まちなみ及び景観への配慮
- (ウ) 地域性及びアメニティへの配慮

2 建築物の建築に係る環境への負荷の低減に関する措置の届出

特定建築物の建築に係る環境への負荷の低減に関する措置の届出は、市長が別に定める建築物の総合的な環境性能を評価する方法を用いて行う。

温室効果ガスの排出の抑制に関する指針

平成 22 年 3 月 25 日 横浜市告示第 110 号
最近改正 令和 5 年 5 月 26 日

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年横浜市条例第 58 号。以下「条例」という。）第 143 条の規定により、温室効果ガスの排出の抑制に関する指針を次のとおり定め、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

なお、温室効果ガスの排出の抑制に関する指針（平成 15 年横浜市告示第 95 号）は、廃止する。

1 総則

(1) 目的

この指針は、条例第 143 条に基づき、事業活動における温室効果ガス排出量の把握、事業者が取り組むべき温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置、地球温暖化対策計画の作成、及び地球温暖化を防止する対策の実施状況の報告の方法等について定めるものであり、事業者及び横浜市が相互に連携を図りながら、実効性のある地球温暖化を防止する対策を継続的に推進することにより、横浜市内の温室効果ガス排出量の削減を実現することを目的とする。

(2) 用語

この指針において使用する用語は、特段の定めがある場合を除き、条例及び条例施行規則（平成 15 年横浜市規則第 17 号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

2 事業者の責務等

(1) 地球温暖化対策事業者であることの確認等

事業者は、条例第 144 条第 1 項の規定を踏まえ、地球温暖化対策事業者であることを判断するため、規則第 89 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定に該当するか否かの確認を行うこと。

ア 建物の所有者以外の者がその一部を利用する建物

事業所のうち、建物の所有者以外の者（以下「テナント事業者」という。）がその一部を利用する建物（以下「テナントビル」という。）については、テナントビル全体を一つの事業所とみなし、テナントビルの所有者が、当該テナントビルのエネルギー使用量を把握すること。ただし、その際のエネルギー使用量は、当該テナントビル全体の使用量から個々のテナント事業者がエネルギー使用設備の設置及び更新の権原を有し、そのエネルギー使用量を把握している設備に係るエネルギー使用量を差し引くこと。

イ 規則第 89 条第 1 項第 3 号で規定する自動車は事業の用に供する自動車とする。

(2) 地球温暖化対策事業者への協力等

地球温暖化対策事業者以外の者は、条例第 144 条第 5 項の規定を踏まえ、地球温暖化対策事業者が実施する地球温暖化を防止する対策に対して必要な協力を行うよう努めること。特に、テナントビルにおいては、テナントビルの所有者が地球温暖化対策事業者であって、テナント事業者が地球温暖化対策事業者以外の者である場合も多いため、テナント事業者は、当該テナントビルの所有者が実施する地球温暖化を防止する対策に対して積極的に協力を行うよう努めること。

(3) 地球温暖化対策事業者以外の者の責務

地球温暖化対策事業者以外の者は、本指針を参考に温室効果ガスの排出の抑制等に取り組むこと。また、条例第 144 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定を踏まえ、地球温暖化対策計画の積極的な作成及び提出並びに実施の状況の報告に努めること（地球温暖化対策計画を提出した地球温暖化対策事業者以外の者を「任意提出事業者」という。以下同じ。）。

3 地球温暖化対策事業者が地球温暖化対策計画等の作成に当たり実施すべき事項

(1) 温室効果ガスの排出の抑制等を図るための基本方針の策定

事業活動に伴い排出される温室効果ガスの量の削減等を推進すべき主体として、温室効果ガスの排出の抑制等を図るための基本方針を定めること。

(2) 推進体制の整備

ア 本社等における推進体制

地球温暖化を防止する対策を実施するに当たり、自らの事業活動を統括する組織（以下「本社等」という。）が、本社等以外の全ての事業所（以下「支店等」という。）と連携し、組織的な取組として地球温暖化を防止する対策を推進するための体制を整備すること。

イ 支店等における推進体制

個々の支店等においては、取組内容や部署等の状況に応じて効率的に地球温暖化を防止する対策を推進するための体制を整備すること。

ウ 計画管理責任者等の選任等

地球温暖化対策計画を作成、及び当該計画に基づく地球温暖化を防止する対策の実施に当たり、全体を統括する者として、本社等における役員等の中から計画管理責任者を選任すること。また、実務を統括する者として、従業員等の中から計画推進責任者を選任するとともに、地球温暖化を防止する対策への技術的な助言を継続的に行う者として、技術管理者を選任すること。

支店等においては、エネルギー使用量の規模など地球温暖化を防止する対策を効率的に推進できる単位ごとに、その実務を統括する者として推進責任者及び技術管理者を選任すること。

なお、技術管理者については、従業員以外の外部の者を選任することができる。

(3) 温室効果ガスの排出状況の把握等

ア 特定温室効果ガス排出量の把握

事業活動によるエネルギー（安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第46号）第1条の規定による改正前のエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第2条第1項に規定するエネルギーをいう。以下同じ。）の使用に伴って排出される二酸化炭素（以下「特定温室効果ガス」という。）の量（以下「特定温室効果ガス排出量」という。）の把握を行うこと。

(イ) 特定温室効果ガス排出量の算定方法

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）及び特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年経済産業省・環境省令第3号）に準じた方法により行うこと。

(ロ) 特定温室効果ガス排出量を把握する範囲

規則第89条第1項第1号及び第2号に該当する者（以下「第1号及び第2号該当事業者」という。）は、特定温室効果ガス排出量を算定する期間における市内に設置する全ての事業所（連鎖化事業者（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第19条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）については、当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が市内に設置している当該連鎖化事業に係る全ての事業所を含む。以下「事業所等」という。）に係る特定温室効果ガス排出量及びその量を合算した量を把握すること。

また、規則第89条第1項第3号に該当する者（以下「第3号該当事業者」という。）は、特定温室効果ガス排出量を算定する期間における市内に使用の本拠を有する事業の用に供する自動車に係る特定温室効果ガス排出量及びその量を合算した量を把握すること。

イ その他ガスの排出量の把握

廃棄物の焼却等に伴い排出される非化石燃料起源の二酸化炭素、重油などの燃料の燃焼に伴い付随的に発生するメタンや一酸化二窒素等、特定の事業活動に伴い排出される特定温室効果ガス以外の温室効果ガス（以下「その他ガス」という。）の量について、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第7条第1項第2号から第8号までの規定に準じて把握を行うこと。

(4) 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標の設定等

ア 削減目標の設定

上記(3)ア(イ)でそれぞれ規定する範囲から排出される特定温室効果ガスを合算した量（ただし、事業所等において自ら生成した熱又は電気をエネルギー管理権原の異なる他人へ供給（熱又は電気の供給を主たる事業としないものであって、市長が適当と認めたものに限る。以下「外部供給」という。）している場合については、その外部供給した熱又は電気に相当する特定温室効果ガス排出量を減じたもの。以下「排出量」という。）について、計画期間の初年度の前年度（以下「基準年度」という。）における排出量（以下「基準排出量」という。）に対する削減目標として、計画期間の最終年度（以下「目標年度」という。）における定量的な排出量（以下「目標排出量」という。）を設定すること。

なお、削減目標の設定は、基準排出量から目標排出量を減じた量を基準排出量で除した値（以下「目標削減率」という。）が正となるよう努めること。

また、排出量には、当該年度におけるエネルギーの種類ごとの二酸化炭素排出係数（電気事業者から供給された電気にあつては基礎排出係数）を使用し、算定した排出量（以下「基礎排出量」という。）と当該年度におけるエネルギーの種類ごとの二酸化炭素排出係数（電気事業者から供給された電気にあつては調整後排出係数）を使用し算定した値から、自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの削減が困難な部分の量について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減量又は吸収量等（以下「クレジット」という。）を差し引いた排出量（以下「調整後排出量」という。）があり、それぞれについて目標排出量を設定すること。

イ 排出原単位による削減目標の設定

削減目標の設定に当たって、事業活動の状況により目標削減率を正とすることが困難な場合は、特定温室効果ガス排出原単位（基礎排出量を原単位の指標（生産数量、建物延床面積、走行距離又は輸送量その他の当該排出量と密接な関係を持つ値をいう。）で除した値。以下「排出原単位」という。）の基準年度における排出原単位（以下「基準原単位」という。）に対する削減目標として、目標年度における定量的な排出原単位（以下「目標原単位」という。）を設定すること。

なお、原単位削減目標の設定は、基準原単位から目標原単位を減じた量を基準原単位で除した値（以下「目標原単位削減率」という。）が正となるよう努めること。

また、上記(3)ア(イ)で規定する範囲全体としての目標原単位の設定が困難な場合には、日本標準産業分類（統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（平成25年総務省告示第405号））に定める事業分類ごとに定めた目標原単位の対基準原単位比の寄与度の合計値を用いる方法をもって目標原単位とすることができる。

ウ 一定規模以上の量の特定温室効果ガスを排出する事業所等における削減目標の設定

第1号及び第2号該当事業者は、基準年度における市内に設置している事業所等に係る原油換算エネルギー使用量が1,500キロリットルを超える場合にあっては、当該事業所等ごとに削減目標の設定を上記アに準じて設定すること。

エ その他ガス排出量の削減目標の設定

その他ガスを排出する地球温暖化対策事業者は、その排出量についての定量的な削減目標を設定するように努めること。

(5) 任意提出事業者の扱い

原則として上記(1)から(4)までに準ずること。

4 温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置

地球温暖化対策事業者は、自らが設定した削減目標を達成するため、設備の状況等に応じた温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置を講ずること。

(1) 特定温室効果ガスの排出の抑制に係る対策

以下の区分ごとに別に定める特定温室効果ガスの排出の抑制に係る対策の実施状況点検票等に掲げる対策の実施に努めること。

ア 基本対策及び重点対策

設備等の管理運用方法及び運転方法の改善、一定規模以上の初期投資を要しない設備等の改修及び更新等、エネルギーの使用を抑制する基礎的かつ日常的な対策をいう。基本対策のうち特に重要な対策を重点対策とし、別表1に規定する。

イ 目標対策

設備等の更新、効率的な運用を図るための大規模な設備導入及び高効率設備の導入等、一定規模以上の初期投資を要する対策をいう。

(2) 特定温室効果ガスの排出の抑制に係る対策の検討及び実施

基本対策の実施に加え、温室効果ガスの排出の抑制の効果、設備等の更新時期及び採算性等を勘案しながら目標対策の検討を行い、その実施に努めること。特に、重点対策については、計画期間内に全て実施するよう努めること。

また、近隣への環境配慮がより求められる都市域としての本市の地域特性に鑑み、太陽熱利用設備及び太陽光発電設備（ただし、日照が多くあり、周辺環境や設置に当たっての保守管理を勘案して有効に利用

できる場合に限る。）、及び温室効果ガスの排出の抑制に著しく寄与する機械器具（平成21年神奈川県告示第549号（4を除く）。以下同じ。）の導入に向けて積極的に検討を行い、その実施に努めること。

さらに、次世代自動車（電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池自動車をいう。以下同じ。）の導入に向けて積極的に検討を行い、その実施に努めること。

(3) 低炭素電気の調達

事業活動において電気を使用する場合、条例第146条の5で定める低炭素電気を積極的に利用するよう努めること。

(4) カーボン・オフセットの推進

クレジットを購入することにより、又は他の場所において温室効果ガスの排出削減や吸収源としての森林整備などの促進を目的としたプロジェクトを実施すること等により、その量の全部又は一部を埋め合わせていくことについて、積極的に取り組むよう努めること。

(5) その他ガスの排出の抑制に係る対策

その他ガスを排出する地球温暖化対策事業者は、排出するその他ガスの量の削減に向けて技術的に実施可能な対策等の検討を行い、その実施に努めること。

(6) その他の地球温暖化を防止する対策

自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの直接の削減にはつながらなくとも、他の事業者や市民における温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する以下に規定する対策についても積極的に取り組むよう努めること。

ア 水道及び工業用水道の使用並びに公共下水道への排水の量の削減に係る対策

イ 廃棄物の排出量の把握及び削減に係る対策

ウ 貨物等の運搬等のために他者の自動車を利用している場合の対策

エ 従業員の自動車利用から公共交通機関への誘導策等、公共交通機関の利用促進に関する対策

オ 地域における環境教育の実践

カ 市域の緑地保全に関する取組

キ 省エネ型商品又はサービスの開発等、自らの事業活動の特性を活かした対策

ク その他地球温暖化を防止する対策

(7) 任意提出事業者の扱い

原則として上記(1)から(6)までに準ずること。

5 地球温暖化対策計画の作成等

地球温暖化対策事業者は、本指針3及び4、並びに別に規定する地球温暖化対策計画書等作成マニュアル（以下「作成マニュアル」という。）に基づき地球温暖化対策計画を作成するとともに、その内容を地球温暖化対策計画書（以下「計画書」という。）に記載し、計画期間の初年度の7月末日までに、地球温暖化対策計画書提出書を添えて市長に提出すること。

(1) 計画書に記載する事項

地球温暖化対策計画書の総括票（以下「計画書（総）」という。）に下記アに掲げる事項を記載すること。また、基準年度において原油換算エネルギー使用量が500キロリットルを超える事業所等を設置している第1号及び第2号該当事業者は、地球温暖化対策計画書の個別票（以下「計画書（個）」という。）に下記イに掲げる事項を当該事業所等ごとに記載すること。

ア 計画書（総）

(ア) 地球温暖化対策事業者等の概要

(イ) 計画期間

(ウ) 温室効果ガスの排出の抑制等を図るための基本方針

(エ) 公表の方法

(オ) 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標等

(カ) クレジットに関する取組状況

(キ) 設備の新設、更新等の計画

(ク) 次世代自動車の導入状況及び計画

(ケ) 重点対策の実施状況及び計画

イ 計画書（個）

(ア) 事業所等の概要

(イ) 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標等

(2) 計画書の提出に係るその他の必要な事項

特定温室効果ガス排出量の算定根拠、その他計画書に記載された内容を確認するうえで市長が必要とする資料を計画書に添付して提出すること。

(3) 任意提出事業者の扱い

原則として上記(1)及び(2)に準ずること。

6 地球温暖化を防止する対策の実施の状況の確認等

(1) 計画期間中の確認

地球温暖化対策事業者は、計画期間中においては、実施年度における排出量（目標原単位を設定している者については、排出原単位を含む。以下、目標年度についても同じ。）の状況、温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置の実施の状況を把握すること。また、地球温暖化を防止する対策の実施の状況についての点検及び評価を行い、当該計画に定めた温室効果ガスの排出の抑制に係る目標の達成等が可能となるよう、必要に応じ、措置の内容の見直しを行うこと。

(2) 計画期間終了時の確認

地球温暖化対策事業者は、計画期間が終了したときは、目標年度における排出量を算定し、温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置の結果をまとめ、温室効果ガスの排出の抑制に係る目標の達成状況等について確認を行うとともに、目標の達成又は未達成の要因を明らかにすること。

(3) 地球温暖化対策実施状況報告書の作成等

地球温暖化対策事業者は、本指針5及び6、並びに作成マニュアルに基づき、地球温暖化を防止する対策の実施の状況を実施年度ごとに地球温暖化対策実施状況報告書（以下「報告書」という。）に記載し、当該実施年度の翌年度の7月末日までに、地球温暖化対策実施状況報告書提出書を添えて市長に提出すること。

報告書に記載する事項は、地球温暖化対策実施状況報告書の総括票（以下「報告書（総）」という。）については、下記アに掲げる事項とする。また、当該実施年度において原油換算エネルギー使用量が500キロリットルを超える事業所等を設置している第1号及び第2号該当事業者は、地球温暖化対策実施状況報告書の個別票（以下「報告書（個）」という。）に下記イに掲げる事項を当該事業所等ごと記載すること。

ア 報告書（総）

(ア) 地球温暖化対策事業者等の概要

(イ) 計画期間及び実施年度

(ウ) 公表の方法

(エ) 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標等の状況

(オ) クレジットに関する取組状況

(カ) 再生可能エネルギー利用設備の稼働状況

(キ) 次世代自動車の導入状況

(ク) 重点対策の実施状況

(ケ) 自主的な温室効果ガス排出削減対策の実施状況

(コ) その他の地球温暖化を防止する対策の実施状況

イ 報告書（個）

(ア) 事業所等の概要

(イ) 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標等の状況

(4) 報告書の提出に係るその他の必要な事項

地球温暖化対策事業者は、特定温室効果ガス排出量の算定根拠、その他報告書に記載された内容を確認するうえで市長が必要とする資料を報告書に添付して提出すること。

(5) 任意提出事業者の扱い

原則として上記(1)から(4)までに準ずること。

7 公表

(1) 地球温暖化対策事業者による公表事項

規則第89条第6項第1号及び第2号に規定する地球温暖化対策事業者が公表しなければならない事項は、

地球温暖化対策計画については、計画書（総）及び計画書（個）の内容とする。また、実施の状況の報告については、報告書（総）及び報告書（個）の内容とする。

(2) 市長による公表事項

規則第89条第9項及び第89条の4に規定する地球温暖化対策事業者及び任意提出事業者から提出された地球温暖化対策計画等について市長が公表する事項は、地球温暖化対策計画については、計画書（総）の内容とする。また、実施の状況の報告については、報告書（総）の内容とする。

8 評価

(1) 評価対象

条例第144条の2第1項及び第144条の4第3項の規定に基づく市長による評価は、地球温暖化対策計画については、計画書（総）の内容について行うこととする。また、地球温暖化を防止する対策の実施の状況の報告については、基準年度から目標年度までの実施の状況が記載された報告書（総）の内容について行うこととする。

(2) 評価項目

ア 地球温暖化対策計画への評価

- (ア) 削減目標の設定状況
- (イ) 重点対策の実施状況及び計画

イ 地球温暖化を防止する対策の実施の報告への評価

- (ア) 削減目標の達成状況
- (イ) 再生可能エネルギー利用設備の稼働状況
- (ウ) 次世代自動車の導入状況
- (エ) 重点対策の実施状況
- (オ) 自主的な温室効果ガス排出削減対策の実施状況
- (カ) その他の地球温暖化を防止する対策の実施状況

(3) 評価基準

市長は、地球温暖化対策計画については意欲的な内容であるか、地球温暖化対策の実施の状況については着実かつ積極的であるか、という視点で、評価項目ごとに極めて優良（以下「AA」という。）、優良（以下「A」という。）、良（以下「B」という。）及び評価なし（以下「-」という。）による基準を設定する。

ア 地球温暖化対策計画への評価

(ア) 削減目標の設定状況

aからcまでの評価は、基礎排出量及び調整後排出量のそれぞれについて行う。

- a 目標削減率が正となる場合には、「A」とする。
- b 上記aの基準を満たすうち、極めて優良と認められる場合には、「AA」とする。
- c 上記aからbまでの基準に満たない場合には、「-」とする。
- d 目標原単位削減率が正となる場合には、「A（原単位）」とする。
- e 上記dの基準に満たない場合には、「-」とする。

(イ) 重点対策の実施状況及び計画

- a 該当する全ての重点対策において、対策状況が設定済、整備済、実施済又は計画期間内に取組予定があるとしている場合には、「A」とする。
- b 上記aの基準に満たない場合には、「-」とする。

イ 地球温暖化を防止する対策の実施の状況の報告への評価

(ア) 削減目標の達成状況

aからdまでの評価は、基礎排出量及び調整後排出量のそれぞれについて行う。

- a 目標年度の削減率（基準排出量から当該年度の排出量を減じた量を基準排出量で除した値をいう。以下同じ。）又は3年間の削減率の平均値が目標削減率を上回る又は等しい場合には、「A」とする。
この項目の評価対象は、上記ア(ア)の評価が「AA」又は「A」となった事業者に限る。
- b 上記aの基準を満たすうち、極めて優良と認められる場合には、「AA」とする。
- c 上記aからbまでの基準に満たない場合で、かつ、目標年度の削減率又は3年間の削減率の平均値が正の場合には、「B」とする。
- d 上記aからcまでの基準に満たない場合には、「-」とする。

- e 目標年度の原単位削減率（基準原単位から当該年度の排出原単位を減じた量を基準原単位で除した値をいう。以下同じ。）が目標原単位削減率を上回る又は等しい場合には、「A（原単位）」とする。この項目の評価対象は、上記ア(ア)の評価が「A（原単位）」となった事業者に限る。
 - f 上記eの基準に満たない場合で、かつ、目標年度の原単位削減率が正の場合には、「B（原単位）」とする。
 - g 上記eからfまでの基準に満たない場合には、「－」とする。
 - (イ) 再生可能エネルギー利用設備の稼働状況
 - a 太陽熱利用設備及び太陽光発電設備などの再生可能エネルギー利用設備を導入している場合であって、優良と認められる場合には、「A」とする。b 上記aの基準に満たない場合には、「－」とする。
 - (ウ) 次世代自動車の導入状況
 - a 次世代自動車を導入している場合であって、優良と認められる場合には、「A」とする。
 - b 上記aの基準に満たない場合には、「－」とする。
 - (エ) 重点対策の実施状況
 - a 該当する全ての重点対策における対策状況が設定済、整備済又は実施済の場合には、「A」とする。
 - b 上記aの基準に満たない場合で、該当する重点対策における対策状況の項目数の80%が設定済、整備済又は実施済かつ、残りが一部設定済、一部整備済又は一部実施済の場合には、「B」とする。
 - c 上記aからbまでの基準に満たない場合には、「－」とする。
 - (オ) 自主的な温室効果ガス排出削減対策の実施状況
 - a 自主的な温室効果ガス排出削減対策の実施状況が優良と認められる場合には、「A」とする。
 - b 上記aの基準に満たない場合には、「－」とする。
 - (カ) その他の地球温暖化を防止する対策の取組状況
 - a 本指針4(5)に規定する対策を実施している場合であって、市が実施する地球温暖化を防止する対策に関する施策との連携や、他の事業者の模範となる対策を実施するなど、優良と認められる場合には、「A」とする。
 - b 上記aの基準に満たない場合には、「－」とする。
- (4) 評価結果の通知
- 市長は、上記(1)、(2)及び(3)に基づき実施した評価結果を、条例第144条の2第2項の規定に定めるところにより地球温暖化対策評価結果通知書に記載し、当該事業者へ通知する。
- (5) 評価結果の公表
- 市長は、条例第144条の2第3項及び第144条の4第3項の規定に基づき、専門的知識を有する者の意見を聴いたうえで、各評価項目において評価結果が「AA」又は「A」となった者について、項目ごとに公表する。

9 表彰

市長は、条例第144条の2第4項及び第144条の4第3項の規定に基づき、相対的に多くの項目での評価が「AA」又は「A」となった者、又は自主的な温室効果ガス排出削減対策の効果が優良と認められる者について、立入検査等により適正な実施状況を確認できる場合は、専門的知識を有する者の意見を聴いたうえで、特に優秀であると認め、表彰することができる。

10 非該当の手続等

(1) 非該当の考え方

地球温暖化対策事業者は、地球温暖化対策計画の計画期間の初年度及び二年度目において、規則第89条第1項第1号から第3号までに規定する条件を満たさなくなった場合においても、計画期間内に限り作成した計画を目標年度まで推進すること。

目標年度における事業活動の状況が、規則第89条第1項第1号から第3号までの規定に該当しない場合には、目標年度の翌年度を新たな計画期間の初年度とする地球温暖化対策計画の作成等は要しない。この場合には、任意提出事業者として継続的に地球温暖化対策計画を作成するよう努めること。

ただし、計画期間中において事業活動の全部廃止等により、計画の推進が困難である者については、その事由が判明した時点において本市と協議を行い、市長が適当であると認めたことをもって非該当とする。

(2) 非該当の届出

地球温暖化対策事業者に該当しなくなった者は、規則第89条の3に規定する事項を地球温暖化対策事業者非該当届出書に記載し、市長に届け出ること。

非該当の届出は、目標年度において地球温暖化対策事業者に該当しないことが明らかになった場合には、翌年度における報告書の提出と同時に、また、計画の推進が困難であるとして市長が認めた場合には、その時点において速やかに市長に届け出ること。

11 指導及び助言

市長は、地球温暖化対策事業者及び任意提出事業者に対し、条例第145条第1項の規定に基づき、温室効果ガスの排出状況の把握、本指針その他で定める地球温暖化を防止する対策の実施、並びに地球温暖化対策計画の作成及び実施等について、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

また、温室効果ガスの排出の抑制等に関する研修会を実施するなど、地球温暖化対策事業者等が地球温暖化を防止する対策を実施するための支援を行うものとする。

12 立入検査

市長は、地球温暖化対策事業者及び任意提出事業者が作成する地球温暖化対策計画の内容及びその実施状況の確認をはじめ、評価又は表彰を行うに当たっての公平性及客観性を確保するための確認等、必要な限度において、条例第154条第1項の規定に基づき、市職員に立入検査をさせるものとする。

13 勧告

市長は、地球温暖化対策事業者が計画書及び報告書を提出しなかったとき、又は計画書及び報告書を公表しなかったときは、条例第145条第2項の規定に基づき、当該地球温暖化対策事業者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。また、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、条例第156条の規定に基づき当該勧告を受けた地球温暖化対策事業者に意見を述べる機会を与え、その旨を公表することができる。

別表1 重点対策

対象	番号	名称	実施の判断基準
第1号及び第2号該当事業者	1	推進体制の整備	① 本社等が中心となり、支店等と連携して、地球温暖化対策を推進する管理体制を整備している。 ② ①の体制に基づき、定期的に地球温暖化対策に関する計画立案、進捗確認等の会議等を実施している。
	2	エネルギー使用量の把握	① エネルギー種類別（電力、ガス、蒸気、圧縮空気等）の使用量の記録、保管等についての管理基準を設定している。 ② ①の情報を元に、現状把握、過去との比較検証を実施している。
	3	事務用機器の管理	① 事務用機器（パーソナルコンピュータ、プリンタ、コピー機、ファクシミリ等）の待機電力削減の取組、省エネモード設定等についての管理基準を設定している。 ② 管理基準に基づいた運用を実施している。
	4	受変電設備の力率の管理	① 受電端における力率は、95 パーセント以上とすることを基準として進相コンデンサ等を制御するように管理基準を設定している。 ② 管理基準に基づいた運用を実施している。
	5	照明設備の管理	① 事業活動に適した点灯時間、点灯エリア、照度等についての管理基準を設定している。 ② 管理基準に基づいた運用を実施している。
	6	空調設備の管理	① 空調を施す区画を限定し、外気条件変動等に応じた設備の運転時間、室温、湿度等についての管理基準を設定している。 ② 管理基準に基づいた運用を実施している。
	7	空調用冷凍機の管理	① 外気条件変動等に応じた冷却水温度や圧力等についての管理基準を設定している。 ② 管理基準に基づいた運用を実施している。
	8	換気設備の管理	① 換気を施す区画を限定し、外気条件変動等に応じた換気量、運転時間等についての管理基準を設定している。 ② 管理基準に基づいた運用を実施している。
	9	フィルターの清掃	① 空調設備、換気設備のフィルターの点検、清掃についての管理基準を設定している。 ② 管理基準に基づいた運用を実施している。
	10	ボイラーの管理	① 過剰な蒸気の供給及び燃料の供給をなくし適正に運転するため、蒸気の圧力、温度及び運転時間についての管理基準を設定している。 ② 管理基準に基づいた運用を実施している。
	11	蒸気配管等の管理	① ボイラー設備の配管、バルブ等の保温及び断熱の維持、蒸気の漏えい、詰まりの防止等についての管理基準を設定している。 ② 管理基準に基づいた運用を実施している。
	12	燃焼設備の空気比管理	① 燃焼設備及び使用する燃料の種類に応じて、排出ガスにおける空気比の値が基準空気比以下になるような、空気比についての管理基準を設定している。 ② 管理基準に基づいた運用を実施している。

	13	ポンプ、ファン、ブロワー及びコンプレッサの負荷に応じた運転管理	① 使用端圧力及び吐出量を把握し、負荷に応じた運転台数制御、回転数制御等についての管理基準を設定している。 ② 管理基準に基づいた運用を実施している。
第3号該当事業者	14	推進体制の整備	① 本社等が中心となり、支店等と連携して、地球温暖化対策を推進する管理体制を整備している。 ② ①の体制に基づき、定期的に地球温暖化対策に関する計画立案、進捗確認等の会議等を実施している。
	15	自動車の適正な使用管理	① 目的地までの燃料消費量、所要時間等を考慮した効率的な走行ルート等の情報を運転者に伝える仕組みを整備している。 ② ①の仕組みを活用した運用を実施している。
	16	エネルギー使用量等に関するデータの管理	① 自動車ごとの走行距離、エネルギー消費量等のデータの定期的な記録等についての管理基準を設定している。 ② ①の情報を活用した運用を実施している。
	17	エコドライブ推進体制の整備	① エコドライブ推進に関する責任者を設置し、エコドライブの実施及びエコドライブ講習等についての管理基準を設定している。 ② 管理基準に基づいた運用を実施している。
	18	自動車の適正な維持管理	① 日常の点検・整備に係る責任者を設置し、点検、整備及び点検・整備に必要な知識や技術を習得するための研修等についての管理基準を設定している。 ② 管理基準に基づいた運用を実施している。

備考

- 1 番号12の基準空気比とは、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成21年経済産業省告示第66号）の別表第1（A）に規定するものをいう。

生活騒音防止に関する配慮すべき指針

改正施行 平成31年4月1日

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年横浜市条例第58号。以下「条例」という。）第147条の規定により、生活騒音防止に関する配慮すべき指針を次のとおり定める。

市民は、日常生活に伴って発生する騒音を防止し、地域の快適な生活環境の保全のため、必要に応じて次のような配慮等を行なうとともに、地域における生活騒音防止のルール作りに努めるものとする。

また、生活騒音の問題が生じた時は、相互の理解を深めつつ、当事者同士の話し合いにより解決に努めるものとする。

市長は、市民自らの配慮と地域での相互協力が円滑に促進されるよう、必要な支援を行なうものとする。

1 家庭用機器

ルームエアコンディショナー、電気洗濯機、電気掃除機、家庭用給湯器等の家庭用機器は、日常の手入れ・定期点検を行なうよう努める。特にルームエアコンディショナー室外機、家庭用給湯器等屋外に設置する家庭用機器は、低騒音型の機器を選定するよう努め、また隣家から可能な限り離して設置し、場合によっては防音壁を設置する等の配慮をする。

2 音響機器

ピアノ、ステレオセット、カラオケセット等の音響機器の使用は、音量の調整及びヘッドホン等の使用により極力音が外部に漏れないよう努め、演奏時間や使用時間にも注意を払う等の配慮をする。

3 その他

- (1) 自動車のアイドリングは最小限にとどめ、早朝や深夜のアイドリングは極力行わない。
- (2) 集合住宅においてフローリングを施工する場合、床材は防音効果の高い材質を使用し、適切な方法により施工するよう努める。
- (3) 人声、ペットその他市民生活に関わって発生する音について近隣に配慮する。

4 防止指針値

生活騒音を防止するため、1及び2の目安となる指針値は横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第38条に準じるものとして、別表に定める。

別表1 家庭用機器・音響機器騒音防止の目安となる指針値（単位：dB）

時 間 地 域	昼 間	朝 (午前6時から 午前8時まで) 夕 (午後6時から 午後11時まで)	夜 間
	(午前8時から 午後6時まで)		(午後11時から 午前6時まで)
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	50	45	40
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 その他の地域	55	50	45

近隣商業地域 商業地域	65	60	50
工業地域	70	65	55

- 備考
- 1 家庭用機器とは、ルームエアコンディショナー、換気扇等の空調機器類、給湯機器類、電気洗濯機、乾燥機、電気掃除機等の家事用機器類等をいう。
 - 2 音響機器とは、ステレオセット、カラオケセット等の音響機器類及びピアノ、電子オルガン等の楽器類をいう。
 - 3 騒音の測定地点は、騒音を受ける者が居住する住居等の敷地の境界線とする。
 - 4 騒音の測定方法は、規則第38条に定める別表第13に定める方法に準ずるものとする。

土地の形質の変更に伴う公害の防止に関する指針

平成 24 年 9 月 25 日 横浜市告示第 526 号
最近改正 令和 3 年 7 月 21 日 横浜市告示第 456 号
(改正施行 令和 3 年 10 月 1 日)

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号。以下「条例」という。）第 62 条の 2 の規定により、土地の形質の変更に伴う公害の防止に関する指針を次のとおり定め、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

1 用語の定義

本指針において、次に掲げる用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 汚染された土地

次のいずれかに該当するものをいう。

ア 特定有害物質（条例第 2 条第 17 号に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）による汚染状態が横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成 15 年 3 月横浜市規則第 17 号。以下「条例規則」という。）第 59 条の 16 第 1 項又は第 2 項の基準に適合しない土壌が存在する土地（条例第 66 条第 1 項に規定する要措置区域、条例第 67 条第 1 項に規定する形質変更時要届出区域及び条例第 68 条第 1 項に規定する条例要措置区域等を除く。）

イ ダイオキシソ類（ダイオキシソ類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項に規定するダイオキシソ類をいう。以下同じ。）による汚染状態が条例規則第 60 条の 4 の基準に適合しない土壌が存在する土地

(2) 汚染土壌

次のいずれかに該当するものをいう。

ア 汚染された土地の土壌

イ 汚染された土地から搬出された土壌

2 汚染された土地の所有者等による情報の提供等

汚染された土地の所有者、管理者又は占有者は、次の事項の実施に努めるものとする。

(1) 汚染された土地を譲渡し、貸与し、又は返還しようとするときは、その譲渡し、貸与し、又は返還しようとする相手方に対し、当該汚染された土地の汚染状態に関する情報を提供すること。ただし、汚染された土地が条例第 70 条第 2 項に規定するダイオキシソ類管理対象地（以下「ダイオキシソ類管理対象地」という。）である場合は、同項又は条例第 70 条の 6 第 2 項の規定によること。

(2) 汚染された土地で公害を防止する措置が講じられている場合は、当該措置が講じられた状態を維持すること（当該措置に代わるものが新たに講じられる場合を除く。）。

(3) 汚染された土地で公害を防止する措置が講じられている場合において、当該汚染された土地を譲渡し、貸与し、又は返還しようとするときは、その譲渡し、貸与し、又は返還しようとする相手方に対し、当該措置に関する情報を提供すること。ただし、汚染された土地がダイオキシソ類管理対象地である場合で、条例第 70 条の 3 第 3 項の規定による措置が講じられているときは、条例第 70 条の 6 第 2 項の規定によること。

3 汚染された土地の形質の変更に伴う公害の防止等

汚染された土地の形質の変更を行おうとする者は、次の事項の実施に努めるものとする。

(1) 当該変更起因して生ずる公害を防止するために必要な計画その他の事項について、当該汚染された土地の周辺の住民等に周知すること。ただし、汚染された土地がダイオキシソ類管理対象地である場合は、条例第 70 条の 4 の規定によること。

(2) 汚染土壌の運搬又は処理を他人に委託する場合は、当該運搬又は処理が適正に行われるために必要な措置を講ずること。

4 汚染土壌の運搬に伴う公害の防止

汚染土壌を運搬する者は、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

(1) 特定有害物質若しくはダイオキシソ類又はこれらを含む固体若しくは液体の飛散、揮散、流出又は地下

への浸透を防止するために必要な措置を講ずること。

- (2) 汚染土壌とその他の物を混載する場合は、運搬の過程において、汚染土壌とその他の物を混合しないこと。
- (3) 異なる汚染された土地から搬出された汚染土壌を混載する場合は、汚染された土地ごとに区分して運搬すること（当該汚染土壌を一の施設において処理する場合を除く。）。

5 汚染土壌の処理に伴う公害の防止

汚染土壌の処理を行う者は、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

- (1) 処理する汚染土壌の特定有害物質又はダイオキシン類による汚染状態に照らして適切と認められる方法により処理を行うこと。
- (2) 特定有害物質若しくはダイオキシン類又はこれらを含む固体若しくは液体の飛散、揮散、流出又は地下への浸透を防止するために必要な措置を講ずること。
- (3) 処理した汚染土壌を搬出する場合は、あらかじめ、当該処理した汚染土壌が条例規則第 57 条の基準に適合するものであることを確認すること（当該処理した汚染土壌の処理を他人に委託するために搬出する場合を除く。）。
- (4) 汚染土壌の処理を業として行う場合は、当該処理を行う土地の周辺における汚染土壌の運搬の用に供する自動車その他の車両による公害の発生を防止すること。

汚染土壌処理業許可申請前対策指針

平成 24 年 9 月 25 日 横浜市告示第 527 号

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号）第 69 条の 7 の規定により、汚染土壌処理業許可申請前対策指針を次のとおり定め、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

1 目的

汚染土壌処理業許可申請前対策指針（以下「指針」という。）は、横浜市生活環境の保全等に関する条例第 69 条の 7 の規定に基づき、土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 22 条第 1 項又は第 23 条第 1 項の許可を受けようとする者に対して、生活環境の保全に対する一層の配慮を求めるとともに、周辺住民の理解を得た円滑な事業の実施を促すことを目的とする。

2 定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 汚染土壌 法第 16 条第 1 項に規定する土壌をいう。
- (2) 汚染土壌処理施設 法第 22 条第 1 項に規定する汚染土壌の処理の事業の用に供する施設をいう。
- (3) 処理施設等 汚染土壌処理施設及び当該施設に付帯する設備をいう。
- (4) 事業計画者 法第 22 条第 1 項又は法第 23 条第 1 項に基づく許可を受けようとする者をいう。
- (5) 設置基準 別表 1 に掲げる基準をいう。

3 事前手続

(1) 事前調整

事業計画者は、法第 22 条第 2 項又は法第 23 条第 1 項に基づく許可を申請しようとするときは、あらかじめ市長と事前調整を行うものとする。

(2) 事業計画書の提出

前号の事前調整を行う者は、次に掲げる事項を記載した事業計画書を市長に提出するものとする。

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- イ 汚染土壌処理施設の設置の場所
- ウ 汚染土壌処理施設の種類、構造及び処理能力
- エ 汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態
- オ その他市長が特に必要と認める事項

- (3) 事業計画者は、事前調整の内容を尊重し、必要な措置を講じた上で、法第 22 条第 1 項又は第 23 条第 1 項の許可の申請を行うものとする。

4 周知

- (1) 事業計画者は、許可の申請に係る事前調整を行うときは、当該事業計画について近隣住民の理解を求めため、別表 2 の周知基準に従い周知に努めるものとする。

- (2) 事業計画者は、周知を行ったときは、近隣住民からの意見及びその対応等の記録を記載した議事録（以下「説明会開催経過書」という。）を作成するとともに、次に掲げる事項を記載した周知結果報告書を市長に提出するものとする。

- ア 周知を行った範囲
- イ 周知の内容
- ウ 説明会開催経過書

- (3) 事業計画者は、近隣住民からの意見のうち、合理性のある意見については、当該事業計画に反映させるよう努めるものとする。

5 事前手続の省略

前 2 項の規定にかかわらず、当該事業計画について、第 4 項に規定する周知を実施する前に、他法令等に基づき同等の周知が行われたことが文書等で明らかな場合、その他市長が適当と認めた場合には、当該事前手続

の一部を省略することができる。

6 事業計画者への指導

市長は、事前調整の過程において必要と認めるときは、事業計画者に対し、設置基準及び周知基準に適合するように、提出された関係書類の変更その他講ずべき措置について指導するものとする。

7 事前調整の終了

市長は、事前調整において次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、事前調整を終了し、事前調整終了通知書により、事業計画者に通知するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が設置基準に適合していること。
- (2) 第4項による周知が適切に行われたこと。

8 事前調整の失効

事業計画者が、前項の規定による通知を受けてから1年を経過する日までに、許可の申請をしないときは、事前調整は失効するものとする。ただし、事業計画者の責めに帰することができない特別の事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

別表1（第2項第5号）

- 1 法に定める基準に適合していること。
- 2 汚染土壌処理施設が次の基準に適合していること。
 - (1) 浄化等処理施設及びセメント製造施設については、処理の方法が科学的かつ合理的な原理を有し、分解量、土壌への残留量、排水及び排ガス等への移行量など、特定有害物質の流れが合理的に説明できるものであること。
 - (2) 処理の対象とする特定有害物質の特性を十分考慮して施設が構成され、かつ、施設における処理の過程が合理的なものであること。
 - (3) 加熱により浄化を行う施設にあっては、浄化処理及び排ガス処理を行う上で重要な箇所に、温度を連続的に測定し、かつ、記録する設備が設けられていること。
 - (4) 埋立処理施設にあっては、埋立地からの保有水等の浸出による公共の水域及び地下水の汚染のおそれがないよう、保有水等を有効に集め速やかに排除できる集排水設備を設置していること。ただし、雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地については、この限りでない。
 - (5) 次の内容を含む管理規程を定めていること。
 - ア 日ごとの土壌処理量を記録し、一定期間保存すること。
 - イ 浄化処理した土壌の特定有害物質の検査結果を記録し、一定期間保存すること。
 - ウ 搬出物の種類及び搬出量について、その日量及び搬出先を記録し、一定期間保存すること。
 - エ 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置を記録し、一定期間保存すること。
 - オ 埋立処理施設については、残余の埋立容量について1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。
- 3 処理施設等を設置する場所は、当該事業に係る搬出入車両により付近住民の安全及び利便を阻害するおそれのないよう、搬出入の計画に見合った十分な幅員等を有する搬出入道路が確保できる場所であること。
- 4 処理施設等は、敷地内に定置して使用されること。
- 5 管理棟を設置していること。
- 6 次の措置を講じていること。
 - (1) 出入りする汚染土壌の運搬車両を適切に洗浄等するための措置
 - (2) 処理場内にみだりに人が立ち入らぬようにするための措置
- 7 公害関係及び土地の使用権原に関する他法令について、許可の見込みがあること。

別表2（第4項第1号）

周知範囲	次のいずれかに該当する土地の全てを含む範囲とする。 1 汚染土壌処理施設に係る敷地の境界から 100メートル以内の範囲内の土地（工業専用地域内のものを除く。）及び当該土地を包含する自治会の区域内の土地 2 汚染土壌と産業廃棄物の両方の施設を有する事業場の場合は、「横浜市産業廃棄物中間処理施設に関する基準（資源循環局制定）」により定められた周知範囲内の土地 3 上記のほか、影響が想定されるものとして事業者が定めた範囲内の土地
周知対象	周知範囲内に居住する者（工場又は事業場等を有する者を含む。）とする。
周知方法	説明会の開催又は個別説明によるものとする。
周知内容	次に掲げる内容とする。 1 汚染土壌の処理に関する計画の概要 2 汚染土壌の処理方法の概要 3 搬出入に関する計画の概要 4 環境保全対策の概要

低炭素電気の普及の促進に関する指針

施行 令和5年5月1日

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年横浜市条例第58号。以下「条例」という。）第146条の6の規定により、低炭素電気の普及の促進に関する指針を次のとおり定め、令和5年5月1日から施行する。

なお、低炭素電気の普及の促進に関する指針（平成31年横浜市告示第167号）は、廃止する。

1 総則

(1) 目的

この指針は、低炭素電気の普及の促進に係る措置に関する事項等を定めた計画（以下「低炭素電気普及促進計画」という。）の作成及びその実施状況の報告の方法等について定めるものである。

(2) 用語

この指針において使用する用語は、条例及び条例施行規則（平成15年横浜市規則第17号）において使用する用語の例による。

2 低炭素電気普及促進計画の作成及びその実施状況の報告

特定電気供給事業者は、下記に掲げる事項を記載した低炭素電気普及促進計画書兼報告書を別に規定するマニュアルに基づき作成し、低炭素電気普及促進計画書兼報告書提出書を添えて市長に提出すること。

(1) 特定電気供給事業者の概要

(2) 対象年度

(3) 低炭素電気の普及の促進のための基本方針

(4) 推進体制

(5) 低炭素電気普及促進計画書兼報告書の公表方法

(6) 電源構成の公表状況

(7) 電気需要者への低炭素電気の普及の促進に係る措置

(8) 電気の供給に伴い排出される1kWh当たりの二酸化炭素の量及び抑制計画

(9) 電気の供給に伴い排出される二酸化炭素の量

(10) 電気の調達実績

販売のために調達した電気量並びに再生可能エネルギーを利用した電気の調達量及び未利用エネルギーを利用した電気の調達量等を記載する。

(11) 調整後二酸化炭素排出量の算定に用いた国内認証排出削減量等

(12) 再生可能エネルギー・未利用エネルギーを利用した電気及び国内認証排出削減量等の調達の促進に係る取組の実施状況及び計画

(13) その他の低炭素電気の普及の促進に係る措置

3 公表

(1) 特定電気供給事業者による公表事項

条例施行規則第90条の6第3項に規定する特定電気供給事業者が公表する事項は、低炭素電気普及促進計画書兼報告書の内容とする。

(2) 市長による公表事項

条例施行規則第90条の6第4項に規定する特定電気供給事業者から提出された低炭素電気普及促進計画等について市長が公表する事項は、低炭素電気普及促進計画書兼報告書の内容とする。

指導基準等

指導基準等

小規模焼却炉等の排煙による大気汚染の防止に関する指導基準	202
小規模固定型内燃機関及びガスタービンの排煙による大気汚染の防止に関する指導基準	203
石綿排出作業による大気汚染の防止に関する指導基準	204
焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策指導基準	208
工事排水による公共用水域の水質汚濁の防止に関する指導基準	212
屋外作業に伴う騒音及び振動による公害の防止に関する指導基準	213
掘削作業による地盤沈下の防止に関する指導基準	215
小規模揚水施設に係る地下水の採取による地盤沈下の防止に関する指導基準	216
横浜市建築物環境性能表示基準	217
悪臭に関する評価方法	223
二酸化炭素排出量の算定方法	224
環境保全協定の締結の手続に関する実施細目	225

小規模焼却炉等の排煙による大気汚染の防止に関する指導基準

施行 平成15年4月1日

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年横浜市条例第58号。以下「条例」という。）第84条の規定により、特定小規模施設の排煙による大気汚染の防止に関して、小規模焼却炉等の排煙による大気汚染の防止に関する指導基準を次のとおり定める。

条例第83条に規定する特定小規模施設のうち小規模焼却炉等を設置する事業者は、当該施設の排煙による大気汚染の防止に努めるに当たり、次に定める基準を遵守するものとする。

1 小規模焼却炉等に係る設備基準は、次に定めるとおりとする。

設備基準	<p>(1) 一次燃焼室、助燃バーナーを備えた二次燃焼室、通風を調整できる設備又はこれらと同等以上の効果を有すると認められる方法を講じた設備を設置すること。</p> <p>(2) サイクロン又はこれと同等以上の機能を有する集じん装置を設置すること。また、プラスチック類を含むものを焼却する施設にあっては、排出ガス冷却装置も設置すること。</p> <p>(3) 炉内温度計及び集じん装置入口温度計並びにそれらの記録装置を設置すること（集じん装置入口温度計については、プラスチック類を含むものを焼却する設備に限る。）。</p> <p>(4) 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく焼却物を焼却できるものであること。</p> <p>(5) 外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的に焼却物を燃焼室に投入することができる供給装置が設けられていること（ガス化燃焼方式その他の構造上やむを得ないと認められる焼却設備の場合にあっては、この限りでない。）。</p>
------	--

2 小規模焼却炉等に係る管理基準は、次に定めるとおりとする。

管理基準	<p>(1) 焼却物の投入量を把握し、外気と遮断された状態で定量ずつ連続的に投入を行うこと（ガス化燃焼方式その他の構造上やむを得ないと認められる焼却設備の場合にあっては、この限りでない。）。</p> <p>(2) 二次燃焼室で 800℃以上に昇温した後に焼却物を投入、あるいは焼却物に着火すること。</p> <p>(3) 炉内温度、集じん装置入口温度を連続的に測定し、その結果を記録し、及びその測定結果を3年間保存すること（集じん装置入口温度の測定及び記録については、プラスチック類を含むものを焼却する設備に限る。）。</p> <p>(4) 焼却を停止するときは、焼却物が完全に燃焼するまで二次燃焼室を高温に保ち、排出ガス処理施設を停止することなく適正に管理すること。</p> <p>(5) 排出ガス処理施設に異常があれば速やかに焼却を停止すること。</p> <p>(6) 焼却中は常時運転管理者を置くこと。</p> <p>(7) 運転マニュアルを作成しこれに基づいて運転し、その状況の記録を3年間保存すること。</p>
------	--

3 小規模焼却炉等から排出されるダイオキシン類の排出濃度基準は、次に定めるとおりとする。

排出濃度基準	10ng-TEQ/m ³ N
--------	---------------------------

- 備考
- 1 設備基準及び管理基準が適用される施設は、動物火葬炉（移動式の動物火葬炉を含む。）及び移動式の廃棄物焼却炉とする。
 - 2 ダイオキシン類の排出濃度基準が適用される施設は、廃棄物焼却炉（移動式の廃棄物焼却炉及びダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第2項に規定する廃棄物焼却炉を除く。）とする。
 - 3 二次燃焼室は、燃焼ガスが800℃以上の状態で0.5秒間（一次燃焼室と合わせると1秒間）以上滞留できる容積・構造のものとする。
 - 4 排出ガス測定口を設置することとし、排出ガスを空気で希釈する場合にはその影響を受けない位置に設置すること。

小規模固定型内燃機関及びガスタービンの排煙による大気汚染の防止に関する指導基準

施行 平成15年4月1日
最近改正 令和2年3月25日
(改正施行 令和2年4月1日)

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年横浜市条例第58号。以下「条例」という。）第84条の規定により、特定小規模施設の排煙による大気汚染の防止に関して、小規模固定型内燃機関及びガスタービンの排煙による大気汚染の防止に関する指導基準を次のとおり定める。

条例第83条に規定する特定小規模施設のうち小規模固定型内燃機関及びガスタービンを設置する事業者は、当該施設から排出される排煙による大気汚染の防止に努めるに当たり、次に定める窒素酸化物の排出濃度基準を遵守するものとする。

窒素酸化物の排出濃度基準は、次に定めるとおりとする。

施設の種類及び規模	窒素酸化物の排出濃度基準（ppm）						標準酸素濃度（%）
	平成4年4月1日前に設置されたもの	平成4年4月1日以後平成6年4月1日前に設置されたもの	平成6年4月1日以後平成9年4月1日前に設置されたもの	平成9年4月1日以後平成15年4月1日前に設置されたもの	平成15年4月1日以後平成16年4月1日前に設置されたもの	平成16年4月1日以後に設置されたもの	
ディーゼルエンジンのうち燃料の重油換算燃焼能力が25L/h以上であるもの	190			110			13
ディーゼルエンジンのうち燃料の重油換算燃焼能力が25L/h未満であるもの	500			380			13
ガスエンジンのうち燃料の重油換算燃焼能力が10L/h以上であるもの			300				0
ガスエンジンのうち燃料の重油換算燃焼能力が10L/h未満であるガスヒートポンプ	—	800	500	300	200	100	0
ガスエンジンのうち燃料の重油換算燃焼能力が10L/h未満であるもの（ガスヒートポンプを除く。）	—	800	500		300		0
ガソリンエンジン			300				0
ガスタービン			70				16

- 備考 1 この排出濃度基準が適用される施設は、次に掲げる施設とする。ただし、非常用の施設を除く。
- (1) ディーゼルエンジン及びガスタービンのうち、燃料の重油換算燃焼能力が50L/h未満であるもので、原動機の定格出力が7.5kW以上であるもの
 - (2) ガスエンジン及びガソリンエンジンのうち、燃料の重油換算燃焼能力が35L/h未満であるもので、原動機の定格出力が7.5kW以上であるもの
- 2 ガスエンジンのうちガスヒートポンプの排出濃度基準については、規格B8627附属書Hに定めるNOx12モード値とする。
- 3 次に掲げる施設については、当分の間、排出濃度基準を適用しない。
- (1) 平成元年6月1日前に設置されたディーゼルエンジン及びガスエンジン
 - (2) 平成3年6月1日前に設置されたガソリンエンジン
 - (3) 平成4年4月1日前に設置された燃料の重油換算燃焼能力が10L/h未満のガスエンジン
- 4 燃料の燃焼能力の重油換算については、条例施行規則別表第1備考に定める方法によるものとする。

石綿排出作業による大気の汚染の防止に関する指導基準

施行 平成 15 年 4 月 1 日
最近改正 令和 3 年 7 月 21 日
(改正施行 令和 3 年 10 月 1 日)

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年横浜市条例第58号。以下「条例」という。）第90条の規定により、石綿排出作業による大気の汚染の防止に関する指導基準を次のとおり定める。

条例第89条に規定する石綿排出工事の発注者、元請業者若しくは下請負人又は自主施工者は、当該石綿排出工事における石綿排出作業による大気の汚染の防止に努めるに当たり、次に定める事項を遵守するものとする。

1 作業基準

石綿排出工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者は、横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成 15 年横浜市規則第 17 号。以下「条例施行規則」という。）第 70 条の 2 に規定する石綿排出作業を実施するに当たり、大気汚染防止法施行規則（昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号。以下「法施行規則」という。）第 16 条の 4 に規定する作業基準（以下「法作業基準」という。）を遵守するほか、次に掲げる事項を遵守すること。

1	条例施行規則第70条の2第3号に規定する石綿布に係る作業	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている石綿含有建築材料の除去、囲い込み又は封じ込め（以下「除去等」という。）を行うか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。ただし、石綿含有建築材料の囲い込み又は封じ込めを行うに当たっては、当該石綿含有建築材料の劣化状態を確認し、劣化が著しい場合は、当該石綿含有建築材料を除去すること。 (1) 石綿含有建築材料の除去等を行う場所（以下「作業場」という。）をシート等で事前に養生し、密閉性を確保すること。 (2) 除去等を行う石綿含有建築材料を薬液により湿潤化すること。 (3) 石綿含有建築材料の除去等の後、養生を解くに当たっては、作業場内の清掃その他の石綿の飛散を抑制するための処理を行うこと。
2	条例施行規則第70条の2第4号に規定する石綿含有セメント建材に係る作業	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている石綿含有建築材料の除去を行うか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 (1) 作業の対象となる建築物等の周囲をパネルやシート等により養生する等、飛散防止のための適切な措置を講ずること。 (2) 除去する石綿含有建築材料を薬液等により湿潤化すること。 (3) 石綿含有建築材料を切断、破碎等することなくそのまま建築物等から取り外す等、適切な方法による作業を行うこと。 (4) 石綿含有建築材料のうち、石綿を含有するけい酸カルシウム板第1種にあつては、切断、破碎等することなくそのまま建築物等から取り外すことにより除去することが技術上著しく困難なとき又は建築物等を改造し、若しくは補修する作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、石綿含有建築材料（石綿を含有するけい酸カルシウム板第1種）の除去を行う部分の周辺を事前にシート等で養生すること。 (5) 石綿含有建築材料の除去後、作業場内を清掃すること。また、(4)の養生を行ったときは、当該養生を解くに当たっては、作業場内の清掃その他の石綿の飛散を抑制するための処理を行うこと。 (6) 取り外した石綿含有建築材料は、飛散防止のための適切な措置を講じて一時保管場所に集積すること。

3	<p>条例施行規則第70条の2第5号に規定する作業のうち石綿を含有する仕上塗材に係るもの</p>	<p>法作業基準のほか、次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている石綿含有建築材料の除去を行うか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>(1) 電気グラインダーその他の電動工具を用いて石綿含有建築材料を除去する場合（集じん装置付きのものを用いる場合を除く。）は、石綿含有建築材料の除去を行う部分の周辺を事前にシート等で養生し、密閉性を確保すること。</p> <p>(2) 高圧水洗工法で石綿含有建築材料を除去する場合は、集じん装置付き高圧水洗工法とするか、作業場を事前にシート等で養生し密閉性を確保するとともに、廃水が流出及び地下浸透しないよう適切な措置を講ずること。なお、集じん装置付き高圧水洗工法で除去するときは、廃水が流出及び地下浸透しないよう床面を養生するなど適切な措置を講ずること。</p> <p>(3) 石綿含有建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、作業場内の清掃その他の石綿の飛散を抑制及び廃水の流出を防止するための処理を行うこと。</p>
---	--	---

2 周辺の住民等への周知

石綿排出工事の元請業者又は自主施工者は、次に定めるところにより、周辺の住民等へ当該石綿排出工事における石綿排出作業の内容等を周知するための掲示板を設けること。

1	設置場所	接道する敷地への入口など周辺の住民等から見やすい場所に設置すること。
2	設置期間	石綿排出作業を開始する日の3日前までに設置し、当該石綿排出作業が完了するまでの間、設置すること。
3	掲示板の大きさ	規格A3以上の大きさとすること。
4	記載内容	<p>次に掲げる事項を記載すること。なお、他法令等に基づく掲示に追記する形式で表示しても差し支えない。</p> <p>(1) 石綿排出工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 石綿排出作業が条例施行規則第70条の2第3号及び第4号の作業に該当するときは、条例第92条の届出年月日及び届出先</p> <p>(3) 石綿排出工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡先</p> <p>(4) 石綿排出作業の実施の期間</p> <p>(5) 石綿排出作業の方法</p>

3 石綿濃度等の測定

石綿排出工事の元請業者又は自主施工者は、条例第93条の規定による石綿濃度等の測定を次に定めるところにより行うこと。

(1) 測定方法

石綿濃度等の測定は、石綿に係る特定粉じんの濃度の測定法（平成元年環境庁告示第93号）に定める方法により行うこと。ただし、石綿含有建築材料に使用されている石綿の種類にクリソタイル以外の石綿が含まれるときは、最新の環境省の「アスベストモニタリングマニュアル」に準じた方法により行うこと。また、総繊維数濃度が1本/Lを超えたときは、石綿繊維数濃度を確認すること。

(2) 測定箇所

石綿含有建築材料の除去等の作業期間中及び作業終了後の測定は、次に掲げる箇所において行うこと。

1	吹付け石綿及び石綿含有断熱材等の除去等の作業（集じん・排気装置及び前室を設置して行う作業の場合）	作業期間中	(1) 集じん・排気装置の排気口 (2) 前室の出入口 (3) 敷地境界付近（4方位）
		作業終了後	作業場内の適切な箇所
2	吹付け石綿及び石綿含有断熱材等の除去等の作業（1の項に該当する場合を除く。）	作業期間中	(1) 作業場の出入口 (2) 敷地境界付近（4方位）
		作業終了後	作業場内の適切な箇所
3	石綿布及び石綿含有セメント建材の除去等の作業	作業期間中	敷地境界付近（4方位）

備考 1 1の項及び2の項において、隔離又は養生した作業場が複数ある場合は、作業場ごとに測定を行うこと。

2 2の項において、局所的に隔離するための袋状の用具を用いて作業を行う場合は、作業場に係る測定箇所は除去等を行う箇所の近傍とする。なお、局所的に隔離するための袋状の用具を用いて行う作業を複数の箇所で行う場合は、当該複数の箇所を一つの作業場として扱うことができる。

3 敷地境界付近（4方位）の測定は、作業の対象となる建築物等から敷地境界までの距離が離れている場合は、敷地境界付近に代えて当該建築物等の周辺で測定できる。

(3) 注意点

ア 作業期間中の測定は、原則として除去等の作業の初日に行うこと。また、除去等の作業が7日を超えて実施される場合は、原則として7日までごとに1回以上の頻度で行うこと。

イ 作業終了後の測定は、原則として隔離シート等の撤去を完了した日又は翌日等速やかに行うこと。

ウ 試料の採取に当たっては、捕集条件並びに採取時の天候、風向及び風速を記録すること。

4 応急の措置及び報告

石綿排出工事の元請業者又は自主施工者は、当該石綿排出工事における石綿排出作業により、石綿が作業場以外の場所に飛散したとき、又は飛散するおそれが生じたときは、直ちに、その旨を市長に通報するとともに、石綿の飛散を防止するための応急の措置を執ること。また、当該事態の状況及び執った措置の概要を速やかに市長に報告すること。

5 届出書に添付する事項

石綿排出工事の発注者又は自主施工者は、当該石綿排出工事における石綿排出作業に係る届出に、条例に規定する事項のほか、次に掲げる事項を添付すること。

1	石綿排出作業の開始の届出(条例第92条)	(1) この指導基準の第2項の規定による揭示板（必要事項を記載し、規格A4に縮小したもの） (2) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「法」という。）第18条の15第1項又は第4項に規定する調査において法施行規則第16条の5第2号の分析による調査を行った場合は、当該調査の結果 (3) 法第18条の15第5項の規定による揭示板（必要事項を記載し、規格A4に縮小したもの） (4) 作業場の隔離又は養生等の状況を示す見取図（主要寸法、隔離された作業場及び前室の容積（m ³ ）、集じん・排気装置及び前室の設置場所並びに集じん・排気装置の排気口の位置を記載したもの） (5) 作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認する計画及
---	----------------------	---

		<p>びその記録用紙</p> <p>(6) 使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認する計画及びその記録用紙</p> <p>(7) 集じん・排気装置の機種、型式、設置数及び仕様（排気能力（m^3/min）、使用するフィルタの種類及びその集じん効率（%）が明記されたもの）</p> <p>(8) 粉じんを迅速に測定できる機器を使用する場合にあっては、当該機器の種類及び型式</p> <p>(9) 粉じん飛散防止剤・粉じん飛散抑制剤等の薬液、隔離シートその他の石綿排出作業に使用する資材の仕様</p> <p>(10) 石綿含有建築材料の囲い込み又は封じ込めを行う場合は、当該石綿含有建築材料の劣化状態及び下地との接着状態等を確認し、その結果について写真等で説明した資料</p> <p>(11) 石綿排出工事に係る石綿排出作業に関する施工体系図（緊急連絡先が明記された連絡体制図を含む）</p> <p>(12) 石綿濃度等の測定業者名</p> <p>(13) 石綿濃度等の測定日、測定箇所及び測定数</p>
2	石綿排出作業の完了の届出(条例第94条)	<p>(1) 1の項(1)及び(3)に掲げる掲示板の設置状況及びその掲載内容を撮影したもの</p> <p>(2) 1の項(5)及び(6)に掲げる事項を確認した結果を記録した記録用紙</p>

- 備考 1 石綿排出作業の対象となる建築物等の配置図には、1の項(1)及び(3)に掲げる掲示板の設置場所を記載すること。
- 2 石綿排出工事の工程表には、石綿濃度等の測定日、測定箇所及び測定数を分かりやすく記載すること。
- 3 法第18条の17第1項及び第2項の規定による届出には、同条第3項に規定する事項のほか、条例施行規則第71条に規定する事項及びこの指導基準の第5項に規定する事項を併せて提出すること。

焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策指導基準

施行 平成 15 年 4 月 1 日
最近改正 平成 24 年 9 月 25 日
(改正施行 平成 24 年 10 月 1 日)

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年横浜市条例第 58 号。以下「条例」という。）第 97 条の規定により、焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策指導基準を次のとおり定める。

1 定義

- (1) この指導基準において「事業者」とは、焼却施設の解体工事を施工しようとする者をいう。
- (2) この指導基準において「ばいじん等」とは、焼却施設において廃棄物を焼却した結果生じたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻をいう。

2 環境対策及び調査

- (1) 事業者は、焼却施設の解体工事を行うに当たってこの指導基準に定める事項を遵守するとともに、当該工事を行う地域の環境に配慮し、汚染の未然防止に努めること。
- (2) 事業者は、解体工事を行うに当たっては、当該解体工事によるばいじん等の飛散を防止するとともに、当該解体工事に伴って生じる排気、汚水等による環境汚染を防止するため、次により環境対策を決定し、必要な措置を講ずること。
 - ア 解体工事を行う焼却施設の区分を別表 1 により決定する。
 - イ 環境対策については、アで決定した各区分ごとに、別表 2 に示す措置を講ずること。
- (3) 事業者は、解体工事の期間中及び終了時において、当該工事による汚染の把握に努めること。
- (4) 事業者は、解体工事を行う焼却施設の敷地内における環境の状況を把握するため、別表 3 に掲げる調査を実施すること。
- (5) 事業者は、汚染が確認された場合は、原因究明のための調査及び汚染の拡大防止のための措置を講じ、その内容を記録・保管すること。

3 廃棄物の適正処理

- (1) 当該解体工事によって発生する廃棄物を排出する事業者は、当該廃棄物について、次に掲げる措置を講じた上で処分すること。
 - ア 廃棄物の適正保管

廃棄物は、廃棄物保管場所であることを表示した場所に、ばいじん、燃え殻、がれき類、金属くず、廃プラスチック類等の廃棄物の種類及び固体、液体、粉体等の性状ごとに分別し、飛散及び流出しない構造の容器、コンテナ、ピット等に、廃棄物の種類等に従って適切に保管すること。
 - イ 保管場所の雨水対策

廃棄物の保管場所を屋外に設ける場合は、テント等により雨水対策を行うとともに、周囲から雨水が流入しないための措置を講ずること。
 - ウ 地下浸透防止対策

廃棄物の保管場所の底面は、水分を含んだ廃棄物から流出した水、汚染された廃棄物に触れた雨水等が地下に浸透しないための措置を講ずること。
 - エ 廃棄物の適正処理

廃棄物の収集・運搬、中間処理及び最終処分を委託する場合には、委託する許可業者との書面による契約、マニフェスト交付等の手続を確実に行之、廃棄物の適正処理を実施すること。
- (2) 当該解体工事から発生した特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物以外の廃棄物については、必要があると認められる場合、特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物に準じて処理すること。

4 土壌調査及び対策

事業者は、解体工事終了後の土壌調査の結果、別表 3 の土壌分析に規定するダイオキシン類については、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について（平成 11 年環境庁告示第 68 号）の土壌の基準値、その他の物質については土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条に定める基準を超える結果が得られた場合は、表層土の除去等の対策を実施すること。

5 情報提供

- (1) 事業者は、解体工事を行う焼却施設の近隣住民に対し、工事の着手前、期間中、終了後を通じて、当該解体工事に関する調査結果等の情報の提供に努めること。
- (2) 事業者は、当該工事の施工業者名、連絡先、工程、概要等について、常に見やすい場所に表示すること。

別表1 焼却施設の区分

指導基準の対象	焼却施設の規模、使用形態及び作業方法	区分
条例施行規則別表第1の51の項に掲げる作業に係る廃棄物焼却炉（注1）を有する焼却施設	次のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 大気汚染防止法施行令別表第1の13の項に掲げる廃棄物焼却炉（注2）を有する焼却施設 ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の許可を受けている焼却施設（注3） ・ 医療系廃棄物を焼却した焼却施設 ・ 溶断による解体作業を行う焼却施設 	A
	A区分に該当しないもので、現状のままでは撤去することができない（解体作業を要する）焼却施設。ただし、切断することなく煙突等の分離のみを行う場合を除く。	B
	A区分及びB区分に該当しないもので、焼却施設、車両、機材、保護具等を洗浄する作業を行うもの	C
	A区分、B区分及びC区分に該当しないもの	D

- (注1) 火格子面積又は火床面積が0.5m²以上であるもの、焼却能力が50kg/h以上であるもの及び一次燃焼室の容積が0.8m³以上であるもの
- (注2) 火格子面積が2m²以上であるか、又は焼却能力が200kg/h以上
- (注3) 汚泥、廃油、廃プラスチック類、廃PCB等の焼却施設で、法で定める処理能力を超えるもの

別表2 環境対策

対策		区分			
		A	B	C	D
飛散防止対策	<p><施設全体又は工事区画の密閉></p> <p>解体工事を行う焼却施設の全体又は解体工事を行う区画の全体を仮設の壁等及び天井により隔離すること。</p> <p>ただし、煙突等全体を覆うことが困難な設備については、作業を行う箇所ごとに隔離するなどの飛散防止対策を実施すること。</p> <p>なお、解体工事を行う焼却施設が屋内にある場合で、当該建屋の開口部を目張りによりふさぐ等の措置を行った場合は、これにより全体の隔離とする。</p>	○	○	△ (注1)	△ (注1)
	<p><作業所内空気の排気、フィルターによる排気の処理></p> <p>解体工事の作業を行う場所の内部の空気をHEPAフィルター等の適切な排気処理設備を設けた排風機により一定方向に誘引する。</p> <p>排気処理の管理目標は、(注2)に掲げるものとする。</p>	○	○	—	—
	<p><作業所内空気の減圧></p> <p>解体工事の作業を行う場所の内部の空気を外部に対し減圧して行うこと。ただし、密閉が困難な部位については、この限りでない。</p>	○	—	—	—
	<p><作業場所の湿潤化></p> <p>解体工事の作業は、湿潤化等によりばいじん等が飛散ないように措置を講じて行うこと。</p>	○	○	○	○
	<p><車両・保護具等に付着したばいじん等の除去></p> <p>解体工事の作業場所で使用した車両、機材、保護具等を当該作業場所の外へ移動する場合は、あらかじめ洗浄、拭き取り等を行い、付着したばいじん等の飛散を防止すること。</p>	○	○	○	○

流出防止対策	<汚水の周囲への流出防止> ① 汚染物の飛散防止のための湿潤化、汚染物を除去するための高圧洗浄等水を使用する作業を行う場合は、ダイオキシン類等で汚染された水の周囲への流出を防止するための措置を講ずること。 ② ①の作業を行う場所にたまった汚水は、吸収材等を用いての回収等により速やかに排除すること。	○	○	○	—
	<地下浸透防止> 焼却施設の基礎部分及び周囲がコンクリート等の不浸透性材料で覆われていない場合は、当該焼却施設の周囲を十分な強度を有するシート等で養生し、作業で発生した汚水の地下への浸透を防止するとともに、焼却施設の内部にたまった汚水が焼却施設の外に流出しないよう当該汚水を吸収材等で速やかに回収する等の措置を講ずること。	○	○	○	—
	<汚水の処理> ① 解体工事により発生した汚水の処理は、排水処理設備による排水処理後、場外へ排出するなど適正に処理すること。ただし、場内における汚水の処理が困難な場合は、汚水を貯留して場外へ搬出すること。 ② 解体工事により発生した汚水を排水処理設備により処理して場外に排出する場合は、（注3）に掲げる排水基準を満足すること。この場合において、解体工事を行う焼却施設に既に設置されている排水処理設備を利用するときは、当該排水処理設備が水質及び水量についての処理能力を有している場合に限る。 ③ 汚水を場外へ搬出し処理を行う場合は、（注3）に掲げる排水基準を遵守できる処理を行うこと。 ④ 前①の排水処理設備は、排水処理に支障が生じないように維持管理を行うこと。	○	○	○	—
	<雨水排除> 雨水が汚水と混じり合わないよう、雨水を適切に排除できるための措置を講ずること。	○	○	○	—

（注1） 煙突や投入口等の開口部を目張りし、焼却施設全体をビニールシート等で覆うこと。

（注2） ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準（平成11年環境庁告示第68号）別表に掲げる大気の基準値

（注3） ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）別表第2に定める排出基準及び条例施行規則別表第11に掲げる排水の規制基準

別表3 環境調査

分析		区分			
		A	B	C	D
環境調査	<大気分析> ○測定時期…解体工事中 ○分析項目…ダイオキシン類 解体工事の期間中で最も多くばいじん等が飛散すると考えられる時期（汚染物の除去作業中等）に、解体工事を行う焼却施設を中心にした4方向の敷地境界内の場所において「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル（環境省環境管理局 総務課ダイオキシン対策室・大気環境課）」に定める分析方法に基づき分析すること。	○	—	—	—
	<土壌分析> ○測定時期…解体工事前及び工事後 ○分析項目…ダイオキシン類、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、セレン及びその化合物 ① 解体工事着手前 購入した土又は他の場所から持ってきた土を十分混合し、均一な土壌（以下「調査用土壌」という。）を用意し、採取する。 調査用土壌は採取可能なように概ね1m ² の容器（水抜き用の穴があるもの）に厚さ10cm以上となるように入れ、解体工事を行う焼却施設を中	○	○	—	—

<p>心にした4方向の敷地境界内の場所に設置する。</p> <p>当該土壌について、ダイオキシン類については「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル（環境省水・大気環境局土壌環境課）」、その他の物質については「土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第6条第3項第4号及び第6条第4項第2号に規定する環境大臣が定める方法」に定める分析方法に基づき分析すること。</p> <p>② 解体工事終了後</p> <p>①で設置した容器の土壌を深さ1cmの範囲で採取し、①と同様に分析すること。</p>				
<p><水質分析></p> <p>○測定時期…解体工事中</p> <p>○分析項目…ダイオキシン類、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、セレン及びその化合物</p> <p>解体工事の期間中に発生した汚水を排水処理設備により処理して場外に排出する場合にあっては、解体工事の期間中で、排水処理設備に最も多くの汚水及び除去した汚染物が流入する時期に1回、排水口（排水口が複数箇所ある場合は、それぞれの排水口）の水を採取し、ダイオキシン類については「JIS K0312」、その他の物質については条例施行規則別表第11の備考8に定める分析方法に基づき分析すること。</p>	○	○	○	—

工事排水による公共用水域の水質の汚濁の防止に関する指導基準

施行 平成 15 年 4 月 1 日

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年横浜市条例第 58 号）第 103 条の規定により、工事排水による公共用水域の水質の汚濁の防止に関する指導基準を次のとおり定める。

- 1 建設工事の施行にあたっては、水質の汚濁の防止に配慮した工事計画を作成すること。
- 2 建設工事により発生する排水（以下「工事排水」という。）に係る適正な排水処理計画を作成すること。
- 3 排水処理施設を設置する場合は、適正な維持管理を行うこと。
- 4 工事排水は、条例第 28 条第 1 項に規定する規制基準を順守すること。
- 5 水質事故時の応急対策及び連絡体制の整備を行うこと。

屋外作業に伴う騒音及び振動による公害の防止に関する指導基準

施行 平成 15 年 4 月 1 日

最近改正 平成 31 年 3 月 29 日

（改正施行 平成 31 年 4 月 1 日）

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年横浜市条例第 58 号。以下「条例」という。）第 109 条の規定により、屋外作業に伴う騒音及び振動による公害の防止に関する指導基準を次のとおり定める。

事業者は、屋外において、資材の積卸し、運搬用機器の使用、車両の運行等騒音及び振動を伴う作業を行う場合には、以下の項目について、可能な限り配慮し、騒音・振動の未然防止に努めるものとする。

また、事業者は騒音等の問題が生じ、別表に規定する公害が生じていると認められる基準を超過する場合には、速やかに改善措置を講じるものとする。

1 屋外作業を行う場所の構造

- (1) 敷地の周囲に遮音性の高い塀を設置し、防音対策をする。ただし、周辺住民から風通し・見晴らし・日当たり等の要望がある場合は、それらに配慮すること。
- (2) 車両の出入口は、住宅から離れた位置にすること。

2 機器・車両等の騒音・振動対策

- (1) 敷地内で使用する油圧ショベル等の建設機械は超低騒音型（国土交通省指定）にすること。
- (2) フォークリフトを使用する場合は、電気モータ式を使用すること。
- (3) 運搬車両のバックブザーは、危険のない範囲で切るようにすること。
- (4) 停車中の車両のアイドリングは停止すること。
- (5) 鉄骨加工場でせん断機・走行クレーン等の機械を使用する場合は、低騒音化に努めること。

3 作業方法等の騒音・振動対策

- (1) 早朝・夜間・日曜日及び休日の作業は控えること。
- (2) 騒音・振動を防止する作業方法・使用方法について、作業員への研修を日常的に実施すること。
- (3) 掛け声・話し声に注意すること。
- (4) 著しい騒音・振動が発生する作業は、住宅から離れた場所で行うこと。
- (5) 建屋がある場合は、作業はなるべく建屋内で行うこと。
- (6) 資材等の荷物の積卸しは、静かに行うこと。
- (7) 作業中の資材・製品・廃品等のぶつかり合う音に注意すること。
- (8) 資材等の落下音を防止するため、作業場所の床に緩衝機能を有する素材（ゴムマット等）を敷くこと。
- (9) 出入りする車両の通行時間・速度・搬入ルートを検討すること。

4 その他

- (1) 看板を設置して、作業員に騒音・振動の防止を啓発すること。
- (2) 水撒きを行い、粉じんの飛散を防止すること。

別表 公害が生じていると認められる判断基準

騒音を受ける者が居住する住居等の敷地の境界線において、屋外作業から発生する騒音の音量が横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則第 38 条に定める別表第 13 の表の地域及び時間ごとの欄に掲げる数値を超え、かつ、屋外作業から発生する操業時間の騒音暴露量（EXPL）が、その地域の環境基準に定める数値とその時間帯（昼間 16 時間、夜間 8 時間）から算出される数値を超えている場合に公害が生じていると認める判断基準とする。

騒音暴露量：EXPL

測定時間中に屋外作業に伴って発生する騒音の全エネルギー（瞬時 A 特性音圧の 2 乗積分値）と等しいエネルギーを持つ継続時間 1 秒の定常音の騒音レベル

（算出式）

$$EXPL = 10 \log_{10} \left[\frac{1}{T_0} \int_{t_1}^{t_2} \frac{p_A^2(t)}{p_0^2} dt \right]$$

$p_A(t)$ ：対象とする騒音の瞬時 A 特性音圧（Pa）

p_0 : 基準音圧 (20 μ Pa)

$t_1 \sim t_2$: 対象とする騒音の継続時間を含む時間 (秒)

T_0 : 基準時間 (1 秒)

地 域	基準値 EXPL (単位: dB)	
	昼 間	夜 間
A・B地域	103	90
C地域	108	95

- 備考 1 「A・B地域」とは都市計画法第8条第1項第1号に規定する、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び用途地域以外の地域とする。
- 2 「C地域」とは都市計画法第8条第1項第1号に規定する、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域とする。
- 3 基準値は昼間の環境基準値（A・B地域 55 dB、C地域 60 dB）及び夜間の環境基準値（A・B地域 45 dB、C地域 50 dB）から算出されるEXPLを四捨五入して整数化した値である。
- 4 昼間は午前6時から午後10時までの16時間とし、夜間は午後10時から翌日の午前6時までの8時間とする。

掘削作業による地盤の沈下の防止に関する指導基準

施行 平成 15 年 4 月 1 日

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年横浜市条例第 58 号）第 115 条の規定により、掘削作業による地盤の沈下の防止に関する指導基準を次のとおり定める。

- 1 掘削作業の計画に際して、止水性が高く、かつ、周辺地盤や地下水位に与える影響を極力少なくする工法を選定すること。
- 2 掘削作業の実施に際して、地盤の崩壊、地表面の陥没あるいは沈下のおそれがある場合は、事前に適切な補助工法を選定し、地盤の安定を図ること。
- 3 掘削作業中は掘削構内のみならず、周辺の地盤や構造物についても異常の早期発見に努めると共に、地下水位、地盤変動等の観測を行うこと。
- 4 当該掘削作業による地盤沈下が生じた場合には、工事の一時中止を含め、必要な措置を講ずること。

小規模揚水施設に係る地下水の採取による地盤の沈下の防止に関する指導基準

施行 平成 15 年 4 月 1 日
最近改正 令和 3 年 7 月 21 日
(改正施行 令和 3 年 10 月 1 日)

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年横浜市条例第 58 号）第 122 条の規定により、小規模揚水施設に係る地下水の採取による地盤の沈下の防止に関する指導基準を次のとおり定める。

- 1 揚水施設の運転は必要最小限とし、採取した地下水の再利用等を促進することにより、地下水採取量の削減に努めること。
- 2 地下水を採取する帯水層は、可能な限り周辺の地盤に影響を及ぼさない帯水層を選ぶこと。
- 3 地下水の採取量は、揚水試験（段階揚水試験、連続揚水試験等）に基づく適正揚水量により設定すること。
- 4 湧水等による地下水位の低下時には、揚水施設の運転時間を短縮し、地下水採取量を減少させる等、水位回復の為に必要な措置を講じること。
- 5 当該小規模揚水施設による地盤の沈下の影響が生じた場合には、揚水施設の一時停止を含め、必要な措置を講ずること。

横浜市建築物環境性能表示基準

制 定	平成21年 9月24日
一部改正	平成23年12月15日
一部改正	平成28年 3月 1日
一部改正	令和 4年 4月 1日
一部改正	令和 5年 4月 1日
一部改正施行	令和 6年 4月 1日

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年12月横浜市条例第58号）第141条の8の規定に基づき、建築物環境性能表示の表示の方法その他の事項に関する基準を次のとおり定め、平成22年4月1日から適用する。

1 建築物環境性能表示の表示基準

建築物環境性能表示は、条例第141条の9第1項及び横浜市特定外建築物環境配慮計画の届出に関する要綱（平成23年12月制定）第7条に規定する販売等建築主が、横浜市建築物環境配慮指針（平成17年3月横浜市告示第85号）で定める建築物の総合的な環境性能を評価する方法で得られる評価に基づき、別表に掲げる基準により行う。

2 建築物環境性能表示の様式

別記様式1から3のとおりとする。なお、表示を行おうとする販売等建築主が横浜市建築物環境配慮評価認証制度要綱（平成17年11月制定）の第6条により認証を受けた場合は、様式4または5による表示を行うことができる。

3 建築物環境性能表示の表示方法の基準

- (1) 建築物環境性能表示は、横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年3月横浜市規則第17号）第88条の8に規定する広告（以下「広告」という。）の見やすいところに1箇所以上表示すること。
- (2) 建築物環境性能表示を構成する文字、記号等は、鮮明であり、かつ、容易に識別できるものとする。
- (3) 同一敷地内にある複数の販売等建築物を同一広告に掲載する場合は、販売等建築物ごとに建築物環境性能表示を表示するものとし、販売等建築物と当該建築物環境性能表示との対応関係が分かるように表示すること。ただし、同一の評価の販売等建築物が複数ある場合、同一の評価の販売等建築物については一つの建築物環境性能表示によることができるものとする。
- (4) その他市長が別に定める基準による。

別表

CASBEE横浜又はCASBEE横浜 [戸建] による環境性能の評価結果		建築物環境性能表示		
重点項目	評価内容及び評価結果（5点満点）	項目 (非住宅/集合住宅と戸建住宅)	表示方法	
重点項目	建築物の省エネルギー性能に関する取組	1	省エネルギー性能	
		2		
		3		
		4		
		5		
	健康・快適な職住環境に関する取組	1	快適・働きやすさ /健康・安心	
		2		
		3		
		4		
		5		
	防災への配慮に関する取組	1	防災	
		2		
		3		
		4		
		5		
	地域・まちづくりへの貢献に関する取組	1	地域・まちづくり	
		2		
		3		
		4		
		5		

表示項目	太陽光発電又は太陽熱利用の導入	有	太陽光発電	 太陽光利用
			太陽熱利用	 太陽熱利用
			太陽光発電及び太陽熱利用	 太陽光・熱利用
	無	(表示しない)		
木材利用に関する取組	木材使用量レベル3以上 又は 周囲や利用者から見える場所に木材が使用されている		 木材利用	
	上記以外		(表示しない)	
エネルギー消費量の削減率	計算による評価の場合		削減率 (%)	
	計算によらない評価の場合		- (%)	
総合評価	建築物の環境効率 (BEE)	C (BEE < 0.5)		
		B- (0.5 ≤ BEE < 1.0)		
		B+ (1.0 ≤ BEE < 1.5)		
		A (1.5 ≤ BEE < 3.0)		
		S (BEE ≥ 3.0かつQ ≥ 50 (Q: 建築物の環境品質))		

- (備考) 1 CASBEE横浜及びCASBEE横浜〔戸建〕は、横浜市建築物環境配慮指針で定める建築物の総合的な環境性能を評価する方法として、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構による建築環境総合性能評価システム(CASBEE)のうち、CASBEE-建築(新築)及びCASBEE-戸建(新築)に準じて別に定めるものをいう。
- 2 重点項目の取組は、CASBEE横浜及びCASBEE横浜〔戸建〕の配慮項目のうち、公表用スコアシートでそれぞれ指定されたものとする。また、重点項目の各取組の結果は、CASBEE横浜及びCASBEE横浜〔戸建〕の公表用結果シートに5点満点で得点表示されるものとする。
- 3 表示項目の取組は、CASBEE横浜及びCASBEE横浜〔戸建〕の公表用結果シートに表示されるものとする。
- 4 エネルギー消費量の削減率に表示する削減率は、設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く)の基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く)からの削減率(一未満の数値があるときは、これを切り捨てる)とする。なお、設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量を超える場合においては、増加率とする。
- 5 木材使用量レベル3以上とは、「建築物の木材利用に関する評価並びに木材利用優良建築物の表彰及び当該建築物に係る計画であることの確認に関する要綱」第3条に定める方法により、任意で木材利用の評価を行い、木材使用量がレベル3以上である場合とする。

様式（横浜市建築物環境性能表示）

様式1（非住宅建物の場合）

横浜市建築物環境性能表示 非住宅

太陽光・熱利用 エネルギー消費量 XX%削減

木材利用

重点項目

省エネルギー性能	●●●●●●●●
快適・働きやすさ	●●●●●●●●
防 災	●●●●●●●●
地域・まちづくり	●●●●●●●●

きゃずびっぴ
本表示は建築主による自己評価の結果です 受付20XX年XX月XX日

総合評価 ★★★★★

CASBEE横浜20XX年版 No.XX-XXX

様式2（集合住宅の場合）

横浜市建築物環境性能表示 集合住宅

太陽光・熱利用 エネルギー消費量 XX%削減

木材利用

重点項目

省エネルギー性能	●●●●●●●●
健康・安心	●●●●●●●●
防 災	●●●●●●●●
地域・まちづくり	●●●●●●●●

きゃずびっぴ
本表示は建築主による自己評価の結果です 受付20XX年XX月XX日

総合評価 ★★★★★

CASBEE横浜20XX年版 No.XX-XXX

様式3（戸建住宅の場合）

横浜市建築物環境性能表示 戸建住宅

太陽光・熱利用 エネルギー消費量 XX%削減

木材利用

重点項目

省エネルギー性能	●●●●●●●●
健康・安心	●●●●●●●●
防 災	●●●●●●●●
地域・まちづくり	●●●●●●●●

きゃずびっぴ
本評価は建築主による自己評価の結果です 受付20XX年XX月XX日

総合評価 ★★★★★

CASBEE横浜[戸建]20XX年版 No.XX-XXX

様式4（認証を取得した非住宅建物の場合）

横浜市建築物環境性能表示 非住宅

太陽光・熱利用 エネルギー消費量 XX%削減

木材利用

重点項目

省エネルギー性能	●●●●●●●●
快適・働きやすさ	●●●●●●●●
防 災	●●●●●●●●
地域・まちづくり	●●●●●●●●

きゃずびっぴ
本評価は横浜市での認証を取得しました 受付20XX年XX月XX日

総合評価 ★★★★★

CASBEE横浜20XX年版 No.XX-XXX

様式5 （認証を取得した集合住宅の場合）



- (備考) 1 横浜市建築物環境配慮指針に係る内容を「CASBEE横浜」により評価した場合は様式1（非住宅建物用）または様式2（集合住宅用）を、「CASBEE横浜〔戸建〕」により評価した場合は様式3（戸建住宅用）を用いること。
- 2 横浜市建築物環境配慮評価認証を取得した場合は、様式4（非住宅用途建物用）または様式5（集合住宅用）を用いることができる。
- 3 様式中「20××」とあるのは、評価ソフト（CASBEE横浜及びCASBEE横浜〔戸建〕）のバージョン（西暦年）を表示すること。
- 4 様式中の「受付No.」には、建築物（特定外建築物）環境配慮計画届出書の受付番号を記入すること。
- 5 様式中の「受付20××年××月××日」には、建築物（特定外建築物）環境配慮計画届出書の受付年月日を記入すること。
- 6 設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量を超える場合においては、様式中「削減」とあるのは「増加」と表示すること。
- 7 この表示の大きさは、書面による場合、縦37ミリメートル以上、横60ミリメートル以上とすること。
- 8 地色は白色、文字、図柄及び枠線は、次表のとおりとすること。

表

カラーの場合（4色分解による色指定）	白黒の場合
基本（緑） （C:90%、M:10%、Y:80%、K:0%）	基本（スミ100%） （C:0%、M:0%、Y:0%、K:100%）
項目網掛け部分（黄緑） （C:13.5%、M:1.5%、Y:12%、K:0%）	項目網掛け部分（スミ20%） （C:0%、M:0%、Y:0%、K:20%）
得点星印（赤） （C:0%、M:90%、Y:100%、K:0%）	得点星印（スミ100%） （C:0%、M:0%、Y:0%、K:100%）
未得点星印（薄灰） （C:23%、M:16%、Y:13%、K:2%）	未得点星印（スミ20%） （C:0%、M:0%、Y:0%、K:20%）
赤文字 （C:0%、M:90%、Y:100%、K:0%）	太文字（スミ50%） （C:0%、M:0%、Y:0%、K:50%）
白文字 （C:0%、M:0%、Y:0%、K:0%）	白文字 （C:0%、M:0%、Y:0%、K:0%）
キャラクター（きゃすびっぴ）	キャラクター（きゃすびっぴ）
体及び文字（青） （C:80%、M:40%、Y:0%、K:0%）	体（スミ65%） （C:0%、M:0%、Y:0%、K:65%）
顔（黒） （C:0%、M:0%、Y:0%、K:100%）	顔及び文字（黒） （C:0%、M:0%、Y:0%、K:100%）
窓（白） （C:0%、M:0%、Y:0%、K:0%）	窓（白） （C:0%、M:0%、Y:0%、K:0%）
地球（緑） （C:80%、M:0%、Y:100%、K:0%）	地球（スミ45%） （C:0%、M:0%、Y:0%、K:45%）
ライン（水色） （C:70%、M:0%、Y:0%、K:0%）	ライン（スミ30%） （C:0%、M:0%、Y:0%、K:30%）
戸建住宅の表示背景（橙） （C:0%、M:55%、Y:100%、K:0%）	戸建住宅の表示背景（スミ50%） （C:0%、M:0%、Y:0%、K:50%）
非住宅および集合住宅の表示背景（黄緑） （C:13.5%、M:1.5%、Y:12%、K:0%）	非住宅および集合住宅の表示背景（スミ20%） （C:0%、M:0%、Y:0%、K:20%）
太陽光・熱の利用	太陽光・熱の利用
太陽（赤） （C:0%、M:90%、Y:100%、K:0%）	太陽（スミ75%） （C:0%、M:0%、Y:0%、K:75%）
文字（緑） （C:90%、M:10%、Y:80%、K:0%）	文字（黒） （C:0%、M:0%、Y:0%、K:100%）
網掛け部分（黄緑） （C:13.5%、M:1.5%、Y:12%、K:0%）	網掛け部分（スミ20%） （C:0%、M:0%、Y:0%、K:20%）
木材利用に関する取組	木材利用に関する取組
木材（茶色） （C:20%、M:50%、Y:100%、K:42%）	木材（スミ75%） （C:0%、M:0%、Y:0%、K:75%）
文字（緑） （C:90%、M:10%、Y:80%、K:0%）	文字（黒） （C:0%、M:0%、Y:0%、K:100%）
網掛け部分（黄緑） （C:13.5%、M:1.5%、Y:12%、K:0%）	網掛け部分（スミ20%） （C:0%、M:0%、Y:0%、K:20%）

悪臭に関する評価方法

施行 平成15年4月1日

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年横浜市規則第17号）第31条第9項別表第10により、悪臭に関する評価方法は、次に定めるとおりとする。

事業所の臭気排出口及び敷地境界線における悪臭の指導指針値Xは、臭気指数で表示するものとし、次式により算出した値とする。

$$X = A + B + C + D + E$$

A、B、C、D、E値は以下の通りとする。

		臭気排出口	敷地境界線
A値	基準の基礎となる数値	20	10
B値	事業所立地地域	甲地域 第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	0
		乙地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 市街化調整区域	3
		丙地域 工業地域 工業専用地域	5
C値	排出口の高さ	8m未満	0
		8m以上15m未満	2
		15m以上25m未満	5
		25m以上	10
D値	排出風量	50m ³ N/分未満	5
		50m ³ N/分以上200m ³ N/分未満	3
		200m ³ N/分以上	0
E値	臭気質	一般に不快には感じないと認めるにおい	2
		その他	0

- 備考 1 測定方法は、悪臭防止法施行規則第1条に基づく臭気指数及び臭気排出強度の算定方法（平成7年9月13日環境庁告示第63号）のとおりとする。
- 2 臭気排出口における基準は、排出口ごとに与える。
- 3 乙、丙地域に立地する事業所であって、それが甲地域に接する場合のB値は、敷地境界線についてのみ、それぞれ甲、乙地域の数値とする。
- 4 甲地域に立地する事業所であって、それが主要な道路の沿線地域あるいは丙地域に接する場合のB値は、乙地域の数値とする。
- 5 E値は、乙地域の敷地境界線にのみ適用する。
- 6 臭気指数は、人の「におい」についての感覚量の変化に直接対応するもので、これは臭気濃度の対数値を10倍にしたものである。

$$X = 10 \log(\text{臭気濃度})$$

二酸化炭素排出量の算定方法

施行 平成 15 年 4 月 1 日
最近改正 平成 24 年 9 月 25 日
(改正施行 平成 24 年 10 月 1 日)

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成 15 年 3 月横浜市規則第 17 号）第 84 条第 4 項に規定する二酸化炭素の排出量の算定方法は次の方法とする。

二酸化炭素の排出量は、最新の測定モード燃費値を次の方法によって換算して求める。

1 ガソリンを燃料とする自動車の場合

$$A = 1 / B \times 8,400 \times 0.07658 \times 44 / 12$$

2 軽油を燃料とする自動車の場合

$$A = 1 / B \times 9,200 \times 0.07839 \times 44 / 12$$

(備考)

(1) これらの式において、A 及び B は、次の値を表すものとする。

A: 1 キロメートル走行当たりの二酸化炭素の排出量(グラム-二酸化炭素/キロメートル)

B: 最新の測定モード(都市部における平均的な走行形態を表す走行パターンにより走行した場合に排出される排出ガスの量を測定する方法)燃費値(キロメートル/リットル)

(2) これらの式にある数値の内容及び単位は、それぞれ次のとおりである。

8,400: ガソリン 1 リットル当たりの発熱量(キロカロリー/リットル)

0.07658: ガソリンの発熱量当たりの二酸化炭素排出原単位(グラム-炭素/キロカロリー)

9,200: 軽油 1 リットル当たりの発熱量(キロカロリー/リットル)

0.07839: 軽油の発熱量当たりの二酸化炭素排出原単位(グラム-炭素/キロカロリー)

44/12: 二酸化炭素の分子量と炭素の原子量の比

環境保全協定の締結の手続に関する実施細目

施行 平成 15 年 4 月 1 日
最近改正 平成 24 年 9 月 25 日
(改正施行 平成 24 年 10 月 1 日)

(趣旨)

第 1 条 この細目は、横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成 15 年横浜市規則第 17 号）第 94 条の規定に基づき、環境保全協定（以下「協定」という。）の締結の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(協定締結申入れの対象者)

第 2 条 市長が、協定の締結を申し入れる対象者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 工場又は事業場（以下「事業所等」という。）で、次のいずれかに該当する規模の施設の新設又は増設を行おうとする者

ア 横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年横浜市条例第 58 号。以下「条例」という。）第 2 条第 14 号に規定する排水（間接冷却水を除く 1 日当たりの最大の量）が 750 立方メートル以上のもの

イ 設置される全ての指定施設（条例第 2 条第 5 号に規定する施設をいう。）を定格能力で運転する場合に使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算した合計量が 1 時間当たり 3 キロリットル以上のもの

ウ 敷地面積が 2.5 ヘクタール以上の変電所（電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）第 1 条第 4 号に規定する変電所）及び自然科学研究所

エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設のうち、同施行令（昭和 46 年 9 月 23 日政令第 300 号）第 7 条の 2 に規定する縦覧等を要する産業廃棄物処理施設（第 14 号に掲げる施設を除く。）で、かつ、横浜市環境影響評価条例施行規則（平成 23 年 6 月横浜市規則第 67 号）別表第 1 の 6（廃棄物処理施設の建設）の項の第 2 分類事業の要件の欄の(1)及び(2)に掲げる下限値以上の処理能力の施設並びに同欄の(5)及び(6)に掲げる下限値以上の敷地面積の産業廃棄物処理施設の新設又は増設の事業における施設

オ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 12 項に規定する開発行為を伴う事業で、市街化区域にあっては、15 ヘクタール以上、市街化調整区域にあっては、7.5 ヘクタール以上のレクリエーション施設

(2) 協定未締結の既設事業所等で、かつ、前号に掲げる対象要件以上の施設を有する者

(3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(協定の締結の申入れ及び締結時期)

第 3 条 前条第 1 号に定める事業を実施する者に対する協定締結の申入れは、おおむね事業の計画確定段階で行うものとする。また、協定の締結は、工事着工前までに行うものとする。

2 前条第 2 号に定める者に対する協定締結の申入れは、順次行うものとする。

(協定に定める事項)

第 4 条 協定に定める事項は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 協定の基本理念
- (2) 環境保全対策
- (3) 環境保全に関する組織整備及び技術導入
- (4) 環境保全に関する自主的な取組の推進
- (5) 関連企業の環境保全対策
- (6) 事前協議
- (7) 必要な措置
- (8) 測定及び報告
- (9) 立入調査
- (10) 公開

- (11) 承継
- (12) その他

2 前項第2号に定める環境保全対策の事項は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 大気汚染防止対策
- (2) 水質汚濁防止対策
- (3) 交通環境対策
- (4) 騒音・振動・低周波音防止対策
- (5) 悪臭防止対策
- (6) 土壌汚染防止対策
- (7) 地盤沈下防止対策
- (8) 化学物質対策（フロン対策を含む。）
- (9) 遺伝子組換え実験等に伴う排出漏えい防止対策
- (10) 廃棄物対策
- (11) 地球温暖化対策
- (12) 緑化等
- (13) 事故時の措置
- (14) 事後調査
- (15) その他

（事業所等の変更）

第5条 協定を締結している者が名称等を変更する場合は、第1号様式により名称等の変更の届出を行うものとする。

（事業所等の地位承継）

第6条 協定を締結している者からその地位を承継する場合は、第2号様式により地位の承継の届出を行うものとする。

（協定の失効）

第7条 協定を締結している者が協定の対象となっている事業所等を廃止しようとする場合は、事前に第3号様式により廃止計画の届出を行うとともに、市長と協議を行い、双方同意の上、文書にて協定を失効する旨の確認を行うものとする。

附 則

（適用除外）

1 第2条第1号及び第2号に定める協定締結対象要件にかかわらず、次に掲げる事業所等については、適用しない。

- (1) 横浜市環境影響評価条例（平成22年12月横浜市条例第46号）第67条に規定するもの
- (2) 本市が所有又は管理するもの

（施行期日）

2 この細目は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この細目は、平成24年10月1日から施行する。

横浜市 みどり環境局 環境保全部 環境管理課

令和6年4月

横浜市中区本町6丁目 50番地の10

TEL 045-671-2733

E-mail mk-shiteijigyosho@city.yokohama.lg.jp